八代市地域防災計画

［ 本 編 ］

令和６年度

八代市防災会議

目次

第１編　総　則

第１節　計画の策定方針 ---------- 1
第１　計画の目的 1
第２　計画の性格 1
第３　防災対策の基本方針 1
第４　計画の基本的な考え方 3
第５　他の計画との関係 4
第６　計画の修正 5
第２節　防災関係機関の事務または業務の大綱 ---------- 6
第１　市 6
第２　県 6
第３　自衛隊 7
第４　指定地方行政機関（内閣総理大臣指定） 7
第５　消防機関 9
第６　指定公共機関　（内閣総理大臣指定） 9
第７　指定地方公共機関　（県知事指定） 10
第８　その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者 11
第９　市民及び事業所等 13
第 10　大規模特殊災害時の処理すべき事務または業務の大綱 13
第３節　市の概要と災害要因 ---------- 17
第１　位置及び面積 17
第２　地勢及び災害要因 17
第３　災害履歴 18
第４　被害想定及びシナリオ 20
第５　大規模特殊災害の想定及び区分 32

第２編　災害予防計画

第１節　防災体制の整備 ---------- 33
第１　市 33
第２　県 35
第３　防災関係機関 35
第４　自主防災組織 35
第５　事業所等の自衛消防組織 40
第６　市民自らの防災行動の促進 41
第７　ボランティア活動の環境整備 42

第２節　防災まちづくり ----------44
第１　建築物の耐火･不燃化、耐震・耐浪化等の促進 45
第２　オープンスペースの確保 47
第３　市街地の整備 48
第４　市有施設の整備 48
第５　ライフラインの防災対策 50
第６　備蓄体制の整備 53
第７　安全避難の環境整備及び避難施設の整備 56
第８　避難行動要支援者対策 67
第９　帰宅困難者対策 67
第 10　防災拠点整備計画 67
第３節　防災行動力の向上 ----------69
第１　防災教育・啓発 69
第２　防災訓練の充実 74
第３　災害教訓の伝承 77
第４　調査・研究 78
第４節　風害・塩害等予防対策 ---------- 79
第５節　治水・高潮対策の推進 ---------- 83
第１　河川改修の促進 83
第２　公共下水道（雨水）の整備 84
第３　農業水利施設の整備 84
第４　高潮対策の推進 84
第６節　地震・津波災害予防対策 ---------- 87
第１　防災意識の啓発 87
第２　ブロック塀等対策 89
第３　落下物等対策 90
第４　地盤の液状化防止及び対策 91
第５　津波災害予防対策 93
第７節　大規模特殊災害予防対策 ----------97
第１　防災組織の確立 97
第２　防災用設備、資機材の整備・備蓄等 98
第３　防災訓練の実施 99
第４　危険物等の保安 99
第８節　災害対応力の強化 ----------100
第１　土砂災害の防止対策 100
第２　火災の防止対策 103
第３　危険物施設の安全対策 106
第４　山火事防止対策 107

第５　竜巻災害とその対応 108
第６　海上災害の防止対策 108
第９節　情報連絡体制・施設の整備 ----------110
第１　市における情報連絡体制の整備と維持管理 110
第２　適切な情報連絡体制確保を考慮した災害対策本部執務スペースの整備..112
第３　県における災害通信施設の整備 113
第４　関係機関との情報の防災情報共有化 113
第 10 節　緊急輸送の環境整備 ----------114
第１　緊急輸送道路の確保 115
第２　ヘリコプター臨時離発着場 116
第３　船舶による輸送 117
第４　交通輸送手段のバックアップ体制の整備 117
第５　緊急通行車両の優先的な燃料供給等の環境整備 117
第６　孤立化に備えた市道、林道、農道の整備及び維持管理 117
第７　事業者との協力体制の整備 117
第 11 節　救援救護体制の整備 ----------118
第１　応急保健医療体制の整備 118
第２　救急救助体制の整備 121
第３　医療機関等の連携体制の確保 122
第４　給水体制の整備 122
第５　し尿処理体制の整備 123
第６　災害廃棄物対策 125
第 12 節　要配慮者の安全確保対策 ----------128
第１　要配慮者対策の基本 129
第２　避難行動要支援者への対策 130
第３　避難行動要支援者以外の者への対策 132
第４　福祉避難所の指定 133
第５　災害派遣福祉チームの派遣受入体制の整備 134
第６　要配慮者施設における避難確保計画策定等の促進 134
第 13 節　災害時業務継続計画（ＢＣＰ）----------135
第１　業務継続計画の概要 135
第２　業務継続計画策定の目的 136
第３　業務継続計画の効果 136
第４　本計画と災害時業務継続計画の関係 137
第５　業務継続の基本方針 137
第 14 節　受援体制の整備 ---------- 139
第１　総則 139
第２　支援の受入体制 142

第３編　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制 ---------- 144
第１　初期体制 144
第２　注意体制 145
第３　警戒体制 146
第４　災害警戒本部 147
第５　職員の動員・配備 147
第６　災害対策本部 153
第７　関係機関への通知 173
第２節　災害救助法の適用 ---------- 174
第１　災害救助法の適用基準 174
第２　滅失（罹災）世帯の算定基準 175
第３　災害救助法の適用手続き 177
第４　救助業務の実施者 178
第３節　情報の収集・伝達 ----------180
第１　情報の収集・伝達における情報トリアージの実施 180
第２　情報連絡体制 181
第３　気象情報の収集・伝達 184
第４　被害状況の収集・伝達 190
第４節　災害時の広報 ---------- 209
第１　実施機関とその分担 209
第２　広報の実施手順 211
第３　報道機関への発表・協力要請 213
第５節　消防・救急救助活動等 ----------215
第１　消防活動 216
第２　救急救助活動 218
第３　危険物等の対策 220
第６節　水　防 ----------224
第１　水防組織 225
第２　注意を要する箇所 225
第３　水防機関の活動 225
第４　津波災害時の水防活動 233
第７節　災害時の警備・交通規制 ----------234
第１　道路の交通規制 238
第２　緊急通行車両 240
第８節　緊急輸送 ----------240
第１　緊急輸送の範囲 240
第２　緊急輸送道路の確保 241

第３　輸送手段の確保 242
第４　臨時ヘリポートの開設 244
第５　海上輸送 246
第６　被災者の緊急輸送 246
第９節　救援物資の受入れ・配分、トイレ数の確保 ----------247
第 10 節　避難対策 ----------249
第１　避難計画 250
第２　高齢者等避難の発令 253
第３　避難指示の発令 254
第４　緊急安全確保の発令 263
第５　避難の誘導 263
第６　要配慮者への配慮 266
第７　指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設 266
第８　避難所の運営 268
第９　防火対象物等における避難対策等 272
第 10　広域的避難収容 274
第 11　被災者等への的確な情報伝達活動関係 275
第 11 節　応急医療救護 ----------276
第１　初動医療体制 277
第２　重傷者の搬送体制 279
第３　医薬品・医療用資機材の確保 280
第４　惨事ストレス対策 280
第 12 節　防疫・保健衛生 ----------281
第１　防疫・保健衛生 282
第２　し尿の処理 285
第３　遺体の捜索・火葬 286
第４　動物対策 289
第 13 節　生活救援対策 ----------290
第１　飲料水の供給 291
第２　食料の供給 293
第３　生活必需品の供給 295
第４　災害相談の実施 297
第 14 節　派遣要請・相互協力 ----------298
第１　自衛隊への災害派遣要請の要求 298
第２　県に対する応援要求・要請 303
第３　他市町村・指定地方公共機関等への協力要請 304
第４　民間団体等への協力要請 306
第５　広域応援・受援計画 307

第 15 節　都市公共施設等の応急対策 ----------309
第１　ライフライン施設 310
第２　道路・橋梁 317
第３　鉄道施設応急対策 319
第４　河川管理施設 321
第５　その他の公共施設 321
第 16 節　応急教育 ----------325
第１　応急教育 325
第２　応急保育 328
第３　文化財の保護 329
第 17 節　被災地の応急対策 ----------330
第１　障害物の除去及び清掃 330
第２　被災建築物及び被災宅地の危険度判定 335
第３　被災住宅の応急修理 336
第４　応急仮設住宅の建設等 337
第５　公共住宅の提供 339
第６　民間施設の提供 340
第７　農林水産施設の応急対策 340
第 18 節　ボランティア協力対策 ---------- 341
第１　ボランティアの活動分野 342
第２　災害ボランティアセンターの設置 342
第３　ボランティア団体への協力要請 343
第４　ボランティアの需給調整 343
第５　災害ボランティアセンターの機能 344
第６　ボランティアへの支援内容 344
第 19 節　帰宅困難者対策 ---------- 345
第１　帰宅支援情報の提供 345
第２　帰宅困難者対策の一時滞在先の確保 345
第３　事業所に対する協力要請 345
第 20 節　航空機災害対策 ---------- 346
第１　航空機災害対策の基本 346
第２　情報の通信連絡及び広報 346
第３　広報 346
第４　消防活動及び警戒区域の設定 347
第５　救出救護及び行方不明者の捜索活動 347
第６　交通規制 347
第 21 節　海上災害対策 ---------- 348
第１　海上災害対策の基本 348

第２　市の措置 348
第 22 節　鉄道災害対策 ---------- 350
第１　鉄道災害対策の基本 350
第２　市の措置 350
第 23 節　大規模特殊災害対策 ---------- 352
第１　情報の収集・伝達 353
第２　組織動員計画 354
第３　陸上災害の場合の各種応急措置 356
第４　海上災害の場合の各種応急措置 365
第５　企業の自主防衛計画 369

第４編　災害復旧・復興計画
第１節　市民生活安定のための緊急措置 ---------- 371
第１　被災者の生活確保 371
第２　中小企業への融資 377
第３　農林水産施設への融資 377
第４　義援金品・寄附金の受入れと配分 379
第５　災害相談窓口の開設とマニュアルの作成 380
第６　被災者自立支援対策 381
第２節　都市公共施設等の復旧計画 ---------- 382
第１　ライフライン施設 382
第２　道路・橋梁 384
第３　鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社、肥薩おれんじ鉄道株式会社） 384
第４　河川管理施設 384
第５　その他の公共施設..... 385
第６　建築物 385
第７　農林業用施設 385
第３節　激甚災害の指定 ---------- 386
第１　激甚災害指定の手続 386
第２　激甚災害に関する災害状況等の報告 387
第３　激甚災害指定の基準 387
第４　財政援助依頼額の交付手続 387
第４節　復興計画 ---------- 388

第５編　八代市原子力災害対策計画
第１節　総　則 ---------- 389
第１　計画の背景 389
第２　計画の目的 389

第３　計画の性格 389
第４　計画の見直し 389
第２節　防災活動体制 ---------- 390
第１　対策本部等の体制（県、市、関係機関） 390
第２　原子力防災に係る専門職員等の確保 392
第３節　災害予防計画 ---------- 393
第１　情報の収集・連絡体制の整備 393
第２　屋内退避等に係る体制の整備 393
第３　健康相談及び医療体制の整備 393
第４　市民等への知識の普及、啓発 394
第５　防護資機材の確保 394
第６　防災訓練の実施 394
第４節　災害応急対策計画 ---------- 395
第１　組織体制の確立 395
第２　情報の収集 395
第３　情報の伝達 395
第４　市民の避難等の防護活動 396
第５　健康相談及び医療の実施 396
第６　広域的連携 397
第５節　災害復旧対策計画 ---------- 398
第１　風評被害等の影響軽減 398
第２　健康相談 398
第３　放射性物質による汚染の除去等 398
第４　支援措置その他 398

第１編　総　則

第１節　計画の策定方針

第１　計画の目的

八代市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、八代市防災会議が作成する計画であり、大綱及び目的を次のように定める。

大綱	**○　市、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を集結** **○　平常時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応**

目的	**○　市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図る**

第２　計画の性格

本計画は、市域の防災に関し、市の処理すべき事務または業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集すべき事務または業務を含めた総合的かつ基本的な計画である。

本計画は、各対策項目に関して市の防災に関する担当部を示し、あわせて県、防災関係機関、公共的団体及び市民の責務を明確にするとともに、各防災関係機関等が行うべき防災に関する事務または業務の一覧、連携・協力の基本方針を示し、防災活動の迅速性・的確性の向上を図るための計画である。

計画の策定にあたっては、あらかじめ対応業務の流れや工程を想定するものとする。

第３　防災対策の基本方針

本市は、平成17年８月に１市２町３村が合併して誕生し、県内では熊本市に次ぐ産業・経済を支える中心都市である。

しかしながら、急速な高齢化社会の到来は、高年齢者等いわゆる災害時における要配慮者と呼ばれる人々の増加をもたらすとともに、都市化の進展は、コミュニティ意識の低下をもたらしている。

さらに、市民の生活様式は、電気、ガス、水道や電話等のライフラインや鉄道、高速道路等の交通施設への依存度が高いことから、災害発生時の被害は日常生活や産業活動に深刻な影響をもたらすと考えられる。

よって、本市の防災環境の変化に的確に対応し、市民生活の安全を守り、市の持

つ諸機能を確保していくため、男女共同参画の視点をはじめ、すべての人の人権への配慮を基本とし、災害の各段階に応じた災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を積極的に推進する。

１．災害予防対策

○　市民等への災害知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と定期的な防災訓練の実施に努め、多くの市民に参加を募り、コミュニティ活動の活性化による防災思想の徹底を図る。

○　災害に強いまちづくりを進めるため、地盤災害の防止対策や高層建物の安全確保対策及び建築物の浸水対策、耐火対策の促進等を図る。また、要配慮者関連施設の安全性の確保に努める。

○　ライフライン等の施設の浸水対策を進めるとともに、補完的機能の充実に努める。

○　危険物等の管理を厳格に行い、災害を未然に防ぐとともに災害発生時にも的確な対応をとり、二次災害を防ぐ体制の整備に努める。

○　災害時における諸機能の保持のため、広域的な輸送体制や応援体制、医療救護体制の整備を進める。

○　防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材及び食料等の備蓄と消防施設の整備を進める。

○　情報連絡手段となる防災行政情報通信システムの整備を進める。

○　風水害や地震津波等の災害対策の推進を図るとともに、今後の対策に役立つ各種調査研究を進める。

○　児童・生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員・保護者等に対し家族間で避難の仕方を決めておくことなど、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図る。また、生涯学習活動等においても防災教育の実施とその充実を図る。

○　男女共同参画などの多様な視点から防災体制の確立を図る。

２．災害応急対策

○　災害時に迅速な対応がとれるよう、防災関係機関の応急体制を整えるとともに、防災関係機関相互の連携強化を図る。

○　気象情報や被害情報等の災害情報の収集・伝達体制を整える。

○　被災者等を安全に避難させるとともに、水や食料等の供給、医療や救助等、救援救護活動の充実を図る。

○　消防、水防、交通規制等、応急活動の充実を図る。

○　必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。

○　電気、ガス、水道、電話等のライフライン施設の迅速な応急復旧を図る。

○　応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

○　女性・子どもへの暴力防止対策、避難所運営等における男女等ニーズの違いに対し配慮する。

３．災害復旧・復興対策

○　一般被災者や被災事業者への救護措置の充実を進め、市民生活の安定化を図る。

○　ライフライン施設等の迅速な本格復旧を図る。

第４　計画の基本的な考え方

本計画の考え方として、次の３本の柱を掲げ、行政等の防災関係機関、市民、事業者が一体となって災害対策を行うことを基本的な方針としている。

(1)　自助・共助・公助による被害の軽減

市民、自主防災組織、事業者、市などがそれぞれの役割を果たし、防災対策や災害時の対応を進めることで、被害を最小限に抑える。

(2)　広域的な応援・支援体制の構築

国や県、自衛隊、全国の自治体、協力機関、民間団体などの応援・支援体制を構築する。

(3)　生活基盤の復旧と生活再建の支援

災害発生後、早期に自立した生活への回復を図るため、生活基盤の復旧、生活再建支援などを行う。

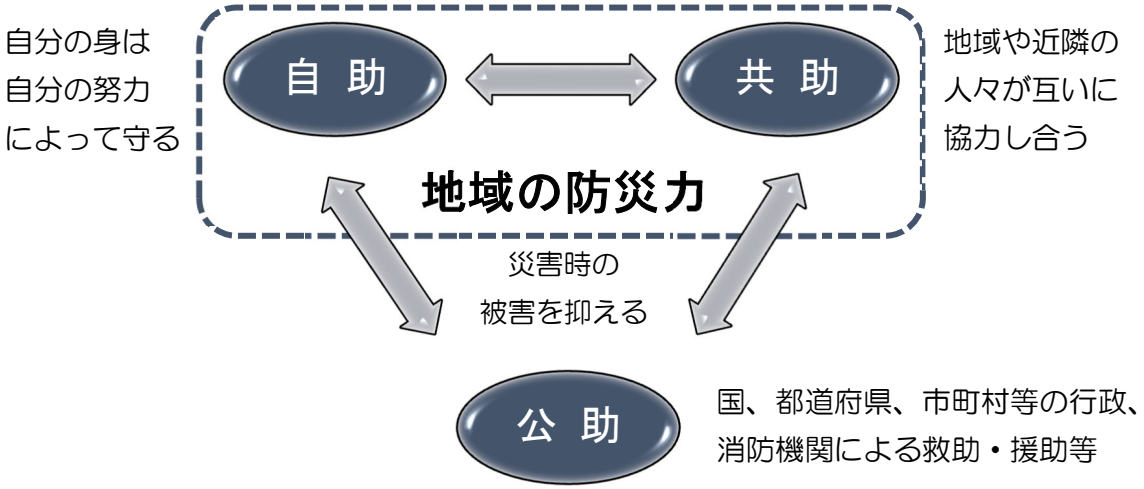

第５　他の計画との関係

１．県地域防災計画との関係

本計画は、熊本県地域防災計画（以下、「県計画」という。）と矛盾・抵触することがないよう、策定されるものである。

地域の特性を踏まえた修正・追加をする一方、共通する計画部分については、県計画を準用する。

２．消防計画との関係

消防計画は消防組織法に基づき作成されるもので、消防機関がその任務を果たすため、八代広域行政事務組合消防本部及び消防署並びに消防団の施設・職員（団員）を活用して、火災・風水害・地震等の災害から、迅速かつ効果的に対処して市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

したがって、地域防災計画と消防計画とは、前者が消防計画の大綱を定め、後者がこれを受けてさらに具体的計画を定めるという関係にあるといえる。

消防計画の性格

○　消防機関の独自の計画であり、本計画と重複する部分については、密接な関連性を保つとともに、その活動内容を詳細かつ具体的にした計画である。 ○　住宅火災等の比較的小規模な災害に対して、平常時の組織として、迅速に対応するための計画である。 ○　災害の程度、推移に応じて、本計画に円滑に移行することができるようにするための計画である。

３．総合計画との関係

総合計画は、基本構想、基本計画で構成されている。そのうち基本構想は、地方自治法により、議会の議決を得て定めることが義務づけられていたが、平成２３年の改正により、その規定は削除されている。

現在では、総合計画の策定は市町村の自主的判断に委ねられているものの、本市においては、平成 30 年度から８年間を計画期間とする基本構想を定め、議会の議決を得ている。

この基本構想は、2025 年までの８年間における、本市のまちづくりの基本的方向性を定めるものであり、基本計画は、基本構想に掲げる市の将来像などを実現するために取り組む、2025 年までの４年間における施策を定めるものである。

本計画と総合計画との関係

○　本計画は、災害対策基本法に基づき、市防災会議が作成する計画であるのに対し、総合計画は、市が議会の議決を得て定める計画である。 ○　総合計画は、防災を含む市の施策に関する包括的な計画であり、本計画は防災に関する詳細かつ具体的計画である。 ○　総合計画は、行政施策を主体とした計画であるのに対し、本計画は、防災関係機関、公共的団体及び市民の果たすべき役割についても規定する計画である。

４．八代市球磨川水害タイムラインとの関係

八代市球磨川水害タイムラインは、平成 29 年の水防法の一部改正に伴い、国土交通省から球磨川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が新たに発表されたため作成されたものであり、球磨川が氾濫するような気象状況が予測される場合に、本市と防災関係機関等が連携した防災対応を行うことで、住民の避難をはじめ防災関係機関相互の危機感の共有や災害対応の遅れ・漏れを防止することを目的としている。

本計画と八代市球磨川水害タイムラインとの関係

○　本計画は、風水害や地震・津波など災害全般にわたる対応について定めた計画であるのに対し、八代市球磨川水害タイムラインは、球磨川の氾濫が予測される場合の詳細な行動を定めたものである。 ○　球磨川水害タイムラインの運用にあたっては、本計画で定める事項のほか、本市で定める各種マニュアルを引用しつつ運用する必要がある。

５．災害時業務継続計画及び受援計画との関係

本計画と災害時業務継続計画及び受援計画との関係は、「第 2 編　災害予防計画」の「第 13 節　災害時業務継続計画(BCP)」、「第 14 節　受援体制の整備」にて定める。

第６　計画の修正

本計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議において修正する。

したがって、各機関は自己の所掌する事項について検討し、計画修正案を市防災会議（事務局：危機管理課）へ提出しなければならない。

第２節　防災関係機関の事務または業務の大綱

防災関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

第１　市

機関の名称	事務または業務の大綱
八　代　市	○　八代市防災会議及び八代市災害対策本部に関する事務 ○　防災に関する組織の整備及び防災訓練の実施 ○　防災に関する施設及び資機材等の備蓄整備、点検 ○　警報の伝達並びに高齢者等避難、避難指示の発令 ○　防災に関する施設の新設・改良及び復旧・復興対策 ○　災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査 ○　消防、水防、その他の応急措置 ○　被災者に対する救助及び救護措置 ○　災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 ○　緊急輸送車両等の確保 ○　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導 ○　その他市の所掌事務についての防災対策 ○　隣接市町村及び防災関係機関との相互応援協力

第２　県

機関の名称	事務または業務の大綱
熊　本　県	○　熊本県防災会議及び熊本県災害対策本部に関する事務 ○　防災に関する施設の新設・改良及び復旧対策 ○　災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査 ○　水防その他の応急処置 ○　被災者に対する救助及び救護措置 ○　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 ○　その他県の所掌事務についての防災対策 ○　市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整

第３　自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊第８師団 （西方特科連隊）	○　天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命または財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、入浴支援等）

第４　指定地方行政機関（内閣総理大臣指定）

機関の名称	事務または業務の大綱
九州地方整備局 （八代河川国道事務所）	○　直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること ○　直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること ○　高潮、津波災害等の予防に関すること ○　緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 ○　その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
九州地方整備局 （熊本港湾・空港整備事務所）	○　港湾海岸災害対策に関すること ○　高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 ○　緊急輸送航路の保全に関すること ○　直轄港湾、航路、海岸、砂防、泊地の整備及び防災に関すること
第十管区海上保安本部 （八代海上保安署）	○　災害時の海上における人命・財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
九州農政局 （熊本県拠点地方参事官室）	○　農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 ○　農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 ○　農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 ○　応急用食料の調達・供給対策 ○　主要食料の安定供給対策
九州経済産業局	○　災害時における物資の供給及び価格の安定対策 ○　被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
九州森林管理局 （熊本南部森林管理署）	○　国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 ○　災害応急用材の需給対策

機関の名称	事務または業務の大綱
九州管区警察局	○　警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ○　広域的な交通規制の指導調整に関すること ○　災害時における他管区警察局との連携に関すること ○　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ○　災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること ○　災害時における警察通信の運用に関すること ○　津波予報の伝達に関すること
九州地方環境事務所	○　災害廃棄物等の処理対策に関すること ○　環境監視体制の支援に関すること ○　飼育動物の保護等に係る支援に関すること
九州防衛局 （熊本防衛支局）	○　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ○　米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州財務局	○　被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること ○　災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 ○　公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 ○　九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
九州厚生局	○　災害状況の情報収集、通報 ○　関係職員の現地派遣 ○　関係機関との連携調整
九州総合通信局	○　非常通信体制の整備に関すること ○　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ○　災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること ○　災害時における電気通信の確保に関すること ○　非常通信の統制、監理に関すること ○　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡管区気象台 熊本地方気象台	○　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと ○　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動によ

機関の名称	事務または業務の大綱
	る地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと ○　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること ○　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと ○　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
熊本労働局	○　工場及び事業所等における労働災害防止対策
九州運輸局 熊本運輸支局	○　災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導 ○　災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 ○　災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
大阪航空局 熊本空港事務所	○　飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助 ○　遭難航空機の捜索及び救助

第５　消防機関

機関の名称	事務または業務の大綱
八代広域行政事務組合 消防本部	○　災害時における防ぎょ活動 ○　人命救助及び救急活動に関すること ○　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること ○　火災発生時の消火活動に関すること

第６　指定公共機関　（内閣総理大臣指定）

機関の名称	事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 （八代郵便局）	○　災害時における郵便業務運営の確保 ○　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ・災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災者あて救助用郵便物等の料金免除 ・被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ○　災害時における郵便局窓口業務の確保

機関の名称	事務または業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社 （八代駅・新八代駅）	○　鉄道施設の防災対策 ○　災害時における人員及び救助物資の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	○　電気通信施設の防災対策 ○　災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
日本赤十字社 （熊本県支部）	○　災害時における医療、助産及び遺体処理の実施 ○　災害援助等の奉仕者の連絡調整 ○　義えん金、救援物資の募集・配分
日本放送協会	○　気象予警報、災害情報等の災害広報対策
九州電力送配電株式会社 （八代配電事業所）	○　電力施設の保全、保安対策 ○　災害時における電力供給確保
西日本高速道路株式会社 （九州支社熊本高速道路事務所）	○　有料道路及び施設の防災対策
日本通運株式会社 （八代支店）	○　災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保

第７　指定地方公共機関　（県知事指定）

機関の名称	事務または業務の大綱
肥薩おれんじ鉄道 株式会社	○　鉄道施設の防災対策 ○　災害時における人員及び救助物資の緊急輸送
放送報道関係 （㈱熊本放送、㈱熊本日日新聞社、㈱テレビ熊本、㈱熊本県民テレビ、熊本朝日放送㈱、ＮＨＫ熊本放送局）	○　気象予警報、災害情報等の災害広報対策
自動車運送機関 （公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会）	○　災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保

機関の名称	事務または業務の大綱
海上輸送機関 （三和商船株式会社、熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合）	○　災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
ガス供給機関 （九州ガス株式会社（八代支店）、一般社団法人熊本県ＬＰガス協会）	○　ガス供給施設の保全、保安対策 ○　災害時におけるガス供給確保
公益社団法人 熊本県医師会	○　災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人 熊本県歯科医師会	○　災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人 熊本県薬剤師会	○　災害時における薬剤師活動や医薬品供給
公益社団法人 熊本県看護協会	○　災害時における医療、助産等の救護
熊本県土地改良 事業団体連合会	○　溜池及び水こう門等の整備と防災管理 ○　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
一般社団法人 熊本県建設業協会	○　災害時における応急対策

第８　その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務または業務の大綱
八代市社会福祉協議会	○　災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること ○　災害ボランティアに関すること ○　その他災害応急対策の協力に関すること
株式会社エフエムやつしろ （エフエムやつしろ）	○　災害応急対策等の情報の周知徹底対策 ○　災害時における広報活動及び被害状況等の速報
テレビやつしろ株式会社 （ひこいちテレビ）	○　災害応急対策等の情報の周知徹底対策 ○　災害時における広報活動及び被害状況等の速報
一般社団法人八代市医師会 一般社団法人八代郡市医師会	○　災害時における医療、助産等の救護

機関の名称	事務または業務の大綱
病院等の管理者 及び経営者	○　避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 ○　被災時における負傷者等の医療、助産等の救護
社会福祉施設管理者	○　避難施設の整備と避難訓練 ○　災害時における収容者保護
八代生活環境事務組合	○　災害時の飲料水の確保及び供給に関すること ○　給水設備の保全及び応急修理に関すること ○　災害時における送配水管の維持管理に関すること ○　被災地域における緊急給水活動に関すること ○　し尿の処理に関すること
八代地域農業協同組合 八代森林組合 八代漁業協同組合 鏡町漁業協同組合 二見漁業協同組合 球磨川漁業協同組合 昭和漁業協同組合 日奈久漁業協同組合 郡築内水面漁業協同組合 八代南部内水面漁業協同組合 氷川漁業協同組合	○　農林水産関係の被害調査または協力 ○　農林水産物等の災害応急対策についての指導 ○　被災農林水産業従事者、農林水産業関連事業所に対する融資またはあっせん並びに農林水産業関連資材等の確保またはあっせん
八代商工会議所 八代市商工会	○　商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等についての協力 ○　災害時における物価安定についての協力、徹底 ○　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
金融機関	○　被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
学校法人	○　避難施設の整備及び避難訓練 ○　災害時における児童・生徒の保護 ○　災害時における教育対策
プロパン（ＬＰ） ガス取扱機関	○　安全管理の徹底 ○　防災施設の整備

第９　市民及び事業所等

機関の名称	事務または業務の大綱
市　民	○　災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりのために、地域において相互に協力すること ○　県知事及び市長等が実施する防災対策に協力するとともに積極的に防災活動に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与するとともに、市民全員の生命、身体、財産の保護に努めること
市内事業所	○　事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること ○　地域の防災活動に積極的に参加するなど、地域における防災力の向上に関すること
自主防災組織 ボランティア団体	○　平常時から構成員間の連携を密にした活動体制の整備に関すること ○　災害時の救援救護活動の迅速な実施に関すること

第 10　大規模特殊災害時の処理すべき事務または業務の大綱

大規模特殊災害に関して防災関係機関及び企業等の処理すべき事務または業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１．市及び八代広域行政事務組合消防本部

市は、防災についての第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

- ○　情報の収集・伝達
- ○　災害広報
- ○　避難指示
- ○　被災者の援助
- ○　遺体の処理
- ○　消火
- ○　警戒区域の設定及び被害の拡大防禦
- ○　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ○　関係機関との連絡調整及び応援

２．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようにその所掌事務について市等に対し指導、勧告、助言等を行うものとする。

(1) 九州経済産業局

- ○　情報の収集・伝達
- ○　災害調査
- ○　必要資機材の調達、あっせん

(2) 九州産業保安監督部

- ○　情報の収集・伝達
- ○　災害調査
- ○　電力施設、ガス施設等の保安確保に必要な監督、指導、助言

(3) 九州厚生局

- ○　所管国立病院、療養所等への被災傷病者の収容治療
- ○　県等の要請に基づく医療救護班の編成派遣

(4) 九州運輸局熊本運輸支局

- ○　海上の物資輸送確保のための必要な措置

(5) 第十管区海上保安本部（八代海上保安署）

- ○　警報等の伝達に関する事項
- ○　情報の収集に関する事項
- ○　海難救助等に関する事項
- ○　排出油等の防除に関する事項
- ○　海上交通安全の確保に関する事項
- ○　治安の維持に関する事項
- ○　危険物の保安措置に関する事項
- ○　緊急輸送に関する事項

(6) 熊本労働局

- ○　情報の収集・伝達
- ○　災害防止のための必要な監督、指導、助言
- ○　災害原因の調査及び事後指導

(7) 九州地方整備局

- ○　情報の収集・伝達
- ○　交通規制等の防災管理

３．自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（熊本県知事、第十管区海上保安本部長、熊本空港事務所長）からの要請に基づき出動し、防災活動を実施するほか、災害の発生が突発的でその救助が急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく出動し、防災活動を実施するものとする。

- ○　被害状況の把握
- ○　避難の誘導、援助
- ○　被災者の救助、捜索
- ○　物資等の緊急輸送
- ○　交通規制の支援及び道路、水路等の啓開
- ○　その他対処可能な防災活動

４．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するほか、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

(1) 西日本電信電話株式会社熊本支店

- ○　公衆通信の確保
- ○　防災活動の実施に必要な通信設備の優先利用のための措置
- ○　通信施設の応急復旧

(2) 日本赤十字社熊本県支部

- ○　被災傷病者の医療救護
- ○　輸血用血液の確保

(3) 九州電力株式会社（熊本支社）

- ○　電力の確保
- ○　電力施設の災害応急措置

５．企　業

企業は、災害防止についての第一次的責任を有する点にかんがみ、常に災害予防体制の整備確立に努めるとともに、災害時には所要の応急措置を講じ、県、市、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

６．公共的団体等

公共的団体等は、市、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

第３節　市の概要と災害要因

第１　位置及び面積

本市は、東西約50km、南北約30km、約680km^{2}の面積を有し、西は八代海に臨み、北は八代郡、宇城市上益城郡、下益城郡、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡及び葦北郡に接している。

球磨川・氷川によって育まれた豊かな土地や、豊富で良質な水資源と扇状地式三角州を中心として、長年にわたる干拓事業により形成された八代平野を持ち、全国有数の農業地域、県下有数の工業都市である。

山地の東部は泉町の国見岳(1,739m)を最高峰として九州山地の脊梁地帯を形成し、西に低く、谷は狭く深くなっており平家落人伝説が語り継がれる秘境、五家荘地域を有するなど歴史と自然豊かな地域を有している。

緯度・経度（市本庁舎位置）

東　経	北　緯
130°36’15”	32°30’12”

第２　地勢及び災害要因

本市の地勢は、東部から南部にかけて九州山地から連なる急峻山地と、市の中心部を東西に貫通する日本三急流の一つである球磨川により形成された沖積平野及び遠浅の八代海を利用した干拓地からなっているが、日奈久以南は山地が海岸線まで迫っている。干拓事業は300年以上にわたって続けられ、現在では市域面積の約３割が干拓地になっている。

特に坂本町及び泉町の地形は急峻で、地すべり、急傾斜地崩壊、山腹崩壊等の危険箇所が多く、集中豪雨の場合は土石流、山腹崩壊による家屋や耕地の流失、埋没、人的被害等の大規模な災害が予想される。また、寒冷時の山間地においては、豪雪による「陸の孤島」化が予想される。さらに、泉町の総面積の97%は林野であり、家屋は山林と隣接しているため、一旦、火災が発生した場合は大規模な林野火災が予想される。

八代海に面した沿岸部は、海抜０メートル地帯が広がっているため、高潮による被害がたびたび発生している。また、一級河川である球磨川については、令和２年７月豪雨災害において、坂本町を中心に甚大な被害をもたらしており、中小河川を含めて河川の氾濫等に今後も注意が必要である。また、本市には、第一級の活断層である布田川－日奈久断層が南南西－北北東に走り、このラインで南東の山岳地帯と北西の低地帯に分断されている。

実際、平成 24 年度に熊本県が実施した地震・津波被害想定調査によれば、上記の

布田川・日奈久断層帯による地震や南海トラフを震源とした地震及び津波により、本市は大規模な被害の発生が予測された。これによれば市域のほぼ全域で震度５弱～７の揺れが予測され、市域では大規模な建物被害や人的被害が発生し、加えて堤防等が大規模に損壊及び沈下した場合には、市域の平野部の多くの地域が当該地震に伴い発生する津波によって浸水するといった予測結果が示されている。

また、揺れにより市域の各所で急傾斜地崩壊が予測されていることから、地形が急峻な中山間地では、土砂災害に伴う道路途絶による孤立化も予想される。

第３　災害履歴

１．風水害の履歴

年月日	原因	被害の種類	被害地域	被害状況
S17.8.27	台風	風害 潮害	八代海沿岸 有明海沿岸	潮害浸水 50ha　死者 118 人　家屋全半壊 16,363 戸　耕地被害 131,505ha
S28.6.25 ～6.26	豪雨	大水害	県下全域	死者行方不明者：537 人　重軽傷：約 1,500 人　田畑被害 24,000ha 土木被害　約 5,000 箇所
S29.6.29 ～6.30	豪雨	水害	県下全域	降雨量　熊本 252 ㎜　松橋 256 ㎜ 死者６人　家屋被害 4,136 戸 耕地被害 8,559ha
S38.1. 上～下旬	豪雪	雪害	県下全域	積雪　山間地２～３ｍ　平地　熊本 10 ㎝　牛深 23 ㎝　死者４人
S38.8.14	豪雨	水害	市内全域	死者 10 人　重軽傷者 21 人　家屋全壊 35 戸　床上浸水 740 戸　床下浸水 3,242 戸　山津波（古麓町） 被害額 16 億円
S40.7.3	豪雨	水害	市内全域	家屋全壊・流失 11 戸　同半壊７戸 床上浸水 915 戸　床下浸水 8,215 戸 被害額 16 億円
S40.8.6	15 号 台風	風害	市内全域	重軽傷者 18 人　住家全半壊 474 戸 非住家全半壊・流失 540 戸 被害額 10 億円
S41.3.7	集中 豪雨	水害	市内全域	米 49 トン その他の農作物 3,378 トン被害 被害額１億７千万円

年月日	原因	被害の種類	被害地域	被害状況
S47.7.5 ～7.6	集中 豪雨	水害	市内全域	住家全壊３戸　流失３戸　半壊２戸 床上浸水 1,633 戸 床下浸水 10,550 戸 被害額 11 億 1 千万円
S54.7.15 ～7.17	集中 豪雨	水害	市内全域	住家床上浸水 81 戸 床下浸水 2,303 戸 被害額 7 億 2 千万円
S57.7.11 ～7.25	集中 豪雨	水害	市内全域	住家床上浸水 235 戸 床下浸水 3,448 戸　田冠水 2,492ha 被害額 14 億 5 千万円
H3.9.27	19 号 台風	風害	市内全域	重軽傷者 21 人　家屋半壊 16 戸 最大瞬間風速 47.3m 被害額 17 億 9 千万円
H5.9.3	13 号 台風	風害	市内全域	家屋半壊１戸　一部破損 471 戸　非住家 305 戸　風倒木 105ha 最大瞬間風速 45m 被害額８億９千万円
H11.9.24	18 号 台風	風害	市内全域	死者１人　重軽傷者 25 人 家屋全壊１戸　家屋半壊 166 戸 一部破損 1,285 戸　床上浸水 13 戸 床下浸水 65 戸　最大瞬間風速 50.6m 被害額 52 億 5 千万円
H17.9.7	14 号 台風	風害	市内全域	家屋半壊１戸　床上浸水９戸 床下浸水５戸 孤立世帯（人数）36 世帯（103 人） 最大瞬間風速 50.6m 被害額 39 億円
R2.7.4	集中 豪雨	水害	市内全域	住家全壊 147 戸　半壊 160 戸 一部破損　102 戸 被害額 237 億円 （数字は速報値であり確定値ではない）

資料：「八代地方の災害史年表（改訂増補版）」等による。

２．地震の履歴

西暦（年号）	月日	規模	事項
1619（元和5年）	3.17	M6.0	肥後・八代　麦島城楼はじめ公私の家屋破壊。
1625（寛永2年）	7.21	M5.0～M6.0	肥後熊本大地震　熊本城の火薬庫爆発、城内の石垣にも被害、死者約50人。
1707（宝永4年）	10.4	M8.4	宝永地震　我が国最大級の地震。被害全国に及ぶ。
1723（享保8年）	12.19	M6.5	肥後大地震　肥後で倒家980軒。そのうち584軒は半倒。死者２人。重軽傷者25人。
1889（明治22年）	12.28	M6.3	熊本で直下型地震　県下では明治以降最大の被害。熊本市付近で被害大。
1931（昭和6年）	12.21	M5.5	大矢野島で群発地震　その影響で八代市では20万斤(120トン)の岩石が崩れ石灰岩石採掘中の人夫３人が即死、５人が重軽傷。
1946（昭和21年）	12.21	M8.0	南海地震　被害は中部地方から九州地方まで及ぶ。この地震により、金峰山系の火山性地震、緑川の構造性地震など局発地震が誘発された。八代市内の被害は不明であるが、県内で死者２人、負傷者１人、住家全壊６軒、半壊６軒の被害があった。
1968（昭和43年）	4.1	M7.5	日向灘地震　港湾施設に小被害。津波が生じ、床上浸水や水産施設に被害があった。
2016（平成28年）	4.14 4.16	M6.5 M7.3	熊本地震　県内の死傷者は3,000人を超え、半壊以上の家屋被害は43,000棟を超える。 八代市内の死傷者は30人以上、半壊以上の家屋被害は400棟以上であった。

資料：「新編日本被害地震総覧」「日本の地震活動」「八代地方の災害史年表（改訂増補版)」等による。

第４　被害想定及びシナリオ

１．風水害被害想定及びシナリオ

(1) 被害想定の基本方針

被害想定の条件、浸水想定規模は、「八代市 WEB 版防災マップ」と同様とする。
被害想定の区分は、以下の三区分とする。

想定区分	想定の概要
市域で発生	球磨川及び市域県管理河川（大鞘川、鏡川、流藻川、水無川、河俣川、二見川、下大野川、氷川、小浦川、夜狩川、深水川、中谷川、油谷川、百済木川、鶴喰川、市之俣川、川辺川、小鶴川、小原川、樅木川、山の津川、葉木川）の洪水氾濫及び高潮氾濫
近隣で発生	近隣自治体または九州エリアが被災、八代市域の被害は軽微
遠方で発生	八代市域の被害なし、または極めて軽微

(2) 被害想定条件

ア．洪水の場合

洪水の場合の被害想定の条件は、「八代市 WEB 版防災マップ」作成時の洪水浸水想定区域図の浸水想定条件と浸水規模(浸水深、浸水範囲)とする。

洪水浸水想定区域図の想定条件

河川名	浸水想定 前提降雨量	調査機関
球磨川	人吉上流域 502mm（12 時間） 横石上流域 404mm（12 時間）	国土交通省 八代河川国道事務所
大鞘川	大鞘川流域 1053mm（24 時間）	熊本県河川課
鏡川	鏡川流域 644mm（6 時間）	
流藻川	流藻川流域 663.9mm（7 時間）	
水無川	水無川流域 623mm（6 時間）	
河俣川	氷川流域 945mm（48 時間）	
二見川	二見川流域 664mm（7 時間）	
氷川	氷川流域 945 mm（48 時間）	
※支流の氾濫、内水氾濫、高潮氾濫の影響は考慮無し。		

イ．高潮の場合

高潮の場合の被害想定の条件は、「八代市 WEB 版防災マップ」作成時の高潮浸水想定区域図の浸水想定条件と浸水規模(浸水深、浸水範囲)とする。

高潮浸水想定区域図の浸水想定条件

区　分	想　定	調査機関
台風規模（最大風速）	室戸台風（昭和９年９月）の最大風速 50m/s(瞬間)以上	熊本県河川課 ※R3 年想定結果
台風のコース	熊本県に来襲した台風の実績から「東進型」、「北進型」、「北東進型」、さらに参考として隣県で使用してい	

	る台風コースである「北西進型」、「北北東進型」の５つを、熊本県にとって危険な台風の進行方向として選定し、これらの５つの進行方向について、台風が「①実際の台風経路を通るケース」と「②直線的に通るケース」の、2 種類の台風コースを設定し、それらを平行移動させて、各地点において偏差が最大となる台風コースを選定。	

(3) 被害想定及び災害対応シナリオ

	区分ごとの被害想定	災害対応シナリオ
【市域で発生】	**（球磨川・市域県管理河川の洪水や高潮を想定）** 【洪水】 ◎河川からの外水氾濫以前に、早期に内水氾濫の発生と、道路の冠水 ◎外水氾濫の場合、球磨川を初めとする各河川沿いの市街地部や平野部が広範囲に浸水 ◎中山間地（東陽・泉・坂本・二見等）では河川の増水や土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生 ◎大規模な土砂災害や深層崩壊による土砂災害により、大規模な土石流や天然ダムが発生することにより孤立地区や天然ダムの下流域の集落では集団避難の必要が生じる 【高潮】 ◎台風の接近にともない、風雨が次第に強まる（風速や潮位の急激な増大） ◎高潮氾濫の場合、沿岸域から平野部が広範囲に浸水、洪水と比べ沿岸域の浸水深が大きい ◎低地部では長期湛水と塩害発生 【洪水・高潮】（発災時） ◎破堤氾濫の場合、破堤点周辺では家屋流失や大量の漂流物の発生による建物等の二次被害の拡大 ◎避難が遅れた場合、浸水域内での溺死者、逃げ遅れ屋上等に取り残された被災者発生 【洪水・高潮】（被災後） ◎避難者が多数発生 ◎膨大な災害対応業務のため職員負担増大 ◎大規模な物資輸送や復旧車両により渋滞が発生 ◎浸水被害住宅等からの大量の災害ガレキ、災害ゴミの発生	【発災前】 ◎水門・樋門・陸閘閉鎖 ◎早期避難指示による早期避難誘導を実施 ◎上流自治体からの情報収集 【浸水発生後】 ◎浸水域内の孤立者救助、不明者捜索 ◎浸水解消後の道路啓開、ガレキ撤去 ◎長期湛水地区でのポンプ排水 ◎浸水解消後の土地・住宅の消毒 ◎中山間地での土砂災害や孤立の把握 ◎孤立地区や天然ダムの下流域の集落に対するヘリ等による物資輸送や、当該地区からの集団避難 ◎避難者収容 ◎被災者のための炊出しや物資の輸送及び提供 ◎物資の集積や配布の拠点開設 ◎広域応援の受援や民間ボランティア受入 ◎住家被害認定調査・罹災証明書発行

	区分ごとの被害想定	災害対応シナリオ
【近隣で発生】	**（近隣自治体または九州エリアが被災し、八代市域の被害が軽微な場合）** ◎全国または九州各地からの応援部隊が国道３号、九州縦貫自動車道、南九州自動車道の高速交通網や八代港を活用することにより、市域が応援中継地となる	◎熊本県都市災害時相互応援協定及び熊本県市町村災害時相互応援に関する協定等に基づく応援実施 ・応援必要分野の調査 ・庁内応援派遣体制検討 ・応援隊派遣ルート検討 ・先発隊を派遣（詳細調査） ・応援本隊出発（随時、交代） ◎被災近隣自治体へ通じる幹線道路に応援中継拠点を設置 ◎応援中継拠点の運営
【遠方で発生】	**（市域の被害はないか、または極めて軽微な場合）** ◎広域応援を実施	◎被災自治体からの応援要請に基づく応援実施 ・応援必要分野の調査 ・庁内応援派遣体制検討 ・応援隊派遣ルート検討 ・先発隊を派遣（詳細調査） ・応援本隊出発（随時、交代）

２．地震・津波被害想定及びシナリオ

(1) 被害想定の基本方針

被害想定の条件、浸水想定規模は、「熊本県地震・津波被害想定調査結果」（H25.３月）（以下、「県被害想定」という。）に基づき、八代市で最大の被害が発生するケースの組合せを想定する。

被害想定の区分は、以下の三区分とする。

被害想定の区分

想定区分	想定の概要
市域で発生	市域に大規模な地震・津波による被害が発生 ◎地震：布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動） 【ケース1】（注）による地震発生 ○　八代市の最大想定震度：震度7 ※県被害想定が検討対象とする地震で八代市の震度が最大となる地震 ◎津波：県被害想定で示された最大津波高、最大津波浸水域の津波が発生（朔望平均満潮位の条件で津波が来襲、地震により堤防が損壊する想定）

想定区分	想定の概要
	○　八代市の最大津波高：T.P.3.0m ○　八代市の最大浸水面積：6,500ha ※県被害想定が検討対象とする津波ごとの最大津波高、最大津波浸水域を重ね合せたもの
近隣で発生	近隣自治体または九州エリアが被災、八代市域の被害は軽微
遠方で発生	八代市域の被害なし、または極めて軽微

（注）　県被害想定では、市域に大きな被害を及ぼす地震として布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）について、一つの断層で４つの異なる破壊開始点を設定し、それぞれについて「ケース１～４」の地震動による被害想定を行っている。「ケース１」は、そのうち最も八代市において被害の大きくなる地震である。
当該断層帯上のケース１～４の破壊開始点を、次ページの参考図に示す。

(2) 被害想定条件

県被害想定によれば、本市において、地震と津波による被害を合わせて被害が最も大きくなるものは、布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）【ケース１】による地震である。一方、津波被害だけに着目すると、南海トラフを震源とする地震による津波被害が、若干の差ではあるが、最も大きくなる。

以上を踏まえ、以下に示す「布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）【ケース１】による地震」及び「南海トラフを震源とする地震」で想定される被害を、本計画が前提とする地震・津波の被害想定の条件とする。

【参考図①】布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）のケース１～４の破壊開始点（図中の矢印の点）

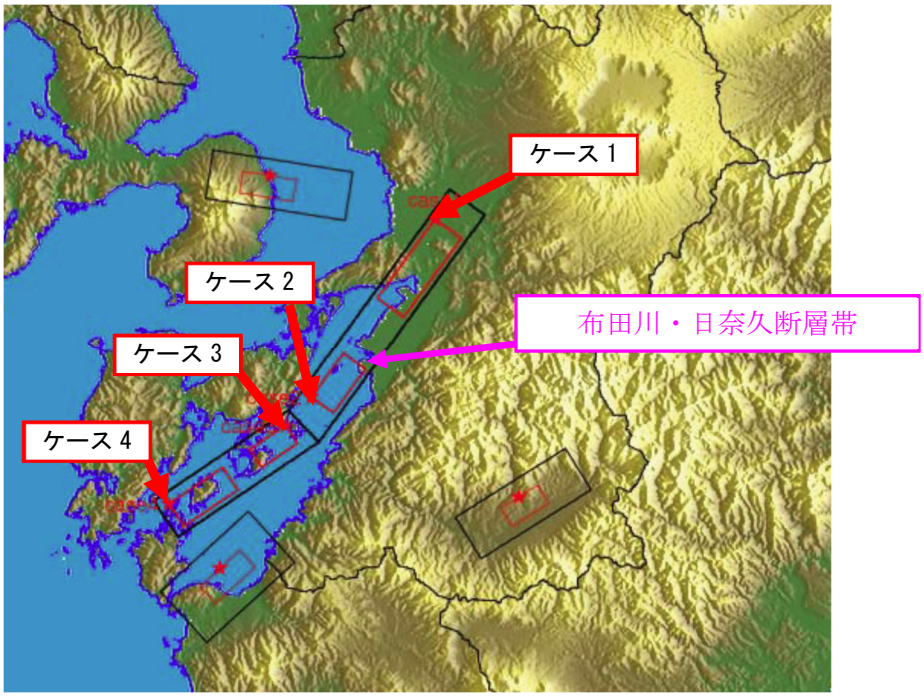

【参考図②】布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）【ケース１】の被害想定図

・震度分布図＜図－１参照＞

・液状化危険度分布図＜図－２参照＞

・建物全壊棟数分布図＜図－３参照＞

・津波到達時間＜図－４参照＞

※以上は、熊本県被害想定データより本市作成。

※なお、津波浸水想定区域については、県ホームページ公表資料を参照。

八代市の震度分布図

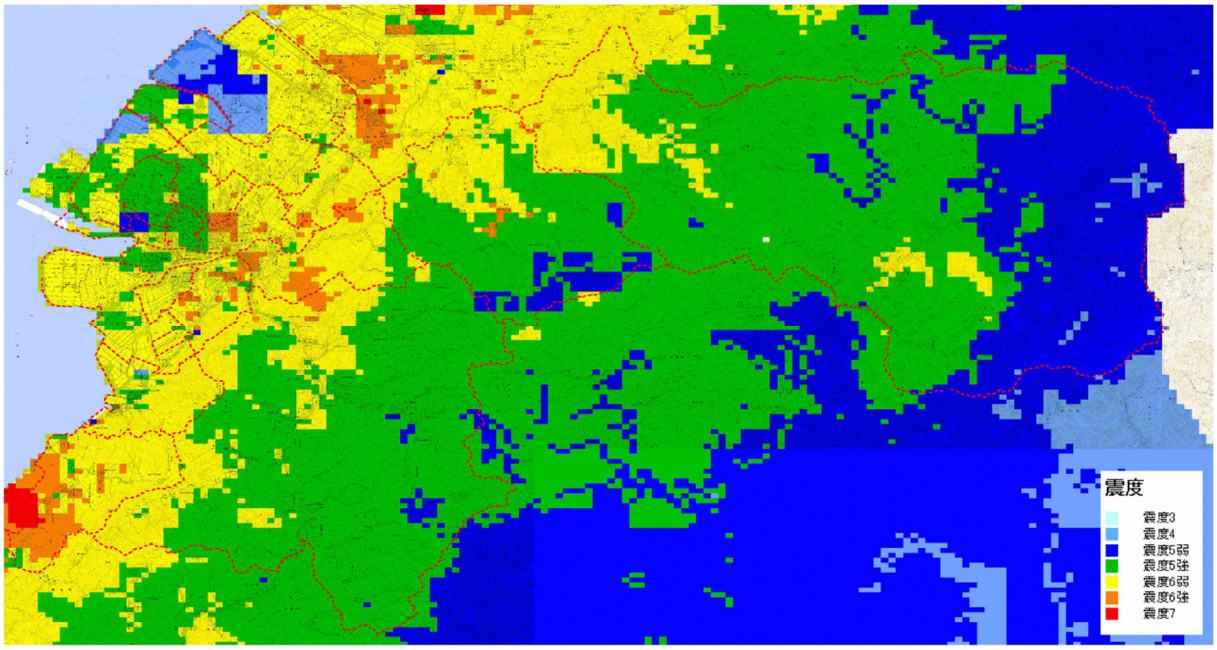

液状化危険度分布図

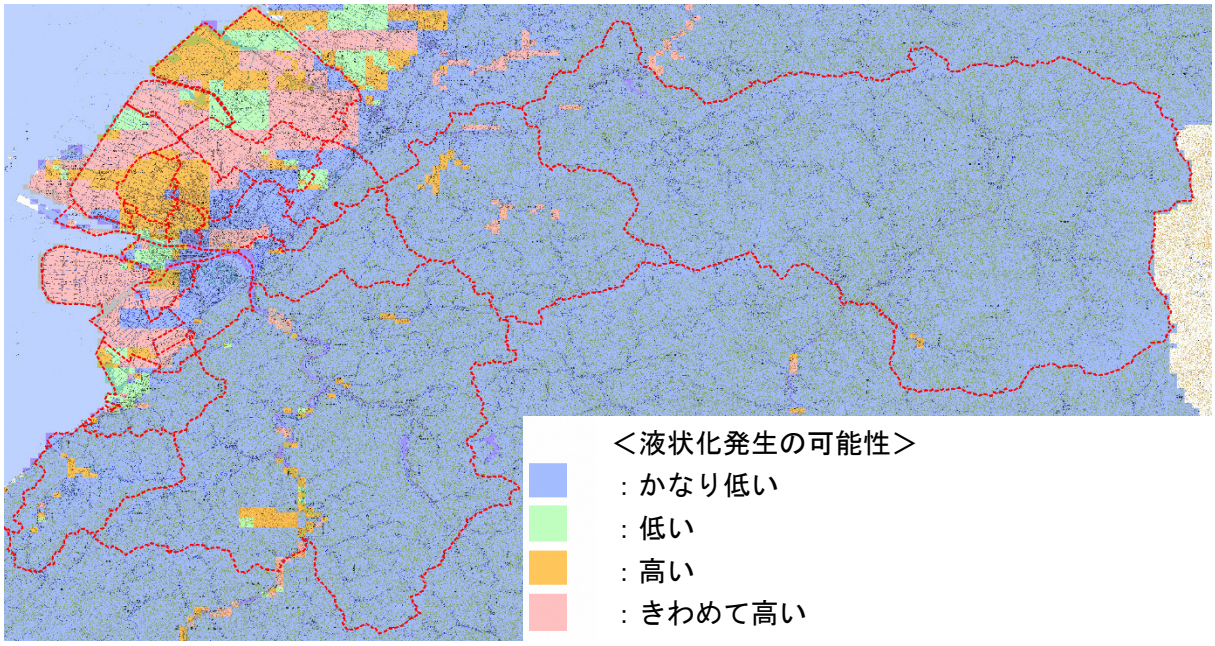

建物全壊棟数分布図

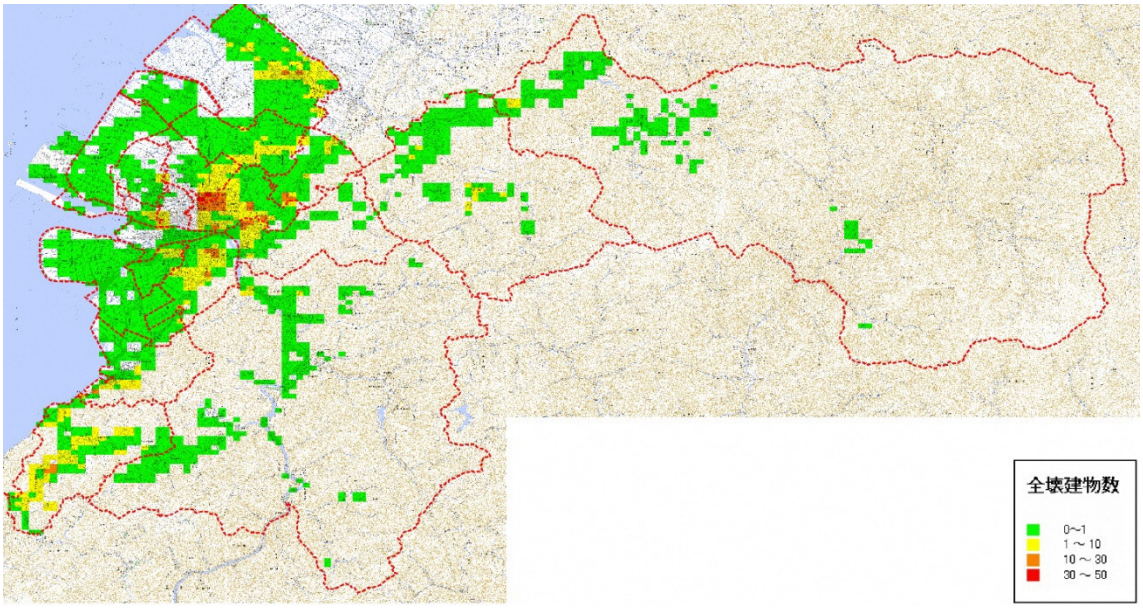

津波到達時間

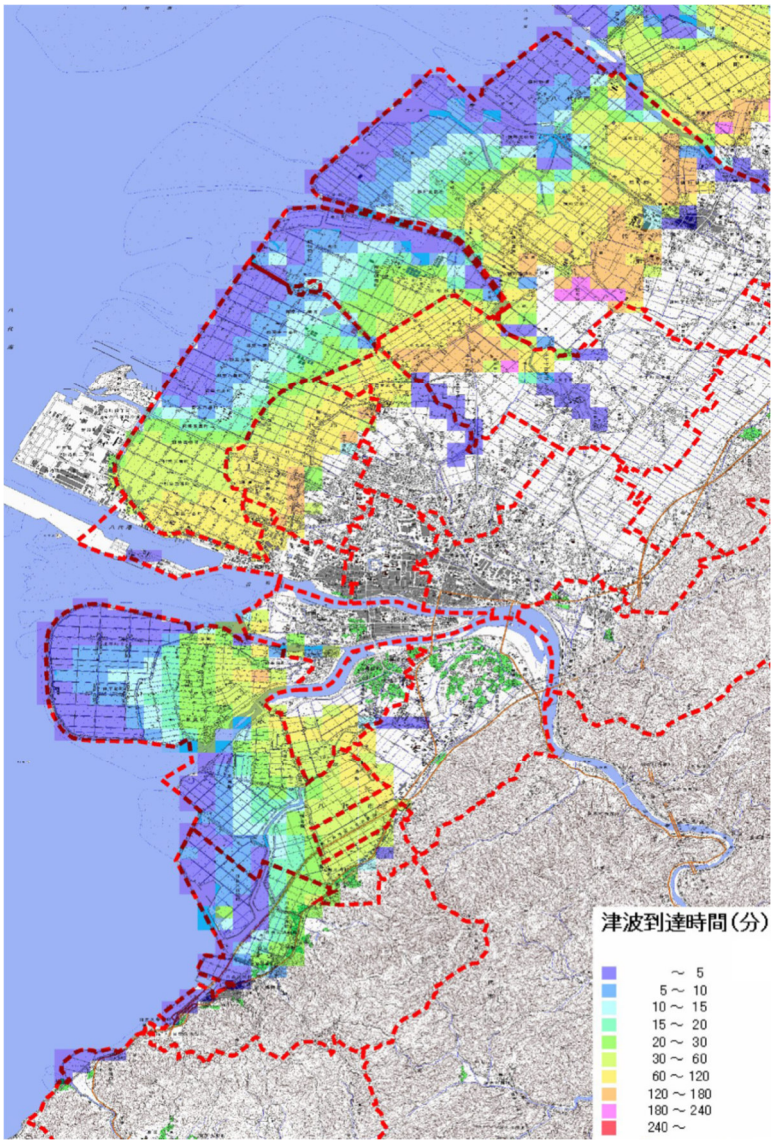

地震・津波の被害想定の条件（建物被害・人的被害/県被害想定）

項目	区　分	細　目	布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）【ケース1】	南海トラフ	想定条件
建物被害	揺　れ	全　壊（棟）	1,826	1	
		半　壊（棟）	5,385	181	
	液状化	全　壊（棟）	939	1,019	
		半　壊（棟）	1,335	1,473	
	急傾斜地崩壊	全　壊（棟）	10	2	
		半　壊（棟）	22	5	
	津　波	全　壊（棟）	7,015	7,592	
		半　壊（棟）	14,599	16,600	
	火　災	全半焼（棟）	0	0	風速11m/s、冬朝5時・夕方6時とも
		出火数	7	0	冬夕方6時
	建物被害合計　（棟）		31,131	26,873	－
人的被害	揺　れ	死　者（人）	113	0	朝5時
		重傷者（人）	363	0	朝5時
		負傷者（人）	3,213	92	朝5時
	急傾斜地崩壊	死　者（人）	2	0	朝5時
		重傷者（人）	1	0	朝5時
		負傷者（人）	3	0	朝5時
	津　波	死　者（人）	51	48	朝5時
		重傷者（人）	644	731	朝5時
		負傷者（人）	1,556	1,767	朝5時
	火　災	死傷者（人）	0	0	風速11m/s、冬朝5時・夕方6時とも
	人的被害合計　（人）		5,946	2,638	－

※津波による被害（網掛け部分）だけを見ると、南海トラフを震源とする地震の被害が、若干の差ではあるが、最も大きい。

※火災被害では全半焼は無いが、出火は発生する（住民・消防団等による初期消火や現有消防力で延焼なし）。

※液状化による人的被害は被害事例が無いため、県被害想定では想定から除外している。

地震・津波の被害想定の条件（ライフライン・交通輸送施設・生活支障被害等/県被害想定）

項目	区分	細目	布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）【ケース1】	南海トラフ	想定条件
ライフライン被害	上水道	断水人口（人）[直後]	62,349	非算出	
		断水人口（人）[2日後]	54,017	非算出	
	下水道	支障人口（人）	2,121	813	
	浸水施設	処理場（箇所）	2	2	
		ポンプ場（箇所）	3	5	
交通輸送施設	道　路	浸水道路割合（%）	23	25	
	橋　梁	大被害	1	0	
		中小被害	3	0	
	港　湾	被害バース数	3	非算出	
	漁　港	被害バース数	11	非算出	
生活支障等	避難者（人）	－	28,494	2,911	風速11m/s、冬朝5時・夕方6時とも
	帰宅困難者（人）	－	5,815	5,815	
	廃棄物	ガレキ（万ｔ）	186	144	風速11m/s、冬朝5時・夕方6時とも

※非算出は、県被害想定で算出されていない項目

※道路は、高速道路、一般道路が対象。

※橋梁は、ＮＥＸＣＯ、国交省、県管理の橋脚を有するものが対象。

(3) 被害想定及び災害対応シナリオ

	区分ごとの被害想定	災害対応シナリオ
【市域で発生】	（布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動） **【ケース１】による地震及び県被害想定で示された最大津波高、最大津波浸水域の津波を想定** **【地震】** ◎市域のほぼ全域で震度５弱～７の揺れが発生、広域的な停電、通信途絶発生 ◎断層に近い市域の西部一帯では、多数の家屋の倒壊、生き埋め等の要救助者が発生 ◎多数の家屋倒壊に伴い街路閉塞や出火が多発 ◎初期消火や消防団の駆けつけが不十分な場合は延焼火災の可能性 ◎揺れや液状化による道路・橋梁等の被害多発 ◎沿岸埋立地域では、液状化が広範囲に発生 ◎中山間地（東陽・泉・坂本・二見等）では急傾斜地崩壊などの土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生 **【津波】** ◎地震により堤防が損壊し、破堤地点付近は地震後、数分で津波到達、内陸２kmまでは概ね30分で浸水。最終的には２～４時間程度で本市の平野部の多くが浸水。ただし、河川沿いでは津波遡上により早期に浸水開始 ◎津波は八代海の内側で反射し、津波が繰り返し来襲、長時間にわたり津波が継続 ◎津波により船舶や倒壊家屋等の大量の漂流物が発生、さらに津波火災が発生 **【地震・津波】（発災時）** ◎地震直後から津波浸水想定域では津波避難を開始、徒歩や車による大規模な避難交通が発生 ◎避難が遅れた場合、溺死者や逃げ遅れて屋上等に取り残された被災者が発生 ◎消防の対応能力を超える同時多発的な火災、救助・救急の通報が殺到 **【地震・津波】（被災後）** ◎家屋被害やライフライン途絶のため、大量の長期避難者が発生 ◎膨大な災害対応業務のため職員の負担が増大 ◎大規模な物資輸送や復旧車両により幹線道路を中心に渋滞が発生 ◎被災住宅等からの大量の災害ガレキ、災害ゴミの発生	**【地震直後】** ◎大規模地震の場合、直ちに津波避難対象地域に避難指示等を発令 ◎当該地域住民は、今後、策定予定の津波避難計画に基づく避難を開始 ◎堤防被害、津波浸水状況をあらゆる手段で早期に把握し、堤防被害や津波浸水があった地域では水門・樋門・陸閘閉鎖は行わず避難 ◎市・八代広域行政事務組合消防本部には地震直後から救助や救急要請が殺到するが、津波の浸水状況を把握しつつ対応 ◎地震直後から避難所の開設と避難者受入の開始 **【被災後】** ◎浸水域内の孤立者救助、不明者捜索 ◎負傷者等の広域医療搬送 ◎住民や市域以外から多数の安否確認依頼が殺到 ◎道路啓開、ガレキ撤去 ◎長期湛水地区でのポンプ排水 ◎浸水解消後の土地・住宅の消毒 ◎中山間地での土砂災害や孤立の把握 ◎孤立地区に対し、ヘリによる物資輸送や、当該地区からの集団避難 ◎津波で家屋を失った大量の沿岸住民の避難者を市域の各所で収容 ◎住民と協働による避難所運営 ◎陸海空の多様な輸送手段の確保による物資の輸送及び提供 ◎物資の集積や配布の拠点を開設 ◎協定自治体、県等へ広域応援の要請と受入や民間ボランティア受入 ◎ライフラインの応急復旧 ◎住家被害認定調査・罹災証明書発行 ◎仮設住宅の建設にともなう対応 ◎災害ガレキ・ゴミの処理 ◎公共土木施設等の応急復旧 ◎早期に住民意見を反映した復興基本方針の決定と復興計画の策定

	区分ごとの被害想定	災害対応シナリオ
【近隣で発生】	**（近隣自治体または九州エリアが被災し、八代市域の被害が軽微な場合）** ◎全国または九州各地からの応援部隊が国道３号、九州縦貫自動車道、南九州自動車道の高速交通網や八代港などを活用することにより、市域が応援中継地となる	◎広域応援に利用できる広域的な道路、交通機関等の調査 ◎熊本県都市災害時相互応援協定及び熊本県市町村災害時相互応援に関する協定等に基づく応援実施 ・応援必要分野の調査 ・庁内応援派遣体制検討 ・応援隊派遣ルート検討 ・先発隊を派遣（詳細調査） ・応援本隊出発（随時、交代） ◎被災近隣自治体へ通じる幹線道路に応援中継拠点を設置 ◎応援中継拠点の運営
【遠方で発生】	**（市域の被害はないか、または極めて軽微な場合）** ◎広域応援を実施	◎広域応援に利用できる広域的な道路、交通機関等の調査 ◎被災自治体からの応援要請に基づく応援実施 ・応援必要分野の調査 ・庁内応援派遣体制検討 ・応援隊派遣ルート検討 ・先発隊を派遣（詳細調査） ・応援本隊出発（随時、交代）

第５　大規模特殊災害の想定及び区分

１．計画の対象地域

本計画は、大規模等災害の発生が特に懸念される八代内港石油基地(八代市港町)の地域を本計画の対象地域とする。

２．災害の想定

本計画の対象とする地域は石油類や高圧ガス等の危険物が多量に貯蔵され、取扱われている地域であり、大規模かつ広範囲に及ぶ火災、爆発等の災害が予想される。

また、港湾及び沿海における船舶の衝突、座礁等による大規模な船舶火災、危険物の海面流出、海面大火災の発生が予想される。

このような状況から概ね次のような災害の発生を想定する。

- ○　危険物の火災
- ○　危険物の流出入
- ○　危険物の爆発
- ○　高圧ガス類の拡散
- ○　上記各災害による多数の死傷者の発生

３．災害の区分

(1) 陸上災害

本計画において陸上災害とは、消防機関が主として消火等を担任する災害をいう。

(2) 海上災害

本計画において海上災害とは、海上保安庁の機関が主として消火等を担任する災害をいう。

第２編　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

関係部署・機関

・総務企画対策部、総合対策部、関係各対策部
・県、防災関係機関
・自主防災組織、事業所、社会福祉協議会、ボランティア団体

基本方針

○　大規模な災害が発生し、混乱した事態のなかで、被害を最小限にとどめるために、市を中心とする防災関係機関において迅速な防災活動を開始するための組織・体制をあらかじめ整備する。
○　市民一人ひとりが、“自分たちのまちは自分たちで守る”という意識のもと自発的な組織を編成し、日頃より防災知識の習得や訓練等を行い、災害時に対処していくものとする。

第１　市

市は、災害応急対策を遂行するため、関係法令、条例等に基づき市防災会議等防災組織を設置する。

１．防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第 16 条第１項の規定により市防災会議を設置する。

※八代市防災会議条例……【資料編Ｐ１】

(2) 所掌事務

○　地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
○　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するとともに、重要事項に関し、市長に意見を述べること
○　その他法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(3) 組　織

災害対策基本法第 16 条第６項の規定により、「八代市防災会議条例」で定める。

また、防災会議委員の構成にあたっては、男女共同参画の観点から、委員に占める女性の割合を高めるよう努めるものとする。

２．災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第 23 条の２第１項の規定により災害対策本部を設置する。

※八代市災害対策本部条例……【資料編Ｐ３】
※八代市災害対策本部設置規程……【資料編Ｐ４】

(2) 所掌事務（災害対策基本法第 23 条の２第４項）

本計画の定めるところにより、市域の災害に関する情報を収集すること及び災害予防、災害応急対策及び復旧・復興対策を実施すること。

(3) 組　織

災害対策基本法第 23 条の２第８項の規定により、「八代市災害対策本部条例」で定める。

３．防災中枢機能の確保・整備

市は、浸水や土砂災害、地震、津波の危険箇所等に配慮しつつ、防災上の中枢機能を果たす施設や、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点及び街区の整備、推進に努める。

また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

４．職員の体制

市の非常参集体制の整備においては、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舎や職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報の収集・伝達手段の確保等について検討する。

なお、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、次の事項を盛り込んだ業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき対応するものとする。

- ○　組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- ○　職員の確保体制
- ○　職員への支援体制（安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等）
- ○　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ○　電力（非常用電源装置及び燃料を含む）の確保
- ○　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ○　重要な行政データのバックアップ
- ○　非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて各課において適宜見直しを行うものとする。

第２　県

県は、市町村を包括する団体として区域内の市町村及び防災関係機関等が処理する応急対策の実務を助け、かつ、総合調整を行うため、県防災会議、県災害対策本部、県水防本部の防災組織を設置することとしている。

第３　防災関係機関

市域を所管し、または市内にある「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」及び「公共的団体」等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定により、法令または防災業務計画、県計画及び本計画の定めるところに基づいて、災害予防計画及び災害応急対策計画の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

※防災関係機関連絡先……【資料編Ｐ８】

第４　自主防災組織

大規模災害発生の場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、高齢者や障がい者にとっては、情報の入手や避難行動等が困難なことから、通常よりも大きな被害を受けることが予想される。

したがって、災害による被害を最小限にとどめるには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の人々の連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、育成強化を図る。

市は、自主防災組織の育成強化においては、市民に対し、個々人の自覚に根ざした自助及び身近な地域コミュニティ等による共助の取組みの重要性について啓発を繰り返すとともに、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が自らの運

動として減災に向けた取組みを促進する。

なお、組織率の数値目標として、2026年（令和8年）3月31日までに95％以上とする。（令和5年4月時点の組織率87.98％）

また、自助、共助の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、住民からの提案等により地区の防災力を高めることを目的とした「地区防災計画」については、一定の地区の住民及び事業者（地区居住者等）がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

よって、住民及び事業者は、協力して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携した防災・減災活動に努めるものとする。

※自主防災組織結成状況……【資料編Ｐ11】

１．自主防災組織づくりの推進

市は、自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防災組織の設立を促進する。

市民自らによる地区防災計画や防災マップ等の作成促進、防災訓練等の指導を行い、その育成を図るとともに地域の実情に応じて防災資機材等の整備に努める。

また、避難行動計画（コミュニティタイムラインやマイタイムライン等）の策定及び活用を促進し、地域における避難誘導の方法等を確立する。

これらの取組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備助成により組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

また、組織づくりの際は、女性の参画拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

※八代市自主防災組織育成指導要項……【資料編Ｐ10】

※地区防災計画作成組織一覧……【資料編Ｐ11】

２．自主防災組織の規模

組織的活動が円滑に行える程度の規模で、市民の日常生活にとって地域として一体性を有する町内会・自治会単位での組織づくりを基本とする。

３．自主防災組織の編成及び事業

各地域の実情に応じて、それぞれの規約で決定されるべきことであるが、基本的に下図のとおりとする。

その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

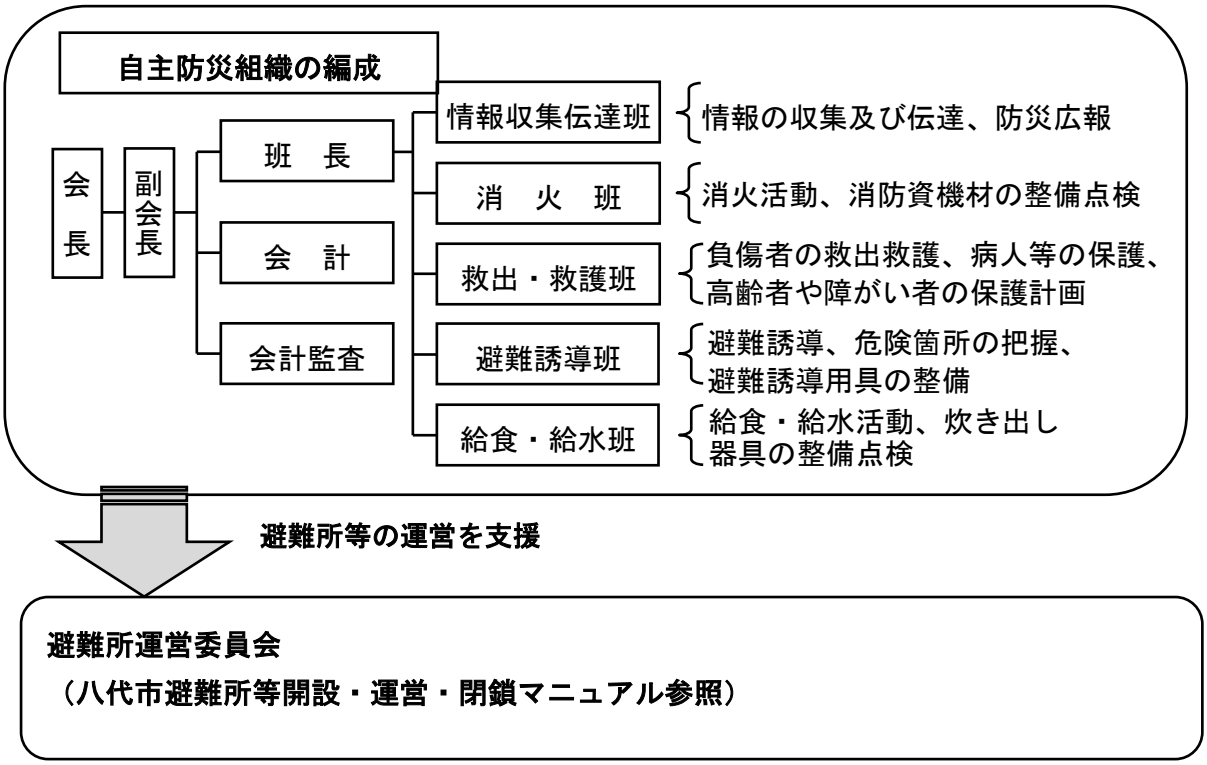

４．防災資機材の整備

自主防災組織は、防災活動に必要な資機材等について整備に努めるものとする。次にその例を示す。

- ○ 情報収集伝達資機材‥‥‥ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク
- ○ 初期消火資機材‥‥‥‥‥‥消火器、可搬ポンプ、水バケツ
- ○ 救護資機材‥‥‥‥‥‥‥‥救急医療セット、担架
- ○ 避難資機材‥‥‥‥‥‥‥‥ヘルメット、腕章、避難誘導旗
- ○ 救助・障害物除去資機材‥救命ロープ、金属はしご、リヤカー、ジャッキ
- ○ その他‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥備蓄食料、ポリ容器、ブルーシート等、テント、ゴムボート

５．活動内容

自主防災組織は、平常時及び災害発生後において次の活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

ア．防災知識の普及・意識の高揚

会報（自主防災だより）等を発行し、防災知識の普及や催し等の連絡等、情報の共有に努める。

イ．初期消火、救出・救護、避難、炊き出し等の防災訓練の実施

ウ．地区内の危険箇所等の点検

地域には、災害が発生したときに被害拡大の要因となるものが多くあると考えられる。

このため、地域の危険箇所や避難路の点検を実施し、適切な対策を講じる。

また、地区ごとに防災マップや校区別防災カルテを作成し、必要に応じて内容を更新するとともに、住民勉強会等を通じて、地域の危険箇所の情報を共有する。

エ．防災資機材等の備蓄整備や点検

災害時に速やかな応急活動を行うためには、活動に必要な資機材等を組織として備蓄し、災害時に直ちに使用できるようにしておく。

オ．避難行動要支援者の共有

市の避難行動要支援者名簿を取得するなどし、町内会、民生委員などの地域の人と災害時における避難行動要支援者の情報を共有しておく。

カ．避難場所、避難所運営体制の確認

災害に備え地域の避難場所を確認し、避難訓練等を通じて地域住民に周知徹底するほか、市が設置する避難所の運営について地域住民の協力が得られるよう、あらかじめ自主防災組織で避難所運営体制を構築しておく。

また、地域の避難所運営体制の決定にあたっては、男女共同参画の観点から女性の参画に努める。

(2) 災害発生後の活動

ア．情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、市や防災関係機関へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

○　連絡をとる防災関係機関
○　防災関係機関との連絡手段
○　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
○　避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて防災関係機関へ報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。
○　要配慮者の支援を行う。

イ．出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など、出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を用い、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

ウ．救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きとなった者が発生したときは、救助資機材を使用して、速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは、医療機関、救護所等へ搬送する。

そのため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を事前に確認しておくものとする。

エ．避難の実施

避難指示が出された場合は、迅速かつ円滑に避難場所に避難誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

○　避難誘導班の責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

・市街地、住宅地･････････浸水危険箇所、火災、落下物、危険物等
・起伏の多いところ･･････がけ崩れ等

○　避難誘導にあたっては、危険防止のため、避難路は１ルートだけでなく、複数のルートをあらかじめ検討しておく。

○　避難するときの携行品は、必要最小限のものとし、不必要な物は持って行かないようにする。

○　避難行動要支援者に対しては、平常時から特に優先して安全な避難が行える方法を講じておく。

オ．給食給水、救援物資等の配布

被害の状況によっては、避難所生活が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織としても、それぞれが保持する食料等の支給を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

カ．避難所運営への協力

避難所が開設された場合には、市職員や施設の管理者等と協力して地域住民参加の避難所運営体制が確保されるように努める。

(3) 活動内容のまとめ

自主防災組織の活動をまとめると次のとおりである。

平常時の活動	災害発生時の活動
○　防災知識の普及及び出火防止の徹底 ○　初期消火、救出・救護、避難、各種防災訓練の実施 ○　地区内の安全点検の実施 ○　防災資機材等の備蓄整備・点検 ○　避難場所・避難所運営体制の確認 ○　消防団との連絡、調整	○　地域内の被災情報の収集・伝達 ○　出火防止・初期消火の実施 ○　負傷者の救出・救護の実施及び協力 ○　避難誘導 ○　給食・給水・救援物資の配布に対する協力 ○　避難所運営の協力 ○　消防団との連携、協力

６．市の指導及び援助

市は、市民に対し自主防災組織に関する広報活動を積極的に行うとともに、自主防災組織が活動するうえで必要な資料等を提供し、さらに八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署及び県の協力を得て、活動についての助言、あるいは援助を行う。

(1) 組織活動の促進及び育成

市は、自主防災組織の災害時における的確かつ迅速な行動力の養成等を図るため、八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署等の防災関係機関と連携して、大規模災害を想定した初期消火、救出・救護、避難誘導等の訓練に自主防災組織の参加を促し、また、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、要請に応じ自主防災活動に関して助言を行う。特に自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

(2) 自主防災組織の相互協力の促進

市及び自主防災組織は、地域防災活動をより実効性のあるものにするため、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。

第５　事業所等の自衛消防組織

大規模災害時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等（以下、「事業所等」という。）においては、大規模な被害の発生が予想されることから、事業所等において法令に基づく自衛消防組織を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、事業者は、災害時に果たすべき役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において大規模災害時に事業継続を図るために事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するよう努める。

○　防災体制の整備
○　防災訓練の実施
○　施設の耐震化・耐浪化
○　復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
○　電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
○　取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

さらに、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県及び市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

市は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所等に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、自主的な防災組織の育成・強化と防災担当者の育成の促進を図るものとする。

なお、市は、事業者に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

さらに、市は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。

第６　市民自らの防災行動の促進

市は、地域や企業の優良な防災取組事例を地域全体に紹介するなど、市民自らによる防災行動の促進に努める。

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平常時の取組みを進めるものとする。

平常時の取組み

(1) 知識等の取得

○　過去の災害の発生状況
○　気象予警報等の種別と対策
○　防災訓練等への参加

(2) 事前の確認

○　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
○　家族等との連絡方法や集合場所
○　就寝場所の安全確認
○　災害情報の入手方法
○　近隣の井戸の位置等の確認

(3) 事前の備え

○　地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
○　防災メールサービスへの登録
○　最低３日分（推奨１週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
○　非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳※、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備しておく。

第７　ボランティア活動の環境整備

大規模災害時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、ボランティアの積極的な協力が期待されているが、近年、災害が頻発化・激甚化する中、広域から多数駆け付けるボランティアの調整を行い、その活動が統一的に行われないと、ボランティアの善意が効果的に活かされないことになる。

公助の災害救助活動である障害物除去や避難所運営などの救助を円滑かつ効果的に行うため、市はボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、活動が円滑かつ効果的に実施できるよう社会福祉協議会と連携を図り、受入体制を整備するとともに、相互協力の体制を整備し、公助の災害救助活動と共助のボランティア活動との調整を行う。

１．ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市及び社会福祉協議会は、毎年１月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」における講演会等の諸行事を通じてボランティア意識の向上を図る。

また、８月３０日から９月５日までの「防災週間」において、防災訓練や各種啓発行事の開催に努めるものとする。この場合は、積極的にボランティアの参加を求め、その重要性を広報する。

２．関係機関との協働体制の構築

社会福祉協議会は、市、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、市政協力員、ＮＰＯ、ボランティア団体、社会福祉施設等の関係機関と協力し、平常時から各種災害を想定した災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを整備するとともに、定期的にセンター設置運営訓練等を実施するなど、各機関の連携強化に努めるものとする。

また、平常時から、専門知識や技能を有する活動に従事する災害ボランティア団

体との応援協定等の締結を進めるなど連携を図り、関係の強化に努めるものとする。

なお、市及び社会福祉協議会は、各種ボランティア団体相互における人的・物的応援協力体制を確立するため、日常的に活動するボランティア団体について把握しておくものとする。

３．ボランティアの養成、登録

(1) ボランティアの養成

災害時に災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会は、市と協力して、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについて理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及・啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

(2) ボランティアの登録

社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に把握し、ボランティアのデータベース等を構築し、これらの団体を登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

(3) 体制の整備

社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置する災害ボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努めるものとする。

４．ボランティアの受入れの理解促進

災害ボランティアの受入れにあたっては、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の受入れの有効性について、関係者に対する情報提供や周知を積極的に行うことでボランティア受入れに関する理解の促進に努めるものとする。

５．災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

県及び市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、地方公共団体は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第２節　防災まちづくり

関係部署・機関

・建設対策部、総務企画対策部、経済文化交流対策部、教育対策部、健康福祉対策部、給水対策部、関係各部
・八代市社会福祉協議会、八代警察署、ライフライン事業者、報道機関
・自主防災組織、事業所

施　策	関係課等
第１　建築物の耐火・不燃化、耐震・耐浪化等の促進	施設所管課、営繕課、建築指導課、建設政策課、危機管理課
第２　オープンスペースの確保	都市整備課、建設政策課
第３　市街地の整備	都市整備課、用地課、建設政策課、建築指導課
第４　市有施設の整備	土木課、住宅課、営繕課、教育施設課、生涯学習課、市民活動政策課、スポーツ振興課、施設所管課
第５　ライフラインの防災対策	下水道総務課、下水道建設課、水道局
第６　備蓄体制の整備	危機管理課、商工政策課、関係各課
第７　安全避難の環境整備及び避難施設の整備	危機管理課、市民活動政策課、避難施設所管課
第８　避難行動要支援者対策	危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、健康福祉政策課
第９　帰宅困難者対策	危機管理課、商工政策課
第 10　防災拠点整備計画	危機管理課、財産経営課、都市整備課、各支所

基本方針

○　災害時における市民及び来訪者等の安全確保を図るためには、平常時から、建築物等の耐震化・不燃化の促進に努めることが重要である。
　また、市街地再開発事業や土地区画整理事業を積極的に活用することによって、避難所・避難路等の都市防災施設の整備を図るなど、総合的な防災対策を進め、災害に強い都市の建設に努める。

○　大規模災害発生時においては、公共施設や水道、電気、ガス等のライフラインまたは道路、鉄道の被災による被害の拡大が予想される。
　そのため、公共機関及び事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の防災機能の向上に努める。
　また、公共施設管理者またはライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業所間の広域応援体制の整備に努める。

○　災害時においては、応急対策用資機材や救助用物資の入手が極めて困難になることが予想され、応急活動にも重大な支障をきたすおそれがある。
　このことから、市及び消防関係機関は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、平常時から備蓄拠点（倉庫等）の整備・充実に努めるとともに、避難地（避難場所、避難所）の体系的、機能的な整備を促進し、あわせて消防施設・設備等消防力の強化を図り、緊急の場合には迅速かつ適切な措置をとれるように努める。

第１　建築物の耐火･不燃化、耐震・耐浪化等の促進

都市計画法、建築基準法、消防法その他の法律に基づき、次のとおり建物の耐火・不燃化、耐震・耐浪化を進め、「災害に強いまちづくり」に努める。

１．防火地域等の指定

住宅密集地等延焼危険度が高い地区については、都市防災不燃化促進事業のほか、住環境整備事業等を積極的に推進し、不燃化率の向上に努めるとともに、延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難路等の安全確保を図りつつ、主要幹線道路の沿道部や駅周辺等を中心に防火地域・準防火地域の指定あるいは指定の検討を行う。

２．既存建築物の耐震・耐浪化等

阪神・淡路大震災では、木造建物のみならず鉄筋コンクリート造の建物も多く倒壊し大災害となったことから、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しな

い既存建築物の地震に対する安全性を向上させる必要がある。

このため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（通称、耐震改修促進法）」の主旨を踏まえた、「八代市建築物耐震改修促進計画」に基づき、これらの建築物の耐震化を促進するため、次の対策を推進する。

また、東日本大震災や令和２年７月豪雨災害では、防災拠点として機能すべき行政機関等の建物に対する津波等の浸水により、電源の喪失、情報通信機器の流失、情報関連データベースの喪失により、初動期の行政機能が危機的に低下するといった事態が発生した。

このため、災害時に公的な機能を有する建築物の耐震・耐浪化等に向けた対策を推進する必要がある。

(1) 市有建築物の耐震・耐浪化等の推進

災害時の拠点となる防災拠点施設を設置する市庁舎等や緊急避難施設となる教育施設、その他多数の者が利用する施設等、防災上重要な市有建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に推進する。

また、津波等による浸水が想定される地域内の防災上重要な市有建築物について、津波等に対する安全性の促進を図るとともに、非常電源、情報通信機器、データベース等の浸水防止策も推進する。

(2) 民間建築物の耐震化及び津波等浸水対策の促進

民間の住宅(個人住宅、共同住宅等)や不特定多数の者が利用する建築物(病院、物品販売店舗、集会場等)の耐震診断及び耐震改修について、国、県等の支援制度の活用を強化する。

また、建築関係団体の協力を得ながら、耐震関係の情報を提供するための相談窓口を設置する。

さらに、市は、津波等の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波・水害避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波等に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 耐震関係講習会、津波防災研修会等の開催

市民や建築技術者を対象として、国、県及び関係団体と連携し、建物の耐震性向上に関する知識の普及・啓発を行うための講演会や講習会を開催する。

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、都市計画等を担当する職員に対して防災マップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(4) 既存建築物（特定既存耐震不適格建築物）に関する的確な情報管理

公共の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状を把握し、計画的に耐震化を促進するため、データベース等による的確な情報管理を行う。

３．既存建築物の防災・避難対策

不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物について、災害時における人命保護を目的とし、防災・避難対策を推進する。

八代広域行政事務組合消防本部との連携などにより、管理者等に対して、計画的な啓発・指導を行う。

また、市は、津波浸水想定区域のうち、津波到達までの時間で避難が困難となるような地域において、津波の浸水規模に対応して安全の確保できる高層階を有する公的施設や民間の建築物を活用した津波・水害避難ビル等の確保について、建築物の管理者と避難対象となる地域住民等と協同で検討する。

４．既存建築物の維持保全策

建築物の機能・性能を一定水準以上に保持することにより、建築物の倒壊や防火性能の低い建築物の延焼防止を図るため、適切な安全管理・点検補修など、維持保全策の必要性を管理者に対して、啓発・指導を行う。

第２　オープンスペースの確保

人々の憩いの場である公園・緑地は、災害時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点としても重要な役割を担う。また、延焼を防止する空間としても有効な機能を果たすものである。

また、都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所となり、延焼遮断帯としての機能を持っている。

このような見地から、今後も比較的大きな規模の公園・緑地を計画的に配置し、広域避難場所としても十分機能するよう整備・充実に努めるとともに、緑地の拡大・農地の保全にも万全を期すなど、オープンスペースをできる限り多く確保する。

また、大規模火災や地震火災時における安全を確保するため、地域の特性に応じた広域避難場所の充実を図り、広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。

第３　市街地の整備

本市の既成市街地は、戦災も受けず発展した町であるため、道路や公園等の都市基盤整備が遅れており、また、木造の老朽建築物が多数存在している密集地域である。

これらの地域は、地震による老朽化建築物の倒壊等の大規模な被害の発生や、強風時に火災が発生すると大火(大規模な延焼火災)へ発展するおそれがあるため、今後とも都市基盤整備を積極的に推進し、災害に強いまちづくりを構築していくよう努める。

１．土地区画整理事業等の推進

既成市街地にあっては、一方通行や災害時の緊急車両の通過ができない狭あい道路が多いため、災害時の避難誘導路や避難場所として公園などの公共空地の確保（防災公園）等の総合的な防災機能を持った都市施設の整備を積極的に促進し、防災上安全性の高い市街地形成に努める。

また、新たな市街地形成を必要とする地域においては、個別開発によるスプロール化を防止し、官民一体となった新市街地づくりを推進する等、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、安全で健全な市街地形成と自然環境の調和を推進する。

２．中心市街地活性化に関する支援事業の推進

市の中心となる地区については、高度で総合的な都心機能をもった施設の集積を促進し、八代駅から少し離れた幹線道路沿いの密集市街地については建築物の共同化を誘導し、耐震・耐火構造の建物として更新するように、防災上安全性の高い市街地の創出に努める。

また、その他の既成市街地の低層密集地区については、防災面等から住宅を対象とした再開発、あるいは、住宅地区改良事業など手法の検討を加え、道路・公園等の公共空間の確保を図り、住環境の改善及び安全なまちづくりを進める。

３．津波災害特別警戒区域等に関する措置

市は、津波防災地域づくり法の規定に基づき、県により津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定を受けた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

第４　市有施設の整備

市有施設については、個々の施設の利用者の安全を第一に考えた整備及び施設の安全性確保を行い、特に避難所となっている施設については優先的に改修・補修工事を実施し、災害対応力の強化を図る。また、防災上重要な施設については、既存建築物を含め、新築計画時にも、防災拠点としての重要度に応じた安全率を考慮す

るものとする。

市立小・中学校については児童・生徒の安全確保を第一とするが、同時に避難所等としての機能の整備・充実に努める。

なお、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ県と連携して他市町村や関係機関との情報共有を図るものとする。

１．市有施設の防災体制の整備

個々の施設（各種福祉施設、コミュニティセンター、図書館、体育館等）の性格・実情に応じて次のことを基本的事項とする実践的な防災計画を作成し、防災体制の確立を図る。

(1) 防災活動体制の整備・充実

災害時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じ利用者の安全を第一と考えた防災手引書や防災計画を作成し、職員自衛防災組織づくりや防災訓練の定期的な実施及び防災設備の定期点検等を推進するなど、防災活動体制の整備・充実に努める。

なお、施設利用者は、一定の常時利用者と不特定多数の利用者に区分されることから、その点を十分考慮した体制づくりに努める。

(2) 施設周辺地域との交流

施設周辺の地域住民と日頃の交流を通じ、地域が一体となった防災体制が築かれるように努める。

２．施設の安全性確保

(1) 計画的な建替（移転建替含む）・改修・補修工事の実施

市有施設改修については、災害リスク・所在地・経過年数等も踏まえながら計画的な建替（移転建替含む）・改修・補修工事を行い、耐震・耐火性能の維持・強化を図るとともに、特に避難所においては、トイレの洋式化やバリアフリー化など、安心安全な施設整備を図る。

(2) 施設安全化対策の推進

引火物等の危険物の安全管理、建物の壁・塀等の耐火性能の調査・補強、防火設備の作動点検等を行い、普段から安全性の確保に努める。

また、安全な避難のための標識や案内板等のデザイン、設置場所についても実践的なものとなるよう配慮する。

(3) 市立小・中学校の施設整備

市立小・中学校の施設整備については、以下の３つの視点から災害対応力の充実・強化を図るよう努める。

○　児童・生徒の安全確保
○　避難所・避難場所としての利用
○　余裕教室の活用

第５　ライフラインの防災対策

ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震・耐火性の向上、洪水・高潮の浸水想定区域にあっては浸水防止対策の確保、津波浸水想定区域にあっては耐浪性の確保に努めるものとする。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業所間の広域応援体制の整備に努める。

１．上水道施設の整備

上水道施設を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

また、被災しても速やかに復旧できる施設とするため、重要施設の強化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を行う。

(1) 現　況

本市の上水道事業は、旧八代市区域を市水道局が所管し、千丁町・鏡町・東陽町及び泉町を八代生活環境事務組合が所管している。

市水道局の、給水区域内において供給に不足は生じていないが、給水区域内の未整備地区の整備及び老朽管の敷設替えを進めていく必要がある。

八代生活環境事務組合は、氷川ダムを水源とし、東陽町にある浄水場で浄水を行っている。

しかし、有収率が低く、漏水調査による有収率向上を図るとともに、石綿管更新及び老朽管更新等による水道施設の整備を計画的に進める必要がある。

※上水道給水能力等……【資料編Ｐ12】

(2) 水　源

取水ポンプの常時監視を実施して保守に努めるとともに、施設の整備・補強を行う。

水源地の井戸水位、取水量等の常時監視を行うとともに、電気・機械・通信設備の保守・点検に努める。

また、老朽施設の計画的な更新を実施する。

(3) 送水･配水施設

送水・配水流量、配水池水位等の常時監視を実施し、漏水調査等により管路の点検を行う。

また、石綿管及び老朽管の取替えを進め、新規布設・改良の際には耐震性の高い管種を採用する。

(4) 緊急的給水拠点の確保

災害により送水管、配水管等が被災し、給水ができなくなった場合を想定して配水池緊急遮断弁の設置及び組立式給水タンクの配備、水源地を拠点として応急給水を行う体制の確保を図る。

(5) 飲料水以外の生活用水の確保

上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

２．下水道施設災害予防計画（下水道ＢＣＰ）

下水道施設を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

また、被災しても速やかに復旧できる下水道とするため、重要施設の強化、基幹施設の応急対策を加味した施設整備を行う。

(1) 現　況

本市における公共下水道の整備は、昭和 48 年度から着手し、現在、八代処理区・八代東部処理区・千丁処理区・鏡処理区にて事業を実施している。

今後、維持管理コストの縮減に資する施設の長寿命化を行う必要があり、地震等の災害が起きた後でも持続的な汚水処理サービスの提供ができるよう、特に耐震性能を有しない施設については、早急に耐震化を進める必要がある。

※公共下水道事業整備状況……【資料編Ｐ13】

(2) 処理場・ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。また、老朽施設の更新を実施する。

(3) 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。

また、未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を推進するとともに補修が容易な構造とし、復旧対策に重点を置いた整備を図る。

(4) 緊急用仮設トイレの機能確保

災害時の断水等によりトイレが使用出来ない場合を考慮し、緊急用仮設トイレ（マンホールトイレ等）が継続利用できるように、下水道管渠の優先的な機能確保に努める。

３．都市ガス施設災害予防計画（九州ガス株式会社八代支店）

都市ガスは、現代都市において熱源としてのみならず、冷房施設などの動力源としても使用されており、重要なライフライン機能である。

予期せぬ不測の事態によって施設が破損し、万一ガスが流出した場合には、二次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されることから、以下のような対策を講じるものとする。

(1) ガス供給施設の耐震性の確保

ガス供給施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考として、さらに各施設の耐震化を図る。

また、停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図ることとする。

(2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要導管については耐震性を考慮し、低圧管についても耐震性の高いポリエチレン管等を使用しているが、過去の災害事例を考慮し、さらなる管路の強化を図っていく。

また、社会的に最優先の復旧が要求される救急病院への供給ルートについては、ポリエチレン管等への敷設替えが完了している。

(3) 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の１つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。

一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また一般家庭の場合、マイコンメーターが 200 ガルを感知するとガスが遮断されるシステムの設置を完了している。

(4) 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員及び関連会社社員に周知徹底をするとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票や需要家リスト等所要の設備・資料を整備するものとする。

４．通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社　熊本支店）

通信施設に関しては、災害時において通信が確保できる設備の対策と同時に、被災地及び全国から殺到する安否確認の通信への対処も要求される。

このため、以下のような耐震・水防対策を実施している。

(1) 施設の災害対策

営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震・防水設計されているが、過去の災害事例を考慮し、さらに施設の耐震・防水性能の強化を図っている。

(2) 通信設備の対策

通信設備（電柱、通信ケーブル等）は、災害において倒壊・切断等の被害や火災による延焼被害を受けやすい。

よって、防災対策上からも通信ケーブルの地中化や重要ルートの分散化（２ルート化）を促進し、無線を活用したバックアップ対策等の推進を図っている。

(3) 回線系統の対策

回線系統の二重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施している。

(4) 災害時優先電話の登録

災害発生時には電話が一時的に殺到するため、回線の輻輳（ふくそう）を防ぐため規制が行なわれる。

そこで、八代市の申請により、災害発生時に使用する電話については、災害時の規制が行なわれない災害時優先電話回線に設定登録している。

(5) 緊急通信回線開設用機器の確保

電話回線が不通になった場合でも、通信を確保するための手段として、衛星携帯電話及び可搬型の衛星通信システム等により避難所等に特設公衆電話やインターネットを提供する。

(6) 緊急用資材、人員の確保

災害時に備え、災害対策機器等の緊急用資材を確保しておくほか、復旧要員についても八代市周辺部で大規模災害等が発生した場合、広域応援体制を発動し復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えている。

第６　備蓄体制の整備

災害応急対策においては、火災や倒壊・流失により住宅を失った市民のための災害救助用食料や避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意しなければならない。しかし、災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。

このため、道路の混乱が収まり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要がある。

１．備蓄品の整備

(1) 現　況

※水防倉庫備蓄一覧……【資料編Ｐ18】
※備蓄倉庫備蓄品一覧……【資料編Ｐ20】

(2) 整備目標

備蓄品については、災害発生直後に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び大震災の教訓から救助用資機材、その他応急活動用資機材の備蓄を進める。

食料については、長期に保存できる非常食のほか、アルファ化米の備蓄に努める。

備蓄品の整備にあたっては、当面は直下型地震への対応を想定し、避難所に収容できる人数の１日分相当を順次備蓄、または供給できる体制を整備する。

なお、備蓄物資の中で耐用年数又は賞味期限、消費期限のあるものについては、定期的に点検整備及び入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

その他、子ども、女性や高齢者、障がい者等に対するきめ細かな対応についても考慮することとする。特に、備蓄物資の選定にあたっては、女性や高齢者、障がい者等の要配慮者の意見を聴取の上、調達するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、災害時における業務継続の観点から、災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄にも努めるものとする。

２．防災備蓄倉庫等の整備

(1) 現　況

現在、市内全域を網羅できるよう防災備蓄倉庫の整備を進めている。

今後は、八代市総合計画に基づき、未整備地区の整備に努める。

また、災害時における支援物資等の仮置場を避難所として利用していない体育館等とし、スムーズな配送体制に努めるものとする。

※水防倉庫備蓄一覧……【資料編Ｐ18】
※備蓄倉庫備蓄品一覧……【資料編Ｐ20】

(2) 整備目標

食料や生活必需品、防災資機材の分散備蓄を図るため、市内のコミュニティエリアに防災備蓄倉庫の整備を進める。

防災備蓄倉庫の整備にあたっては、これまでの防災備蓄倉庫のほか、避難場所となる公園や小・中学校等への簡易型備蓄倉庫の設置など、地域の防災拠点となるよう防災備蓄倉庫の整備を図るものとする。

また、中山間地等で、土砂災害等による輸送路の途絶などによる孤立化が想定される地区においては、特に防災備蓄倉庫の整備に努める。

３．民間との協定促進

市内各事業所等との協定締結を促進し、調達先の多重化を行い、物資の確保に努める。

また、円滑な物資の確保を図るため、災害時における財務処置の事務要領について整備する。

今後締結を検討するものは、次表に示すとおりである。

○　主食となる米穀やパンについては、市内の米穀業者及びパン製造業者並びに民間給食業者との間で、協力協定の締結を検討する。 ○　生鮮食品やその他の食品の供給に関して、公設市場関係業者と協力協定の締結を検討する。 ○　粉ミルク等については、市内薬局との協力協定の締結を検討する。 ○　保有車両及び協力車両のすべてに必要な燃料の調達に関して市内の供給業者と協力協定の締結を推進する。 ○　その他災害対策用物資一般の調達に関して、商工会議所等の商工団体との協力協定の締結を検討する。

４．八代市災害時協力事業所登録制度

(1) 制度の趣旨

災害発生時において、個別の事業所等が保有する能力（資機材、人材、物資等）を地域の重要な防災力と考え、八代市災害時協力事業所登録制度を推進し、登録した事業所の自主的な協力活動により、迅速な被災者救援・救護活動を展開する。

(2) 活動項目

人的援助、物品援助、避難所等の提供、資機材等の支援、遺体安置等の支援

(3) 数値目標

25 事業所（2023 年 3 月 31 日まで）

５．燃料の備蓄

市は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等の締結及び訓練等による連携体制を構

築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

６．要配慮者関連物資等の備蓄の促進

災害時に要配慮者が必要とする支援物資等は、多岐に渡り、また、その備蓄品の検討にあたっても専門的知識が必要となる。このため、市は、要配慮者利用施設管理者等と連携を図りつつ、各事業所における要配慮者関連物資等の備蓄を促進するための支援策の構築に努めるものとする。

第７　安全避難の環境整備及び避難施設の整備

１．避難施設の指定の整理

市域の広域にわたり津波浸水想定区域が示されたことから、改めて避難施設の災害特性に応じた適性や安全性を調査し、既存の指定緊急避難場所及び指定避難所の区分けを整理する。

なお、指定緊急避難場所の指定の際は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府、平成29年3月）を参考とするものとする。

２．避難施設の指定

(1) 避難所等の役割･機能

ア．指定避難所

指定避難所の役割・機能は、以下に示すとおりである。

○指定避難所は、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる場所

イ．指定緊急避難場所

なお、市は、指定緊急避難場所の一種として、津波からの緊急避難場所として使用できる高い階を有する建築物や高台などの津波避難場所の選定・整備に努める。

○　火災延焼等の危険性、家の崩壊の危険性、浸水や土砂等の影響により孤立してしまうおそれがある場合に一時的な避難をする場所 ○　広域避難場所・指定避難所へ適切に二次避難するための集結地 ○　住居等の被災を受けた者が、家族と落ち合う一時的集結地

ウ．広域避難場所

広域避難場所の役割・機能は、以下に示すとおりである。

○　指定避難場所に避難した人々が市の職員等によって誘導される二次避難地
○　広域的災害に対応できる比較的大規模な避難地
○　火災等二次災害の発生の心配がなくなるまでの避難地

エ．自主運営避難所

自主運営避難所の役割・機能は、以下に示すとおりである。

○　自主運営避難所を管理・運営する自治会等が、避難所ごとに定めた基準に基づき一時的に避難する者を受け入れる場所

(2) 避難所等の指定の目安

ア．指定避難所及び指定緊急避難場所

○　耐災害性に比較的優れていること（耐震・耐火・耐水等）
○　ある程度のオープンスペースが確保されていること
○　なるべく四方に出入口が常時確保されていること
○　情報の伝達上の便利が得やすいこと
○　なるべく避難所を兼ねられる施設であること
○　なるべく公共施設であること
○　ある程度の収容者数を受け入れられること
○　水防法の浸水想定区域に該当しない施設であることが望ましいが、浸水想定区域に該当している場合は、想定水位以上の高さに避難スペースを確保できる施設であること
○　土砂災害特別警戒区域外に立地していること

イ．広域避難場所

○　相当程度のオープンスペースが確保されていること
○　火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること
○　なるべく四方に出入口が常時確保されていること
○　オープンスペースは、なるべく公共施設であること
○　敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として耐火建造物であること

ウ．自主運営避難所

○　自治会等が所有する集会施設であること。
○　自治会等が確保した施設であること。
○　土砂災害特別警戒区域外に立地していること。
○　浸水想定区域内の場合は条件付き登録とすること。
○　自治会等による自主的な開設・運営ができること。

※指定緊急避難場所・指定避難所一覧　……【資料編Ｐ23】
※広域避難場所一覧……【資料編Ｐ29】
※震災一時避難場所一覧……【資料編Ｐ29】

(3) 指定避難所及び指定緊急避難場所の鍵の保管

指定避難所及び指定緊急避難場所の鍵については、マスターキーを施設管理者及び危機管理課、並びに自主防災組織が保管するよう検討する。

(4) 避難施設における対策

施設管理者においては、大規模災害時に多くの被災者が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。

また、施設管理者は、市担当部局等や近隣の避難施設を把握しておくものとする。

３．避難所の施設整備

指定避難所に指定された建物は、次の点に留意し、施設整備に努める。

- ○　必要に応じ、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ○　避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- ○　避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、パーティションや段ボールベッド等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ○　避難生活の長期化、障がい者等の要配慮者に対応するため、さまざまな生活施設・設備の整備や支援策の整備に努める。

４．津波に対する避難場所、津波避難施設、津波・水害避難ビルの選定・整備

市は、津波に対し安全性が確保できる高層階を有する建築物や高台を津波・水害避難ビルや避難場所として選定し、整備する。

また、当該避難場所や津波・水害避難ビルが確保できない地域においては、津波避難設備の確保に努める。

なお、津波に対する避難場所、津波避難施設、津波・水害避難ビルは、今後、市が地域住民等の参画を得て策定する津波避難計画の検討過程において、住民意見を十分に反映しつつ指定、整備を行う。

※津波・水害避難ビル一覧……【資料編Ｐ28】

５．地域住民等の参画による津波避難計画の策定

市は、津波浸水想定区域図に基づき津波避難対象地域を定めるとともに、津波の

到達時間を考慮した避難困難地域を評価し、これらの対象地域における津波避難場所、津波避難施設、津波・水害避難ビル、津波避難路及び避難誘導標識等を基に、地域住民、自主防災組織等の参画を得て、津波避難対象地域単位ごとの津波避難計画の策定に努めるものとする。

６．安全な避難の確保

(1) 標識等の整備

ア．避難場所周辺の安全性確保

指定緊急避難場所及び広域避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

イ．誘導標識等の整備

誘導標識、避難場所表示板の設置及び維持管理を行うとともに、市民以外の避難者や要配慮者への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、夜間時でも避難者の目印になるような光る誘導板や視覚障がい者のために音声で誘導できる方法等、適切な施設の整備を進める。

さらに、民間業者と避難所案内表示看板の協定を締結するなど、市民等に対して災害発生時の地域の避難所を周知する。

なお、誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

※災害時における協定書・覚書一覧……【資料編Ｐ170】

ウ．避難場所案内図の整備

避難場所案内図は、「避難場所」の配置を地図上に示し、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても「避難場所」としての周知を図る役割を果たすものであり、適切な避難場所案内図の整備を進める。

(2) 避難誘導体制の整備

【洪水・高潮時の避難誘導体制の整備】

市域の沿岸平野部では、洪水や高潮氾濫が発生した場合、浸水想定区域が広域となるため、浸水が発生してからでは避難者の安全な避難行動が確保できないおそれがある。

洪水の場合は、河川からの氾濫が始まる以前に、早期に内水氾濫が発生することを想定し、市は、河川の水位による避難指示の基準到達以前でも避難者の避難行動の安全を確保するため、浸水が始まる以前の時期で、明るい時間帯のうちに、早期に自主避難の呼びかけを行う。

高潮の場合は、台風等の接近により急激な風雨の強まりや、台風接近が天文潮と重なる場合には急激な潮位上昇が発生することも想定される。このため、市は、避難者の避難行動の安全を確保するため、気象予警報の発表以前でも、風雨の強まる以前で、かつ、浸水が始まる以前の時期で、明るい時間帯のうちに、早期の自主避難の呼びかけや避難指示を行う。

土砂災害の危険箇所の周辺の地域では、地域住民自身や、自主防災組織、消防団等が協力し、前兆現象の把握に努め、地域であらかじめ定めた取決めにより、土砂災害の危険が高まった状態と判断される場合には、市の避難指示がない場合でも、自主避難するものとする。

以上の早期避難体制を地域に定着させるため、自主防災組織や消防団は、平常時から地域住民同士で避難方法等の話し合いを行い、地域での避難誘導体制を定めておくものとする。

【津波時の避難誘導体制の整備】

市は、地域別の避難シミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容について地域住民等への周知徹底を図るものとする。

また、防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波・水害避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

また、市は、不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者と協力し、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、八代警察署と十分調整を図るものとする。

ア．基本的考え方

災害が発生した場合の避難誘導体制については、次に示すような概念図及び基本的な考え方のポイントに基づいて、より適切なものとなるように検討し、整備を進める。

広域的な災害時の避難誘導体制の概念図

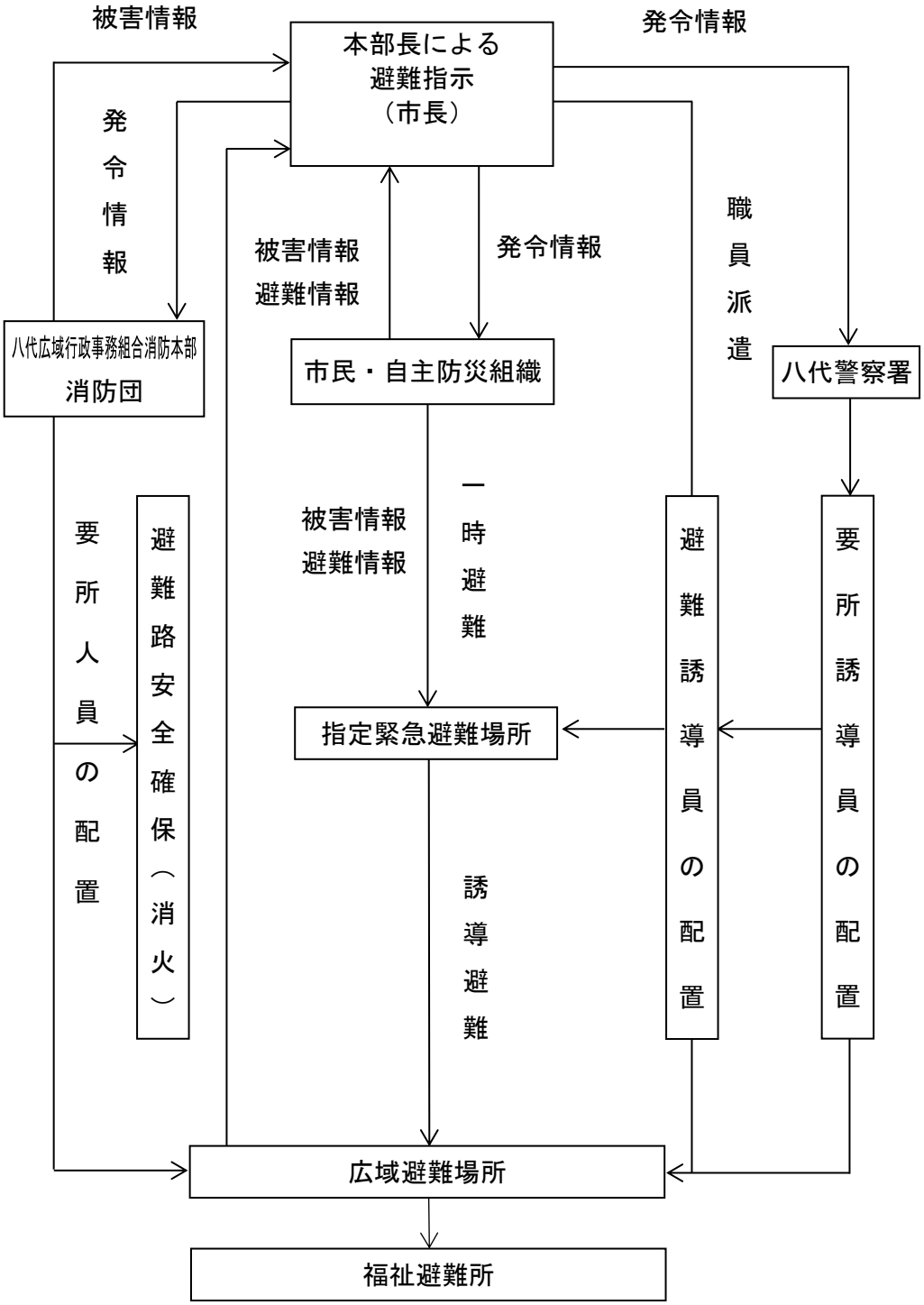

基本的考え方のポイント

○　広域的な災害による避難指示が出された場合、市民は原則としてあらかじめ定められた最寄りの指定緊急避難場所に自ら避難する。
○　広域的な災害による避難指示が出された場合、市はあらかじめ指定避難場所に職員を派遣し、八代警察署及び八代広域行政事務組合消防本部の協力を得て、一定の地域または自治会等単位に市民を集合させた後、被害の状況に応じて指定された広域避難場所に誘導する。
○　八代警察署は避難道路等の要所に誘導員を配置し避難誘導にあたる。
　また、避難指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。
○　八代広域行政事務組合消防本部は避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、八代警察署等関係機関に通報する。
　また、避難指示が出された時点以降の消火活動は避難道路の安全を最優先して、その確保に努める。
○　市、八代警察署、八代広域行政事務組合消防本部、消防団、自主防災組織等の団体及び市民は、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者を早めに避難させるよう配慮するとともに、優先して避難誘導に努める。
○　災害の種別ごとに避難所等の使い分けを行う。
　風水害に備え、浸水危険の危険性が高い場所は避けるなど、状況に応じた避難場所の設定を行う。
　津波に備え、浸水の危険性が高い場所は避け、地震時には液状化の危険性が高い老朽建物を避けるなど、状況に応じた避難場所の設定を行う。
○　地域ごとにできる限り具体的な避難指示の基準を定める。

イ．洪水に関する防災マップに基づく避難誘導体制の整備

　浸水想定区域における避難場所・避難ルートなどの必要な事項を地域住民に周知するために、以下の点に留意した「防災マップ」及び「防災ガイドブック」については自主防災組織を中心に活用を図り、避難誘導体制の整備を推進する。

○　洪水予報、水位到達情報（氾濫注意水位、避難判断水位等）の伝達方法
○　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保
○　高齢者､障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地の把握

ウ．津波に関する防災マップの整備に基づく避難誘導体制の整備

市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、当該津波浸水想定を踏まえて、以下の点に留意しつつ避難場所、避難路等を示す津波に関する防災マップの整備を行い、地域住民等に対し周知を図り、避難誘導体制の整備を推進する。

○　津波警報、避難指示の伝達方法 ○　避難場所その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保 ○　高齢者､障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地の把握

エ．市・八代広域行政事務組合消防本部の対策

①　避難誘導体制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接市町村との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

②　避難誘導者の安全確保

市及び八代広域行政事務組合消防本部は、市職員、消防本部職員、消防団員、自主防災組織の代表者、民生委員など避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での対応ルールや避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

また、高齢者や障がい者などの要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、避難誘導者の安全確保に配慮した避難誘導体制の整備を図るものとする。

③　避難先の安全確保

(ｱ) 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

(ｲ) 避難場所の安全化

指定緊急避難場所及び広域避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

(ｳ) 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定緊急避難場所及び広域避難場所に災害時優先電話及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

(ｴ) 避難後の支援体制の整備

市は、避難者については避難後の災害関連死にかかわる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

オ．八代警察署の対策

①　避難誘導体制の整備

(ｱ) 治安の維持及び人命の保護

大規模災害が発生した場合は、速やかに八代警察署の署員を動員し、総力をあげて、八代市をはじめとする管轄区域内の市民の生命、身体、財産の保護にあたり、被災地における治安の維持に万全を期するよう、あらかじめ署員に周知徹底する。

また、災害の発生初期においては、被災者の避難誘導、負傷者の救出等、人命の保護に全力を尽くす。

(ｲ) 円滑な誘導

避難誘導については、署員を派遣して、誘導経路の要となる地点に配置し、市、消防団及び八代広域行政事務組合消防本部・消防署等の関係機関と連携して、市民・観光者の広域避難場所への円滑な誘導を行う。

そのため、あらかじめ地域実態や被害状況に即した避難誘導体制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備えるものとする。

②　自動車による避難禁止の周知徹底

大規模災害では、道路の損壊や交通信号機の故障等により、道路機能がマヒすることは避けられないものと予想される。

そうした事態の中で、自動車で避難することは、徒歩による避難に一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火・救助活動等の支障となる。

また、放置された自動車が火災延焼の原因となることも危惧される。

そのため、八代警察署は大規模災害発生時の自動車による避難を禁止し、走行中の車両はそれぞれ適切な場所に停車させ、避難者の避難の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行確保を図れるよう、平常時から広報活動を通じて、運転者に周知徹底する。

ただし、津波災害の場合には、八代警察署は市と協議し、津波発生時に徒歩による避難が困難な地域においては、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について、共同で検討するものとする。

カ．多数の者が出入する施設の対策

病院、工場、事業所、駅、港湾等多数の者が出入する施設の設置者または管理者は、当該施設における具体的な避難計画を策定し、災害への対応体制を確立しておく。

(3) 避難路の確保

避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために、避難所及び避難場所、津波避難施設の選定に併せて、地域の特性に応じた避難路等の選定及び整備を行う。

市は、津波による危険が予想される地域について、津波のための避難場所、津波避難施設、津波・水害避難ビルの選定及び整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定し、整備を図るものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

(4) 避難所運営マニュアルの修正・更新

市は、災害時に設置される避難所について、プライバシーの確保、要配慮者への配慮や男女共同参画、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及びペット同行などの多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルについて、必要に応じ修正・更新を行う。

また、市は、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、ＮＰＯ、ボランティア、社会福祉協議会等と連携・協力し、マニュアルに基づく地域住民参加の避難所開設・運営訓練等を通じて、避難場所の運営管理に必要な知識等の地域住民への普及に努めるものとする。

さらに、市は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努め、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。

７．高齢者等避難、避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、高齢者等避難、避難指示を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の地域住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、マニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平常時から洪水、高潮、土砂災害、地震、津波の発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

さらに、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

【ガイドライン】

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	すでに災害が発生または切迫している状況。命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 （市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難場所へ避難を行う。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難を行う。	避難指示 （市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始。その他の人は、避難の準備を整える。	高齢者等避難 （市町村が発令）

８．避難困難な状況での避難指示等のあり方の調査・研究

市は、既に浸水が把握されている場合には、当該地域では浸水深よりも高い建物に緊急的に退避するように避難の呼びかけの内容を切り替えたり、避難路や避難場所等が被災し、使用できない場合などにおいては、緊急に代替避難路や代替避難場所を避難対象の地域住民に伝達するなど、避難困難な状況下での避難指示等のあり方について調査・研究を行う。

９．長期避難に対応した避難所の確保

(1) 長期避難に対応した避難所設備の整備

市は、長期避難に備え、避難所への非常電源、Wi-Fi 環境の整備や衛星携帯電話等の通信手段の確保に努める。

(2) 避難所におけるボランティア活用体制の検討

市は、長期避難の際に避難所でボランティアを活用して、避難所の運営が円滑に実施できる活動環境の整備に努める。

(3) 被災動物の保護収容に関する対策の検討

市は、長期避難の際に被災動物を保護収容するための対策をあらかじめ検討しておく。

第８　避難行動要支援者対策

市は、平成 28 年 3 月に策定した「八代市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、平常時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成とともに、避難行動要支援者登録制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者の支援を円滑かつ的確に実施するため、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努める。

災害発生時における個別計画の実行性を高めるため、市及び地域等は、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援等関係者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

一方、避難行動要支援者は、災害発生時における支援活動（共助）の実施を地域住民へ円滑に依頼できるように、日ごろから地域住民とのつながりを保つことが重要である。

第９　帰宅困難者対策

交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生した場合の滞在場所の確保を行う。

特に、女性専用施設の確保に努める。

また、徒歩帰宅者を支援するため、コンビニや小売業等関係業者との協定締結を促進する。

さらに、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのサービス、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

第 10　防災拠点整備計画

市は、災害時の支援物資の仮置場・荷捌き等のための物流拠点として活用できる防災拠点施設を既存施設の活用及び新規整備の両面から検討する。

また、市は、市域が大規模な災害による被害を受けた場合に想定される広域からの応援の受援を円滑に行うため、全国からの消防、警察、自衛隊等の救助部隊の野営、宿舎、休憩等が可能な活動拠点として活用できる防災拠点施設を既存施設の活用及び新規整備の両面から検討する。

なお、市内の「道の駅」や物産館などについても、災害時の活動拠点（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用するため、機能維持・強化に努めるものとする。

拠点整備にあたっては、本市が広域応援を受援する場合や、本市域が全国からの広域応援部隊の中継基地として利用される場合も想定し、円滑な物流や部隊移動に配慮し、八代港周辺や、主要国道、高速道路の周辺に整備できるよう検討する。

防災活動拠点となる施設の設備整備にあたっては、非常用電源設備、耐震性貯水

槽、防災行政情報通信システム、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備に努め、大規模災害時における公共施設の利用は災害対応を優先できるものとし、市民に対しても事前に啓発を行うものとする。

第３節　防災行動力の向上

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部、教育対策部
・防災関係機関
・事業所

施　策	関係課等
第１　防災教育・啓発	危機管理課、秘書広報課、国際課、学校教育課、人事課、こども未来課
第２　防災訓練の充実	危機管理課、学校教育課　、市民活動政策課、財産経営課、教育政策課
第３　災害教訓の伝承	秘書広報課、文書統計課
第４　調査・研究	危機管理課、文書統計課

第１　防災教育・啓発

災害を最小限に食い止めるためには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する市職員、市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育に努めるものとする。

１．職員に対する防災教育･啓発

(1) 研修の実施

市職員は、積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。

したがって、市職員をはじめ防災関係機関職員の一人ひとりが防災に関する意識、知見及び防災行動力を高め、災害時には迅速かつ的確な活動が行えるよう定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図り、自らの自発的行動力を強化していくものとする。

そのため、市及び防災関係機関は、市職員の自己研さんのための支援や助言を積極的に行うとともに、次のとおり研修、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア．新任研修

市では、新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。

研修は、通常の新規採用職員研修の一項目として行う。

また、実施の内容は概ね次のとおりとする。

新任研修実施の内容

○　災害対策活動の概要
○　防災関係職員としての心構え
○　役割の分担

イ．職場内研修

市職員に対する教育は、日頃からそれぞれの職場で実施することが重要である。災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なる場合や困難または特殊な職務を担当する所属においては、定期的に実技修得演習を実施しなければならないものとする。

実施の時期は、内容に応じて、所属長が決定する。

また、研修内容は、担当の応急業務により実際的なケースを想定し、決定することとする。

ウ．その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に市職員を派遣する。

また、被災地にこれまでと同様に職員を派遣し、その災害対応で得られた

ノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努めるものとする。

(2) 職員防災行動マニュアルの更新

職員防災行動マニュアルを随時更新し、非常時における応急対策活動マニュアルとして活用を図る。

なお、内容は日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう簡潔なものとする。

職員防災行動マニュアルの内容

○　活動体制と事務分掌
○　配備体制と参集
○　時系列区分
○　防災関係機関連絡先

(3) 情報収集・伝達のための研修訓練

市は、職員の適切な情報収集を可能にするため、情報通信機器の操作訓練を実施するほか、災害時に取扱うことになる多数の情報の中から重要度や優先度を選別する情報トリアージ能力の向上のため、情報伝達や情報の分析をテーマとした図上訓練の実施に努める。

２．市民に対する広報と意識高揚

被害を最小限にとどめるには、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、市は、各種広報資料により、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について市民が自覚を持ち、災害発生時に防災関係機関の職員と一体的な行動がとれるよう、市民の防災意識の高揚を図る。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、市民に周知するよう努めるものとする。

(1) 内　容

○　地域防災計画の内容、地域の防災対策の現状
○　災害に関する一般的な知識、過去の主な被害事例、地域の災害危険箇所
○　気象予警報等の種別と対策
○　地震に関する情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）
○　災害発生時の心得、洪水予報や避難指示等を覚知した場合の対応行動
○　防災関係機関が講じる災害対策の内容

○　避難所、避難路に関する知識並びに避難方法
○　建物等の点検と補強方法
○　火災の発生防止、初期消火及び応急救護の方法
○　情報の入手方法
○　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・お薬手帳（コピーでも可）等）の準備
○　３日分（推奨１週間）の食料（食物アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
○　要配慮者を守るための知識
○　家族間における安否確認の方法
○　寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
○　防災サイレン吹鳴の意義
○　避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
○　防疫の心得及び消毒方法等の要領
○　自動車運転者のとるべき措置

(2) 方　法

○　広報紙等による普及
　市民にわかりやすい防災に関する記事を広報紙その他印刷物に掲載するとともに、市ホームページ、エフエムやつしろ、SNS 等を活用し防災知識の普及に努める。

○　防災マップによる普及
　洪水、高潮、土砂災害、地震、津波に関する防災マップを配布し、災害種別ごとの地域の危険性に関する知識の普及に努める。

○　ビデオ、映画等による普及
　防災関係のビデオや映画を借用または購入し、集会所等で上映する。

○　集会等による普及
　地域住民の集会、座談会、防災訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加の呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みの継続的な実施及び防災用品の展示会等、あらゆる機会を利用する。

○　教育による普及
　学年別の防災知識の手引きを作成・配布したり、防災用ビデオを貸出す等、学校教育活動の中で、災害に関する知識等の普及を図る。

○　マイタイムラインの作成の促進
　自ら避難情報や警戒レベル相当情報から判断し、適切に避難行動がとれるよう災害時に想定される災害ごとに避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「マイタイムライン」の作成の促進に努める。

○　地域住民の避難行動の主体性向上に寄与する啓発方法
　市域の平野部における洪水・高潮・津波の浸水想定区域内の地域では、浸水が想定されている範囲が広範囲にわたるため、地域住民自らの置かれた状況や考え方で、様々な自主的な避難行動の判断を求めることになる。
　例えば、居住地域から遠方の浸水区域外へ避難を車で行うケースや、他方で、

家族に要配慮者等がいる等の理由で浸水区域内の避難所へ近距離の避難を行うなどの、様々な避難行動の判断を地域住民は求められる。
　また、土砂災害の危険箇所の周辺の地域の場合においては（土砂災害警戒区域の指定を受けた区域においても土砂災害警戒情報の伝達以前の状況では）、地域住民の話し合いで定めた土砂災害の危険が高まった状態と判断される場合には、自主防災組織や消防団の誘導により、早期の自主避難を行えるような体制となっていることが望ましい。
　以上の考え方に基づき、平常時から市と地域住民は協力して、地域の避難場所、避難路を選定して、周知を図り、地域ごとに自主的な避難の基準や避難方法を地域住民参加で話し合っておくことが有効である。
　このため、市は、地域の危険箇所や避難場所等の情報を、地域住民に示し、地域住民自らが考えることのできる検討資料を積極的に提供し、地域住民で自主的な避難方法を検討することを促進する勉強会を継続的に実施する。

３．自主防災組織リーダーに対する取組み

　市は、自主防災組織のリーダー向けマニュアルを作成し、リーダーとしての活動内容等の知識の普及を図る。
　防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により防災に対する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織リーダー間の交流を図る。

４．園児、児童、生徒に対する教育・指導

　保育所等、幼稚園、学校等は、通学（通園）する園児、児童、生徒を対象に、「子供を災害から守る」ことを重点目標として、これらに係る災害等についての教育は、安全計画に基づき、学校等の教育活動全体を通じて実施する。
　なお、保育所等、幼稚園、学校等は、それぞれが計画し、実施する防災訓練の中に具体的な行動を組み入れるなどにより防災教育の徹底に努め、大規模な災害が発生した場合において、適切な行動がとれるよう、居住地域の特徴や過去の津波等の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、具体的に洪水、高潮、土砂災害、地震、津波などの状況を想定した避難訓練等を実施するものとする。
　また、災害時、保護者への園児、児童、生徒の引き渡し方法について、あらかじめ検討を行うものとする。

○　園児、児童、生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。
○　保育所等、幼稚園、学校は、災害に対処した実践的な訓練を年１回以上行う。

５．外国人に対する普及・啓発

市は、要配慮者としての外国人に対して、多言語表記やふりがなを付記するなど分かりやすく記載した防災パンフレットの作成・配布を行い、防災知識の普及に努める。また、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、市職員の対応力向上を図るものとする。

６．事業所に対する普及・啓発

市は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割（従業員・来客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、防災担当者の人材育成、事業所の耐震化・耐浪化等の安全対策、予想被害からの復旧計画策定、施設職員及び利用者等の避難路の確保と周知、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

７．防災知識の普及の時期

市は、防災知識の普及の内容により、最も効果のある時期を選んで、市民に対し洪水、高潮、土砂災害、地震、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、防災知識の普及・啓発を計画的かつ継続的に行うものとする。

○　防災とボランティア週間	：１月１５日～２１日
（防災とボランティアの日	：１月１７日）
○　防災週間	：８月３０日～９月５日
○　防災の日	：９月１日
○　津波防災の日	：１１月５日

第２　防災訓練の充実

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者

の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

本市では、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施するとともに、市及び八代広域行政事務組合消防本部の指導のもとに自主防災組織等の地域防災組織を単位として地域住民参加の防災訓練等を実施する。また、各防災関係機関においても、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を図る。

なお、訓練は、防災週間(8/30～9/5)、毎年5月の水防月間、毎年6月の土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、市民の自発性を重んじるとともに実践的な訓練内容となるよう努める。

また、市は、具体的な洪水、高潮、土砂災害の想定や、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、地域住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練に取り組むものとする。訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

１．市の訓練の種類

市が行う防災訓練の種類は次のとおりとする。

(1) 総合防災訓練

災害に備え、市、関係機関、公共的団体、民間協力団体及び市民が一体となって次のとおり、図上または現地における総合的な訓練を実施する。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫して行うよう努めるものとする。

＜実施時期＞
概ね１年に１回
＜実施方法＞
市総合防災訓練実施要領を定め、実施する。
＜参加機関＞
市、自衛隊、八代広域行政事務組合消防本部、消防団、八代警察署、医師会、防災関係機関、民間協力団体、自主防災組織　等
＜訓練内容＞
災害対策本部設置訓練、通信訓練、情報伝達訓練、広報訓練、水防工法訓練、避難誘導訓練、災害警備訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、道路障害物除去訓練、応急給水訓練、応急炊出訓練、初期消火訓練、その他各種復旧訓練等

(2) 広域防災訓練

相互協定に基づく広域的な応援が迅速かつ的確に実施できるように、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努める。

(3) 住民参加型防災訓練

「自助」「共助」「公助」による防災活動のあり方と、地域の特性や実情を反映した取組みを行い、実態に即した各種の防災訓練を実施する。

なお、地域住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

＜実施方法＞
市域の地区ごとに、自主防災組織を中心とした地域住民の参加により実施する。
＜参加機関＞
市、自主防災組織、八代広域行政事務組合消防本部、消防団、八代警察署、民間協力団体等
＜訓練内容＞
災害対策本部設置訓練、通信訓練、情報伝達訓練、広報訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、応急給水訓練、応急炊出訓練、初期消火訓練　等

(4) 個別訓練

自主防災組織、町内会、事業所、市役所等において、個別の対策事項の訓練を実施する。

＜訓練内容＞
避難行動要支援者避難訓練、避難訓練、非常参集訓練、災害対策本部事務室運営訓練、情報収集伝達訓練、避難誘導訓練、避難所開設訓練　等

(5) 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育等において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、実施にあたっては、防災関連機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう努める。

２．防災訓練上の留意点

(1) 防災訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等、啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 防災訓練の場所

防災訓練の内容・規模により、最も訓練効果を得られる場所を選んで実施するものとする。

例えば、洪水等による浸水の危険がある地域、火災危険地域または土砂災害警戒区域指定地区等、それぞれの活動が必要とされる場所等を選定するものとする。

(3) 防災訓練の実施・指導等

防災訓練は、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、地域住民の災害発生時の避難行動（ペット同行避難訓練を含む。)、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

市は、八代広域行政事務組合消防本部及び消防署並びに各種団体と協力し、必要に応じて各種防災訓練の指導を行う。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたっては、防災マップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点により配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

３．複合災害訓練の実施

市は、地震・津波災害と他の自然災害や原子力災害が同時に発生するなどの複合災害※に備え、各種の災害対策本部との連絡調整や、要員・資機材の投入計画の検討など、複合災害を想定した訓練を、県や他の防災関係機関と協力して実施する。

※複合災害は、同時または連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。

第３　災害教訓の伝承

市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった地震・津波等の大規模災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を、防災教育等を通じて

後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

なお、収集した資料等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

第４　調査・研究

台風や地震・津波等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究、その被害の軽減に資する調査研究の実施をはじめとして、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展にあわせて、随時、総合的な災害特性の把握に努めるものとする。

また、有機的かつ的確な防災体制確立に資するよう、これらの調査・研究結果や気象情報等の活用を図るものとする。

１．防災関係機関との情報交換

国、県、近隣市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

また、自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊等の防災関係機関と連携した訓練等を実施し、情報の収集・伝達体制及び緊急救助体制を構築する。

２．図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

３．専門的調査・研究

市域の防災上問題となる事項については、特に専門的調査・研究を実施するよう努める。

この際、宅地化の進展をはじめ、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展にあわせて、随時総合的防災調査を実施していく。

また、情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。

さらに、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第４節　風害・塩害等予防対策

関係部署・機関

・農林水産対策部

基本方針

○　台風による農産物への風害・塩害防止のため、農産施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害・塩害防止のための管理方法の周知指導を実施する。
○　また、人工林への風害についても、被害の未然防止対策を林業者に指導する。

１．野　菜

(1) 事前対策

ハウス等の施設は、固定ひも、パイプ、杭、針金等を点検し必要に応じて交換、補強、締め直しを行う。さらに防風ネットを使用してビニルの固定を強める。

露地野菜では、防風ネットや寒冷しゃ等を直接被覆し株を押えて固定する。

潮風害が予測される地帯では植物体に塩分が付着する前に散水を行う。

塩害に対しては、暗渠排水施設等を整備し、ほ場の含塩地下水位の低下を図るとともに、堆肥等の有機物の投入により土壌の通気性や透水性をよくし、雨水をできるだけ地中に浸透させて塩抜きを促す。

なお、雨水による除塩期間が十分確保できないときは、湛水と強制排水を繰り返し、積極的な除塩を行う。

(2) 栽培管理対策

塩害に対しては、畦は高畦とし、ポリマルチ、敷きわら等により表層部への塩類の集積防止を図る。

かん水は、塩分濃度の上昇を抑える効果があるので、かん水チューブ等を準備する必要がある。

かん水にあたっては、使用する用水の塩分濃度に十分留意する。

潮害被害を受けたほ場では、早急な散水により塩分濃度を下げ、生育抑制を回避する。また、病害防除のため薬剤散布を徹底する。

２．果樹：カンキツ

(1) 事前対策

防風ネット等の防風施設の点検、整備と補強を行い、潮風害を防止する。

散水用の施設や機械類の点検及び整備を行う。停電に備えて、予備の電力源も確保しておく。

潮風害を受けた場合は、一刻も早く 10ａ当たり２～３ｔ程度の水で樹体の塩分を洗い流す必要があり、これに見合う水源を確保しておく。

また、台風時には停電や断水することも多いのでエンジン駆動のポンプも備えておく。

散水の施設としては、スプリンクラー又は、多量の水をホースで直接散水するなどが効果的である。

(2) 栽培管理対策

潮害被害を受けたほ場では、早急に樹体の上から散水して塩分を洗い流す。また、病害防除のため薬剤散布を徹底する。

３．花　き

(1) 事前対策

ハウス等の施設は、固定ひも、パイプ、杭、針金等を点検し必要に応じて交換、補強、締め直しを行う。さらに防風ネットを使用してビニルの固定を強める。

露地栽培では、防風ネットをほ場周囲に張り減圧に努める。

(2) 栽培管理対策

塩害に対しては、畦は高畦とし、ポリマルチ、敷きわら等により表層部への塩類の集積防止を図る。

かん水は、塩分濃度の上昇を抑える効果があるので、かん水チューブ等を設置する必要がある。

病害の多発が考えられるので適切な薬剤を予防散布する。

４．いぐさ

潮害を受けた場合は、一刻も早くほ場の塩分を洗い出す必要があり、これに見合う水源を確保しておく。

また、干拓地等では、有事に使用するかんがい用水の塩分濃度をあらかじめ測定して、使用の可否を判定する。（用水中の cℓ 濃度 1000ppm 以下）

５．人工林

○　暴風、強風によって起こる被害を防止するには、防風林帯を設ける。
○　間伐は早期に始め、弱度のものをたびたび行う。過度の枝打ちは行わない。特に林緑木は絶対に枝打ちしない。
○　植栽は密植よりもやや疎植がよく、樹冠、樹幹、根系を十分発達させる。林型は一斉林よりも択伐林のほうが強い。
○　林相は部分的な疎密、掛冠層表面の甚だしい高低などのないようにする。
○　過去において風害の発生している箇所は、耐風力の強い横種、林種を選び、周囲に広葉樹の防風林帯を設ける。

６．高塩分土壌の除塩対策

(1) 土壌中塩素濃度の改善目標

いぐさ、水稲の場合　　：cℓ 濃度 100mg/100g 乾土未満
野菜、果樹、花きの場合：cℓ 濃度　50mg/100g 乾土未満

(2) 除塩対策

除塩用のきれいな水（10ａ当たり 100ｔ以上）を確保し、ほ場の排水性、特に水の縦浸透性を確保する。

○　このために地表面排水路の整備、地下水位の高い地域では暗渠の埋設、心土破砕（弾丸暗渠、エアージェクター等）の施工が望まれる。
○　あわせて、排水路の整備を行い水路の水位を下げて排水をスムーズに行わせる。

土壌が海水の影響で粘土化し、排水が悪化しているほ場では、土壌物理性改善のため 150～200kg/10a の石灰質資材を散布、耕起して土壌と混和する。

○　砂地や排水良好田では水の縦浸透は良好と考えられるため採用しない方がよい。）散布する石灰質資材の種類は、土壌 pH 等への影響を考慮して選択する。

耕起後、特に粘土質では土壌中の孔隙が微細なため、湿潤土の状態では除塩効果が劣る場合があり、耕起後の土塊は乾燥させた方が除塩効果は高くなる。

耕起（乾燥）後、土の表面が隠れるまで湛水。自然減水により落水する。合計の減水深として 100mm（10a 当たり 100t）を目標とする。

○　この際、水の縦浸透を重視して代掻きは行わない方が除塩効果は高い。
○　また、暗渠を施行したほ場では弾丸暗渠との組合せや強制排水等により暗渠機能を有効に活用する。

以上の処理後、ＥＣの変化を再確認。必要に応じて湛水除塩を繰り返す。

○　pH を確認。必要に応じ石灰質資材による酸度矯正を実施。（次作の作付け前に実施しても良い。）

次作の作付けまでの期間を考慮して除塩作物(綿花等)の栽培を行う。

○　作物根の伸張による土壌物理性・排水性改良にも効果がある。収穫物は必ずほ場外へ搬出する。
○　塩害により土壌団粒構造が不安定になっているので団粒化促進、有効微生物補給の意味から積極的な堆きゅう肥の施用を図る。

第５節　治水・高潮対策の推進

関係部署・機関

・建設対策部、総務企画対策部、農林水産対策部
・県、国

施　策	関係課等
第１　河川改修の促進	土木課、産業建設課
第２　公共下水道（雨水）の整備	下水道総務課、下水道建設課
第３　農業水利施設の整備	農地整備課、産業建設課
第４　高潮対策の推進	土木課、農地整備課、危機管理課、建設政策課、産業建設課

基本方針

○　平成 29 年の九州北部豪雨や令和 2 年 7 月豪雨など、全国的に大規模な風水害が発生していることから、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路・海岸堤防に対する改修・整備、公共下水道（雨水）の整備、雨水流出抑制施設の設置、土地利用の適正化等、総合的な治水・高潮対策の推進を図り、事前に被害を最小限にとどめるよう努める。

第１　河川改修の促進

市内における河川は、球磨川などの１級河川をはじめ、２級河川や準用河川、普通河川などが多数ある。

治水・利水上重要な１級河川の球磨川水系では、横石地点での基本高水流量を11,500㎥／秒として計画されているが、3,200㎥／秒は上流のダム等により調節されるため、計画の高水流量は8,300㎥／秒に設定され、河川改修の基本となっている。河川の中・上流地域での宅地開発等による市街化の進展及び下水道、道路など生活関連公共施設の整備による河川への流出量の増大も進行している。今後さらに河川の治水・安全度を高めるためには、雨水幹線の整備や雨水貯留池の建設等の総合的な流出抑制対策を講じる必要がある。

また、その他の河川についても、優先度の高いものから政府の定める社会資本整備重点計画に沿って、重点的に改修事業を実施する。

第２　公共下水道（雨水）の整備

１．事業の現況

本市の公共下水道は、雨に強いまちづくりを目指し、昭和 48 年から下水道事業に取組み、浸水対策（雨水）を先行させて整備を行い、現在では市内４箇所で雨水ポンプ場が稼働している。

また、日奈久地区及び宮地地区においては、雨水排除を目的とする都市下水路事業を行っている。

２．未整備区域の整備

事業認可区域内において、未整備区域の一部では豪雨時に浸水が生じており、ポンプ場や雨水幹線、雨水調整池などの整備を推進する。

第３　農業水利施設の整備

１．整備の現況

八代平野は、その大部分が干拓により造成された低平地であり、これまで度々の集中豪雨により農作物の湛水被害に見舞われてきた。そこで、昭和３７年から排水機場の整備に着手し、これまでに２５箇所を設置したほか、樋門、排水路等農業水利施設の整備により湛水被害の防止に努めてきた。その結果、湛水被害が減少し汎用化された農地では、施設園芸作物や露地野菜等による営農形態への転換が進んできたところである。

２．今後の整備

排水機場・樋門・排水路等の農業水利施設は、農地・農作物ばかりでなく、市街地を含めた浸水被害の防止を図るうえでも重要であり、今後も国・県・市・土地改良区において計画的な整備を推進する。

また、老朽化した施設については、補助事業等を活用し、地域住民とも連携しながら、適切な維持管理を行うことにより長寿命化に努めることとする。

第４　高潮対策の推進

１．海岸対策

(1) 海岸の現況

本市の海岸線沿いは、江戸時代から干拓事業が盛んに行われてきており、八代平野には広大な干拓地が広がっている。しかし、海抜０メートル地帯のため過去にも漏水、溢水（越水）等の高潮被害が発生しており、平成 11 年の台風 18 号及び平成 17 年の台風 14 号時も溢水等の被害を受けている。

海岸堤防は、河川とは異なり、水防や避難が困難な場合が多く、一旦堤防が決壊すれば被害面積の大きいことや塩害を伴うことなど、沿岸の地域住民に与える影響も大きい。

(2) 海岸施設の整備

上記のような海岸及びその堤防の決壊した場合における被害を防ぐ観点から、事業計画及び実施にあたっては、県や国と連携して緊急性の高いものから順次改良・補強する。

事業内容としては、高潮対策事業、局部改良事業、浸蝕対策事業等による改良及び単県維持修繕事業による補強工事を実施する。

２．高潮危険地域の把握

市は、地域住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、地域住民の啓発に資するための高潮に備えた防災マップの作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握するものとする。危険地域の把握にあたっては、次の点に留意するものとする。

○　既往高潮の特性及び被害実態の把握
○　気象条件（気圧、風速、雨量、台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位（特に高潮偏差）、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
○　人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握
○　沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
○　避難行動要支援者施設の有無

【浸水想定条件】

想定する台風の規模は、昭和９年９月の室戸台風（中心気圧 911ｈPa）と同等のものとする。想定する台風の経路は、熊本県に来襲した台風の実績から「東進型」、「北進型」、「北東進型」、さらに参考として隣県で使用している台風コースである「北西進型」、「北北東進型」の５つを、熊本県にとって危険な台風の進行方向として選定し、これらの５つの進行方向について、台風が「①実際の台風経路を通るケース」と「②直線的に通るケース」の、2種類の台風コースを設定し、それらを平行移動させて、各地点において偏差が最大となる経路とする。（熊本県河川課　令和３年１１月）

【最大高潮位】

野崎 T.P.+6.9m～二見漁港 T.P.+5.6m を想定する。

高潮浸水想定区域における浸水予想などを地域住民に周知するための防災マップ（洪水・高潮・土砂災害・地震・津波等）を自主防災組織等が活用し、避難誘導体制の整備を推進する。

３．潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、県が実施する潮位監視体制の整備に協力するものとする。

４．周知徹底と避難対策

高潮により被害が予想される地域を防災マップにより、地域住民へ周知徹底するとともに、危険区域の設定等により被害を未然に防ぐよう努めるものとする。

また、高潮発生時の一時避難拠点として利用するため、危険区域内建物等の把握を行うものとする。

５．土地利用の適正化

県内では、平成 11 年の台風 18 号による溢水や堤防決壊など、高潮による大規模な災害の発生がみられることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第６節　地震・津波災害予防対策

関係部署・機関

・総務企画対策部、教育対策部、市民環境対策部
　建設対策部、農林水産対策部、関係各課
・その他防災関係機関、県、国

施　策	関係課等
第１　防災意識の啓発	危機管理課、学校教育課、生涯学習課、市民活動政策課、秘書広報課
第２　ブロック塀等対策	建築指導課、市有施設所管課
第３　落下物等対策	建築指導課、営繕課、教育施設課、土木課
第４　地盤の液状化防止及び対策	建設対策部、農林水産対策部、水道局
第５　津波災害予防対策	危機管理課、土木課

基本方針

○　地震・津波による被害を最小限に食い止めるためには、国、県、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要であり、地震・津波災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災意識の啓発を図る。

○　都市の過密化、建築物の高層化及び多様化等により、大規模地震・津波時には多大な被害が生じることが予想される。
　このため、落下物等の対策、危険物施設等の安全対策や建築物の耐震化・耐浪化、漂流物発生抑制対策、ブロック塀の倒壊防止に努める。

第１　防災意識の啓発

地震・津波対策上重要なことは、人的被害の防止である。よって、地震・津波時に留意すべき事項について広報紙、ホームページ及びケーブルテレビ、海抜入り避難所案内板の整備等を通じ、日頃から地域住民に周知させるなど、地震・津波に対する防災意識の啓発を図るとともに、地域住民自ら的確な応急措置の実施と被害の拡大防止が図られるよう努めるものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

１．啓発の内容

(1) 地震・津波に関する一般的な知識

(2) 地震・津波対策の現状

(3) 平常時の心得（日頃の準備）

○　住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等）
○　屋内の整理・点検（家具転倒防止等）
○　火災の防止
○　応急救護
○　非常食・水の準備（２～３日分）
○　津波避難場所、避難場所・避難路の確認
　※震災避難標識設置場所一覧……【資料編 P30】
○　緊急連絡先の確認、家族間での安否の確認方法
○　非常持ち出し品の準備

(4) 地震発生時の心得

○　緊急地震速報を覚知したときの対応行動、場所別・状況別の心得
○　出火防止・初期消火
○　避難行動要支援者の避難誘導
○　自動車運転者の取るべき措置

(5) 八代市地域防災マップの整備

被害想定については、布田川・日奈久断層が活動してマグニチュード 7.9 の地震が発生した場合を想定する。

また、震度予測は 50m四方のメッシュごとに計算をして、震度別に色分けして地図上に表示し、地震時の揺れやすさや地域の危険度に関する情報を提供し、事前の備えに役立ててもらうことを目的とし、「八代市地域防災マップ」を自主防災組織等で活用を図り、避難誘導体制の整備を推進する。

○　地域の危険マップ、揺れやすさマップ等の掲載
○　震災一時避難場所、その他震災時の円滑かつ迅速な避難の確保

(6) 津波に関する防災マップの整備

県の津波浸水想定区域図の発表に基づき、市域の津波浸水範囲、避難場所等を示した津波に関する防災マップを整備する。

(7) 津波避難計画の策定

津波浸水想定区域において、地区別に地域住民参加による津波避難の方法を定める津波避難計画を策定する。

２．啓発の方法

(1) 社会教育を通じての啓発

町内会、ＰＴＡ、婦人会などの研修の機会に行う。

(2) 広報媒体による啓発

広報紙、緊急配信メール、ホームページ、ケーブルテレビ、防災無線並びに報道機関を通した広報

(3) 防災訓練における啓発

住民参加型訓練等を計画し、市民の積極的な参加を呼びかける。

(4) 学校教育における啓発

防災教室の実施や、学校の教育活動全体を通した安全教育の実施。

第２　ブロック塀等対策

ブロック塀等のいわゆる重量塀の倒壊による人的被害を防止するため、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、危険なものについては改修等を指導する。

１．生け垣化・フェンス化の推進

市の施設にあるブロック塀等について、率先して生け垣化やフェンス化を推進する。

あわせて地域ぐるみの緑化推進に努める。

２．事前指導の強化

過去の地震及び阪神・淡路大地震におけるブロック塀等の倒壊は、建築基準法による現行法施行以前で、かつ、業者等の施工が不良だったことが主な原因であると見られている。

このため、建築確認の際、既存のブロック塀や石塀についても、正しい施工方法や補強方法について、安全化を指導する。

また、市民に対しては、地震時のブロック塀からの危険回避について、平常時からのＰＲ強化に努める。

３．自動販売機の転倒防止

自動販売機が転倒する場合、人体に対する危険の他に、地震発生後の緊急車両等の通行障害になることも予想される。

これら自動販売機の転倒防止については、国において昭和54年に日本工業規格として規定された「自動販売機の裾付基準」があり、今後とも本基準に基づき必要な措置を講じるよう業者団体等に対し指導の徹底を図る。

第３　落下物等対策

屋外及び屋内の落下物等による人的被害を防止し、あわせて、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市の公共施設について率先して万全の措置を講じるとともに、県、八代警察署等の関係機関と連携して、市内の建築物の管理者等に対してその対策の実施を積極的にＰＲし、指導に努める。

また、地震発生時の的確な危険回避の対応について、広報紙、ホームページ、緊急配信メール、ケーブルテレビ、エフエムやつしろ、その他の手段によりＰＲする。

１．落下物の範囲

地震時に落下し、人的被害その他の災害をおこす危険のある落下物は、次のとおりである。

屋内転倒・落下物	ビル落下物・倒壊物
・家具や冷蔵庫 ・吊り下げ電灯 ・棚の小窓 ・棚上の物	・看板 ・窓ガラス ・広告物 ・外壁やタイル

２．屋内の落下物防止対策

建築基準法の数次にわたる改正により、比較的最近に建てられた建築物については、木造・非木造とも耐震性は高い。

そのため、近年の地震災害においては、建築物そのものの倒壊による被害よりも、屋内・屋外の落下物・倒壊物による人的被害が多く発生している。

特に、比較的狭い都市型住宅内においては、家具等の転倒・落下による危険性が高い。

例えば、阪神・淡路大震災においては、家具の転倒等による死傷者が多数発生しており、地震による死者の約１割、負傷者の約５割が家具転倒によるものと報告されている。（日本建築学会「阪神淡路大震災　住宅内部被害調査報告書」等より）

今後とも各種団体等の協力を得て、その対策の実施をＰＲしていく。

３．建築物からの落下物防止対策

中高層建築物について、ビル落下物により通行人等の第三者への被害を予防するため、窓ガラス・外装材・ウインド式クーラー・屋上広告塔・高架式水槽等の落下のおそれのある建築物については改修等を行うよう、管理者等に対して啓発する。

さらに、物品販売店舗・複合商業施設・集会施設等不特定多数の者が利用する建築物については、ガラス飛散防止フィルムの貼付や安全ガラスの使用、外装材等の落下防止及び屋内物品の落下防止、転倒防止等の対策を講じるよう、管理者等に対して啓発する。

４．道路占拠物等防止対策

不法に路上設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車や陳列商品等について、道路管理者や八代商工会議所及び八代市商工会等を通じて事前指導の徹底を図るとともに、道路パトロール車による巡回指導及び八代警察署と合同による指導取締りを実施する。

第４　地盤の液状化防止及び対策

１．地盤の液状化防止

地震時において液状化現象の発生が予想される地域にあっては、本市の地盤特性との関係を踏まえ、新たな液状化対策の検討を行うこととする。

なお、液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであり、施設整備にあたっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討するものとする。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）についての液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。

それぞれの工法の概要は次のとおりである。

ア．地盤改良工法

○　締め固めた砂杭、または振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を上げる締め固め工法
○　地盤内に透水性の非常に良い砕石等のパイルの打設、またはポリエチレン製の円筒ドレーン等を設置することによって、過剰間隙水圧の消散を早める過剰水圧消散工法
○　地盤内にセメント等の安定剤を撹拌混合し、地盤を固結させる固結工法
○　砕石等のような液状化しない材料で地盤を置き換える置換工法
○　盛土等によるプレロードで加圧密状態にして地盤強度を大きくするプレロード工法

イ．構造物で対処する工法

○　構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
○　支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等、既設構造物の耐力を増す工法等
○　シートパイル、杭等で基礎工を強化する工法

(2) 建築物

液状化対策工法としては、建築物に施す対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの工法の概要は次のとおりである。

ア．建築物に施す対策工法

①　木造建築物
　○　基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
　○　アンカーボルトの適正施工
　○　上部構造部分の剛性の高度化
　○　荷重偏在にならない建築計画
　○　屋根などの重量の軽減
②　鉄筋コンクリート造建築物
　○　支持杭基礎工法
　○　地階を設ける方法
　○　地中梁等基礎部分の耐力及び剛性の高度化
③　コンクリートブロック塀
　○　高さをできる限り低くし、法令等の技術基準を正しく履行する。
　○　基礎を底盤幅の大きい逆Ｔ字形の鉄筋コンクリート造りとし、根入れを深くする。

イ．地盤改良工法

上記(1)アに同じ。

(3) 地下埋設物(上下水道、工業用水道施設)

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの工法の概要は次のとおり。

ア．地下埋設管路の対策工法

①　既存施設の技術的改良 既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、既設管の取替えと補強措置の促進、地盤改良対策の推進を図る。 ②　新設管の耐震化 良質地盤の選定やダクタイル鋳鉄管・鋼管等の材質で耐震性継ぎ手の採用等管路の耐震性向上に努める。 ③　管路計画の策定 管路のループ化や複数系統化、幹線管路の相互連絡、事業者間の相互連絡施設の充実等バックアップ体制の確立を図る。

イ．地盤改良工法

上記(1)アに同じ。

(4) 主要な農林水産業用施設

農林水産施設については、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関等と連携を図りつつ液状化の防止に努める。

２．液状化対策

(1) 橋　梁

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される地域の橋梁については、液状化予想される地盤を改良して、液状化しないような事前策や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて橋梁の破壊等を防ぐ。

(2) 上下水道

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(3) 建築物

建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

第５　津波災害予防対策

１．津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合及び津波の有無について注意を喚起する必要があると認められる場合に、福岡管区気象台または気象庁本庁が、気象業務法に基づき担当区域内の津波発生の有無とその程度等を一般及び関係機関に対して発表し、警戒を喚起するために行う注意報・警報をいう。

津波警報・注意報の分類及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

津波警報・注意報の分類及び発表基準

	予想される津波の高さ	
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m超（10m＜高さ）	巨大
	10m(5m＜高さ≦10m)	
	5m(3m＜高さ≦5m)	
津波警報	3m(1m＜高さ≦3m)	高い
津波注意報	1m(20cm≦高さ≦1m)	(表記しない)

注）１　津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

２　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。

３　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【津波予報区（八代市関係）】

全国には66の津波予報区があり、本市は有明・八代海に属する。

津波予報区	区　　域
有明・八代海	熊本県（天草市及び苓北町を除く）

２．津波影響地域の把握

県の示す津波浸水想定区域等の各種データを参考に、次の表の地域を把握する。

さらに今後、津波避難計画の策定にあわせ、避難対象地域や、津波到達予想時間も把握しつつ避難困難地域の確認を行う。

津波浸水予想地域

津波浸水予想地域	津波が陸上に遡上した場合に浸水する範囲
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水地域よりも広い範囲
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域

３．護岸保全施設整備の推進

(1) 護岸の整備

海岸線及び流入河川の津波・高潮対策に関しては、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川堤防等施設管理者に対し整備を促進するよう働きかける。

(2) 水門の操作等

水門の操作については、警戒すべき潮位を超えると判断するときは、これを実施する。

４．海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波警報等や避難指示（緊急）等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。

このため、市は、海岸付近で震度４以上の揺れを感じた場合または津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等を通じて、安全を考慮した海面監視体制の整備に努めるものとする。

また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。

５．津波情報伝達体制の整備

沿岸住民への津波警報等の伝達手段として、全国瞬時警報システム（Ｊ-アラート）や災害情報共有システム（Ｌ-アラート）の活用、防災行政情報通信システムの活用、サイレン等の可能な限り多数の情報伝達を確保する。

そのほか、市は、エフエムやつしろ、ひこいちテレビ、携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）等、複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、地域住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、地域住民に対して避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

６．津波防災意識の啓発

海岸では、地震が発生したら津波が来るという認識を持ち、警報を待たず避難することを原則として、津波に対する防災意識の啓発を行う。

○　広報紙、津波に関する防災マップ、パンフレットなどを通じて、避難経路、避難場所の周知を行い、津波に関する正しい知識の普及に努める。 ○　海岸線には不特定多数の者が集まるため、「案内板」等の設置により津波が発生したときの避難場所等の周知を図る。 ○　沿岸の自主防災組織等を中心とした地域住民による、津波情報伝達、避難、誘導などの訓練を行う。

第７節　大規模特殊災害予防対策

関係部署・機関

・関係各対策部
・八代広域行政事務組合消防本部、県、警察本部、指定地方行政機関、自衛隊
・指定公共機関、指定地方公共機関

施　策	関係課等
第１　防災組織の確立	関係各課
第２　防災用設備、資機材の整備・備蓄等	関係各課
第３　防災訓練の実施	関係各課
第４　危険物等の保安	市有施設所管課、八代広域行政事務組合消防本部

第１　防災組織の確立

１．組織の整備

防災関係機関は、それぞれの所掌する事務または業務に関する防災活動を的確かつ円滑に実施するため、必要な組織を整備し、常にその改善に努めるものとする。

また、企業は、関係法令の定めるところにより、自主的に防災に努めるほか、自衛消防隊、その他の防災に関する組織及び体制の整備、確立に努めるものとする。

２．連絡協議会の設置

市は、企業及び防災関係機関等による連絡協議会を設置し、本計画の円滑な推進を図るものとする。

３．応援協力体制の確立

(1) 企業間における相互応援体制

関係企業は、企業相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため、相互応援協定の締結に努めるものとする。

なお、応援協定には、概ね次の事項を定めるものとする。

○　応援出動の基準及び連絡方法
○　応援の設備、資材の種類、数量
○　応援活動内容等
○　費用の負担区分等

(2) 市と企業間における応援協力体制

市及び関係企業は、防災活動をより円滑に行なうため、相互間における協力体制の確立を図るものとする。

(3) 市町間における応援体制

市は、すでに締結されている「熊本県市町村消防相互応援協定」の推進を図るとともに、防災対策に関する広域的な応援体制の整備確立に努めるものとする。

なお、応援体制の確立にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

○　応援出動の基準及び連絡方法
○　応援の設備、資材の種類、数量
○　費用の負担区分等

(4) 海上保安官署と市町間における応援体制

市及び八代海上保安署は、昭和 43 年３月 29 日、海上保安庁と消防庁の間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、それぞれの間での業務協定の締結を推進するものとする。

第２　防災用設備、資機材の整備・備蓄等

市、防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害の発生に際して被害の拡大を防止するため、その所掌する事務または業務に関して、必要な設備、資機材の整備・備蓄に努めるものとする。

なお、災害に際して必要な次の資機材については、特にその整備、備蓄に努めるものとする。

○　化学消火薬剤	○　通信用機材
○　オイルフェンス	○　ガス検知器
○　油処理剤及び油回収器	○　耐熱防火衣
○　照明用機材	○　空気または酸素呼吸器

第３　防災訓練の実施

市、防災関係機関及び関係企業は、災害が発生した場合における防災活動が、迅速かつ的確に実施されるよう、個別あるいは共同で防災訓練を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施にあたっては、特に次の事項を考慮するものとする。

- ○　訓練の精度及び効果を高めるため、実地訓練のほか、図上訓練を行う。
- ○　陸上災害及び海上災害を同時に想定した総合的な防災訓練を行う。
- ○　立地条件、企業の形態、発生予想災害等それぞれの特徴に応じた訓練を行う。

第４　危険物等の保安

１．企業における自主管理の徹底

関係企業は、その所有、管理にかかる危険物施設が消防法、高圧ガス取締法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理の徹底を期するものとする。

２．立入検査等の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険物施設の立入検査等を実施するものとする。

なお、立入検査の実施にあたっては、関係機関は可能なかぎり相互に協力してこれを行い検査結果の情報の共有に努めるものとする。

第８節　災害対応力の強化

関係部署・機関

・総務企画対策部、建設対策部、農林水産対策部
・八代広域行政事務組合消防本部、事業所

施　策	関係課等
第１　土砂災害の防止対策	土木課、建設政策課、水産林務課、農林水産政策課
第２　火災の防止対策	八代広域行政事務組合消防本部
第３　危険物施設の安全対策	八代広域行政事務組合消防本部
第４　山火事防止対策	八代広域行政事務組合消防本部、危機管理課、水産林務課
第５　竜巻災害とその対応	危機管理課
第６　海上災害の防止対策	水産林務課、土木課

基本方針

○　災害の被害の軽減を図るためパトロールを実施するなど土砂災害の発生するおそれのある箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じる。
○　大規模災害時は多大な被害が生じることが予想される。
　このため、消防力の強化、消防水利の整備を図るとともに、火災予防のための指導の徹底に努める。
○　危険物施設（石油基地）等の安全対策に努める。

第１　土砂災害の防止対策

１．山崩れ等災害防止対策

本市には、地すべり、山崩れ等の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所が点在しており、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等が確認されている。

これらの災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、所管する部署が崖所有者等に対して防災工事を施す等の指導、勧告、要

請等を行う。

また、坂本町には雨量観測施設が４箇所（陣之内局・市ノ俣局・鮎帰局・上深水局）あり、時間雨量、24 時間連続雨量等の情報を常時把握し、災害発生の予測に活用している。

※山腹崩壊危険地区一覧……【資料編Ｐ33】
※崩壊土砂流出危険地区一覧……【資料編Ｐ39】
※土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制……【資料編Ｐ50】

(1) 崖所有者等に対する指導

- ○　危険な擁壁や、自然崖について改善の指導、勧告、要請等をする。
- ○　所有者等に維持保全義務を認識させる。
- ○　災害発生のおそれがあるとき、直ちにパトロールを実施し、崖付近の市民に注意を促す。

(2) 崩壊防止工事等の指導

- ○　建築物の建て替え時に法律に基づき、擁壁の設置等の指導を行う。
- ○　住宅金融公庫等の公的資金融資をＰＲする。

(3) 孤立地区の想定

土砂災害警戒区域等と集落及び道路配置状況から、土砂災害が発生した場合に孤立化することが想定される地区を事前に把握するよう努める。

２．急傾斜地崩壊危険区域の指定

法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定基準の概要は、傾斜度が 30 度以上、高さ５ｍ以上の斜面で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上ある区域、もしくは５戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域である。

急傾斜地崩壊危険区域の範囲（参考図）

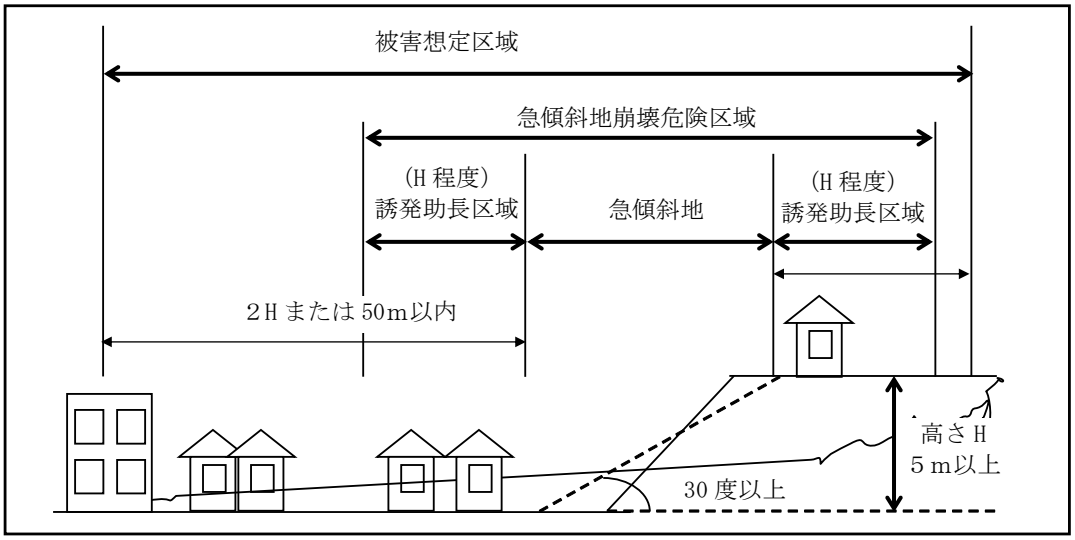

○　崩壊するおそれのある急傾斜地については、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することになっている。
○　崩壊危険区域の指定の有無に関わらず、危険箇所については、必要に応じてパトロールを実施するとともに、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに土砂災害危険箇所から避難すること、二次的な土砂災害が発生する可能性があることについて、平常時から市民に周知しておく。

３．土砂災害警戒区域等の指定に伴う措置の実施

土砂災害警戒区域については、県及び気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合には、該当地区や区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒の呼びかけまたは避難指示等の発令を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

また、土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を守るため、県が平成 27 年度から開始している「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」による土砂災害危険住宅の移転対策ついて、県と連携して制度の周知に努めるものとする。

４．盛土による災害の防止のための取組

市及び県は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、令和５年度に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

※市は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、県が行う「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の指定について、協議を進めている。

第２　火災の防止対策

１．出火の防止

市街地では、可燃物の密集、ガソリン等、各種危険物の貯蔵、取扱いの増大、木造密集市街地の拡大等、危険要因が増えており、火災による死傷者の増大が危具されている。

このような現状において出火の危険性につながる要因を検討し、その対策について技術的な安全化または規制の強化による安全対策を進める。

また、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するための立入検査及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防災意識の高揚と行動力の向上を図ることによって出火防止を図る。

(1) 一般家庭に対する指導

ア．ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、災害時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ．家庭用消火器、住宅用火災警報器及び消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

ウ．家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

エ．防火ポスター、パンフレットなどの印刷物の配布、防火映画、防火ビデオ等の視聴覚資材の使用等による講演、その他火災予防期間中の広報車等による呼びかけ、各家庭への住宅防火診断等を通じて火災予防の徹底を図る。

その際、徹底すべき主な事項は次のとおりである。

○　火の始末をすることを普段から習慣化するとともに、出火時には「火事だ！火を消せ」と声をかけあう。
○　耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報機や漏電警報器等出火防止のための安全な機器の普及。
○　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底。
○　火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底。
○　カーテン等に防炎物品等使用の普及。
○　灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底。
○　消火器の設置、風呂水の汲みおきとバケツの備え等、消火準備の徹底。
○　住宅用火災警報器の設置

オ．寝たきりの高齢者、独居高齢者、身体障がい者等がいる家庭については、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難方法についてきめ細かな指導を行う。

(2) 事業所に対する指導

ア．消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ．終業時における火気管理の徹底を図る。

ウ．避難及び誘導体制の総合的な整備を図る。

エ．災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ．自衛消防組織の育成指導を行う。

カ．複数の業種が混在するビル、建築物の地階等に不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ．化学薬品を保有する施設、研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火元となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク．危険物取扱施設、高圧ガス（プロパンガスを含む）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

２．初期消火体制の確立

市民等による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防火体制を充実し、消防機関と消防団等が一体となった火災予防対策を推進するため、次のとおり初期消火体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、自治会等を単位とする自主防災組織の設立、育成及び充実を促進する。

また、その防災資機材の整備や訓練指導を援助し、市民の防災行動力の向上を図る。

日頃から家庭での出火防止や地域で消火訓練・通報訓練等を行うとともに、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼年・少年消防クラブや女性消防隊等の組織づくりや育成を行い、地域ぐるみの初期消火体制の確立を図る。

(2) 職場・事業所における初期消火体制の整備

消防法に基づく消防計画及び予防規程の作成義務のある事業所においては、既定計画等に事前対策、応急対策、避難対策等の内容を盛り込み火災時における対策の明確化を図る。

消防法で規定された事業所においては、消防計画に定める消防訓練等を実施し、災害時における自衛消防組織の強化を図る。

事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を深めるとともに、保有

する資機材を活用し、地域との共同初期消火体制を確立するよう促進する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

市民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

３．火災の拡大防止

同時多発、交通障害、消防水利の破損等困難な特徴をもつ火災が発生した場合、出火防止、初期消火等あらゆる施策の徹底を期しても若干数の延焼火災が予想される。

したがって、現有消防力及び各種活動上の障害を考慮し、火災の拡大を防止するため消防力の整備、増強を図る。

(1) 消防力の整備

ア．現　況

八代市の消防体制は、次のように構成されている。

○常備消防として 　八代広域行政事務組合消防本部(1)、消防署(2)、分署(5) ○非常備消防（消防団）として 　本部(1)、方面隊(6)、各方面隊内分団（73）

消防力を強化して各種災害に際して迅速かつ的確に対処するため、消防システムの高度化及び高規格救急自動車や梯子車等の特殊車両導入や装備の高度化、消防機械の整備増強を図っていく。

さらに同時多発火災に対処するため、地域防災拠点としての消防施設について、適正配置や新設・改築を進め、初動及び活動体制の確立を図る。

イ．計画目標

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画のさらなる充実を期するものとする。

(2) 消防水利の整備

災害発生時、消火栓は水道施設の破壊等により断水または極度の機能低下が予想されるとともに、狭あい道路に面する消防水利についても、倒壊建物等による通行障害のために使用不能となることが予想される。

このため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、総合危険度の高い地域の整備・充実に努める。

ア．耐震性防火水槽等の整備・充実

火災延焼拡大の危険性が高い地域に対し、消火栓、耐震性防火水槽等の増設を図る。

また、従来の消火栓等の水利が利用できない場合を考え、都市排水路に簡易堰し消防水利を確保するなど、自然水利等の確保及び未開発水利の整備を進める。

その他、家庭における風呂水、ビルの貯留水の活用等について啓発・指導する。

(3) 消防団の強化

ア．計画目標

消防団を地域防災の中核とし、事業所及び市民の自主防災組織との連携を促進し、地域消火施設等の充実を図って防災体制を育成し、確立する。

イ．消防団の活性化の促進

消防団の活性化を図り、初期消火はもちろん次の体制整備を図り、火災延焼拡大の防止活動に万全を期するものとする。

さらに、市では消防団に関する近年の課題を踏まえ策定される「八代市消防団活性化計画」（平成 26 年 3 月策定）に基づき、消防団活動の活性化を促進するものとする。

○　地域消防を担う消防団の活性化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。
○　老朽化した消防器具置場の整備や車両、装備などの高度化を推進する。
○　災害時における消防団の運用計画の整備を図る。

第３　危険物施設の安全対策

１．危険物施設の安全化

(1) 防火対策

八代広域行政事務組合消防本部では、危険物施設における構造・設備の安全性の向上を図るとともに貯蔵及び取扱いの適正管理に努め危険物施設の安全化を推進する。

(2) 立入検査

危険物施設の安全を確保するためには、法令による規制事項が守られていることはもちろんのこと、関係者の自主保安管理が適正に行われている必要がある。

このため、八代広域行政事務組合消防本部では立入検査を計画的に実施し、危険物施設の適切な維持管理及び事業者の安全管理向上など安全確保を図る。

２．危険物輸送車両の安全化

石油類輸送は、タンクローリー、トラックなどにより行われている。

石油類を大量に輸送する場合、車両走行については、転倒・転落防止、警戒標識等の表示、消火器の設置等が義務付けられている。

八代広域行政事務組合消防本部では、今後とも指導を強化するとともに、常置場所においての立入検査等を実施し、必要に応じ走行中の危険物輸送車両の立入検査についても警察等の関係機関の協力を得て実施し、安全管理の徹底を図る。

３．毒物・劇物保管施設の安全化

化学薬品等の毒物・劇物を取扱う市内の施設、病院、研究所等に対し、立入検査を計画に基づき実施し、収納容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の施設の安全化を図るよう、指導する。

また、事業所に対しても実態調査等を行い、個別的・具体的な安全対策の指導を行う。

主な指導事項	○　化学薬品容器の転倒落下防止措置 ○　化学薬品収容棚の転倒防止措置 ○　混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置 ○　化学薬品等収容場所の整理整頓 ○　初期消火資機材の整備

４．放射線施設の安全化

放射線及びこれに類似する物質を取扱う市内の放射線取扱施設・研究所等は、従業員はもとより周辺の地域住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

したがって放射性物質の漏洩・拡散を予防するため、これらの施設に対して関係法令に基づく災害予防規程による防災計画の効率的な運用を図る。

第４　山火事防止対策

１．山火事防止の警戒措置

(1) 警戒伝達の徹底

市は、八代広域行政事務組合消防本部と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受けたときは、消防団に連絡するとともに広報車、一斉放送等による確実な伝達により地域住民への周知を図る。

(2) 巡視、監視の強化

市は、八代広域行政事務組合消防本部の協力を得て、気象状況が火災予防上危

険であると認めるとき及び山火事の多発期間中（１～３月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入する時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(3) 森林の火災予防の徹底

森林火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や登山者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図り、火災による森林被害を未然に防止するため林内歩道等の整備を図りつつ、防火帯等の整備を推進する。

第５　竜巻災害とその対応

１．熊本県防災情報メール等の活用

熊本地方気象台が発表する竜巻注意情報を、熊本県防災情報メールにより配信する。

また、落雷や竜巻などが起こり得る悪天候時の屋外活動の注意喚起など、事故防止に努める。そのため、市民へのシステム登録を促進する。

さらに、広報誌やホームページ等で、竜巻からの身の守り方（周囲の空の状況確認、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動）について周知していく。

第６　海上災害の防止対策

海上における災害を防止するため、国、県、市、八代港船舶津波、台風等対策協議会、関係事業所等との協力体制を確立するものとする。

１．情報の収集・伝達体制の整備

海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し沿岸の地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう、夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

２．資機材の整備

必要に応じて防災資機材等の備蓄整備・充実に努めるものとする。

３．災害防止の啓発

船舶関係者等に対し安全運航、危険物取扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

４．海上防災の研修及び訓練

地域住民の生命、財産及び生活権等に多大の被害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活用して実施する。

第９節　情報連絡体制・施設の整備

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部
・エフエムやつしろ、ひこいちテレビ等

施　策	関係課等
第１　市における情報連絡体制の整備と維持管理	危機管理課、デジタル推進課、秘書広報課
第２　適切な情報連絡体制確保を考慮した災害対策本部執務スペースの整備	危機管理課
第３　県における災害通信施設の整備	危機管理課
第４　関係機関との情報の防災情報共有化	危機管理課

基本方針

○　災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から、市及び防災関係機関において無線及び有線を利用した防災通信網の整備並びに設備の維持管理充実を図る。
○　また、被災者のニーズにあった対策を講じる上からも迅速性を重視した情報収集・連絡体制の整備を図る。

第１　市における情報連絡体制の整備と維持管理

大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集・伝達手段として、各種通信機器の整備並びに維持管理に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

１．施設・設備の整備と維持管理

(1) 計画目標

災害発生後、電気・電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、全市域をカバーする無線通信網の整備・維持管理を図る。

また、過去の災害事例から見て、電話の果たす役割は大きいが、施設被害や電話の輻輳による一時的な混乱が予測されるため、災害時優先電話等の配備を推進し、緊急通信手段の確保を図る。

(2) 無線施設の現況

八代広域行政事務組合消防本部、消防署・分署間には消防業務用としての有線電話通信網と通信指令システムの指令回線が整備されている。

(3) 災害時優先電話の配備

災害時優先電話の配備・指定については、今後の緊急連絡体制のために整備・拡充を図る。

市は、災害時優先電話の維持管理を行う。

(4) 携帯電話等エリア整備事業の推進

山間部の通信手段確保のため、携帯電話での不感地区における鉄塔や伝送路の整備を進めるとともに、維持管理を行う。

(5) 衛星携帯電話の配備

災害時に通信手段の断絶が懸念される地域には、一部の市政協力員に衛星携帯電話を貸与し、非常時の連絡手段として配備するとともに、維持管理を行う。

(6) 八代市ケーブルテレビやひこいちテレビの活用

現在、坂本町、東陽町及び泉町に整備されている八代市ケーブルテレビを活用し、事前の防災情報や避難場所の案内及び緊急情報等の放送を行うとともに、施設の維持管理を行う。

また、テレビやつしろ株式会社の協力を得て、ひこいちテレビのサービスエリアにおいて緊急的な気象情報等の放送を行う。

(7) エフエムやつしろの緊急割り込み放送の運用及び緊急告知ラジオの整備促進

緊急時には、エフエムやつしろの電波を通じ、放送中でも市から緊急の割り込みを実施し気象情報等の放送を行う。

(8) Ｊ－アラートの運用

消防庁から送信される緊急情報は、防災行政情報通信システム等へ自動的に起動し伝達する。

(9) 緊急速報メールの運用

気象庁が発表する緊急地震速報や避難情報などの災害情報は、緊急速報メールの受信が可能な携帯電話に伝達する。

(10) 防災行政情報通信システムの現況

ア．情報配信システム

市は、防災行政情報通信システムを整備し、屋外拡声子局、防災アプリ、SNS、メール、固定電話、FAX、戸別受信機等を用いて、市民に防災情報等の提供を行っている。

また、市は、これらの利用を促進するため、さらに周知活動を行う。

イ．災害時支援システム

市は、発災時の配備体制の状況確認を行うとともに、監視カメラによる被害状況や道路の被害情報等を地図上で確認する。

ウ．映像表示制御システム

市は、各支所及び消防本部に設置したテレビ会議システム等により、災害時に迅速な情報共有を行う。

２．災害に強い通信体制の確保

(1) 電源及び燃料の確保

市は、通信体制の確保のため非常用電源の浸水対策を図るとともに、非常用電源の燃料の安定確保により非常電源の長時間化を図る。

(2) 衛星携帯電話の運用・管理

市は、災害時の市域の各所や災害現場との通信体制の確保のため衛星携帯電話の運用・管理を図る。

(3)Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備

携帯電話やＳＮＳの普及の観点から、災害時の情報収集手段として、指定緊急避難所におけるＷｉ－Ｆｉ環境の整備を図る。

(4) 双方向通信環境の拡充

情報通信関連機器の技術革新の状況を踏まえつつ、情報伝達の「即時性」、「公平性」、「双方向性」やインバウンド（訪日外国人旅行）対応なども含めた平時利用などにも配慮し、多様な情報伝達手段への一元的な情報配信を可能とする通信環境の構築に努めることとする。

第２　適切な情報連絡体制確保を考慮した災害対策本部執務スペースの整備

災害時における適切な情報伝達や市民等への情報提供、被害情報等の収集・分析のために適切な災害対策本部スペースが確保できているかについて訓練を通じて検証し、適切な執務スペースの確保に努める。

第３　県における災害通信施設の整備

１．県防災行政無線の現況

県では、防災情報の迅速な伝達と通信の高度化を図るため、従来の無線設備を更新し、現行の防災行政無線の増強等を行っている。

県防災行政無線の主な目的は、防災対策に関わる防災情報等の伝達を行うことであり、平常時には行政事務の効率化、県民への各種情報の提供を行い、もって地域情報の提供及び地域情報化の進展に寄与することである。

これは防災行政無線局と電気通信事業者の衛星通信回線等により構成されており、県の総合情報通信網である。

八代市内に設置している県防災行政無線施設

設　置　場　所	識　別　番　号		所　在　地
	地上系	衛星系	
熊本県県南広域本部	防災八代（支部局）	－	八代市西片町 1660
熊本県八代港管理事務所	防災八代港	熊本可搬地球 V37	八代市港町 249
八代市役所本庁舎	防災八代市	熊本可搬地球 V38	八代市松江城町 1－25
八代広域行政事務組合消防本部	防災八代消防	熊本可搬地球 V39	八代市大村町 970

２．消防庁消防防災無線等の整備

災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するため、消防庁消防防災無線を整備し運用している。

３．防災相互通信用無線の整備

県は、災害現場において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、防災相互通信用の移動局を県庁に配備している。

第４　関係機関との情報の防災情報共有化

国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。

第 10 節　緊急輸送の環境整備

関係部署・機関

・総務企画対策部、建設対策部、農林水産対策部
・八代河川国道事務所、八代警察署、自衛隊、消防機関、海上保安庁

施　策	関係課等
第１　緊急輸送道路の確保	土木課
第２　ヘリコプター臨時離発着場	危機管理課
第３　船舶による輸送	関係各課
第４　交通輸送手段のバックアップ体制の整備	危機管理課
第５　緊急通行車両の優先的な燃料供給等の環境整備	危機管理課
第６　孤立化に備えた市道、林道、農道の整備及び維持管理	土木課、農地整備課、水産林務課
第７　事業者との協力体制の整備	関係各課

基本方針

○　大規模災害時には、浸水、火災及び土砂災害、家屋等の倒壊等により多くの道路が通行不能となる。

　したがって、通行可能なわずかな道路に、被災地からの脱出車両や被災地にいる親族等への見舞いの車両、救助車両、救援物資を満載した車両等、多くの車両が集中し、通常の輸送体系が大きく混乱することが予想される。

○　それを解消するため、あらかじめ、緊急輸送経路として、陸上と航空輸送の２つのルートに分けて、それぞれの輸送ルートを定めておくものとする。

　陸上輸送については、災害発生後直ちに緊急輸送道路の障害物等の除去を行い、市内の各地域に対して、救援・救護物資や応急対策活動人員の迅速かつ適切な緊急輸送が行えるよう体制の整備に努める。

　一方、航空輸送に関してはヘリコプター臨時発着場の整備・充実に努める。

　また、大量輸送が必要な場合の船舶利用を検討する。

第１　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の指定路線は、次のとおりである。

機能区分	道路種別	路線名
第一次	国道	一般国道 3 号
	国道	一般国道 219 号
	主要地方道	八代鏡宇土線(14)
	一般県道	八代港大手町線(250)
	一般県道	郡築横手線(251)
	一般県道	八代港線(336)
	臨港道路	東西幹線
	臨港道路	大島線
	臨港道路	外港南北線
第二次	国道	一般国道 443 号
	国道	一般国道 445 号
	主要地方道	小川泉線(52)
	主要地方道	宮原五木線(25)
	主要地方道	八代鏡線(42)
	一般県道	八代不知火線(338)

※現在整備中である都市計画道路南部幹線は、供用開始時に緊急輸送道路として指定する予定である。

災害時における緊急輸送道路の確保については、次のとおりである。

○　警察、自衛隊、消防機関、工作物管理者等の協力を得て、落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上の障害物を除去し、道路の亀裂・破損等の応急補修を行い、被災者の救援・救護活動及び緊急物資輸送のための車両用走行帯を確保する。

○　原則として、２車線の確保を図れるようにするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両の交換のできる待避所を設置する。また、可能な限り歩行者の通路の確保に努める。

○　橋梁が被害を受けた場合は、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行うが、やむを得ない場合は、他の迂回路を指定し表示する。

第２　ヘリコプター臨時離発着場

１．ヘリコプター臨時離発着場の選定基準

万一落橋その他により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段についてもあらかじめ確保しておく必要がある。

市内全域をカバーする観点から、次のような基準により、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進める。

また、ヘリサインの整備を推進していく。

ヘリコプター臨時発着場の指定基準

○　接続道路の幅員が確保されていて、周囲に障害物のないこと。

○　施設の周囲のうち、少なくとも１～２方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。

○　ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m/ｓの横風があることから、その風圧を考慮すること（土・砂等の巻き上げや周囲建物の屋根瓦等）。

※面積は、機種の大小等により異なるが、例えば目安として、以下の最小面積が必要となる。

機　種	昼　間	夜　間
小型（2 人乗り）	直径 30m	直径 45m
中型（10 人乗り）	直径 50m	直径 75m
大型（20 人乗り）	50m×75m	75m×100m
大型（40 人乗り）	100m×100m	100m×100m

２．ヘリコプター臨時離発着場の選定

以上のような基準に基づき、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中から、ヘリコプターの離発着可能な場所を選定する。

※災害時のヘリコプター臨時離発着場……【資料編Ｐ102】

３．ヘリコプターの活用

災害時の人員・応急資機材の輸送等を迅速かつ効率的に実施するため、熊本県防災消防ヘリコプター、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）等を活用する。

第３　船舶による輸送

大規模な災害時には、被災地域周辺の道路は道路障害等や渋滞により、輸送路として機能しないことが考えられるため、緊急性を伴わない物資、また多量な物資の運搬等については、八代海上保安署所属の船艇や船舶業者等の協力を得て輸送を行うよう事前に検討するものとする。

なお、大規模地震が発生した場合は、市民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、港湾施設が正常に機能することが求められる。

県計画の中では、八代港について、適宜耐震性の点検を行うとともに、八代港港湾計画では耐震強化岸壁の整備港湾として位置づけている。

第４　交通輸送手段のバックアップ体制の整備

市は、大規模な災害時に、必要な輸送力が確保できない場合を想定し、広域的な輸送に関する応援要請や、民間の輸送事業者等の確保による輸送力の確保などのバックアップ体制に関する整備に努める。

第５　緊急通行車両の優先的な燃料供給等の環境整備

市は、大規模な災害時に、緊急通行車両に優先的に燃料供給を円滑に実施できるよう、市内のガソリンスタンド、ＬＰガス供給拠点等に対して優先供給体制の構築を図るため、市民に対しても事前啓発を行うなど、緊急通行車両の優先供給体制の環境整備を行う。

第６　孤立化に備えた市道、林道、農道の整備及び維持管理

市は、大規模な災害時に地域が孤立化した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な市道、林道、農道の整備及び維持管理に努める。

第７　事業者との協力体制の整備

市は、災害時の人員及び応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- ○　物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- ○　災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- ○　効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家である民間事業者が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

第 11 節　救援救護体制の整備

関係部署・機関・関係各部

・各対策部

・医療関係機関、消防機関、自主防災組織

施　策	関係課等
第１　応急保健医療体制の整備	健康福祉政策課、国保ねんきん課、危機管理課
第２　救急救助体制の整備	健康福祉政策課、危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課
第３　医療機関等の連携体制の確保	健康福祉政策課、健康推進課
第４　給水体制の整備	危機管理課、水道局、避難施設所管課
第５　し尿処理体制の整備	環境施設課、下水道建設課、下水道総務課
第６　災害廃棄物対策	循環社会推進課、環境施設課

基本方針

○　大規模災害が発生した場合、被災者の生命を守り、生活を維持していくことが重要である。それには災害発生後、直ちに迅速かつ的確な救援・救護活動を実施して市民の不安を解消し、社会秩序の早期回復を図ることが重要である。

　あらかじめ「応急医療」「傷病者に対する救急・救助」「給水」「し尿処理」「がれき対策」等について整備する目標を掲げ、整備の推進を図るものとする。

第１　応急保健医療体制の整備

１．基本的な考え方

　市は、災害のため、広域的または集中的に発生する軽・重傷者に対する医療救護活動が円滑に行われるよう、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、県（保健所等）、八代市医師会、八代郡市医師会、八代歯科医師会、八代薬剤師会、その他の関係機関の協力により、初動医療体制の整備、医薬品の確保等を積極的に推進する。

また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

２．初動保健医療体制の整備

市は、災害時において、負傷者等の災害現場からの救出及び医療救護が、迅速かつ適切に実施されるよう、保健医療体制の構築、救命・救護、避難所等の保健予防活動などの必要な初動保健医療体制について、県、八代市・郡市医師会、八代薬剤師会、災害拠点病院等と検討を行い、整備を図る。

(1) 過去の災害による教訓

過去に起きた災害から応急医療に関する教訓をまとめると次のとおりである。

○　あらかじめ予測できる災害については、医療資機材やスタッフを準備すること。 ○　大規模災害時には被災地内医療機関施設・設備やスタッフ自身も被災し、医療救護能力は大幅にダウンすること。 ○　電気・水道等の停止によって被災地内医療機関の医療救護能力は大幅にダウンすること。 ○　大規模災害時には同時多発的に救急医療事案が発生すること。 ○　生存者の救出・救護は一刻を争うこと。 ○　精神科救急医療活動（「こころ」のケア）体制が必要となること。

(2) 保健医療体制の整備

市は、災害時に備えて、県（保健所等）、八代市・八代郡市医師会、災害拠点病院等と協力して、災害発生時における迅速な保健医療体制整備のために必要な緊急連絡体制の確立及び医師会救護班や保健医療活動チームの派遣に係る連携強化に努める。

(3) 円滑な救護所の設置体制の整備

救護所は、災害現場から最も近接した場所での初期医療ニーズを提供するとともに、多数の負傷者のうち、治療や搬送の優先される重傷者の選別（トリアージ）が行われる現場となる。

市は、大規模災害時に市域に負傷者が多数発生した場合には、指定避難所や指定緊急避難場所などに救護所を設置することも想定し、市・郡市医師会と協力して、円滑に救護所を設置できるよう、あらかじめ設置場所候補や非常時の連絡体制を定めておく。

また、市は、日頃から市・郡市医師会と協力して、救護所開設運営訓練や、救護所での重傷者等の治療・搬送の優先順位を判断するトリアージ訓練等に積極的に取り組むものとする。

(4) 後方医療体制の整備

市は、災害時による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、後方医療施設となる主要な病院の拡充・強化を図るよう、県その他の機関に要請する。

３．医療資機材及び医薬品の確保

市・郡市医師会が編成する医師会救護班などによる初動救護活動に必要な医療資機材及び医薬品については、八代薬剤師会及び市内の医薬品取扱業者へ要請する。

(1) 薬剤師会等との協力協定

災害対策用備蓄医薬品等の配備及び調達のため、八代薬剤師会と市内の医薬品取扱業者との協力協定の締結を推進する。

(2) 八代地域災害医療サポートチーム構成団体との連携

市も構成団体の一員であり、大規模災害発生時における福祉医療支援班の派遣や医療資機材の確保要請先である八代地域災害医療サポートチームとの連携を推進する。

応急医療救護の流れ（※大規模災害発生時）

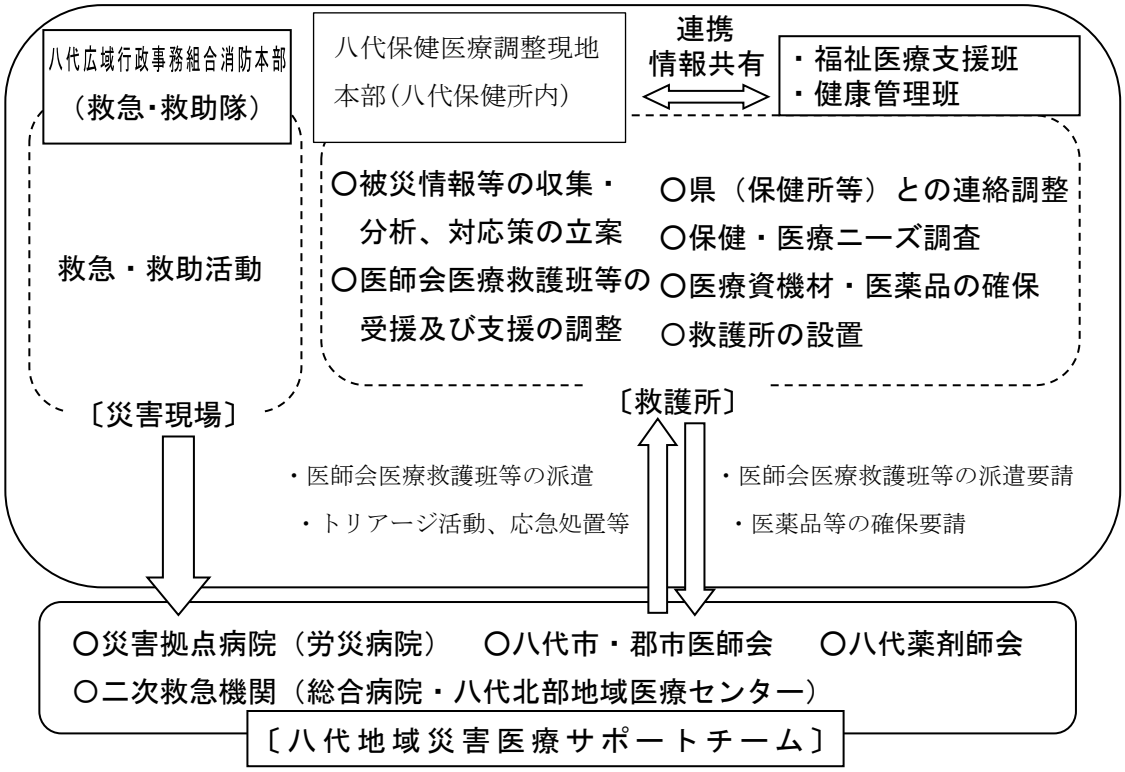

第２　救急救助体制の整備

１．基本的な考え方

大規模災害の発生により救急・救助を必要とする人々は、自らの力だけでは避難場所や医療機関に行けない人々である。

したがって、病人や高齢者、障がい者等の要配慮者と言われる人々、災害により直接負傷した人々で身動きできない人々等への対応が最も重要である。

これらの人々をできる限り早く救助して安全な場所や医療機関へ輸送し、人命を保護することが最優先されるべきである。

大規模な災害が発生した場合、救急・救助を要する人が多数になると予測され、常設の救急隊等の能力を上回る救急要員等が必要ということになる。こうした事態に対処するため、あらかじめ広域応援基本計画に基づいた救急・救助隊を編成しておく必要がある。

このように多数の救助要請に的確に対処していくために消防職員を救急・救助の専門家として、より高度な知識と技術の習得による救急・救助活動能力の向上に努める。

また、救助資機材を整備し、迅速で的確な人命救助活動が実施できるよう、必要な体制の整備を図る。

２．応急救護体制の整備

広域または局地的に集中する事が予想される救急・救護要請に対して的確に対処するため、救急資機材の備蓄に努めるとともに、健康福祉対策部、市内医療機関及び最寄り救急医療機関相互の情報通信機能を確保し、応急救護活動が実施できるような体制の整備を図る。

３．市民へのＰＲ及び技術指導

市民の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識のＰＲ、技術の普及指導等の活動を推進する。

４．避難行動要支援者に対する救助体制の整備

避難行動要支援者については、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救助体制の充実を図る。

５．消防団の救助活動能力向上の推進

消防団に対して、救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救助活動能力の向上に努める。

第３　医療機関等の連携体制の確保

１．保健医療活動チームの派遣及び受入体制の整備

市は、広域災害時における保健医療活動チームの派遣及び受入体制について、市・郡市医師会及び市内の医療機関と協議し、当該派遣・受入れの体制整備に努める。

※保健医療活動チームとは
DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、自衛隊等

２．航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）確保及び運用計画の整備

市は、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）確保及び運用について、市・郡市医師会及び市内の医療機関と協議し、適切な施設を選定するとともに、当該施設での広域医療実施のための運用計画を検討のうえ、整備する。

３．災害医療コーディネーター体制の整備

市は、市・郡市医師会及び市内の医療機関と協議し、災害医療コーディネーターによる医療チームの派遣・調整に関する体制を整備する。

第４　給水体制の整備

生命維持の上から最小限必要な飲料水を優先して確保する。

あわせて、必要最小限の飲料水・生活用水の確保と給水体制等の整備について、万全を期するものとする。

１．計画目標

最小限必要な分として、飲料水が１人１日３ℓ、生活用水が１人１日 16ℓの合計 19ℓを７日分（混乱期３日、復旧期４日と想定した日数）確保するものとする。

必要給水量をさらに具体化すると以下のとおりと算出される。

事　項	１人あたり１日量	時期区分
混乱期飲料水の確保	３リットル※	災害発生直後から３日目まで
復旧期飲料水・ 生活水の確保	19 リットル	発生後４日目以降７日目まで
移行期飲料水・ 生活水の確保	19 リットル～ 必要量	発生後８日目以降復旧まで
病院・要配慮者等の入所施設	必要量	発生直後から復旧まで随時

※１日に必要な水分摂取量は、年齢と体重によっても異なるが、概ね１日あたり50mL×体重が目安とされる。（体重50kgの場合の試算例＝50ml×50kg＝2.5㍑）

災害時に備え、市民は平常時より各家庭において１人あたり３～19ℓを目安に飲料水を常備するよう周知する。

２．給水施設の確保

水源地（配水池）は、地震等の災害時において給水拠点となる重要な施設であることから、耐震化等適切に整備を図り、飲料水の確保に努める。

また、生活水の補給給水源として、公共施設の防災井戸や学校施設の貯水施設等を活用する。

３．初期応急飲料水の確保

道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態を想定し、初期応急飲料水の供給施設を避難場所に整備促進する。

４．各家庭での飲料水の確保

災害そのものの被害はまぬがれても、その後の生活に困らないような備えを、各家庭でしておかなければならない。

そのため、各家庭においては、次のような飲料水、生活水を備蓄しておくよう啓発に努める。

○　家族数にあわせて、最低１人１日あたり３ℓの飲料水を備えておく。 ○　風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を貯めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

５．協力体制の整備

(1) 災害時の水道相互応援協定の締結

災害時に給水体制が確保されるよう、また、被災時にもいち早く水道の復旧が行えるよう、他自治体の水道事業者と相互応援できる体制の協定締結に努める。

(2) 民間井戸水協力の締結

市は、自主防災組織と協力して、市内で飲料水等に使用している井戸を把握し、災害時に活用できるよう協力協定を締結する。

第５　し尿処理体制の整備

１．し尿処理体制の確立

建物等の倒壊や焼失で住居を失った人々が一時的にせよ避難所に収容されることから、避難所では平常時と異なり、大量のし尿が発生し、その処理が大きな問題となる。

あわせて、被災をまぬがれた住居でも下水道の被害により水洗トイレ等の使用が不可能となり、仮設トイレの使用を余儀なくされる。

このため、発生する大量のし尿を一時的に貯留し、これらを収集処理しなければならないなど「し尿処理対策」は公衆衛生の観点から重要な問題となる。

市は、このような事態をあらかじめ予測し、計画的かつ的確に対処するよう体制の整備を行うものとする。

２．災害用仮設トイレの整備

災害時に広域避難場所、指定避難場所、避難所または下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に仮設トイレの設置を計画する。

また、公共施設及び公園等については、災害時の仮設トイレ設置場所として確保するとともに、リース会社に対し協力要請を行うものとする。

３．素掘用資材の整備

緊急対策用として、素掘用応急トイレが必要となることも考えられる。

災害用仮設トイレの整備と並行して、今後、県、保健所その他の関係機関との連携を図りながら、素掘用応急トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法を策定する。

ただし、素掘用応急トイレの利用については、衛生上の観点からできる限り差し控えるものとする。

(1) 素掘用（またぎ式）便所の概要（図１及び図２参照）

災害等の状況によってやむを得ない場合は、またぎ式便所を開設する。地面から 30cm の深さまで糞尿が貯まった後は、便所の穴及び周囲の地面に殺虫剤（10%フェニトロチオン乳剤 400 倍希釈）を散布し、便所を閉鎖する。また、使用終了後の閉鎖も同様に行う。

図１　素掘用（またぎ式）便所

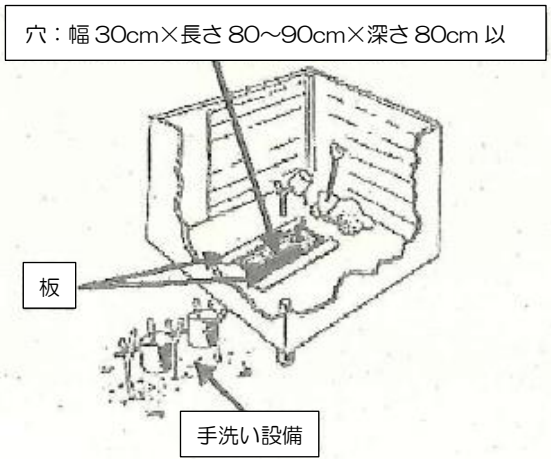

図２　素掘用（またぎ式）便所の閉鎖要領

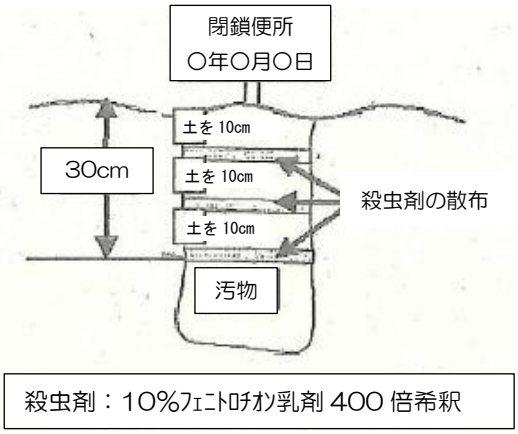

(2) 素掘用（またぎ）式便所の開設上の着意事項

○　炊事・配食場及び水源から 100m以上離隔させる。
○　施設等から 30m以上離隔させる。
○　糞尿が河川、沼沢に流れ込みやすい場所（傾斜地等）での開設を避ける。
○　雨天時は、屋根覆いをつけ、周囲に側溝を掘り、雨水の侵入を防ぐ。
○　便所の出入口近くに手洗い設備を準備する。
○　夜間表示又は夜間照明を準備する。

４．し尿運搬等管理体制の確立

避難場所のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。

災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があることから、八代市衛生処理センターまたは八代生活環境事務組合衛生センター、もしくは八代市水処理センターへの運搬等管理体制を確立する。

また、市は、市内一般廃棄物収集運搬業者と協力協定を締結しており、平常時から関係強化に努めるものとする。

※し尿処理施設及び下水道処理場が被災し、し尿処理が困難となった場合、八代海へし尿貯留船を配備し、一時貯留するなどの措置を行う。

５．協力体制の整備

収集運搬したし尿の処理については、県、保健所、その他の関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置及び近隣のし尿処理施設との相互支援協定の締結並びに処理計画の策定を行う。

第６　災害廃棄物対策

１．災害廃棄物処理体制の確立

市は、あらかじめ次の手順により、適正な災害廃棄物の処理ができるよう、処理体制の確立を図る。

なお、災害廃棄物処理体制の整備にあたっては、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定した八代市災害廃棄物処理計画（令和４年１１月改定）により対応する。発災後は、その災害の種類や災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、八代市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という）を作成するものとする。実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行い、災害廃棄物処理を完結させる。

(1) 災害廃棄物処理体制

災害廃棄物処理にあたっては、中間処理施設及び収集車両、その他の資機材を有する民間業者とあらかじめ協定を締結する。

「災害廃棄物の量」が処理能力を上回ると想定して、一時保管場所の確保及び移動式破砕装置の確保などを含め、搬出・処理に関する広域的応援体制を整備しておくものとする。

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決定するが、概ね次の３つの時期区分に基づき行うこととする。

ア．災害発生直後の緊急措置（災害発生後７日まで）

○　自衛隊・警察・消防との連携
○　市内全域、交通状況、収集ルートの被災状況確認
○　通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去
○　仮置場の必要面積の算定・候補地の選定・受入に関する合意形成・仮置場の確保・設置・管理・運営
○　有害廃棄物・危険物への配慮
○　災害廃棄物に関する相談窓口を設置
○　住民等への啓発・広報

イ．第一次処理対策（災害発生後８日目から１４日目まで）

○　災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計
○　収集運搬体制の確保・収集運搬の実施
○　倒壊の危機のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）
○　有害・危険性廃棄物の所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保、ＰＣＢ、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先回収
腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は１ヶ月以内）

ウ．第二次処理対策（災害発生後１５日以降）

○　処理スケジュールの検討、見直し
○　処理フローの作成、見直し
○　火災防止策、悪臭及び害虫防止対策、飛散、漏水防止策
○　解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）
○　被災自動車の移行（道路上などは前半時に対応）、選別・破砕・焼却処理施設の設置（可能な限り再資源化）の検討

(2) 仮置場の確保

関係各部、機関との協議、協力により、平常時から災害廃棄物の仮置場候補地を確保する。仮置場用地が不足するとき、仮置場の選定は災害対策本部の決定によるものとする。

(3) 仮置場への搬入管理等

仮置場への搬入及び仮置場からの搬出等については、市の職員等を配置することにより適正管理を行う。時間外の持ち込みや不法投棄対策として、受け入れ時間外も監視等に努める。

２．災害廃棄物の適正処分

災害廃棄物の再生利用を進めることは、最終処分量の削減や、処理期間の短縮などに有効であるため、災害廃棄物処理計画であらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとの留意点に配慮して処理と再生利用、処分を行う。

また、本市区域内での計画的な廃棄物処理を完結することが困難な場合は、県への事務委託を含めて広域処理を検討する。

第 12 節　要配慮者の安全確保対策

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部、健康福祉対策部
・八代市社会福祉協議会

施　策	関係課等
第１　要配慮者対策の基本	危機管理課、健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、こども未来課、国際課
第２　避難行動要支援者への対策	高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、健康福祉政策課、危機管理課
第３　避難行動要支援者以外の者への対策	健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、こども未来課、危機管理課、秘書広報課、国際課
第４　福祉避難所の指定	高齢者支援課、介護保険課、危機管理課
第５　災害派遣福祉チームの派遣受入体制の整備	健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課
第６　要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の促進	健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、こども未来課、教育政策課、危機管理課

基本方針

○　大規模災害発生時には高齢者、障がい者等の要配慮者がより多く被災する場合が多いことから、要配慮者の安全を確保するため、地域ぐるみの支援体制づくりの骨格を示し、地域住民、自主防災組織、要配慮者利用施設管理者等の協力を得ながら、緊急時における連絡体制及び避難誘導の防災体制の整備に努めるものとする。

第１　要配慮者対策の基本

１．要配慮者、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の位置づけ

(1) 要配慮者

災害時に限定せず一般的に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、その他傷病者、妊産婦、乳幼児のほか、日本語を理解できない外国人や八代市の地理に不案内な市外からの観光者等をいう。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(3) 避難支援等関係者

避難支援を行う関係者は、市政協力員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署、消防団、自主防災組織の者をいう。

２．対策にあたっての基本

対策にあたっては、それぞれの要配慮者の状況に応じた、きめ細かな対策が必要とされる。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災をはじめとする過去の地震時においては、こうした要配慮者に、より多くの被害が出る傾向がみられた。

災害時には、要配慮者の救助・救出に強く配慮することが重要である。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災による要配慮者の特徴的な点をまとめると次のとおりであった。

○　死者の大半は高齢者等の要配慮者であった。
○　高齢者や障がい者を守る福祉関係の専門家の絶対数が足りず応援体制も不備であった。
○　新たな要配慮者として「避難生活や復興上の要配慮者」が問題視された。
・老朽化した家に住んでいて自宅が全半壊した人
・長期にわたる避難所生活で悪環境におかれた人
・生活再建が困難となった経済的弱者

これらを教訓として整理すると、要配慮者の救援にあたっては、事前準備や民間団体の協力が不可欠であると結論づけられる。

以上を踏まえ、要配慮者の安全な避難を支援するため、平常時から次のような対策を推進していくものとする。

○　地域住民は、あらゆる事態に備える意味で自力による避難行動能力の向上に努める。
○　市及び地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために、必要な人手の確保を日頃から手当てするよう努める。
○　地域住民は、地域の実状に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備するよう努める。

第２　避難行動要支援者への対策

１．避難行動要支援者名簿の作成・活用

市は、避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認等の実施のため、デジタル技術を活用し、避難行動要支援者名簿を作成する。

災害発生時には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者及びその他の避難支援等を行う者に名簿情報を提供し、速やかな安否確認等を行う。

また、名簿情報の提供について避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限り、平常時に、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供し、実効性の高い個別の避難計画の準備を行う。

※災害発生時に名簿情報の提供を受けるその他の避難支援等を行う者とは、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、また、避難支援等への協力が得られる企業や団体、障がい者団体等が想定される。

２．避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定

平成 19 年２月に「八代市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を策定し、現在要配慮者の登録を実施していたところであるが、平成 25 年の災害対策基本法の改正を受け、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年３月策定）が全面改定され、新たに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定された。

本市も、この取組指針に基づき、本計画の下位計画として、平成 28 年３月に「八代市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、避難行動要支援者名簿の作成及び運用方法等細目的な部分を定めて取り組んでいる。

※要配慮者の現況……【資料編Ｐ106】

３．避難行動要支援者名簿の管理

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件のいずれかに該当する者とする。

- ○　要介護３以上の認定を受けている者
- ○　身体障害者手帳１、２級のうち、第１種（心臓、腎臓機能障害のみの該当者は除く）を所持する身体障がい者
- ○　療育手帳Ａ１・Ａ２を所持する知的障がい者
- ○　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者のうち単身世帯の者
- ○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付を受けている難病患者
- ○　上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者
- ○　上記以外で自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者

(2) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

○　市政協力員	○　民生委員・児童委員
○　八代市社会福祉協議会	○　八代市地域包括支援センター
○　八代広域行政事務組合消防本部	○　八代警察署
○　消防団	○　自主防災組織

(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿を作成するにあたり必要な情報は下記のとおりであり、関係部課で把握している情報を集約し作成するものとする。

○　氏名	○　生年月日
○　性別	○　住所または居所
○　電話番号、その他の連絡先	○　避難支援などを必要とする事由
○　その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項	

(4) 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、定期的な名簿の更新を行い、名簿情報を常に新しい状態に保つよう努めるものとする。

(5) 名簿提供における情報の管理

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

○　当該避難支援等関係者が担当する地域の避難行動要支援者の名簿のみ提供するものとする。
　ただし、平常時においては、情報提供に関して本人の同意が得られた避難行動要支援者の名簿のみ提供するものとする。
○　災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられる旨の説明を行うものとする。
○　名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど厳重な管理を行うよう指導するものとする。
○　名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
○　名簿の提供先が団体である場合は、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
○　名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することを禁止するものとする。

(6) その他の対策

災害応急対策に避難支援等関係者等が従事する際は、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

市は、避難支援等関係者が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

第３　避難行動要支援者以外の者への対策

１．社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担動員体制等の防災体制の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携について、防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施と危険箇所の把握

各施設の管理者は、策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災避難訓練を実施する。

また、土砂災害等の危険区域に位置する施設は、危険要因を把握しておくとともに、避難時の体制をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 地域住民との連携

各施設の管理者は、平常時から施設入所者等と地域住民との交流に努め、災害

時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、市及び八代広域行政事務組合消防本部は、必要な指導助言を行う。

(4) 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、災害発生時に施設そのものが倒壊すること、火災が発生して、避難をより困難にすることのないよう、施設や設備の点検を行うとともに、安全避難のために必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努める。

また、市及び八代広域行政事務組合消防本部は、必要な指導助言を行う。

※要配慮者利用施設一覧……【資料編Ｐ106】

２．その他の対策

(1) 防災についての指導・ＰＲの徹底

「広報紙」「エフエムやつしろ」等により、介護を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対する防災についての指導・ＰＲの徹底を図る。

(2) 外国人等に対する対策

日本語を理解できない外国人や八代市の地理に不案内な市外からの観光客等の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、地図及びローマ字併記、多言語表記とするよう検討するとともに、広報活動・防災訓練等について、多言語や「やさしい日本語」でも実施することを検討する。

また、情報提供の際に活用する多言語コミュニケーションツールの整備（コミュニケーションカード、ピクトグラム、音声データ等）や、災害情報提供ポータルサイト「Safety tips for travelers」及びスマートフォン用アプリ「Safety tips」を活用するためのシステムの整備（ポータルサイトのリンクの確認、利用可能なパソコンやスマートフォンのリストアップ、アプリのダウンロードなど）及び周知を行うことを検討する。

※「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報等の情報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリケーション。このアプリを観光・宿泊施設運営者や在住外国人・近隣住民が自らの端末にダウンロードし、市がアプリを通じて外国人旅行者に必要な情報を提供することが可能となる。

第４　福祉避難所の指定

１．福祉避難所の早期指定

市は、福祉避難所の確保にあたっては、県の支援も得つつ早期の指定に努める。

また、福祉避難所について指定した場合には、福祉避難所の役割や活用促進について市民への周知徹底に努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難についても実施を図るものとする。

なお、指定にあたっては、指定避難所の指定で定める目安に準ずることとする。また、当該目安を満たす場合は、「指定福祉避難所」とし、それ以外のものを「協定福祉避難所」とする。

(1)指定福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることが想定されるものであり、指定避難所の指定の目安を満たす施設

(2)協定福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることが想定されるものであり、協定を締結するなどして発災時に避難所として開設できる施設

２．災害時における市並びに社会福祉法人間の相互支援

市は、八代市社会福祉・介護施設連合会と締結している災害時における福祉避難所の開設に係る協定書に基づき、今後も災害時に適切な対応を図るべく協力体制の推進を図る。

※福祉避難所開設施設一覧……【資料編Ｐ113】

第５　災害派遣福祉チームの派遣受入体制の整備

市は、熊本県災害派遣福祉チームの市域での災害時の活動のあり方について、福祉関係部署と福祉施設管理者、福祉関係団体等と協議し、その派遣受入体制の整備に努める。

第６　要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の促進

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施及びその計画と訓練の実施結果を市へ報告することが義務化されたことから、市は、対象となる各施設管理者等に対して関係法令等の周知を行うとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた取組みを支援するものとする。また、計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとし、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

※水害時における浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧……【資料編Ｐ114】
※土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧……【資料編Ｐ127】

第 13 節　災害時業務継続計画（ＢＣＰ）

関係部署・機関
・関係各対策部

施　策	関係課等
第１　業務継続計画の概要	関係各課、危機管理課
第２　業務継続計画策定の目的	関係各課、危機管理課
第３　業務継続計画の効果	関係各課、危機管理課
第４　地域防災計画と業務継続計画との関係	関係各課、危機管理課
第５　業務継続の基本方針	関係各課、危機管理課

第１　業務継続計画の概要

１．業務継続計画（ＢＣＰ）

業務継続計画(ＢＣＰ：Business Continuity Plan)とは、熊本地震の経験を踏まえ、災害時に行政自らも被災し、職員や庁舎、資機材、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(以下、「非常時優先業務」という。)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

２．非常時優先業務

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことである。具体的には、応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、または非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で業務を実施する。なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務(注：通常業務に含まれる。)が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務を整理することが必要である。

３．計画の発動と解除

（１）発動要件

業務継続計画（BCP）を発動する要件については、災害対策本部が設置された場合とする。

（２）発動権限者

業務継続計画(BCP)の発動の判断は、本部長（市長）が行う。

本部長の判断を仰ぐことができない場合は、本部長職務の代行順位によりその職務を代行する発動権限者とする。

（３）計画の解除

本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、業務継続計画（BCP）の適用を解除する。

第２　業務継続計画策定の目的

八代市域において大規模な地震・津波災害や風水害等(以下、「大規模災害」という。)が発生した際、まず、人命救助・救急をはじめとする初動対応に人や物資等の資源を集中的に投入し、市民の生命・身体及び財産の保護に注力しなければならない。その後、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。

しかしながら、大規模災害の発生時においては、本市自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、大規模災害の発生時において実施すべき業務(1 ケ月以内に実施すべきと判断した業務)を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時間を定めるとともに、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ定め、①発災直後の業務レベル向上や②業務の立ち上げ時間の短縮を図ることにより、発災直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、八代市災害時業務継続計画(BCP)を策定している。

第３　業務継続計画の効果

大規模災害が発生した場合には、被害状況の確認など発災直後から非常に短時間で膨大な応急対策業務が発生するため、急激に増加する業務量を迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。このような場合に備え、業務継続計画（BCP）をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。また、具体的には以下の効果が期待される。

○「行政も被災する深刻な事態」を考慮した、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確化
○　非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化・確保による、業務の早期実施
○　被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など、安全衛生面の配慮の向上

第４　本計画と災害時業務継続計画の関係

本計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など、災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画（BCP）は、本計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、本計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。

本計画と業務継続計画の関係

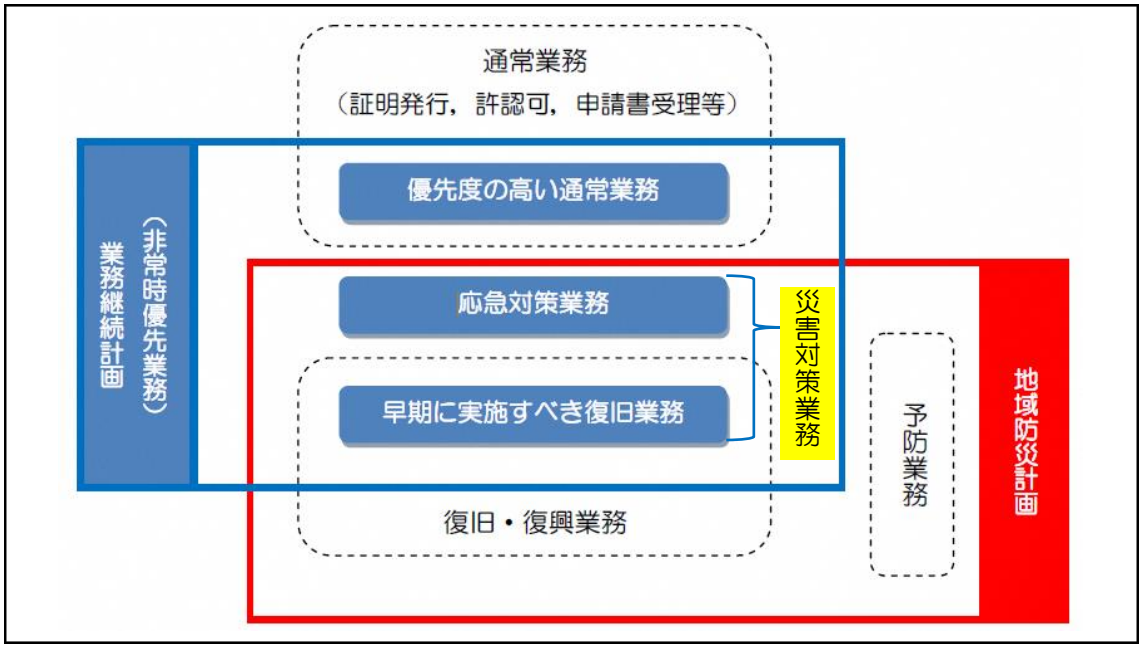

第５　業務継続の基本方針

大規模災害発生時に、市としての責務を全職員が理解・共有し、目的達成のために、以下に示す３つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとする。

1. 大規模災害が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

平成 28 年熊本地震や令和２年７月豪雨の経験から、災害の発生は予測できず、被害は市内のどこでも生じ、大規模災害が発生した場合、ライフラインや重要な社会インフラ設備が甚大な被害を受け、市の庁舎や設備の被害、職員自身やその家族が被災することも考えられ、業務を行う施設や、資機材、人員が不足し、発災直後は市の業務レベルが著しく低下する事態が想定される。

しかし、日常的に提供している行政サービスには、市民の生命、身体及び財産を守るために中断が許されないものや、市民生活に密着した業務として、いかなる事態にあっても一定の水準を維持しなければならないものがあり、これらの業務は応急・復旧対策業務を行いながらも同時に継続することが求められ、限られた資源を最大限に活用できるよう、非常時優先業務と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

第 14 節　受援体制の整備

関係部署・機関

・関係各対策部

基本方針

○　大規模災害が発生した場合、行政機関や民間企業等の外部からの各種支援を最大限に活用し、迅速・的確な災害応急対策や被災者支援等を行うため、関係各部は、組織機構再編や人事異動などの経年変化に応じて、適時、受援体制の見直しを図り、常に最新の状況に維持していくものとする。

施　策	関係課等
第１　総則	関係各課
第２　支援の受入体制	関係各課

第１　総則

１．目的

大規模な災害が発生した場合、市は、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する状況にあっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の行政機関や民間企業、ボランティアなどの支援を受けながら、迅速かつ的確に膨大な業務を処理しなければならない。しかしながら、東日本大震災や熊本地震など過去に発生した大規模災害時においては、広域的な応援・受援に対する具体的な運用方法や役割分担が確立しておらず、被災地方公共団体の受入体制が十分に整備されていなかったため、支援を有効に活用できない事態も発生した。

このことから、本市は大規模災害が発生した場合、行政機関や民間企業等の外部からの各種支援を最大限に活用し、迅速・的確な災害応急対策や被災者支援等を行うため、支援の受入体制等を本計画にて規定することとした。

２．地域防災計画、ＢＣＰ、受援マニュアルとの関係

防災対策における基本計画である本計画では、大規模災害における応急対策をより迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等との広域応援体制を定めている。

また、大規模災害発生時に本市の機能低下を最小限にとどめ、発災直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的として八代市災害時業務継続計画（以下、「ＢＣＰ」という。）を策定している。

以上のことから、行政機関や民間企業等からの人的、物的支援を円滑に受け入れるための受援体制・方針等は本計画にて定め、具体的な手続き等については八代市受援マニュアルにて定める。（以下、「受援マニュアル」という。）

また、本内容は熊本県の作成する「熊本県業務継続及び受援・応援計画」やその他関係機関の作成するガイドライン等に準拠し、適宜見直しを図る。

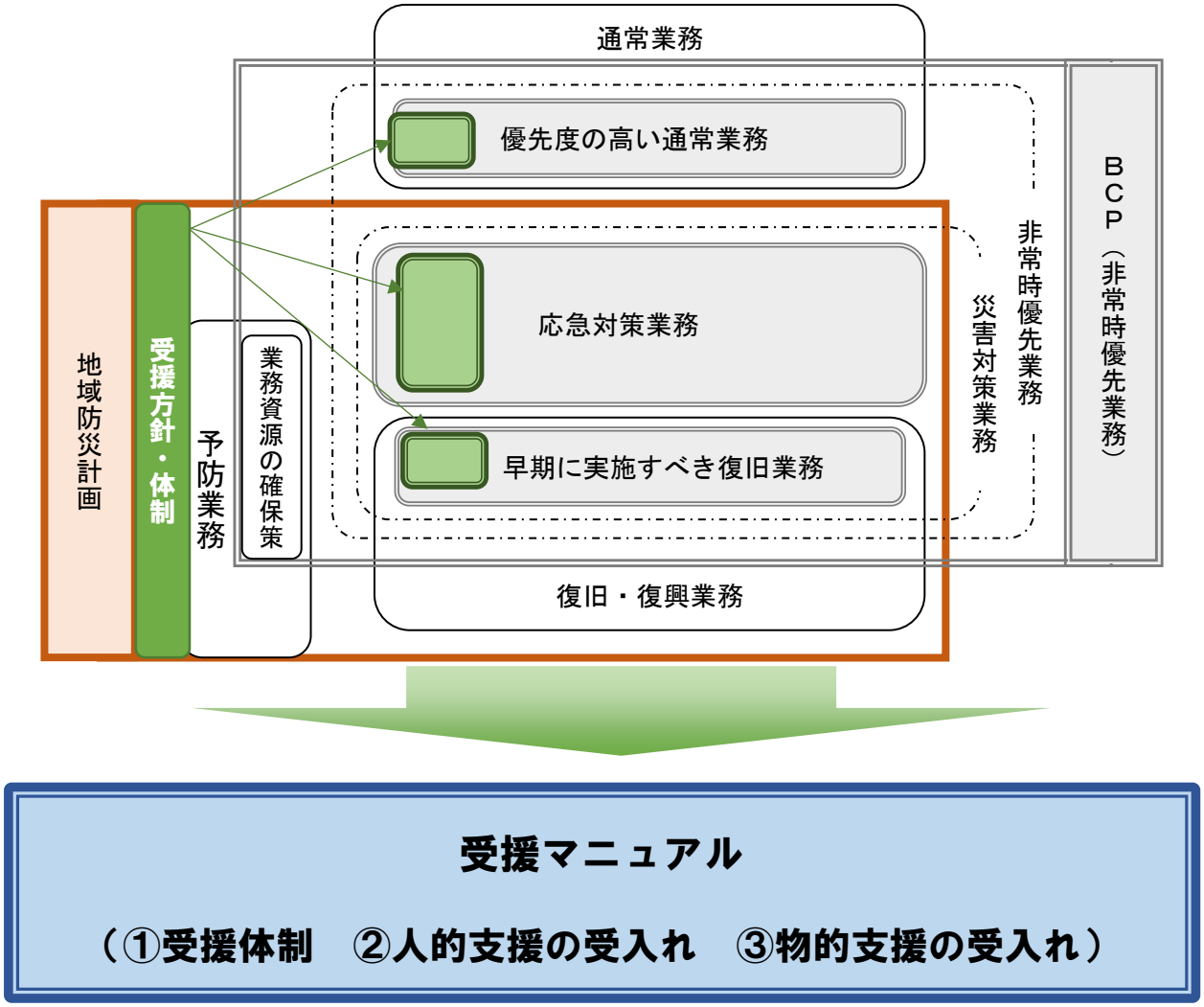

図１　地域防災計画、BCP、受援マニュアルとの関係

① 地域防災計画は、予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務及び各業務における体制及び受援に関する方針等を定める。

② ＢＣＰは、非常時優先業務を定める。（＝応急対策業務＋優先度の高い通常業務＋早期に実施すべき復旧業務）

③ 受援マニュアルは、ＢＣＰに基づく受援対象業務について、人的支援の受入れ、物的支援（業務資源）の受入れについて具体的に定めておくべき事項（受援体制、関係連絡先、協定運用担当課、業務別受援マニュアルなど）について定める。

※受援に際し必要な事項については各課かい等にて整理しておくものとする。

３．受援体制の発動と解除

（１）発動要件

本内容の発動は、大規模な災害が発生してＢＣＰが発動された場合とする。

（２）発動権限者

ＢＣＰに準ずる。

（３）解除要件

本内容の適用を解除する時期は、ＢＣＰの適用を解除した時期とする。

４．費用負担

支援を申し出る行政機関等（以下、「応援団体」という。）が支援に要した費用は、法令又はその内容が協定等に基づく場合は、それぞれに基づく方法によるものとし、協定等に基づかない場合は、それぞれの応援団体と本市との協議により決定するものとする。

第２　支援の受入体制

１．基本的な考え方

応援団体からの支援の受入は、総合調整を災害対策本部事務室受援班（以下、「受援班」という。）が担うものとし、支援要請、応援職員の受入等の細部を災害対策本部の各対策部の各班に配置する受援担当（以下、「受援担当」という。）が行うものとする

２．受援体制

（１）受援班

①受援に関する庁内外の総合調整を行う「受援班」を災害対策本部に必要に応じて設置する。（第１章第３節に基づく）

②受援班の構成・役割

<table>
<tr><th>構成</th><th>役割</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>班長</td><td rowspan="3">○　受援に関する全体の状況把握・とりまとめ
○　受援に関する全体の管理
○　外部との調整（県、協定締結団体等）
○　庁内調整（ニーズ把握等）
○　受援に係る調整会議の開催</td><td>防災班</td></tr>
<tr><td>人的資源担当</td><td rowspan="2">人事・総合支援班</td></tr>
<tr><td>業務資源担当</td><td>財政班</td></tr>
</table>

表１　受援班の組織体制

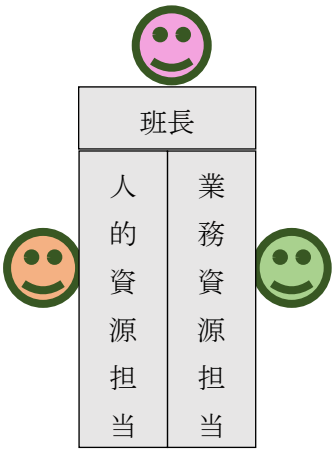

【班長】
受援に関する内容の統括・調整

【人的資源担当】
人的支援状況の把握・調整

【業務資源担当】
市役所としての機能維持に必要な資機材の調達。各対策部の災害応急対策等業務に必要な資機材の調達等状況の把握・調整

図２　受援班の組織体制

（２）受援担当

①災害対策本部の各対策部各班に、受援業務を担当する受援担当を設置する。

②受援担当の役割

構成	役割
各班 受援担当	○　各班の受援に関する状況把握・とりまとめ ○　受援に関する部内調整 ○　受援班との調整 ○　受援に係る調整会議への参加

表１　各班受援担当の構成・役割

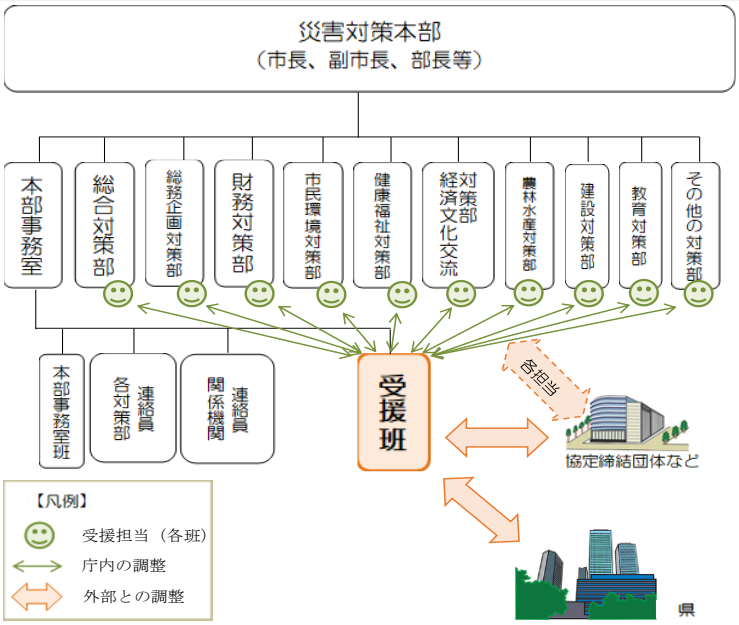

図３　受援体制

第３編　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制

関係部署・機関

・総務企画対策部、関係各対策部

施　策	関係課等
第１　初期体制	危機管理課、各支所、関係各課
第２　注意体制	危機管理課、各支所、関係各課
第３　警戒体制	危機管理課、各支所、関係各課
第４　災害警戒本部	危機管理課、各支所、関係各課
第５　職員の動員・配備	危機管理課、各支所、関係各課
第６　災害対策本部	危機管理課、各対策部
第７　関係機関への通知	危機管理課、各支所、関係各課

基本方針

○　災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、「応急活動体制」の迅速な立ち上げが行えるよう、「災害対策本部」の開設に関する手順、「職員の動員・配備」のための手順を定める。

第１　初期体制

１．設置基準

危機管理課長は、次の場合に初期体制をとる。

○　気象注意報等が発表され、警報に移行するおそれがある場合

※本庁及び支所の防災担当者は、相互に連絡を取りながら、気象情報等を収集し、本庁は危機管理課長、支所は地域振興課長へ状況報告を行う。

２．解散基準

本庁は危機管理課長、支所は地域振興課長へ防災担当者が状況報告を行い、以下の場合には初期体制を解散する。

- ○　注意体制が設置されたとき。
- ○　気象注意報等が解除されたとき。
- ○　警報へ移行するおそれがなくなり、情報連絡等を必要としなくなったとき。

第２　注意体制

１．設置基準

危機管理課長は、次の場合に注意体制をとる。

- ○　気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合。
- ○　津波注意報が発表された場合。

２．解散基準

危機管理課長は、次の場合に注意体制を解散する。

- ○　警戒体制がとられたとき。
- ○　気象警報が解除されたとき。
- ○　津波注意報が解除されたとき。
- ○　災害のおそれがなくなり、情報連絡等を必要としなくなったとき。

３．夜間・休日等の参集体制

テレビ、ラジオ及び職員参集メール等によって、八代市が属する地域に気象警報が発令されたことを注意体制に従事する職員が覚知したときには、自主的に参集するものとし、参集した職員は危機管理課に連絡するものとする。

なお、参集していない部署がある場合には、危機管理課から部署の長に対して電話またはメールシステム等で連絡するものとする。

第３　警戒体制

１．設置基準

総務企画部長は、次の場合に警戒体制をとる。

一般災害	○　台風等が九州または熊本県に接近し、八代地方が暴風域に入るおそれがある場合。 ○　大雨等により災害が発生し、または発生するおそれがある場合。
地震津波	○　震度４の地震が発生した場合。 ○　長周期地震動階級３が発表された場合。 ○　津波警報が発表された場合。 ○　その他、情報収集が必要な災害が発生した場合。

総務企画部長から警戒体制への移行が指示された場合、危機管理課から警戒体制参集職員に参集メール等で連絡する。

勤務時間外においては、人事課職員が関係課の参集状況を確認し、未参集の部署には再度連絡する。

ただし、支所（避難所班を含む）においては、地域振興課で参集状況を確認し、未参集者へは再度連絡し、人事課へ報告する。

２．解散基準

総務企画部長は、次の場合に警戒体制を解散する。

また、支所にあっては、危機管理課から連絡する。

○　災害対策本部及び現地災害対策本部が設置されたとき
○　災害のおそれがなくなり、情報連絡等が必要でなくなったとき

３．災害情報室の設置

警戒体制をとった場合には、総務企画部長の指示により、「災害情報室」を設置する。

災害情報室の設置場所は、原則として市役所に設置する。

災害情報室長は危機管理監とし、副室長は危機管理課長とする。

なお、災害情報室は、注意体制時においても総務企画部長が必要と認めるときは設置できるものとする。

室員は、主に次のような事務を行うものとする。

○　災害処理票・筆記具の用意

○　市民からの被害情報受け付け、災害処理票への記載
（通報者の住所・氏名・電話番号・被害の状況・住宅地図頁）
（死傷者、道路浸水、床上・床下浸水、傾斜地崩壊、公共機関の寸断等）
○　各支所及び避難所班からの情報収集（人的被害、公共施設等被害）

第４　災害警戒本部

１．設置基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部（以下、「警戒本部」という）を設置する。

○　気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害が発生するおそれがあり、総合的な警戒を必要とするとき。
○　その他災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めたとき。

勤務時間外において、警戒本部を設置した場合は、各対策部長が所属班の参集状況を確認し、人事課へ報告する。

２．警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、原則として市役所に設置する。
また、本庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能維持ができない場合は、次の代替施設とする。

○　千丁支所
○　鏡支所
○　熊本県県南広域本部八代地域振興局

３．解散基準

副市長は、次の基準に達した場合に警戒本部を廃止する。

○　災害対策本部が設置されたとき。
○　市内において災害が発生するおそれがなくなったとき。
○　その他副市長が適当と認めたとき。

第５　職員の動員・配備

１．配備体制の時期及び内容

災害に対処するため本部長（市長）は、災害の状況により、次に示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。なお、災害状況に応じて、職員数を増減できるものとする。

(1) 一般災害

災害対策本部設置前後における職員参集基準

<table>
<tr><th>情報</th><th colspan="2">区　分</th><th>配備時期及び連絡体制</th><th>配備対象課（部署）名</th><th>職員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">各注意報</td><td colspan="2" rowspan="2">初期体制</td><td rowspan="2">気象注意報が発表され、警報に移行するおそれがある場合に、危機管理課と各支所地域振興課と連携をとる。</td><td>危機管理課</td><td>１名以上</td></tr>
<tr><td>各支所</td><td>各１名以上</td></tr>
<tr><td rowspan="12">各警報</td><td rowspan="6">警戒配備体制〈災害対策本部設置前〉</td><td rowspan="6">注意体制</td><td rowspan="6">気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合
※関係職員は、参集メール等で警報発令を確認し、待機場所に参集する。</td><td>危機管理課</td><td>２名以上</td></tr>
<tr><td>土木課</td><td>３名</td></tr>
<tr><td>下水道建設課</td><td>３名</td></tr>
<tr><td>農地整備課</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>各支所</td><td>各２名以上</td></tr>
<tr><td>避難所班
（避難所を開いた場合）</td><td>２名以上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">警戒体制〈災害情報室設置〉</td><td rowspan="6">○　台風が九州に接近し、八代地方が暴風域に入るおそれがある場合
○　大雨等により災害が発生し、または発生するおそれがある場合
○　その他、情報収集が必要な災害が発生した場合
※総務企画部長から警戒体制への移行が指示された場合、危機管理課から関係課に参集メール等で連絡する。</td><td>危機管理課</td><td>６名以上</td></tr>
<tr><td>土木課</td><td>６名</td></tr>
<tr><td>下水道建設課</td><td>７名</td></tr>
<tr><td>農地整備課</td><td>３名</td></tr>
<tr><td>秘書広報課</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>人事課</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>財産経営課（財産管理）</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>建設政策課</td><td>１名</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>情報</th><th colspan="2">区　分</th><th>配備時期及び連絡体制</th><th>配備対象課（部署）名</th><th>職員数</th></tr>
<tr><td rowspan="5">各警報</td><td rowspan="5">警戒配備体制〈災害対策本部設置前〉</td><td rowspan="4">警戒体制〈災害情報室設置〉</td><td rowspan="4">※また、勤務時間外においては、人事課職員が関係課の参集状況を確認し、未参集の部署には再度連絡する。
※ただし、支所においては地域振興課で参集状況を確認し、未参集者へは再度連絡する。</td><td>環境施設課、循環社会推進課、農業振興課、農林水産政策課、水産林務課、住宅課、営繕課、都市整備課、教育政策課、教育施設課、水道局</td><td>各課から
２名以上</td></tr>
<tr><td>【災害情報室】
危機管理課
企画政策課
文書統計課
デジタル推進課</td><td>各１名
（計４名）</td></tr>
<tr><td>各支所</td><td>各４名以上</td></tr>
<tr><td>避難所班
（避難所を開いた場合）</td><td>２名以上</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制〈災害情報室設置〉</td><td>気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害が発生するおそれがあり、総合的な警戒を必要とするとき。</td><td colspan="2">本部長：副市長
本部員：各部長、議会事務局長、
政策審議監、危機管理監

その他職員については警戒体制と同じ</td></tr>
</table>

情報	区　分		配備時期及び連絡体制	配備対象課（部署）名	職員数
各警報	非常配備体制（災害対策本部設置後）	第１配備	風水害による災害が局地的に発生した場合	各課（各支所を含む）における災害時の被害状況調査や初期活動において必要な人員を配置する。	各課から３名以上（課長含む）
				本部事務室	担当職員
				避難所班	２名以上
		第２配備	上記第１配備の場合で、被害が市全域に拡大するおそれがあるとき	第１配備によりがたく、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とする。	課員の 2/3 以上
		第３配備	風水害の災害が市全域にわたり発生し、被害が甚大な場合	大規模災害に対して、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	全職員

参集場所は原則として勤務場所とするが、現実的に不可能な場合には本庁または最寄りの支所等とする。

(2) 地震・津波

災害対策本部設置前後における職員参集基準
（災害の度合いによって増減することができる）

情報	区　分		配備時期及び連絡体制	配備対象課（部署）名	職員数
津波注意報	警戒配備体制〈災害対策本部設置前〉	注意体制	津波注意報が発表された場合	危機管理課	２名以上
				土木課	３名
				農地整備課	３名
				水産林務課	２名
				各支所	各２名以上
				避難所班（避難所を開いた場合）	２名以上

<table>
<tr><th>情報</th><th colspan="2">区　分</th><th>配備時期及び連絡体制</th><th>配備対象課（部署）名</th><th>職員数</th></tr>
<tr><td rowspan="14">震度４　または　津波警報</td><td rowspan="14">警戒配備体制〈災害対策本部設置前〉</td><td rowspan="14">警戒体制〈災害情報室設置〉</td><td rowspan="14">○　震度4の地震が発生した場合

○　長周期地震動階級３が発表された場合

○　津波警報が発表された場合

○　その他、情報収集が必要な災害が発生した場合

※総務企画部長から警戒体制への移行が指示された場合、危機管理課から関係課に参集メール等で連絡する。
※また、勤務時間外においては、人事課職員が関係課の参集状況を確認し、未参集の部署には再度連絡する。
※ただし、支所においては地域振興課で参集状況を確認し、未参集者へは再度連絡する。</td><td>危機管理課</td><td>全　員</td></tr>
<tr><td>土木課</td><td>６名</td></tr>
<tr><td>下水道建設課</td><td>３名</td></tr>
<tr><td>農地整備課</td><td>４名</td></tr>
<tr><td>秘書広報課</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>人事課</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>財産経営課（財産管理）</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>建設政策課</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>水産林務課</td><td>２名</td></tr>
<tr><td>環境施設課、循環社会推進課、農業振興課、農林水産政策課、住宅課、営繕課、都市整備課、教育政策課、教育施設課、水道局
建築指導課（地震のみ）</td><td>各課から
２名以上</td></tr>
<tr><td>【災害情報室】
危機管理課
企画政策課
文書統計課
デジタル推進課</td><td>各１名
（計４名）</td></tr>
<tr><td>各支所</td><td>各４名以上</td></tr>
<tr><td>避難所班
（避難所を開いた場合）</td><td>２名以上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>情報</th><th colspan="2">区　分</th><th>配備時期及び連絡体制</th><th>配備対象課（部署）名</th><th>職員数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">震度５弱</td><td rowspan="6">非常配備体制（災害対策本部設置後）</td><td rowspan="3">第１配備</td><td rowspan="3">○　地震・津波等による災害が局地的に発生した場合
○　震度５弱の地震が発生した場合</td><td>各課（各支所を含む）における災害時の被害状況調査や初期活動において必要な人員を配置する。</td><td>各課から３名以上（課長含む）</td></tr>
<tr><td>本部事務室</td><td>担当職員</td></tr>
<tr><td>避難所班</td><td>２名以上</td></tr>
<tr><td>震度５強</td><td>第２配備</td><td>○　上記第１配備の場合で、被害が市全域に拡大するおそれがあるとき
○　震度５強の地震が発生した場合</td><td>第1配備によりがたく、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とする。</td><td>課員の2/3以上</td></tr>
<tr><td>震度６弱以上</td><td>第３配備</td><td>○　地震・津波等の災害が市全域にわたり発生し、被害が甚大な場合
○　震度６弱以上の地震が発生した場合
○　長周期地震動階級４が発表された場合</td><td>大規模災害に対して、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。</td><td>全職員</td></tr>
</table>

参集場所は原則として勤務場所とするが、現実的に不可能な場合には本庁または最寄りの支所等とする。

２．長期化への対応

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、所属長や現場責任者等の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

３．職員の安全確認・健康管理等

大規模災害の発生後に速やかに災害対策本部体制を確立するため、呼集メールシステムによる安否確認を行い、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施するものとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

第６　災害対策本部

１．設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下、「本部」という）を設置する。

一般災害	○　気象業務法に基づく特別警報が発令されたとき、又は同法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され局地的な災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。 ○　災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ○　その他の災害が発生、または災害が発生するおそれのある場合において、市長が必要と認めたとき。
地震津波	○　気象業務法に基づく特別警報が発令されたとき、又は同法に基づく津波等の警報が発表され局地的な災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。 ○　震度５弱以上の地震が発生したとき。 ○　災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ○　その他の災害が発生、または災害が発生するおそれのある場合において、市長が必要と認めたとき。 ○　長周期地震動階級４が発表された場合。

勤務時間外において、災害対策本部を設置した場合は、各対策部長が所属班の参集状況を確認し、人事課へ報告する。

また、市長は、各支所管内において局地的な災害が発生した場合、災害対策本部を設置したうえで、現地災害対策本部の設置を指示し、市長が指名した者を現地災害対策本部長とする。

現地災害対策本部長は、当該支所内に現地災害対策本部室を設け、災害対応の統括を行い、支所各課に被害状況の情報収集並びに応急災害対策を指示する。

２．本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所本庁舎に設置する。

また、本庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能維持ができない場合は、次の代替施設とする。

○　千丁支所
○　鏡支所
○　熊本県県南広域本部八代地域振興局

なお、現地災害対策本部の設置場所は原則として支所に設置する。また、支所及び周辺地域の被災等により、その機能維持ができない場合に備え、利用可能な代替施設をあらかじめ設定しておくものとする。

３．解散基準

市長は、次の基準に達した場合に本部を廃止する。

- ○　市内において災害が解消したとき。
- ○　災害応急対策が概ね完了したとき。
- ○　災害応急対策から復旧対策に移行したとき。
- ○　その他市長が適当と認めたとき。

一般災害時における市災害対策本部設置から解散までの流れ

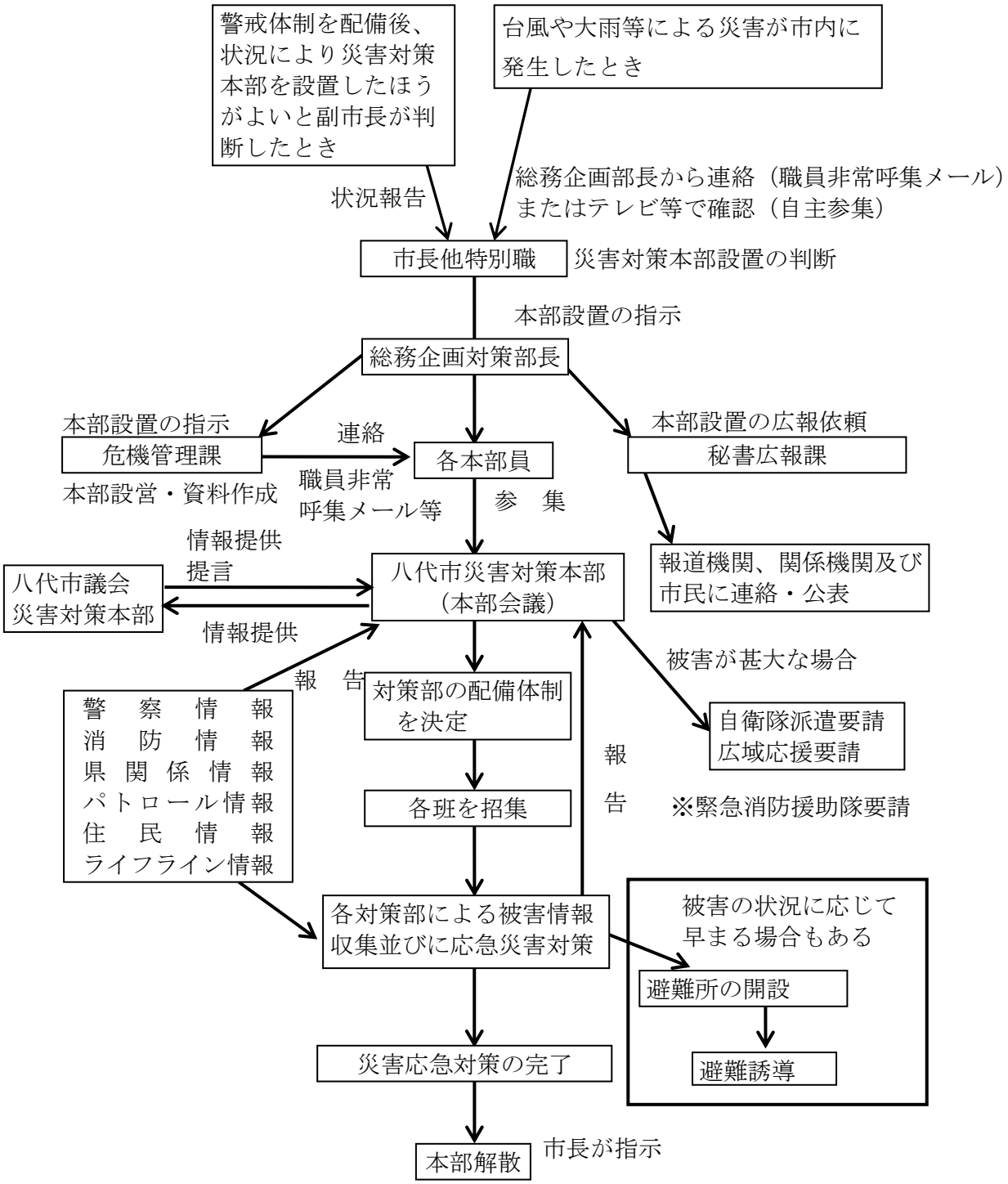

地震・津波災害時における市災害対策本部設置から解散までの流れ

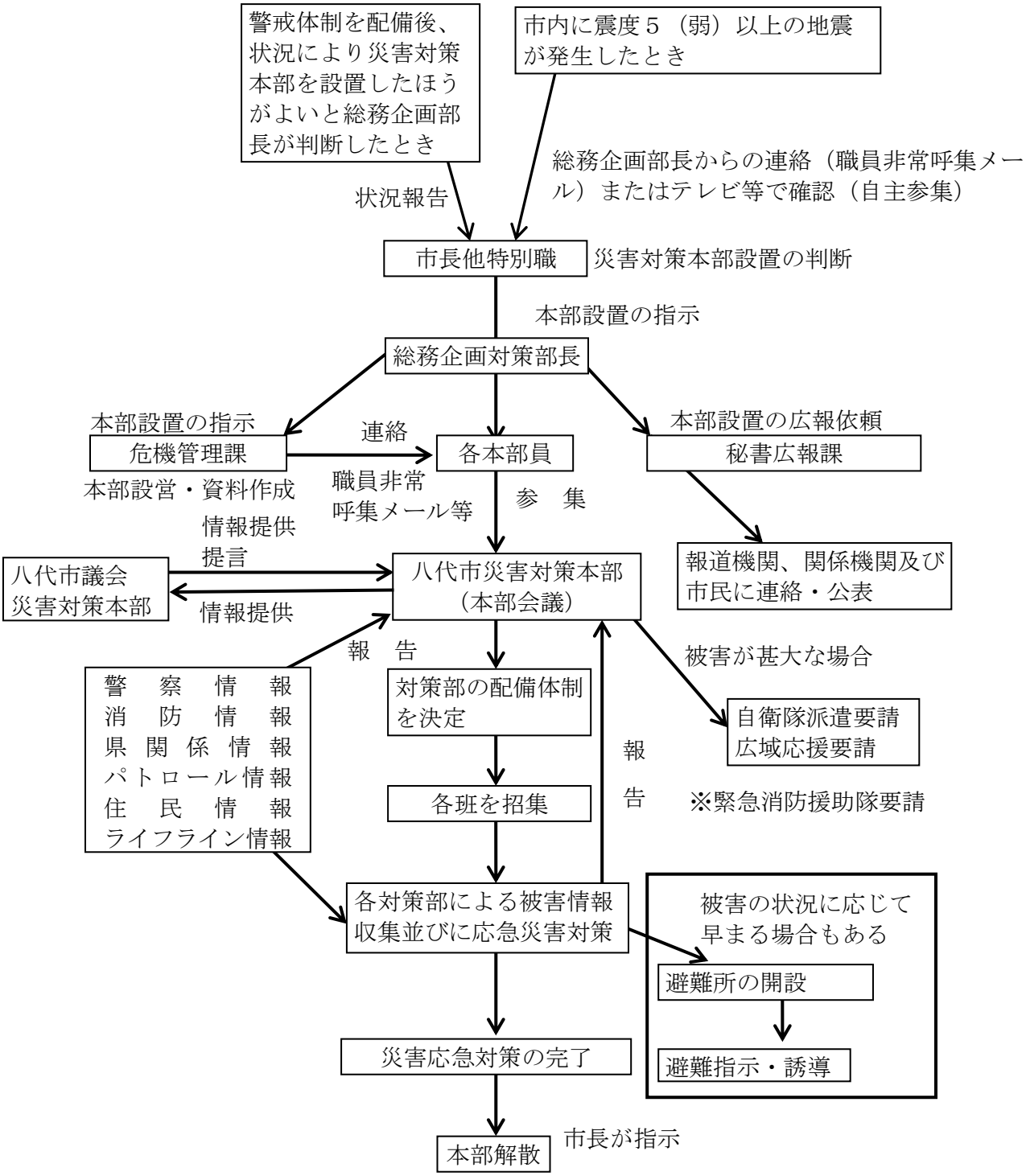

現地災害対策本部の設置から解散までの流れ

※支所管内で局地的な災害が発生した場合

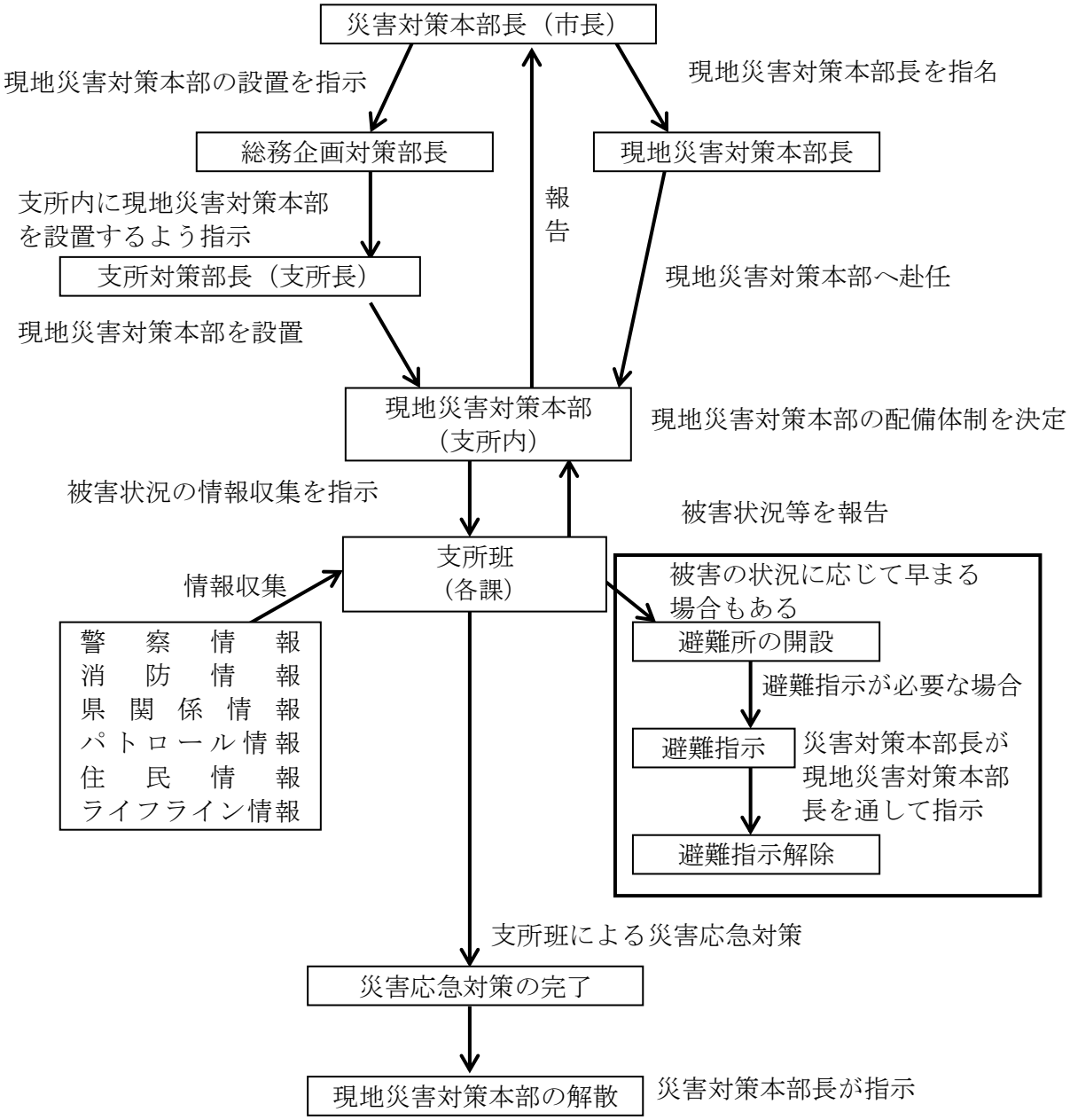

４．組織･運営等

本部の組織及び組織の運営は、八代市災害対策本部条例の定めるところに基づき、次のとおり行う。

(1) 組　織

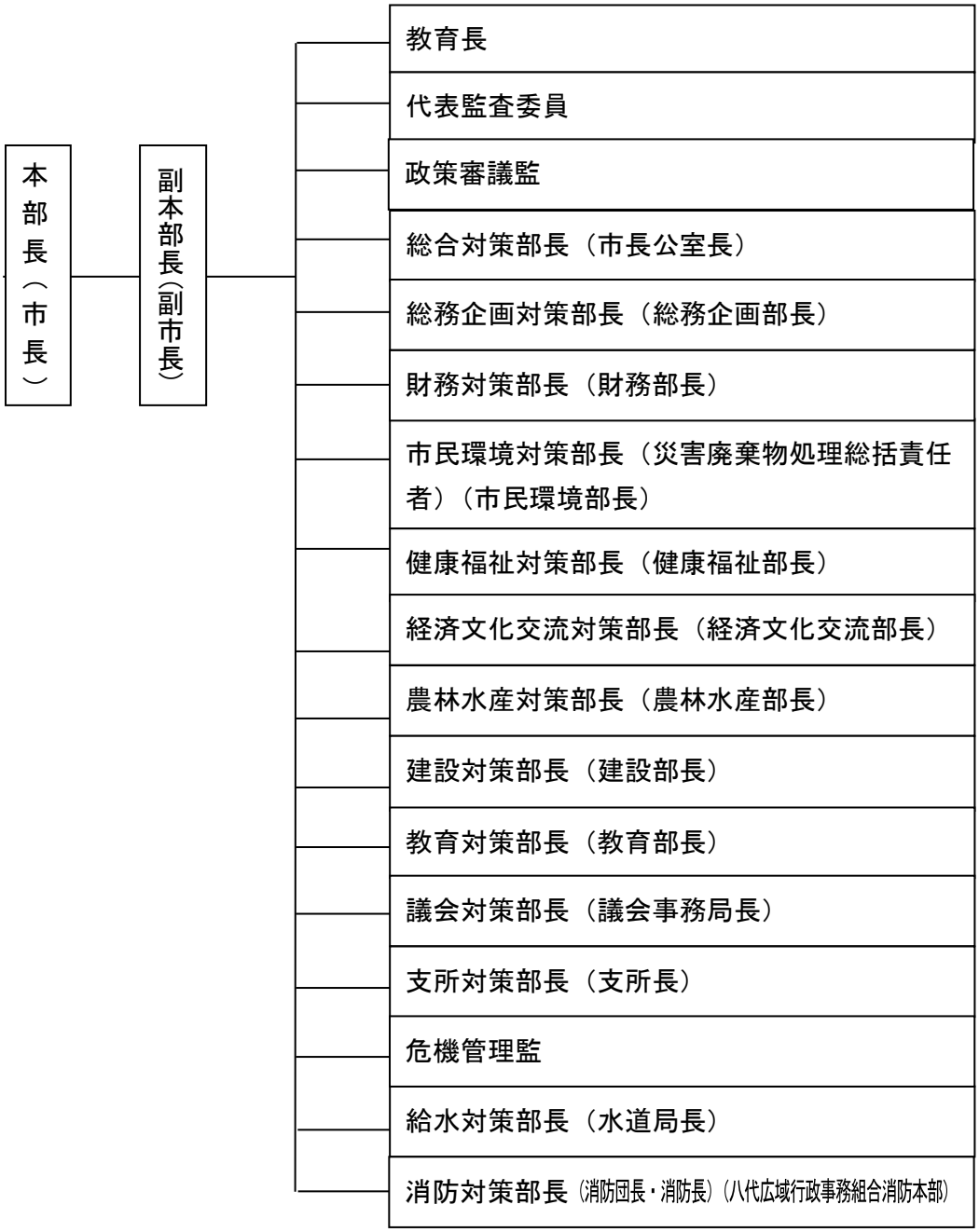

ア．組織の構成

災害対策本部の組織は、以下に示すとおり構成する。

<table>
<tr><th colspan="2">本部会議</th><th colspan="2">本部事務室</th></tr>
<tr><td>本部長</td><td>市　長</td><td rowspan="2">事務室長</td><td rowspan="2">危機管理監</td></tr>
<tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr>
<tr><td rowspan="3">本部員</td><td rowspan="3">教育長
代表監査委員
政策審議監
市長公室長
総務企画部長
財務部長
市民環境部長
（災害廃棄物処理統括責任者）
健康福祉部長
経済文化交流部長
農林水産部長
建設部長
教育部長
議会事務局長
支所長
危機管理監
水道局長
消防団長・消防長</td><td>事務室次長</td><td>危機管理課長、防災対策監</td></tr>
<tr><td>事務室班長</td><td>危機管理監が指名するもの</td></tr>
<tr><td>事務室班員</td><td>危機管理課職員
応援職員（各対策部）
関係機関連絡員</td></tr>
</table>

イ．組織の概要

①　部長、副本部長及び本部員の主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主　な　任　務
本部長	市　長	○　本部会議の議長となること。 ○　避難指示等の発令、警戒区域の設定を行うこと。 ○　市民向け報道及び緊急声明を発表すること。 ○　国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民･事業所･団体等への支援協力要請を行うこと。 ○　その他本部が行う応急･復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。 ○　本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること。

本部設置時の職名	平常時の職名	主　な　任　務
副本部長	副市長	○　本部長に事故のあるとき、本部長の職務を代理すること。 ○　情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと。 ○　本部長が適宜休養･睡眠をとれるよう、本部長の交代要員となること。
本部員	教育長 代表監査委員 政策審議監 各部長 議会事務局長 支所長 危機管理監 水道局長 消防団長 消防長	○　本部長及び副本部長を補佐すること。 ○　本部長、副本部長に事故のあるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。 ○　部長として担当部の職員を指揮監督すること。

②　本部事務室の班編成及び主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主　な　任　務
事務室長	危機管理監	○　本部事務室を指揮監督すること
事務室次長	危機管理課長 防災対策監	○　本部事務室長を補佐すること ○　本部事務室長に事故のあるとき、事務室長の職務を代理すること
事務室班長	危機管理監が指名するもの	○　各班を総括すること

本部設置時の職名	平常時の職名	主　な　任　務
本部事務室班	危機管理課職員 応援職員（各対策部） 関係機関連絡員	○　本部会議に関すること ○　災害応急対策の総合調整に関すること ○　各対策部所掌事務の調整及び伝達に関すること ○　避難指示に関すること ○　気象の予警報に関すること ○　防災関係機関等との連絡調整に関すること ○　被害状況の総括に関すること ○　被害状況等の報告及び公表に関すること ○　応援要請に関すること ○　自衛隊災害派遣要請の事務に関すること ○　防災情報機器の管理運営に関すること ○　本部の庶務に関すること
災害情報室 （情報収集班） （情報処理班）		○　被害情報等の収集・整理に関すること（情報配信システムの管理を含む） ○　本部事務室各班・各対策部等に対する情報提供並びに連絡・調整に関すること ○　災害対策図版の作成・管理に関すること
救出・救助班		○　被災者の救出救助等に関する関係機関等との調整に関すること ○　要救助者情報、救出状況の把握・整理に関すること ○　救助等に関するヘリ出動要請・調整に関すること ○　消火活動等に関する調整に関すること
避難対策班		○　避難所の開設・閉鎖等状況把握に関すること ○　各避難所の被害状況の把握・管理に関すること ○　各避難所の要望の取りまとめ・調整に関すること ○　避難住民の誘導に関する計画・調整に関すること ○　帰宅困難者対策に関すること
災害広報班		○　災害広報に関する各対策部等との連携・調整に関すること ○　報道機関との連携及び災害状況広報に関すること

受援班		○　受援に関する全体の状況把握・とりまとめに関すること ○　受援に関する全体の管理に関すること ○　外部との調整（県、協定締結団体等）に関すること ○　庁内調整（ニーズ把握等）に関すること ○　受援に係る調整会議の開催に関すること
安否確認対策班		○　安否確認情報の把握・管理に関すること ○　安否不明者及び行方不明者名簿等の作成に関すること ○　安否確認に対する問い合わせ対応に関すること

③　八代市災害対策本部　各対策部編成表

対策部名	対策部長名	所属班名	所属課かい名
総　合 対策部	市長公室長	秘書班	秘書広報課
		国際班	国際課
		人事・総合 支援班	人事課、総合支援担当
		広報班	秘書広報課、国際課
総務企画 対策部	総務企画部長	防災班	危機管理課
		企画・情報班	デジタル推進課、企画政策課、文書統計課、地域政策課
支所対策部	各支所長	支所班	地域振興課、産業建設課、 災害復旧課（※坂本支所のみ）
財　務 対策部	財務部長	財政班	財政課、財産経営課、契約検査課
		税務班	市民税課、資産税課、納税課
市民環境 対策部	市民環境部長 （災害廃棄物処理統括責任者）	市民相談班	市民活動政策課、市民課
		環境班	環境課、環境施設課
		廃棄物班	循環社会推進課、人権政策課、 監査委員事務局

対策部名	対策部長名	所属班名	所属課名
健康福祉対策部	健康福祉部長	健康管理班	健康推進課
		福祉医療支援班	健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、こども未来課、生活援護課、国保ねんきん課
経済文化交流対策部	経済文化交流部長	商工観光班	商工政策課、観光振興課、港湾・クルーズ振興課、文化振興課、スポーツ振興課
農林水産対策部	農林水産部長	農政班	農林水産政策課、農業振興課、フードバレー推進課、地籍調査課、農業委員会事務局
		農林水産施設班	農地整備課、水産林務課
建設対策部	建設部長	土木班	土木課
		住宅班	住宅課、復興整備課
		営繕班	営繕課
		建築指導班	建設政策課、建築指導課
		都市整備班	都市整備課、用地課
		下水道班	下水道総務課、下水道建設課
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育政策課、教育施設課
		学校教育班	学校教育課、教育サポートセンター、未来の学校づくり推進室
		生涯学習施設班	生涯学習課、博物館
議会対策部	議会事務局長	議会班	議会事務局
給水対策部	水道局長	給水班	水道局、会計課、選挙管理委員会事務局
消防対策部	消防団長 消防長	消防救出班	消防団 八代広域行政事務組合消防本部
		避難所班	避難所運営職員

(2) 本部の運営等

ア．本部会議

本部長（市長）は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、八代市災害対策本部会議（以下、「本部会議」という）を開催する。

① 報告事項

副本部長、本部員は、直ちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

② 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長（市長）、副本部長、または本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

本部会議の協議事項

○　本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
○　避難指示の発令、警戒区域の設定に関すること。
○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。
○　災害対策経費の処理に関すること。
○　災害救助法の適用要請に関すること。
○　激甚災害の指定に関すること。
○　市民向け、緊急声明の発表に関すること。
○　国･県等への要望及び陳情に関すること。
○　その他災害対策の重要事項に関すること。

イ．災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

危機管理課長は、本部が設置されたときは、本部運営に必要な資機材等の準備として、次の措置を講じる。

○　各種通信機器の設置
○　八代市災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
○　被害状況図板･黒板等の設置
○　住宅地図等その他地図類の確保
○　災害対応用臨時電話の確保
○　携帯ラジオ・テレビの確保
○　防災関係機関、協力団体等の名簿類の確保
○　災害処理票その他の書式類の確保
○　ハンドマイク・懐中電灯・その他必要資機材の確保
○　コピー機等の複写装置の確保

ウ．本部及び現地本部の標識等

本部事務室班長は、本部及び現地本部が設置されたとき、市庁舎正面玄関に「八代市災害対策本部」及び支所正面玄関に「八代市現地災害対策本部」の標識を掲げるとともに本部会議室、避難所、救護所等の設置場所一覧を明示するなどして市民の問い合わせに便宜を図るものとする。

災害対策本部の組織分掌

部名	班　名	分　掌　事　務
総合対策部	秘　書　班 （秘書広報課）	○　本部長及び副本部長の災害視察に関すること。 ○　本部長等に係る災害調査団に関すること。 ○　本部長等に係る災害見舞者の応接に関すること。 ○　避難所運営に関すること。 ○　市長及び副市長の安否確認に関すること。
	国　際　班 （国際課）	○　外国語の通訳及び外国人への情報提供に関すること。 ○　外国人の対応に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
	人事・総合支援班 （人事課） （総合支援担当）	○　職員の参集状況の取りまとめに関すること。 ○　職員の他班への応援の取りまとめに関すること。 ○　国及び県等に対する職員の派遣要請及びあっせん依頼に関すること。 ○　職員の水防手当の取りまとめ及び支給に関すること。 ○　特に本部長の指示する事項に関すること ○　国・県・議員（市町村議員除く）の災害視察の調整に関すること ○　避難所運営に関すること。
	広　報　班 （秘書広報課） （国際課）	○　災害の広報（避難情報などの緊急情報を除く）に関すること。 ○　災害写真に関すること。 ○　報道機関との連絡及び災害状況広報に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
総務企画対策部	防　災　班 （危機管理課）	○　災害対策本部会議に関すること。 ○　各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 ○　自衛隊派遣要請に関すること。 ○　消防広域応援に関すること。 ○　警察官派遣要請に関すること。 ○　被害状況の収集、集計、報告に関すること。 ○　被害調査の作成及び県、中央機関への要望並びに報告に関すること。 ○　災害日誌及び災害記録に関すること。 ○　避難所及び避難場所の総括に関すること。 ○　避難情報の発令に関すること。 ○　防災行政情報通信システムの運用に関すること。 ○　臨時ヘリポートの開設に関すること。 ○　遺体の収容及び安置に関すること。 ○　自主防災組織との連絡調整に関すること。 ○　本部長の指示する事項に関すること。 ○　他部に属さない事項に関すること。
	企画・情報班 （デジタル推進課） （企画政策課） （文書統計課） （地域政策課）	○　情報システムの保全に関すること。 ○　ケーブルテレビの運用に関すること。 ○　支所との連絡調整、支援に関すること。 ○　被災者の緊急輸送に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
支所対策部	支所班 坂本支所 千丁支所 鏡支所 東陽支所 泉支所 （地域振興課） （産業建設課） （災害復旧課）	【各支所共通】 ○　災害救助法の適用にかかる一般被害調査及び情報収集に関すること。 なお、調査結果及び収集した情報は危機管理課へ報告する。 ○　地域住民の避難誘導に関すること。 ○　避難者の収容に関すること。 ○　支所管内の避難所の開設及び運営に関すること。 ○　災害相談窓口の開設及び運営に関すること。 ○　防災行政情報通信システムの運用に関すること。 ○　自主防災組織及び市政協力員との連絡調整に関すること。 ○　指定緊急避難場所等の開設及び運営に関すること。 ○　その他各対策部各班との連携に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
財務対策部	財　政　班 （財政課） （財産経営課） （契約検査課）	○　災害対策経費の取りまとめに関すること。 ○　災害経費の予算措置に関すること。 ○　庁内電話の確保並びに庁内管理に関すること。 ○　寄附金の受付、配分等に関すること。 ○　避難所運営に関すること。 ○　普通財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	税　務　班 （市民税課） （資産税課） （納税課）	○　被災者に対する市税の減免及び期限の延長等に関すること。 ○　罹災証明書の発行及びそれに伴う住家の被害認定調査に関すること。 ○　被災証明書の発行に関すること。 ○　非住家の被害認定調査及び被災判定証明書の発行に関すること。 ○　避難所運営に関すること（住家被害が大規模に発生した場合を除く）。
市民環境対策部	市民相談班 （市民活動政策課） （市民課）	○　災害相談窓口の開設及び運営に関すること。 ○　所管避難所（コミュニティセンター）の被害調査並びに情報収集に関すること。 ○　所管避難所の復旧に関すること。 ○　市政協力員との連絡調整に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
	環　境　班 （環境課） （環境施設課）	○　防疫（消毒活動）の実施に関すること。 ○　飲料水の検査及び飲用指導に関すること。 ○　火葬施設に係る被害調査及び情報収集に関すること。 ○　遺体の火葬に関すること。 ○　愛玩用家庭動物に関すること。 ○　し尿の処理（八代市災害廃棄物処理計画）に関すること。 ○　し尿処理施設に係る被害調査及び情報収集に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
市民環境対策部	廃棄物班 （循環社会推進課） （人権政策課） （監査委員事務局）	○　八代市災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理に関すること。 ○　がれきの処理に関すること。 ○　災害ごみの収集運搬に関すること。 ○　公費解体に関すること。 ○　清掃施設に係る被害調査及び情報収集に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
健康福祉対策部	健康管理班 （健康推進課）	○　災害時の避難所における健康管理に関すること。 ○　被災者の栄養指導に関すること。 ○　食品衛生に関すること。 ○　看護等を要する避難者のケアに関すること。 ○　保健支援部隊の編成並びに派遣に関すること。 ○　県、保健所等との連絡調整に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
	福祉医療支援班 （健康福祉政策課） （高齢者支援課） （介護保険課） （障がい者支援課） （こども未来課） （生活援護課） （国保ねんきん課）	○　高齢者福祉施設、障害者施設及び児童保育施設の被害調査に関すること。 ○　義援金品の受付、配分等に関すること。 ○　被災者生活再建支援制度に関すること。 ○　災害派遣等従事車両に関すること。 ○　医療救護活動に関すること。 ○　医薬品・医療器具及び衛生材料の調達並びに供給に関すること。 ○　救護所の設置及び運営に関すること。 ○　医療救護部隊の編成並びに派遣に関すること。 ○　八代市・郡市医師会、八代薬剤師会、八代歯科医師会との連絡調整に関すること。 ○　県、保健所等との連携調整に関すること。 ○　身元不明・引取人のない場合の納骨・遺留品に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
経済文化交流対策部	商工観光班 （商工政策課） （観光振興課） （港湾・クルーズ振興課） （文化振興課） （スポーツ振興課）	○　商工業に係る被害の調査及び収集に関すること。 ○　生活必需品の調達・受入れ及び輸送に関すること。 ○　燃料の調達及び輸送に関すること。 ○　観光施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　八代港の被害調査及び収集に関すること。 ○　社会体育施設等の被害調査並びに情報収集に関すること。 ○　社会体育団体等との連絡調整に関すること。 ○　社会体育施設等の復旧に関すること。 ○　文化財の被害調査及び文化財レスキュー等に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
農林水産対策本部	農　政　班 （農林水産政策課） （農業振興課） （フードバレー推進課） （地籍調査課） （農業委員会）	○　農畜産物に係る被害調査及び収集に関すること。 ○　被災農地の病害虫の防除に関すること。 ○　農畜産物に対する技術応急措置に関すること。 ○　被災農家に対する融資のあっせんに関すること。 ○　応急用食料の需要の把握、調達、受入れ及び供給に関すること。 ○　農地及び農業用施設に係る被害の調査及び収集に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
農林水産対策本部	農林水産施設班 （農地整備課） （水産林務課）	○　海岸堤防の保全に関すること。 ○　農地及び農業用施設に係る被害の調査及び収集に関すること ○　農地及び農業用施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　林道、林地、治山施設等の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　市有林の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　林業に係る被害調査及び情報収集に関すること。 ○　被災林家に対する融資のあっせんに関すること。 ○　漁港及びその他の水産関係施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　災害時使用舟艇（救命用のものを除く）の調達及び供給に関すること。 ○　水産業に係る被害調査及び情報収集に関すること。 ○　被災水産業者に対する融資のあっせんに関すること。 ○　避難所運営に関すること。
建設対策部	土　木　班 （土木課）	○　土木施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　日奈久港、鏡港の保全及び水防に関すること。 ○　海岸堤防、河川堤防の保全及び水防に関すること。 ○　土木関係に係る被害調査及び情報収集に関すること。 ○　道路、橋梁上の危険標識の設置及び通行止め並びに障害物の排除に関すること。 ○　土木建設用機械等の調達及び運用に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
建設対策本部	住宅班 （住宅課） （復興整備課）	○　応急仮設住宅の建設、入居者選考受付及び管理等に関すること。 ○　避難生活者の市営住宅等への入居等に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
	営繕班 （営繕課）	○　応急仮設住宅の建設に関すること。 ○　被災住宅の応急修理に関すること。 ○　市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
	建築指導班 （建築指導課） （建設政策課）	○　被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること。 ○　宅地への流入土砂・流木等の撤去に関すること。 ○　建築関係に係る被災調査及び情報収集に関すること。 ○　建築物の防災指導に関すること。 ○　避難所運営に関すること。（地震時を除く）
	都市整備班 （都市整備課） （用地課）	○　所管避難場所（公園）の開設及び運営に関すること。 ○　公園施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 ○　土地区画整理事業施行地区内における管理地の被害調査及び情報収集に関すること。 ○　同管理地における危険標識の設置、通行止め及び障害物の除去に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
建設対策本部	下水道班 （下水道総務課） （下水道建設課）	○　水処理センター、中央雨水ポンプ場及びその他のポンプ場の運転に関すること。 ○　下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○　農業集落排水施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○　市町村設置型浄化槽の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
教育対策部	教育総務班 （教育政策課） （教育施設課）	○　応急教育施設の確保に関すること。 ○　給食施設・供給体制等の被害状況の把握に関すること。 ○　市立学校施設等の被害調査及び情報収集に関すること。 ○　市立学校以外の学校教育施設（幼稚園を含む）における避難状況の確認に関すること。 ○　市立学校施設等の施設復旧に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
	学校教育班 （学校教育課） （教育サポートセンター） （未来の学校づくり推進室）	○　児童・生徒及び園児等の応急教育対策に関すること。 ○　教材・学用品の調達・支給に関すること。 ○　児童・生徒及び園児等の安全避難対策に関すること。 ○　児童・生徒及び園児等の保健衛生に関すること。 ○　避難所（学校教育施設に限る）の開設に関する要請及び学校への災害関連情報の連絡に関すること。 ○　避難所運営に関すること。

部名	班　名	分　掌　事　務
教育対策部	生涯学習施設班 （生涯学習課） （博物館）	○　社会教育施設等の被害調査並びに情報収集に関すること。 ○　社会教育団体等との連絡調整に関すること。 ○　社会教育施設等の復旧に関すること。 ○　所管避難所の開設及び運営に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
議会対策部	議　会　班 （議会事務局）	○　議会への被害状況報告に関すること。 ○　議会の災害視察に関すること。 ○　災害見舞者の応接に関すること。 ○　災害調査団に関すること。 ○　避難所運営に関すること。
給水対策部	給　水　班 （水道局） （会計課） （選挙管理委員会事務局）	○　災害時の飲料水の確保及び供給に関すること。 ○　給水設備の保全及び応急修理に関すること。 ○　災害地における送配水管の維持管理に関すること。 ○　被災地域における緊急給水活動に関すること。 ○　上水道施設の被害調査及び応急対策状況のとりまとめに関すること。 ○　避難所運営に関すること。
消防対策部	消防救出班 （消防団） （八代広域行政事務組合消防本部）	○　消防団員、消防吏員の動員及び配置に関すること。 ○　消防広域応援に関すること。 ○　救助に関すること。 ○　市民の被災状況の把握に関すること。 ○　避難指示の伝達及び誘導に関すること。 ○　初期消火活動及び救助活動、水防に関すること。
避難所班		○　地域住民の避難指示等による誘導に関すること。 ○　避難所の開設及び運営に関すること。 ○　避難者の収容に関すること。 ○　指定緊急避難場所等の開設及び運営に関すること。

第７　関係機関への通知

本部を設置または解散した場合、総務企画対策部長は、直ちに以下のとおり電話、その他適切な方法により通知する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・各機関の長	防災班	非常呼集メール・庁内放送・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市議会議長	議会班	タブレット端末・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市役所出先機関・消防団長	防災班	非常呼集メール・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市民、自主防災組織	広報班 防災班	防災行政情報通信システム・エフエムやつしろ放送・広報車・報道機関・ケーブルＴＶ・ホームページ・メール・SNS
熊本県知事	防災班	県防災行政無線・電話・その他迅速な方法
八代広域行政事務組合消防長	消防救出班	ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
八代警察署長	防災班	メール・県防災行政無線・電話・その他迅速な方法
八代海上保安署	防災班	メール・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
八代生活環境事務組合	防災班	メール・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市防災会議委員	防災班	メール・電話・その他迅速な方法
各支所長	防災班	非常呼集メール・電話・その他迅速な方法
報道機関	広報班	メール・電話・ファクシミリ・口頭または文書

第２節　災害救助法の適用

関係部署・機関

・総務企画対策部、健康福祉対策部、関係各対策部

施　策	関係課等
第１　災害救助法の適用基準	健康福祉政策課、危機管理課
第２　滅失（罹災）世帯の算定基準	資産税課、危機管理課
第３　災害救助法の適用手続き	健康福祉政策課、各対策部
第４　救助業務の実施者	関係各課

基本方針

○　災害が発生した場合、被害の規模により、災害救助法に基づく救助となるか否か決まる。災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は、速やかに県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。ここでは、災害救助法の適用基準等について触れ、詳細は資料編に掲げている。個々の具体的な救助内容については各節で記載している。

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項第１号～第４号の規定によるが、本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号の適用に至らない場合、同第４号の適用について県知事は厚生労働大臣と協議したうえ、救助の実施を決定することとなっている。

なお、第４号が適用されるのは、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合である。

災害救助法の適用基準（改正　平成 14 年１月 17 日）

該当条項	災害救助法適用基準	被害世帯数
第１項 第１号	八代市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	100 世帯以上
第１項 第２号	熊本県内の住家が滅失（罹災）した世帯数	1,500 世帯以上
	八代市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	50 世帯以上
第１項 第３号	熊本県内の住家が滅失（罹災）した世帯数	7,000 世帯以上
	八代市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	多　数
	災害が隔絶した地域で発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失（罹災）したものであること（県知事が厚生労働大臣と協議）。	
第１項 第４号	多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（県知事が厚生労働大臣と協議）。	

災害救助法施行令第１条第１項の第４号が適用される事例として、八代市で考えられるものは、次のようなものがあげられる。

- ○　交通事故により多数の者が死傷した場合
- ○　有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ○　群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ○　被災者が現に救助を要する状態にあるものである場合

第２　滅失（罹災）世帯の算定基準

１．滅失(罹災)世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

１世帯としての換算

被 害 程 度	世帯数	１世帯換算
全壊（全焼・流失）住家	１世帯	それぞれ住家滅失１世帯としての換算
半壊（半焼）住家	２世帯	
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態の住家	３世帯	

２．全壊等の認定

被害の認定は、資料編「被害の認定基準」によるが、住家被害については次に示す「住家被害程度の認定基準」のとおりである。

住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
全壊、全焼、流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失、流失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
半壊、大規模半壊、中規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のしずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを中規模半壊とする。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

被害の区分	認定の基準
準半壊に至らない（一部損壊）	上記に該当しないものであって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。（「床上浸水」という。）
※住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。 ※損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの。 ※主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

※被害の認定基準……【資料編Ｐ128】

第３　災害救助法の適用手続き

１．災害救助法の適用要請

本部長（市長）は災害に際し、八代市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。

２．適用要請の特例（災害救助法施行細則第４条）

本部長（市長）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。

３．被害報告及び報告様式

災害救助法に基づく「被害報告」等には、災害発生後の時間経過に伴い「速報」、「確定」等があり、その都度県知事に報告する。

４．災害救助法の適用手続き

災害救助法による適用手続きは次のとおりであるが、災害の状況が切迫しているときは、県知事による決定を待つことなく救助に着手し、その状況を県知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受けなければならない。

災害救助法の適用までの流れ

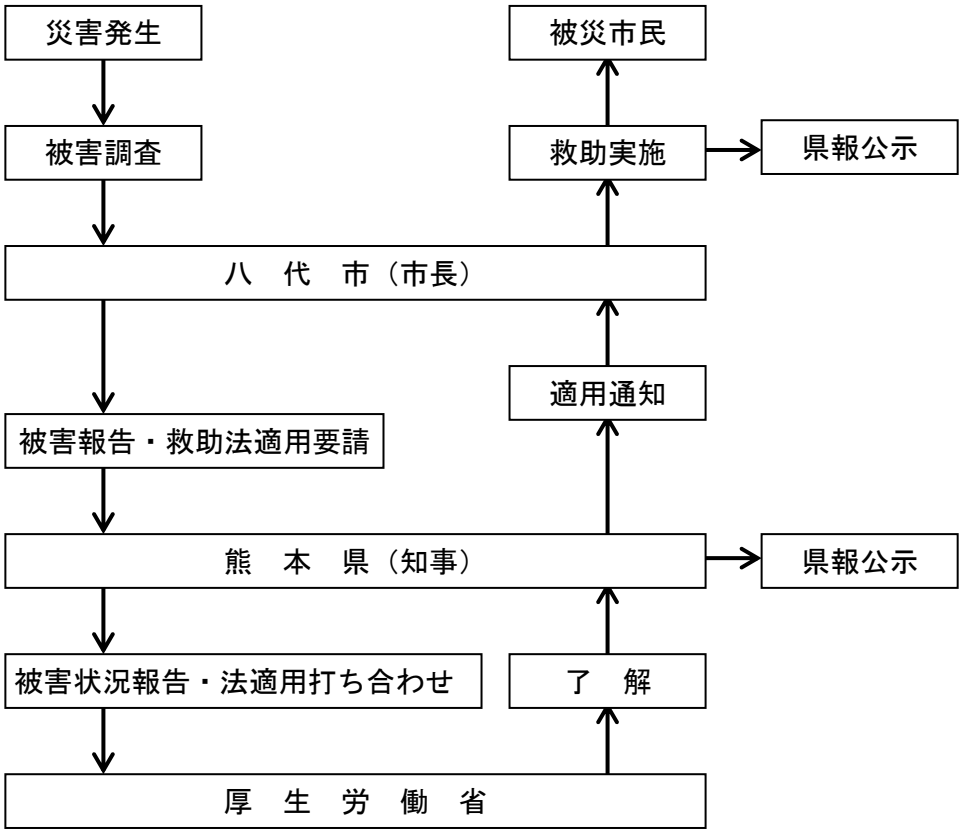

第４　救助業務の実施者

災害救助法の運用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事へ全面的に委任されている。

しかし、この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないことから、県では救助に関する職種を災害救助法施行細則第18条の規定に基づき市に委任している。

災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者、期間

救助の種類	実施者（担当部）	期　間
避難所の設置 （福祉避難所を含む）	市長（避難所班・支所班）	災害発生から７日以内※
応急仮設住宅の供与	市長（建設対策部）	建設型仮設住宅 災害発生から 20 日以内着工 借上型仮設住宅 災害発生から速やかに提供
住宅の応急修理	市長（建設対策部）	工事完了期間 災害発生から１ヶ月以内
炊き出しその他による食品の給与	市長（経済文化交流対策部、農林水産対策部、総務企画対策部）	災害発生から７日以内※
飲料水の供給	市長（給水対策部）	災害発生から７日以内※
被服、寝具、その他生活必需品等の給(貸)与	市長（経済文化交流対策部）	災害発生から 10 日以内※
医療	市長（健康福祉対策部）	災害発生から 14 日以内※
助産	市長（健康福祉対策部）	災害発生から 14 日以内※
被災者の救出	市長（八代広域行政事務組合消防本部）	災害発生から３日以内※
遺体の捜索	市長（警察）	原則災害発生から 10 日以内※
遺体の火葬	市長（市民環境対策部）	原則災害発生から 10 日以内
学用品の給与	市長（教育対策部）	原則、教科書及び教材については災害発生から１ヶ月以内 文房具・通学用品については 15 日以内
住居またはその周辺の土石等の障害物の除去	市長（建設対策部）	原則災害発生から 10 日以内
応急救助のための輸送及び臨時職員	市長（各実施部）	救助種目ごとの実施期間

※期間については、厚生労働大臣の承認により期間延長有り

※災害救助事務取扱要領（平成 29 年４月、内閣府）

第３節　情報の収集・伝達

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部、関係各対策部
・防災関係機関

施　策	関係課等
第１　情報の収集・伝達における情報トリアージの実施	危機管理課
第２　情報連絡体制	危機管理課、デジタル推進課、秘書広報課
第３　気象情報の収集・伝達	危機管理課
第４　被害状況の収集・伝達	危機管理課、各支所、各対策部

基本方針

○　災害発生後、適切な応急対策活動や広報活動を行うため、災害の全体像を把握することに努め、緊急に行うべき対策を講じるために必要な被害状況の把握、二次災害防止等の情報収集に努めるなど的確かつ迅速な情報の収集・伝達を行うものとする。

第１　情報の収集・伝達における情報トリアージの実施

災害時には、短時間のうちに多種多様な情報が錯綜するため、多数の情報の中で重要情報の見落し等が発生する場合がある。

このため、災害時に情報を取扱う場合には、多数の情報を全て同等に扱うのではなく、重要情報や優先すべき情報を選別して対応にあたる情報トリアージを実施して、適確な情報の伝達に努める。

なお、ＳＮＳ等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、ＳＮＳ等が本来有する特性を踏まえた情報活用に留意するよう努める。

第２　情報連絡体制

１．指定電話・連絡責任者の確保

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

市では災害情報室を設置する際に災害時優先電話（危機管理課・0965-33-5900）を開設するものとする。

また、災害対策本部事務室を設置する際に、災害時優先電話を開設するものとする。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に確保するため、それぞれの連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各部及び所属機関との相互通信連絡を行う。

２．優先通信網の利用方法

災害時優先通話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通信を利用することができる。

ア．非常通話、電報

○　災害の予防または救援のために必要で緊急を要する事項
○　道路、鉄道その他の交通施設の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
○　通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項
○　電力施設の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
○　秩序の維持のため緊急を要する事項

イ．緊急通話、電報

○　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ○　治安の維持のため緊急を要する事項 ○　天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ○　水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

(2) 電子メール等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則として電子メールによる文書連絡によって行う。

３．無線通信の運用

(1) 災害時に利用可能な無線通信

災害時に利用可能な市の無線通信は次のとおりである。

○　防災行政情報通信システム ○　県防災行政無線

(2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

○　使えない（不通・故障・電源不良等） ○　混雑している（話し中・混信・宛先不明等） ○　聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず少しでも確実な手段に切り替え実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

対応策事例

○　使えないとき
　機器の点検を行う。それでも使えない場合は代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

○　混雑しているとき
　混雑時や混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する時は、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局に開けてもらうようにする。
　また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

○　聞き取りが困難なとき
　周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。
　また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。
　無線機（携帯型）は１ｍ動かしたり、傾けたりするだけで受信状態が大きく変化することもある。

(3) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信の統制者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に災害対策本部においては、総務企画対策部が防災行政情報通信システムの取扱いについて、概ね次のとおり通信の統制を行う。

ア．無線機器の管理

総務企画対策部は、各携帯・可搬型無線機器の設置場所や使用者の管理・把握を行う。

イ．通信の統制

携帯・可搬用無線機からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。その他は次の原則に基づき、通信の統制を行う。

通信の統制の原則

○　重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先する）
○　統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
○　子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要がある時は、統制者の許可を得る）
○　簡潔通話の実施の原則
○　専任通信担当者の設置

(4) その他非常無線の利用

非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

４．ラジオ・ケーブルテレビ・緊急告知ラジオによる緊急放送

突発的な災害時には、エフエムやつしろ等への割り込み放送や緊急告知ラジオ、緊急情報配信メール、SNS、電話応答サービスなどにより、災害そのものの情報や被害状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況など災害に関する情報を迅速かつ正確に報道し、市民生活の安定を図る。

※八代市災害緊急放送要項……【資料編Ｐ165】

第３　気象情報の収集・伝達

１．警報等の種類・発表基準

(1) 予警報の定義

○　発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定されたものである。
○　注意報、警報はその種類に関わらず、これらの新たな注意報または警報が行われたときに切り替えられるものとし、または解除されるときまで継続するものとする。
○　警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に表現する。この「見出し的警告文」の内容は次のとおりである。
（いつ）　警戒すべき期間‥‥‥具体的に示す
（どこで）警戒すべき地域‥‥‥現象の中心になると予想される地域
（何が）　警戒すべき気象現象等‥‥‥量的な予想値
の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。
○　大雨警報が発表されている状況下で、大規模な土砂災害発生の危険性が高まったとき、注意警報文の先頭に「重要変更！」を付加して厳重な警戒を呼び掛ける。

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の３つに大別される。

○　災害に結びつくような顕著な現象の発表が予想されるが注意報、警報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
○　顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、注意報や警報などを行っている場合などに、注意報・警報を補完するための補完的情報。
○　大雨情報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の厳しい雨、熊本県では１時間 110 ㎜以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種　　類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	波浪特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合。

種　　類		発表基準
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合。

(4)八代市における気象警報発表基準詳細（令和５年６月８日現在）

種　　類			発表基準	
警報	大雨警報	（浸水害）	表面雨量指数基準	30
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	184
	洪水警報		流域雨量指数基準	深水川流域=10.3,中谷川流域=6.3,油谷川流域=10.2,百済来川=13.5,氷川流域=24.8,水無川流域=14.4,河俣川流域=16.9, 小浦川流域=12.2,二見川流域=10.1, 下大野川流域=10.1,大鞘川流域=14.1,鏡川流域=5.2,流藻川流域=8.1
			複合基準*	球磨川流域=（14, 77） 百済来川流域=（16, 9.6） 大鞘川流域=（12, 11）
			指定河川洪水予報による基準	球磨川[萩原・大野]
	暴風警報		平均風速	陸上・海上　20m/s
	暴風雪警報		平均風速	陸上・海上　20m/s 雪を伴う
	大雪警報		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm 山地　12時間降雪の深さ20cm
	波浪警報		有義波高	2.5m
	高潮警報		潮位	3.0m

＊　土壌雨量指数：降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標である。１㎞格子ごとに値を設定しているが、本表には最も低い指数を示す。

＊　流域雨量指数基準：市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数で、「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能である。

＊　複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

＊　有義波高：波浪予報などで使われており、波高（波の高さ）を表す。これは、ある点を連続的に通過する波を観測したとき、波高を高い順に並べたときの全

体のうちで波高の高い方の 1/3 までの波の高さを平均した値である。

目視で観測される波高はほぼ有義波高に等しいと言われており、一般に波高と言う場合には有義波高を指している。同じような波の状態が続くとき、100 波に１波は有義波高の 1.5 倍、1,000 波に１波は２倍近い巨大波が出現する。この巨大波のことを「一発大波」などとも言い、確率としては小さいものであるが、台風によるしけが長引くほど巨大波が出現する危険性が増し（２倍の波は２時間に１波程度)、十分な注意が必要である。

(5) 補完的情報の種類

種　類	概　　要
竜巻注意情報（雷注意報を補足する情報）	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、県域を対象に発表される。
土砂災害警戒情報（大雨警報を補足する情報）	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、地域住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する

(6) 注意報及び警報文の構成

注意報及び警報文の構成は、おおよそ次のとおりである。

○　表題
○　発表年月日、発表時刻
○　発表気象官名
○　本文
・予想される異常気象の原因、現在の状況・今後の推移
・予想される異常気象の起こる時刻、影響する区域及びその程度

(7) 発表の要領等

○　情報は、異常気象について具体的に経過、状況等を発表するものと、注意報、警報の内容を補足するため、これらに付加して発表するものとがある。
○　災害情報は、災害現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とし、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。
○　２つ以上の注意報を同時に発表する場合には、表題に注意報または警報を併記して行う。
○　警報の必要がなくなった場合には、注意報及び警報は解除される。
○　なお、既に発表されている注意報または警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報を発表して、切り替えることになっている。切替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

(8) 火災警報

火災警報は、気象台からの情報に基づく気象の状況及び市の地域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、八代広域行政事務組合管理者が消防法に基づき、一般市民に対して警戒を喚起するために発表する警報で、その発令基準は以下のとおりである。

火災警報の発令基準

区　分	発 令 基 準
発　令	○　実効湿度が 55%以下で最小湿度が 25%以下になったとき。 ○　実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下となり、かつ、最大風速７ｍを超える見込みのとき。 ○　平均風速 10m以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。なお、降雨もしくは降雪のとき、または実効湿度 70%以上で最小湿度 50%以上であるときは適用しない。

(9) 地震活動に関する解説資料等

気象台は、地震情報以外に、地震活動の状況等をホームページ等で発表しており、その内容は以下のとおりである。

地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内　容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度４以上 （但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度５弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。

解説資料等の種類	発表基準	内　容
管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

２．警報等の伝達系統及び方法

気象情報、緊急地震速報や地震・津波情報の受領伝達は、危機管理課長が担当する。

危機管理課長は、気象関係は総務企画部長に、地震・津波関係は危機管理監に報告し、必要と認める場合は市長に報告するとともに、関係各部長及び各支所長に伝達する。

特に気象庁から発表される津波予報や津波情報については、受信手段及び受信経路等を定め、早期収集及び伝達に努める。また、気象台や県の情報と併せて、日本気象協会の線状降水帯発現予測実証実験データを参考として、精度の高い早期の避難情報の発信によって、早めの避難誘導を促す。

(1) 情報収集

○　熊本地方気象台及び熊本県危機管理防災課からの情報収集
○　日本気象協会の線状降水帯発現予測実証実験データ
○　八代広域行政事務組合消防本部からの情報収集
○　八代警察署からの情報収集
○　八代海上保安署からの情報収集
○　テレビ・ラジオ等による情報収集
○　陸上自衛隊からの情報収集
○　自主防災会及び消防団からの情報収集

(2) 初動体制

○　防災行政情報通信システム、広報車、沿岸消防団消防車、八代広域行政事務組合消防本部広報車等による広報準備体制を整える。
○　津波についてはテレビ・ラジオ等により、到達が早い近隣県等の状況把握及び海面監視を行い、避難準備体制を整える。
○　必要に応じ水門樋門等を開閉する。
○　八代海上保安署と連携し、海上船舶への広報準備体制を整える。

(3) 情報の伝達

警報等が発表されたときは、防災行政情報通信システム、広報車（消防広報車含む）等を利用して、地域住民等に周知を図る。

特に、津波警報等が発表された時には、主要な沿岸部民間施設等へ通報し、施設の利用者、来訪者等への周知を徹底する。

また、地域住民等が海岸、海上の施設等を利用している場所については、漁業協同組合等の協力を得て、漁業用無線を活用し情報伝達体制の確立に努める。

※地震及び津波に関する情報の伝達系統……【資料編Ｐ135】

(4) 気象関係情報の活用

警報・注意報等の気象関係情報が発表されたときは、最新の気象関係情報であることを常に確認して活用することを徹底するとともに、気象関係情報の見落としや活用の遅れなど情報機器を十分に活用できているかを常に確認することを徹底する。

３．異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、またはその発見者から情報を受けた警察官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに関係機関等に通報する。

第４　被害状況の収集・伝達

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。

その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の４点である。

- ○　第１に速報性（「連絡なし」は最悪の事態と想定）
- ○　第２に簡潔性（情報内容が過不足なく、押さえられていること）
- ○　第３に重要性（対策基幹施設等の情報）
- ○　第４に情報源の明確性（確認、未確認の別）

災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の災害情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について、次のとおり定める。

また、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

１．被害状況の収集

災害が発生したとき、市は、直ちに被害状況の収集活動を開始し、特に孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努めるものとする。

さらに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関して被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長（市長）に報告すべき内容をまとめておく。

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記「報告の様式」に基づくが、概ね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

○　市民等の安否に関する情報
・各地区における市民の安否
・各地区における避難行動要支援者の安否
・各地区における児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否
○　防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
・庁舎（本庁舎、支所、各部出先機関）
・八代広域行政事務組合消防本部・消防署、八代警察署、地区保健センター、その他国・県の施設
・電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
・その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
○　救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報
（対策実施能力の現況を含む）
・病院・診療所・保健衛生関連施設
・学校、文化、体育施設等の避難所相当施設
・福祉センター、老人ホームその他要配慮者利用施設
・その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
○　災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に係わる範囲）
・河川の堤防、護岸等
・住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等
○　交通・物流施設等の被災の有無に関する情報
（対策実施能力の現況を含む）
・幹線道路、その他重要な道路、橋梁、信号等
・鉄道線路、駅舎等
・民間大手物流センター
○　上流自治体からの情報収集
・上流での局所的降雨状況
・上流自治体での水防活動の状況
・上流自治体での破堤の有無とそれに伴う詳細な河川水位の状況
・上流自治体での避難指示等の発令の有無

(2) 収集の実施者

被害状況収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は概ね次の表のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部（施設管理者）	○　所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○　所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○　所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部	○　商工業施設、危険物施設等の物的被害の有無 ○　その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ○　関連施設などの対応実施のための協力可能能力の現況 ○　災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況
	支所班 防災班	○　各地区における火災発生状況 ○　各地区における避難の必要の有無及びその状況 ○　各地区における主要な道路、橋梁等の被災状況 ○　各地区における救助・救急活動の必要の有無及びその状況 ○　各地区における災害危険箇所等の現在の状況
	企画・情報班	○　各地区における電話の供給状況
	給水班	○　各地区における水道の供給状況
八代生活環境事務組合		○　各地区における水道の供給状況
九州電力送配電 八代配電事業所		○　各地区における電気の供給状況
八代広域行政事務組合 消防本部		○　すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ○　住家の被害（物的被害） ○　火災発生状況及び火災による物的被害 ○　危険物施設の物的被害 ○　要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○　避難の必要の有無及びその状況 ○　消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
八代警察署		○　被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○　避難道路及び橋梁の被災状況 ○　交通機関の運行状況及び交通規則の状況 ○　犯罪の防止に関しとった措置 ○　その他活動上必要ある事項
その他の 防災関係機関		○　市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対し既にとった措置 ○　被害に対し今後とろうとする措置 ○　その他活動上必要ある事項

(3) 情報の共有

防災班は、グループウェア等により全庁的に情報を発信し、各班とそれを共有するものとする。

２．被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区　別	情報の総括責任者
正	危機管理監
副	危機管理課長

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、災害対策本部へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を、１日２回（10：00, 18：00 を基準）を目安に定期的に報告する。なお、災害発生直後は、被害状況や活動状況などを迅速に災害対策本部へ報告する。

３．総務企画対策部による災害地調査

(1) 災害地調査の実施

本部長（市長）は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、総務企画対策部長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

(2) 調査の実施要領

ア．調査班の編成

総務企画対策部長は、本部長（市長）の指示に基づき、災害地調査実施のための調査班を編成する。

なお、調査班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施する。

イ．調査事項

調査事項は、概ね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

- ○　火災発生の有無及び状況
- ○　避難の必要の有無及び状況
- ○　主要道路、橋梁、信号等の被害の有無及び状況
- ○　救助・救急活動の有無及び状況
- ○　各部が行う応急措置の実施状況
- ○　電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置状況
- ○　その他本部長（市長）が必要と認める特命事項

災害発生後２日目以降に収集すべき情報

- ○　災害の原因（二次的原因）
- ○　被害状況
- ○　応急措置状況
- ○　災害地市民の動向及び要望事項
- ○　現地活動実施上の支障原因等の状況
- ○　本部長（市長）が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

ウ．留意事項

調査事項のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ○　災害の全体像の把握
- ○　至急確認すべき未確認情報の一覧
- ○　至急情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をすべき事項の整理
- ○　被害軽微もしくは無被害である地区の把握
- ○　応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

エ．実施要領

調査は、防災関係機関及び町内会長、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。

調査班長は、調査の結果を総務企画対策部長へ報告する。

また、平時より、市政協力員及び自主防災会に対し、災害発生時の被害情報の提供について、協力を依頼しておき、災害対策本部への情報報告、連絡体制の構築をするものとする。

報告の区分、時期、留意事項及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項
発生当日の即報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告以後当日に関しては、必要に応じ報告	◎　人的被害・建物施設被害の程度 ※橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に ※把握した範囲で迅速性を第一に ※部分情報、未確認情報も可 ただし、その旨及び情報源を明記のこと
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告以後実施のつど報告	◎　災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎　対策要員の人身に係る事故 ◎　対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎　その他必要と認める事項
	要請情報	必要と認めるそのつど即時	◎　対策要員の補充・応援の要請 ◎　応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎　広報活動実施の要請 ◎　自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎　その他必要と認める事項
２日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間、毎日 10 時までに取りまとめて報告	◎　発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎　その他必要と認める事項 ※全壊、全焼、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日 10 時までに取りまとめて報告	◎　災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎　対策要員の人身に係る事故 ◎　対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎　その他必要と認める事項
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間、毎日 10 時までにとりまとめて報告	◎　対策要員の補充・応援の要請 ◎　応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎　広報活動実施の要請 ◎　自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎　その他必要と認める事項

４．県への報告

(1) 被害報告取扱要領

本部長(市長)は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報または報告を行うものとする。

また、県（県出先機関）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。

この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

被害の判定基準

区　分		判　定　基　準
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治ゆできる見込みの者とする。
住家の被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸　数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世　帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊・大規模半壊・中規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

区　分		判　定　基　準
住家の被害	準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の推積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	上記に該当しないものであって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
非住家の被害	公共建物	例えば、市庁舎、保育所、コミュニティセンター等の公用または公共用に供する建物で全壊または半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
罹災者等	罹災世帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
文教施設等	公共文教施設	地方公共団体の設置する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び学校給食センターのうち、建物、工作物、土地または設備に被害を受けた施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行うための施設であって、文化ホール、コミュニティセンター、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第 2 条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財及び記念物とする。
農林水産業施設	田の流失・埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取扱う
	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共施設であって次のものとする。 ○　かんがい排水施設 ○　農業用道路 ○　農地または農作物の災害を防止するため必要な施設

区　分		判　定　基　準
農林水産業施設	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共施設であって次のものとする。 ○　林地荒廃防止施設（地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く） ○　林道
	漁業用施設	漁業の利用または保全上必要な公共施設であって次のものとする。 ○　沿岸漁場整備開発施設 ○　漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会または漁業協同組合、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設とする。
公共土木施設	河　川	河川法が適用され、もしくは準用される河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海　岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂　防	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立ち木を除く）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く）とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道　路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋　梁	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	港　湾	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁　港	漁港法第３条に規定する基本施設または漁港の利用及び管理上重要な運送施設とする。
	下水道	下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道または同条第５号に規定する都市下水路とする。 農業集落排水施設及び市町村設置型浄化槽とする。
衛生施設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工士、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。

区　分		判　定　基　準
環境施設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	環境保全協定締結事業場	「環境保全に関する協定」を締結している工場・事業場で、災害によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	老人の心身健康の保持及び生活安定を図るための施設であって、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び福祉センター、高齢者生活福祉センターとする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、情緒障がい児短期医療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障がい者福祉施設	肢体不自由者更正施設、身体障がい者療護施設、身体障がい者授産施設、重度身体障がい者更正施設、重度身体障がい者授産施設、身体障がい者福祉工場、補装具製作所、点字図書館、盲人ホーム、身体障がい者福祉センター、身体障がい者体育館、知的障がい者更正施設、知的障がい者授産施設及び知的障がい者通勤寮とする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公園等	都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、推積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その市民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑こく類、野菜、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹　体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有または管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。

区　分		判　定　基　準
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落または地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物生産施設、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその付属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合組合会並びに木・製材業者の所有または管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）とする。
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁　船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、もしくは練習に従事する船舶または漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁　具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚介類の養殖施設とする。
	漁　場	漁業法第６条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	漁業協同組合の所有または管理する物とする。
工業関係被害	商　業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工　業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱　業	鉱物の試堀、採掘及びこれに付属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその付属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞または運動のための施設とする。
	船　舶（漁船を除く）	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火災発生		地震または火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交通止め	冠水または崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家またはその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲上したものを除いたものとする。
	電　話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　ス	ガス小売事業または一般ガス導管事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水　道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

(2) 報告すべき事項

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑥の情報提供に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119 番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報でも足りるものとする。

ただし、④の中の行方不明者の数については、県における捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関らず、市域（海上を含む）の内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

① 災害の原因
② 災害が発生した日時
③ 災害が発生した場所及び地域
④ 被害状況：
　・人的被害（行方不明者の数を含む）
　・家屋等の被災状況
　・その他被害状況（被害の程度は被害認定に基づく）
⑤ 市民の行動・避難状況
⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
⑦ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置・日時・場所・活動人員・使用資機材等を明記する。
　・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
　・主な応急措置の状況
　・その他必要事項
⑧ 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
⑨ その他必要な事項

(3) 被害報告の責任者

ア．統括責任者

総務企画対策部長は、県及び防災関係機関への被害情報の報告を統括する。

イ．実施責任者

災害情報室長（危機管理監）は、各部に被害状況を求め、県に報告する。

ウ．取扱責任者

各部の所管事項に係る県への報告は、各部の班長が本計画の定めにより報告事務を取扱う。

(4) 報告の手順等

統括責任者（総務企画対策部長）は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において、調整するものとする。

被害の報告は、規定された報告の区分及び様式にしたがって、防災情報共有システム（熊本県防災情報通信ネットワークシステムや熊本県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）または熊本県防災行政無線、一般電話等で報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到した時は、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、報告すべき被害の程度については、住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告するものとする。

(5) 報告等の種別

災害の報告は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘　要
ア．災害情報	市　長 県等の出先機関の長	様式第１号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等においてその都度報告すること。
イ．被害状況報告（速報）	市　長 県南広域本部長（地域振興局長）及び土木部長	様式第２号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間ごとに報告するものとし、県南広域本部（地域振興局）にあっては集計表を付けること。
ウ．被害状況報告（確定）	市　長 県南広域本部長（地域振興局長）及び土木部長	様式第２号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式２号により市町村別とし、県南広域本部（地域振興局）にあっては集計表を付けること。
エ．各部局別被害状況報告（速報・確定）	各部局別 担当部(局)長	各部局別ごとの報告取扱要領による様式とする。ただし、危機管理・防災消防総室の取りまとめは様式３号による。	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部局別に一定時間を置き報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。また同一災害に対する被害調査が終了したとき、または応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。

オ．住民避難等報告	市　長 県南広域本部長（地域振興局長）及び土木部長	様式第４号	地域住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
カ．災害年報	市　長 県南広域本部長（地域振興局長）及び土木部長 各部門別担当部(局)長	様式第５号 別途照会する様式とする。	毎年１月１日から 12 月 31 日までの被害状況について４月１日現在で明らかになったものを報告する。

※災害情報（様式第１号）……【資料編Ｐ130】
※被害状況報告（速報・確定）（様式第２号）……【資料編Ｐ131】
※各部局別被害報告（速報・確定）（様式第３号）……【資料編Ｐ132】
※住民避難等報告書（様式第４号）……【資料編Ｐ133】
※災害年報（様式第５号）……【資料編Ｐ134】

(6) 報告等の様式及び報告等の系統

県への被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

ア．災害情報（様式第１号）、被害状況報告（速報）（様式第２号）、被害状況報告（確定）（様式第２号）、住民避難等報告書（様式第４号）

八代市 → 本部総務部振興課（地方災害対策本部） → 危機管理防災課（災害対策本部）

イ．公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋梁）、関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第４条）

八代市 → 県南広域本部土木部 → 土木部都市計画課 → 土木部監理課 → 危機管理防災課

ウ．港湾関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第４条）

八代市 → 県南広域本部土木部 → 土木部港湾課 → 土木部監理課 → 危機管理防災課

エ．都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）

八代市 → 県南広域本部土木部 → 土木部都市計画課
土木部下水環境課 → 土木部監理課 → 危機管理防災課

オ．住宅（公営）関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)

八代市 → 土木部住宅課 → 土木部監理課 → 危機管理防災課

カ．土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」）

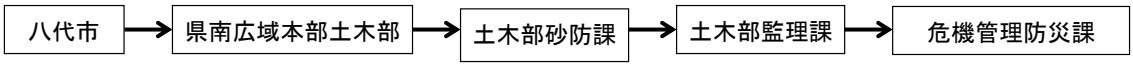

キ．農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）

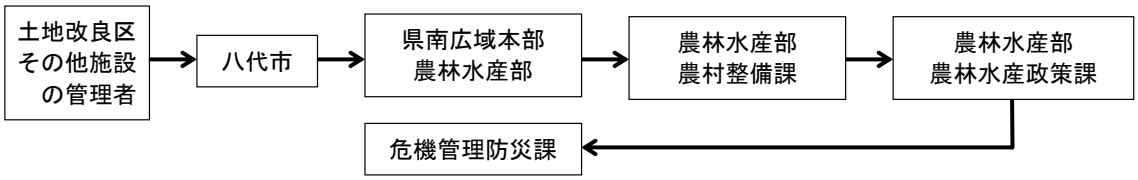

ク．農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）

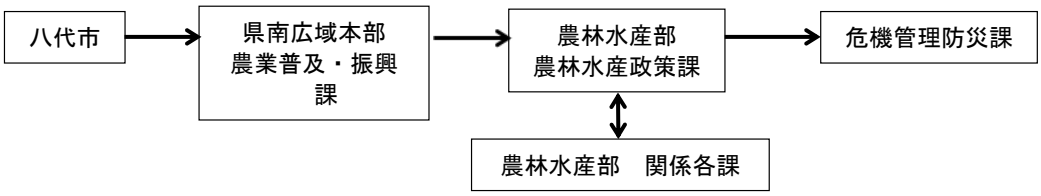

ケ．林業関係被害報告（農林水産被害報告とりまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項、第２項、規則第２条）

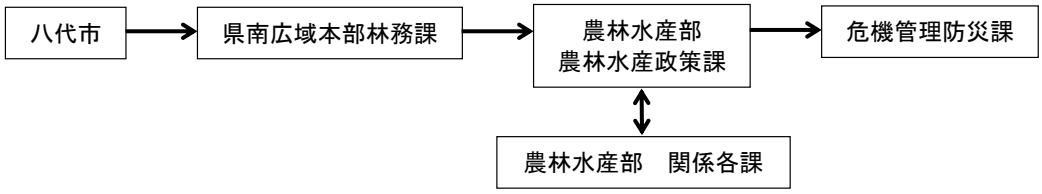

コ．水産業関係被害報告（農林水産業被害報告とりまとめ要領）

サ．漁業関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条）

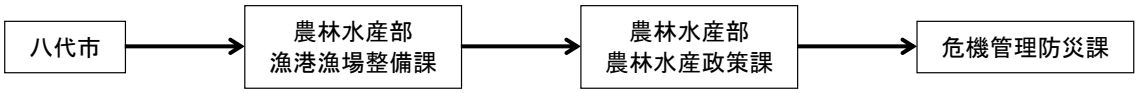

シ．災害救助関係被害報告(社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」)

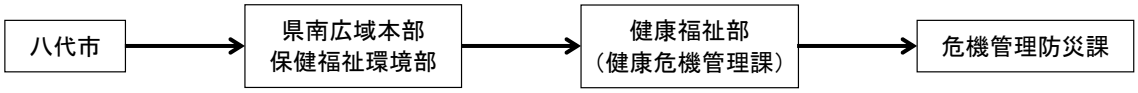

ス．社会福祉施設、児童福祉施設関係被害者報告

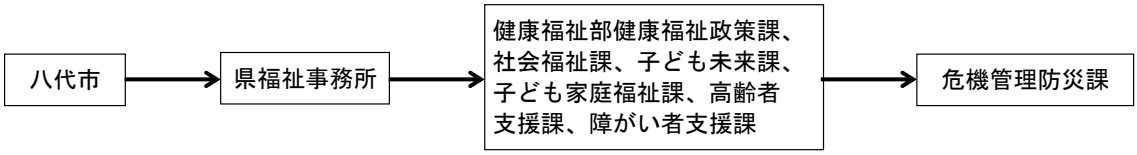

セ．衛生関係被害報告（医療機関、火葬場、と畜場、保健センター）

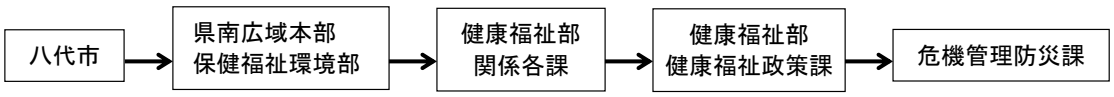

ソ．環境関係被害報告（環境保全協定締結事業場、水道施設、廃棄物処理施設）

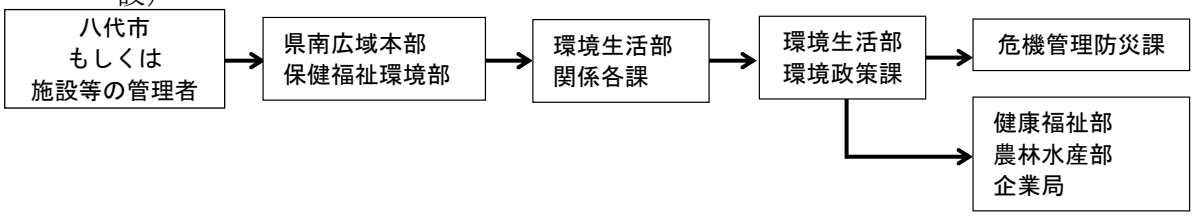

タ．商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）

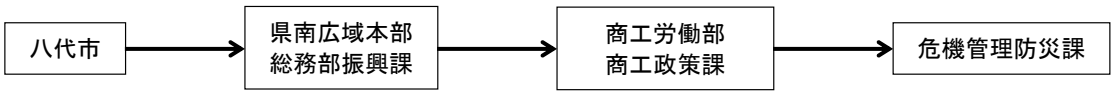

チ．公立学校施設関係被害報告（文部科学省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」）

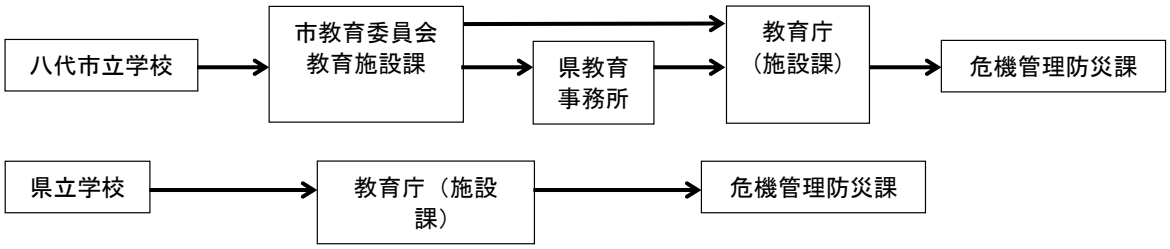

ツ．私立学校関係被害報告（文部科学省管理局通知「私立学校の被害状況報告について」）

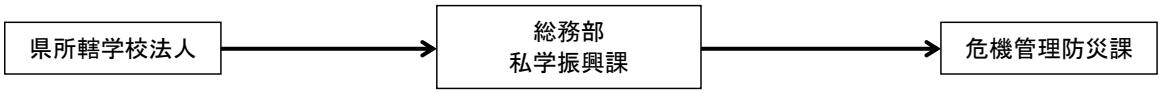

テ．市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告

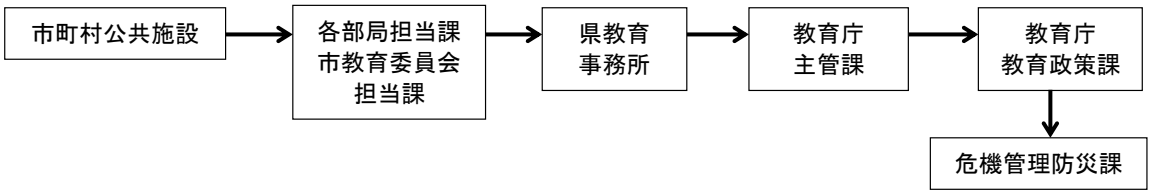

ト．その他被害報告

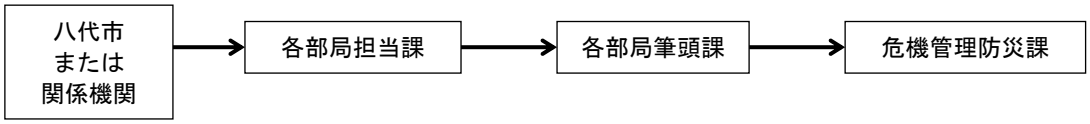

５．近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達は、危機管理監が特に行政境界地域における緊急避難関連の情報並びに通勤・通学者や外来者の帰宅困難状況や被害程度等の安全情報を中心として行う。

また、必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに本部長（市長）及び副本部長（副市長）に報告するとともに、各部長に伝達する。

伝達を受けた各部長は、部内の職員に周知するとともに、防災関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講じる。

近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統については、次ページの「近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統」のとおり行う。

また、熊本県で共有化された情報を活用する。

６．災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報の収集・伝達等、防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平常時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

７．応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

８．防災関係機関等の協力関係

市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行い、情報の共有化を図るものとし、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報などを国の非常災害対策本部等を含む防災関係機関と共有を図るものとする。

また、平常時から総合防災訓練等を通じ、防災関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統

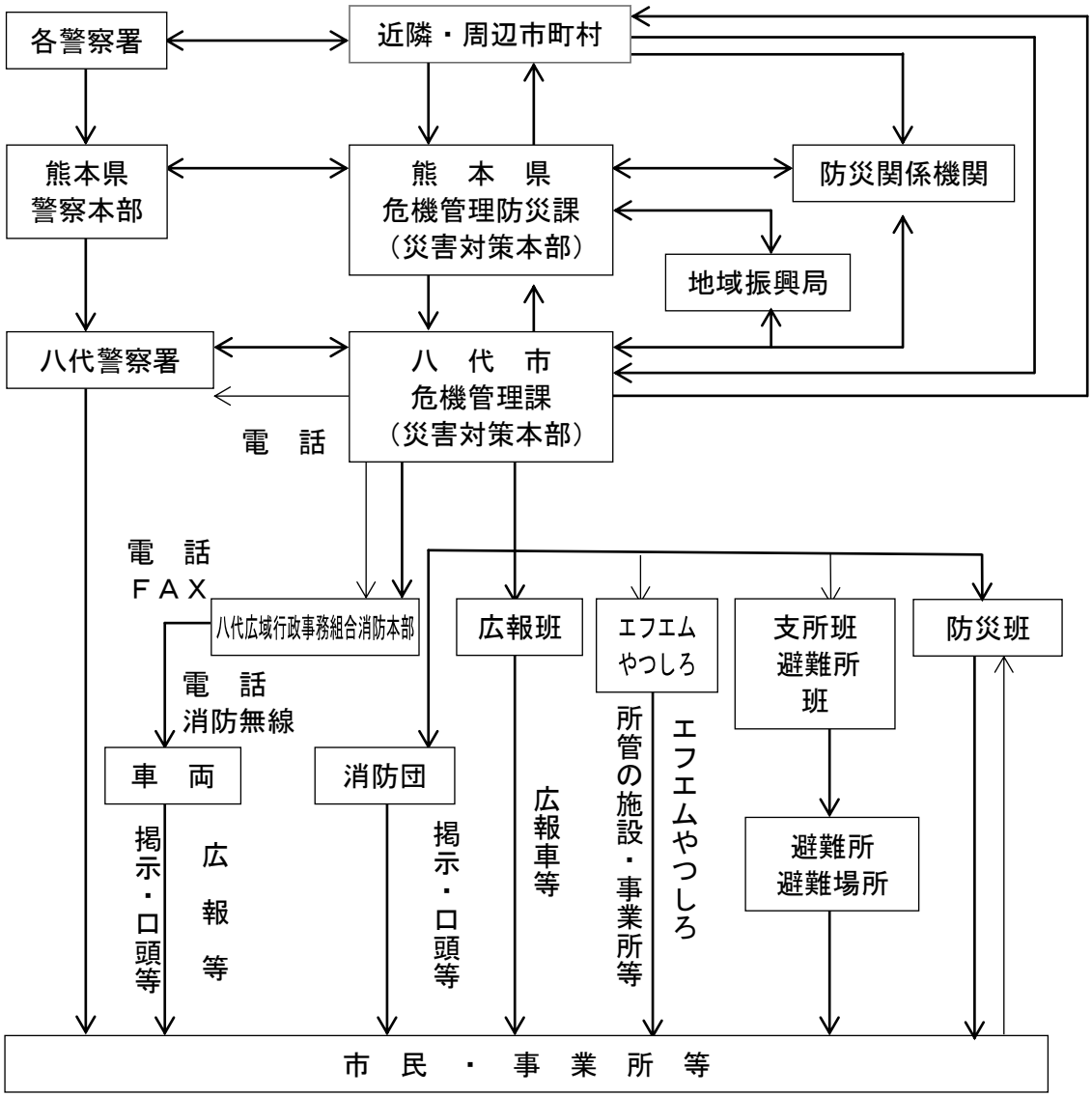

９．生活関連施設の復旧情報

電気、ガス、水道、下水道など生活に密接した施設の復旧に関する情報については、災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり、問い合わせ等が殺到し電話の輻輳状態や災害対策本部としての機能低下を招く主な要因のひとつとなるおそれがある。

そのため、市は生活関連施設の復旧状況情報等は市報（臨時版）、防災行政情報通信システム、ケーブルテレビ、ホームページ、エフエムやつしろ、広報車、自主防災組織及び掲示板を最大限に活用し、市民に情報提供を行うものとする。

第４節　災害時の広報

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部、消防対策部
・八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署
・その他防災関係機関

施　策	関係課等
第１　実施機関とその分担	秘書広報課
第２　広報の実施手順	秘書広報課、国際課、危機管理課
第３　報道機関への発表・協力要請	秘書広報課、危機管理課

基本方針

○　災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮して被災地域においての流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図ることが大事である。

したがって、被災地市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、本部が収集した情報・資料をもとに、正確かつ迅速な広報活動を実施する。

このことにより、憶測による人心不安や不正確な情報による二次災害の発生を防止し、市民の生活復旧活動への速やかな取組みを期する。

なお、広報班は、被災者が必要とする情報のニーズ把握を行い、積極的な情報発信に努めるものとする。

第１　実施機関とその分担

１．広報班

広報班長（秘書広報課長）は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連携のもとに広報文の内容を検討し、次に掲げる事項（緊急情報を除く）を中心に広報紙、ケーブルテレビ(ひこいちテレビ)、インターネット、エフエムやつしろ、広報車等を有効活用し、広報活動を実施する。

なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」とい

う。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう定めるものとする。

◎広報内容
- ○　災害情報、被災状況に関すること
- ○　避難所の開設状況
- ○　二次災害防止に関すること
- ○　市民の安否情報、救護所
- ○　医療救護、衛生知識の周知
- ○　給水、食料、生活必需品の供給に関する情報
- ○　通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
- ○　被災者支援に関する情報
- ○　その他
  - ・デマ情報に対する注意
- ○　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること。
  - ・本部の設置
  - ・その他

２．八代広域行政事務組合消防本部

八代広域行政事務組合消防本部は、本部長（市長）の決定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外に突発的な災害が発生した場合は、市の災害対策本部等の体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を、メールや広報車により代行する。

- ○　出火の防止、初期消火の呼びかけ。
- ○　火災及び危険物施設被害の発生状況に関する情報。
- ○　避難指示または避難命令の伝達・誘導に関すること。
- ○　その他、市民の安心感の醸成を図るために必要な情報。

３．八代警察署

八代警察署は、市、消防機関、その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

○　災害の状況及びその見通し。 ○　避難及び救援活動に関すること。 ○　治安状況及び犯罪の予防に関すること。 ○　道路交通規制に関すること。 ○　その他の警察措置に関すること。

第２　広報の実施手順

１．広報活動の方法（手段）

市が市民に対して実施する広報活動は、原則として、防災行政情報通信システム、ケーブルテレビ、エフエムやつしろ、広報車、インターネット、J-アラート、L-アラート、緊急速報メール、掲示板、自治会（自主防災組織）等を通じて行う。

また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ・ビラの配布・掲示をはじめ、他の機関または団体等の応援・協力を求めるなど、市が使用できるあらゆる広報手段の活用により、広報活動に万全を期するものとする。

万一、災害によりサーバー等が損壊し、ホームページ等が更新できない場合は、電気、通信が復旧するまでは紙に災害関連情報を掲載し避難所等に掲示する方法で広報を行う。複数枚が必要となるため、複写機器及び稼働用発電機等の備えを行う。

電気、通信が復旧したら、ＳＮＳ等を活用して災害関連情報を掲載し、インターネットによっても広報できる態勢をとる。（ＵＲＬは、紙の広報誌で周知する）

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて、次表の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。広報手法の選択にあたっては、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人、児童等の要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

広報活動の方法（手段）の選定は、本部から特に指示された場合を除き、防災班、広報班が次のとおり、状況を判断の上、適切に行う。

(1) 緊急に伝達する必要のあるもの

事　　例	・避難の指示 ・火災防止指示
手　　段	防災行政情報通信システム、市ホームページ、インターネット、Ｊ-アラート、L-アラート、ケーブルテレビ（ひこいちテレビ）、エフエムやつしろ、広報車、現場での指示、自主防災組織、緊急速報メール、報道機関（テレビ・新聞・ラジオ）への協力の要請、 合わせて八代警察署、八代広域行政事務組合消防本部及び消防署、その他の防災関係機関に協力を要請

(2) 一斉に伝達する必要のあるもの

事　　例	・災害発生直後の災害情報及び二次災害防止のための注意事項 ・安否情報 ・災害対策本部・救護所の設置等応急対策活動の実施状況
手　　段	防災行政情報通信システム、市ホームページ、インターネット、J-アラート、L-アラート、ケーブルテレビ（ひこいちテレビ）、エフエムやつしろ、広報車、自主防災組織、報道機関（テレビ・新聞・ラジオ）への協力の要請

(3) 時期または地域を限定して伝達するもの

事　　例	・復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項
手　　段	防災行政情報通信システム、ケーブルテレビ（ひこいちテレビ）、エフエムやつしろ、広報車、有線放送、自主防災組織、チラシ・ビラの配布・掲示板

２．広報活動の決定

災害時に八代市が行う広報活動は、おおよそ次の２つの場合が想定される。

○　災害対策本部の自主的な判断によるもの
○　各担当部課（班）、防災関係機関からの広報依頼によるもの

いずれの場合についても、広報活動の実施決定は、本部長（市長）が行うこととする。

指揮命令系統は、広報ルートの一本化を図り、広報情報の不統一を避ける観点から、次図の「広報依頼から市民への周知までの流れ」のとおりとし、各部班から直接広報班へ依頼することのないよう、あらかじめ周知徹底しておく。

広報依頼から市民への周知までの流れ

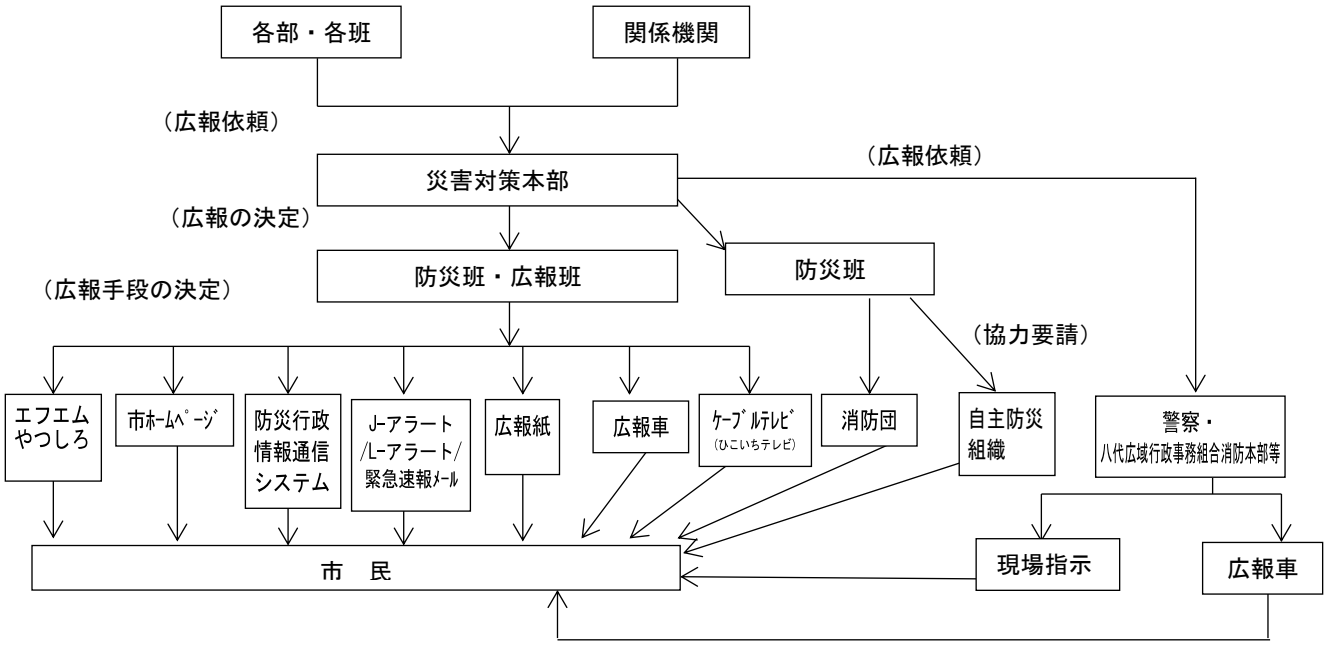

３．広報の内容

広報の内容は、以下のとおりとする。

広報文例は、防災訓練や自主防災組織との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な表現となるよう、改訂に努める。

※災害情報の伝達・広報文例……【資料編Ｐ136】

○　災害の状況に関する広報
- 気象情報
- 被害の状況
- 火災発生の状況
- 安否情報
- 交通の状況

○　避難・救護に関する広報
- 避難準備の周知
- 避難の指示、誘導
- 罹災者の避難収容場所の周知
- 防疫・保健衛生に関する周知

第３　報道機関への発表・協力要請

１．対策本部設置前

市長の指示により、広報班が報道機関に対して、災害に関する情報の発表と広報協力の要請を行う。

２．対策本部設置後

対策本部は、広報班を担当窓口として、情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）について検討するとともに、報道機関に対して災害に関する情報の発表と広報協力の要請を行う。

また、広報班は、災害対策本部が設置された場合は、過激な取材の殺到やデマを防ぐために市庁舎内の記者室において、記者会見等を行うものとする。

発表は、原則として、本部長（市長）の決定に基づき、危機管理監が行う。

また、内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、内容の統一に努めるとともに定期的に行うものとする。

報道機関は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の利活用も図りつつ、市民へ迅速に防災情報を提供するものとする。

第５節　消防・救急救助活動等

関係部署・機関

・総務企画対策部、消防対策部
・八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署
・医療機関、自主防災組織、事業所

施　策	関係課等
第１　消防活動	八代広域行政事務組合消防本部、消防団
第２　救急救助活動	八代広域行政事務組合消防本部、警察署
第３　危険物等の対策	関係機関

基本方針

○　大規模災害の発生時には消防機関はもとより、消防団、市民、自主防災組織、事業所等も初期消火や救助を実施する。また、消防機関は八代警察署等の関係機関との連携をとりながら、重傷者の救命、医療機関への搬送に全力をあげる。

○　洪水、高潮により市域の広範囲で浸水が発生した場合には、浸水域内で逃げおくれ等による同時多発的な救助事案が発生することが想定される。

○　洪水、高潮により市域の広範囲で浸水が発生した場合には、消防機関は八代警察署等の関係機関との連携をとりながら、また救助者の安全を確保しつつ、浸水域内での逃げ遅れ者の救出、重傷者の救命、医療機関への搬送に全力をあげる。

○　大規模地震の場合には、市街地の延焼や同地多発的な火災の発生が想定される。また、大規模地震により市域の広範囲で倒壊家屋が発生した場合には、生き埋め等の同時多発的な救助事案が発生することが想定される。

○　津波により市域の広範囲で浸水が発生した場合には、浸水域内で逃げおくれ等による同時多発的な救助事案が発生することが想定される。

○　津波により市域の広範囲で浸水が発生した場合には、消防機関は八代警察署等の関係機関との連携をとりながら、また救助者の安全を確保しつつ、浸水域内での逃げ遅れた者の救出、重傷者の救命、医療機関への搬送に全力をあげる。

第１　消防活動

１．基本的な考え方

大規模災害の発生に伴い、同時多発的な火災や救助事案の発生が想定される。

この状況下で、これらの災害の発生を最小限にとどめ、また限られた時間内に迅速かつ的確な火災防御並びに救急救助活動を行うための任務を負う市、八代広域行政事務組合消防本部・署及び消防団並びに八代警察署等の各機関は、庁舎が被災し、あるいは職員自らが少なからず被災者となる中で、平常時にも増して限られた人員、車両、資機材等をもってあたらなければならない。

２．活動の内容

(1) 八代広域行政事務組合消防本部・消防団活動体制

大規模災害の発生に伴い、市域に同時多発的な火災・救助事案が生じた場合、消防職員・消防団員は、直ちに非常配備体制をとる。

消防団招集については、自動的に発令されるものとする。参集場所は詰所または器具置場とする。

また、八代広域行政事務組合消防本部については「八代広域行政事務組合消防本部災害警戒本部等運用要綱」に基づき参集するものとする。

参集消防職員・団員は、部隊に合流し、部隊の増強を図る。

(2) 初期活動の原則

災害による被害は、市域の中でも異なる場合がある。

それらを考慮し、次の原則に基づき初期活動を行う。

- ○　被害状況の把握
- ○　高所監視
- ○　活動要員
- ○　全無線局の開局及び救出用資機材の確保
- ○　各署、分散型の火災防御及び救急救助活動体制の確保
- ○　市民及び自主防災組織等への初期消火、救急救助活動の協力並びに出火防止の呼びかけ

３．消火活動の方針

(1) 活動の基本

出火防止と火災の早期鎮火、人命救助及び避難路の安全確保を目的とし、次の基本をもって消火活動にあたる。

○　火災が発生した場合は、各署の消防職員及び消防団員は、分散隊形のもと、全力をあげて消火活動を行う。
○　活動体制の確立とともに消火活動に並行して救急救助活動を行う。
○　火災が少ない場合は、救急救助活動を主力に活動する。
○　災害が発生して、暫くの間「災害の全体像」が掌握できない場合は、住宅密集地等を主体とした効率的な防御部隊運用を図る。
○　災害対策本部に防災関係機関等との災害情報交換に必要な連絡体制を確保するため消防職員の派遣を要請する。

(2) 活動の原則

消防活動は次の原則に基づき全消防力をもって行う。

○　人命の安全確保を図り避難地・避難路を確保防御するための消火活動を最優先とする。
○　火災圧制が少ないと判断したときは積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
○　同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先的に防御する。
○　火災件数が消防力を上回るときは、消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
○　耐火建築物等の火災で他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮火後、防御する。
○　大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼危険のある部分のみを防御する。

(3) 多角的な消防水利の活用

原則として消火栓の損壊を前提に次のとおり多角的な消防水利の活用を図る。

○　防火水槽、プールの活用
○　海・河川・用水路等の自然水利の活用
○　市水道局との協力体制による水源地における一部確保用水の活用

(4) 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、八代広域行政事務組合消防本部及び消防署の活動を補完し、二次的被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

ア．出火の防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を呼びかける。

また、出火した場合は、市民と協力して、初期消火を図るものとする。

イ．消火活動

各消防署の活動が及ばない地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について、単独もしくは自主防災組織消防隊と協力して行う。

ウ．情報の収集

災害発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助事象等を八代広域行政事務組合消防本部、災害警戒本部に通報する。

また、当該指揮本部からの指示命令の伝達を行う。

エ．救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置並びに地域住民・ボランティア組織等と連携して負傷者等を安全な場所へ搬送する。

その他「第２　救急救助活動」による。

オ．避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、消防本部、災害警戒本部及び関係機関と連絡をとりながら市職員並びに自主防災組織等と連携を図り、市民を安全に避難させるものとする。

※八代市消防団組織……【資料編Ｐ146】

４．消防機関相互の応援

市長または消防長は、県内外消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、熊本県消防広域応援基本計画に基づき、県知事に対し迅速に応援部隊の派遣を要請するものとする。

第２　救急救助活動

１．八代広域行政事務組合消防本部の救急救助活動の方針

(1) 活動体制及び初期活動

広域災害または局地的な大規模災害等により多数の死傷者が発生した場合には、関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助活動を実施する。

災害発生後初期の救助活動については、現場付近を受け持ち区域とする消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近市民と協力し、救助救出活動を行うものとする。

市災害対策本部は、情報の入手状況から判断して緊急を要する地域へ順次救助要員、救助用機材（重機等）を供給するとともに、八代警察署、自衛隊等の活動の出動を要請する。

また、八代広域行政事務組合消防本部の現場指揮本部が設置された場合は、当該本部を情報連絡等の拠点とし必要な活動を行うものとする。

(2) 活動及び出動の原則

救急救助活動は、次の原則に基づいて行う。

○　消防活動は、傷病者の救急救助活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を行う。
○　救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先し傷病者の迅速かつ、安全な搬送を原則とする。
○　現場の市、医療機関、警察、その他関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。
○　延焼火災が多発し、多数の救急救助事案が発生している場合は、火災現場付近を最優先とする。
○　同時に、小規模な救急救助事案が併発している場合は、救命効率の高い事案を最優先する。

(3) 救急救助活動の内容

○　救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、災害対策本部に要請する等の方策により、迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。
○　救急活動にあたっては、市が設置する救護所において、医療関係機関と連携し、傷病者の救護にあたる。
○　救護所では、応急処置や傷病者の搬送等の優先度を決定するため、緊急度を区分するトリアージタッグを活用する。
○　傷病者の搬送に際しては、救急車、市の車両によるほか、必要に応じて熊本県防災消防ヘリコプター、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）及び自衛隊等のヘリコプターにより行う。
○　搬送手段が不足する場合は、市職員、消防団員及び自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡体制の確立を図り、効率的な活動を行う。

２．八代警察署の任務

八代警察署は、消防機関と連携して、負傷者の救出を行うことを任務とする。

(1) 救出班の派遣

八代警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出及び避難に遅れた者の発見に努める。

(2) 措置要領

○　救出・救護活動にあたっては、流失等の家屋被害の多発地帯及び病院、学校、興行場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。
○　救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、または警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。
○　救出・救護にあたっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講じる。
○　救出・救護活動にあたっては、県・市・八代広域行政事務組合消防本部、日本赤十字社等関係機関と積極的に協力し、警察の組織、機能をあげて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

第３　危険物等の対策

１．高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき、または火災、水災等により危険な状態になったときは、施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講じるとともに、速やかに八代警察署及び八代広域行政事務組合消防本部等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

応急措置（施設の責任者）

○　製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
○　貯蔵所または充填容器が危険な状態になったときは、応急処置を行いながら直ちに充填容器を、安全な場所に移す。
○　上記の措置を講じることができないときは、従業者または必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
○　充填容器が外傷または火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、またはその充填容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

応急措置（八代広域行政事務組合消防本部）

○　必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。
○　保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、県並びに関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、警戒区域を設定して消防活動を実施する。

応急措置（八代警察署）

○　八代警察署は、市、道路管理者及び交通機関に通報する。 ○　ガスの漏出に際しては、施設管理者に対して、緊急遮断措置を講じる。 ○　ガスの種類、性質及び気象条件を考慮して広報活動を推進する。 ○　ガス爆発の危険性がある場合その他必要と認める場合には、現場周辺の交通規制及び付近の地域住民の避難誘導等を実施するとともに、第２次関係機関等（県知事、指定地方行政機関等）に通報する。

２．石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるとともに、速やかに八代警察署及び八代広域行政事務組合消防本部等に届け出るよう指導する。

応急措置（八代広域行政事務組合消防本部）

○　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を図る。 ○　混触発火等による火災の防止措置、並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。 ○　危険物による災害発生時の自衛消防組織等の活動要領に基づいて応急対策を行う。 ○　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺の地域住民に対する人命安全措置及び警戒区域の設定並びに防災関係機関との連携活動を行う。 ○　消防活動は、警防計画に基づき行う。

応急措置（八代警察署）

○　災害発生が予想される場合は、実態調査により特に危険と認められる重点対象施設に対して、警察官を派遣する。 ○　消防隊及び施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。 ○　警戒区域を設定し、交通規制及び施設周辺の地域住民を避難誘導する。 ○　負傷者の救出・救助活動を推進する。

３．火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により、火薬類保管施設が火災、水災等により危険な状態になった時は、製造保安責任者その他施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講じるとともに、速やかに八代警察署及び八代広域行政事務組合消防本部等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

応急措置（施設の責任者）

○　保管または貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
○　道路が危険であるか、または搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水耕等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
○　搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口等を目張で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

応急措置（八代広域行政事務組合消防本部）

○　火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止するなど、警防計画に定める消防活動を行う。
○　施設の責任者及び現場の消防責任者と連携して、応急対策の実施にあたるとともに、警戒区域等を設定する。
○　火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
○　搬出の余裕がない場合には、爆発により危害をうけるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

４．毒物・劇物保管施設の応急措置

毒物・劇物保管施設に関する各機関の応急措置については、次のとおりとする。

応急措置（八代広域行政事務組合消防本部）

○　火災に際しては、施設責任者と連絡を密にして、警戒区域の設定を図るとともに、施設の延焼阻止、及び汚染区域の拡大防止を行う。
○　消防活動は、警防計画に基づき行う。

応急措置（八代警察署）

○　中毒防止方法の広報活動を実施する。
○　施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の援助を行う。
○　警戒区域を設定し、交通規制及び施設周辺の地域住民を避難誘導する。

５．危険物等輸送車両の応急対策

危険物輸送車両に関する各機関の応急措置については、次のとおりとする。

応急措置（八代警察署）

○　事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、関係機関と密接な情報連絡を行うとともに必要に応じて地域住民への広報活動や警戒区域の設定を行う。 ○　危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ、一時使用停止または使用制限の緊急措置命令を発する。

応急措置（八代広域行政事務組合消防本部）

○　災害が拡大するおそれのあるときは、九州経済産業局を通じて、県内または隣接県に所在する高圧ガス防災協議会が指定した防災事業所に対し応援出動を要請する。 ○　危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに消防等の関係機関へ通報する。

第６節　水　防

関係部署・機関

・総務企画対策部、建設対策部、農林水産対策部、消防対策部
・熊本県[河川課、県南広域本部土木部]、八代河川国道事務所

施　策	関係課等
第１　水防組織	危機管理課、関係各課
第２　注意を要する箇所	危機管理課、土木課、各支所
第３　水防機関の活動	危機管理課、関係各課
第４　津波災害時の水防活動	関係各課

基本方針

○　洪水等による浸水被害等の警戒・防御とその被害軽減のため、河川管理者及び気象庁との連携を密にするとともに、事前に危険箇所の状況を消防団または自主防災組織などの力を得て、情報収集にあたるとともに、状況によっては早期の避難を促すものとする。

○　地震・津波により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本市の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地盤のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によってこれらの被害が発生するおそれがある。このような被害があった場合には津波による浸水が広範囲で発生することが予測されている。これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

○　津波は河川遡上するため水防法に基づく津波の警戒・防御とその被害軽減のため、河川管理者及び気象庁との連携を密にするとともに、事前に危険箇所の状況を消防団または自主防災組織などの力を得て、情報収集にあたるとともに、状況によっては早期の避難を促すものとする。

第１　水防組織

気象状況により、災害の発生するおそれがある場合、市は警戒体制をとり、災害情報室を置く。

第２　注意を要する箇所

市内の河川その他、特に注意を必要とする区域及び場所として、国土交通省または県知事が指定し、堤防等の状況により重要度を設定している。

重要水防箇所等は、資料編に示すとおりである。

※重要水防箇所一覧……【資料編Ｐ148】

第３　水防機関の活動

各水防機関は、気象状況等により洪水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した体制をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

※ 根拠法

種　　別	根拠とする法律条文
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2
洪水予報及び水防警報	水防法第 10 条、第 16 条

１．洪水予報

(1) 球磨川洪水予報

国土交通省が、気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表するものである。

発表の種類と基準は、以下のとおりである。

※　平成 19 年 4 月より国土交通省が「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領」により「氾濫」の用語を用いることを定めているため、これに従った表記とする。

ア．指定河川（球磨川）洪水予報の発表基準

種　　別	発表の基準
氾濫注意情報（洪水注意報） （警戒レベル２相当情報［洪水］）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報） （警戒レベル３相当情報［洪水］）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報(洪水警報) （警戒レベル４相当情報［洪水］）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報） （警戒レベル５相当情報［洪水］）	氾濫が発生したとき

イ．国土交通省と気象庁が洪水予報を行う区間

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
球磨川	八代市坂本町から海まで	大野・萩原
前　川	球磨川分派点から海まで	萩原
南　川	球磨川分派点から海まで	

２．水防警報

水防警報とは、河川管理者が、その区間及びその区間を代表する水防警報基準点を定めて、水位等の状況に応じて発表する警報のことである。

水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、関係する地域住民に連絡するとともに水防団を待機させ、または必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報

ア．水防警報の種類と発表基準

種　類	内　　容	発表基準
待　機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は止めることができない旨を警告するもの。	水防団待機水位（レベル１水位）に達し、氾濫注意水位（レベル２水位）に達すると思われるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位（レベル１水位）を超え、氾濫注意水位（レベル２水位）を突破すると思われるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（レベル２水位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき
警　戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	避難判断水位（レベル３水位）・氾濫危険水位（レベル４水位）・計画高水位を超えたとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（レベル２水位）以下に下って、再び増水のおそれがないと思わるとき。

イ．水位の解説

区　分	用　語　解　説
水防団待機水位 （レベル１水位）	水防団が出動のために待機する水位
氾濫注意水位 （レベル２水位）	市長の高齢者等避難（避難行動要支援者避難情報）等の発令判断の目安、地域住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安
避難判断水位 （レベル３水位）	市長の避難指示等の発令判断の目安、地域住民の避難判断の参考
氾濫危険水位 （レベル４水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
計画高水位	堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組みあわせて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したもの。河川の計画上の水位なので、堤防が完成していなければ、この水位より低い水位で氾濫などが発生する可能性がある。

ウ．観測所別水位基準（横石・金剛は参考観測所）（熊本県水防計画）（単位：m）

観測局名	所在地	水防団待機水位（レベル１水位）	氾濫注意水位（レベル２水位）	避難判断水位（レベル３水位）	氾濫危険水位（レベル４水位）	計画高水位
大　野	球磨村	6.50	8.00	10.90	12.20	14.81
横　石	坂本町西部	4.50	5.50	—	—	10.52
萩　原	萩原町１丁目	2.00	3.50	4.40	4.70	5.36
金　剛	鼠蔵町	2.50	—	—	3.50	4.37

エ．国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	区　　域
球磨川	大　　野	左岸　　八代市坂本町瀬戸石まで
	萩　　原	左岸・右岸　八代市坂本町から海まで
前　川	萩　　原	左岸・右岸　球磨川分派点より海まで
南　川		左岸・右岸　球磨川分派点より海まで

※球磨川洪水予報伝達系統図……【資料編Ｐ145】

(2) 知事が発表する水防警報

ア．水防警報の種類と発表基準

種　類	内　　容	発表基準
待　機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は止めることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認められるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量、その他の河川状況により氾濫注意水位（レベル２水位）を超えるおそれがあるとき。
警　戒	洪水により、相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、地域住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、避難判断水位（レベル３水位）に達し、さらに上昇し、氾濫危険水位（レベル４水位）に達するおそれがあるとき。
厳重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、地域住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、氾濫危険水位（レベル４水位）に達し、さらに上昇し、氾濫するおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（レベル２水位）以下に下降したとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

イ．水位の解説

(1) イ．水位の解説に同じ

ウ．水防警報対象量水標の設定水位（熊本県水防計画）(単位：m)

河川名	観測所名	水防団 待機水位 （レベル１水位）	氾濫 注意水位 （レベル２水位）	避難 判断水位 （レベル３水位）	氾濫 危険水位 （レベル４水位）
氷　川	松本橋	1.35	2.23	2.23	2.65
	立　神	2.34	3.34	3.34	4.18
	落　合	2.06	3.22	3.72	4.52
河俣川	早瀬橋	1.65	3.51	3.51	3.60
	河　俣	1.27	2.55	2.62	3.17
大鞘川	第２大鞘橋	3.52	3.95	4.87	4.99
	千丁町北村	0.75	1.51	1.77	1.97
鏡　川	鏡　川	3.32	3.54	3.54	3.70
水無川	水無川	1.43	1.77	1.89	2.09
二見川	二見川	1.02	1.36	1.36	1.83

エ．知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区　　域
氷　川	松本橋	左岸：八代郡氷川町宮原（氷川大堰）から海まで
		右岸：八代郡氷川町立神（氷川大堰）から海まで
	立　神	左岸：河俣川合流点から八代郡氷川町宮原（氷川大堰）まで
		右岸：河俣川合流点から八代郡氷川町立神（氷川大堰）まで
	落　合	左岸：八代市泉町栗木野添から八代市泉町下岳（氷川ダム）まで
		右岸：八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳（氷川ダム）まで
河俣川	早瀬橋	左岸：八代市東陽町南 1869 番地先の東陽橋から氷川合流点まで
		右岸：八代市東陽町南 2509 番地先の東陽橋から氷川合流点まで
	河　俣	左岸：美生川合流点から八代市東陽町南 1869 番地先の東陽橋まで
		右岸：美生川合流点から八代市東陽町南 2509 番地先の東陽橋まで
大鞘川	第２ 大鞘橋	左岸：夜狩川合流点から海まで
		右岸：夜狩川合流点から海まで
	千丁町 北村	左岸：八代郡氷川町早尾字小柳 237 番 1 地先国道 3 号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
		右岸：八代郡氷川町早尾字小柳 237 番 1 地先国道 3 号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
鏡　川	鏡　川	左岸：八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで
		右岸：八代市鏡町下有佐字桑本の県管理上流端から海まで

河川名	観測局名	区　　域
水無川	水無川	左岸：八代市妙見町字寺山 2522 番 8 地先（県道橋中宮橋）上流端から八代市古閑浜町字産島 3758 番 6 地先（県道橋産島橋）下流端まで
		右岸：八代市妙見町字中宮 2520 番 1 地先（県道橋中宮橋）上流端から八代市古閑浜町字産島 3758-2 地先（県道橋産島橋）下流端まで
二見川	二見川	左岸：八代市二見本町字札ノ元 1434 番 1 地先の市道橋上流端から海まで
		右岸：八代市赤松町字赤松 41 番 1 地先の市道橋上流端から海まで

３．水防配備体制及び活動内容

第１節「応急活動体制」に準じる。

４．水防（消防）団の体制及び活動

水防警報が発表された時、水防管理者（市長）は以下のとおり、消防団を出動させるものとする。

(1) 出　動

水防管理者（市長）は次の場合、直ちに消防団に対し、警戒配備への配置を指示する。

- ○　水防警報が発表された時
- ○　知事から出動の指示があった時
- ○　河川の水位が氾濫注意水位（レベル 2 水位）に達した時
- ○　その他必要と認めた時

(2) 活　動

水災の発生が予想される時、または発生した時は、次のとおり水防活動を実施する。

ア．水防（消防）隊の編成

水防（消防）隊の「警戒配備」の指示の発令を受けた時は、別命を待たず、次の体制に入り、水防警備体制を強化するものとする。

①　水防（消防）団

消防団は自動的に切り替え、本部を水防（災害対策）本部内におく。

② 八代広域行政事務組合消防本部の消防隊

八代広域行政事務組合消防本部の消防隊は、必要に応じて職員を非常招集し、強化する。

イ．監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視、警戒を実施する。

また、資機材準備を行う。

ウ．水防作業の実施

水防管理者（市長）の要請があった時、または監視警戒の状況報告その他により以下のような状況が認められた時は、必要部隊を運用し水防作業にあたる。

○　天端の亀裂または沈下 ○　堤防の越水状況 ○　橋梁その他構造物と堤防との取付部分の異常

エ．警戒区域の設定

水防管理者（市長）または消防団長は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入り禁止、立ち入り制限、区域外への退去を命ずる。

オ．決壊時の措置

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が発生したときは、災害対策本部長に対し、その旨を報告する。

カ．協力応援

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が生じたときは、災害対策本部長を通じて、八代警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時またはそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、または水防資機材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

キ．水防活動体制の解除

水位が氾濫注意水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは、災害対策本部長に報告する。

５．湛水排除、大規模土砂災害、天然ダム等への対応

市域において、洪水・高潮の浸水による長期湛水が発生した場合、また大規模かつ同時多発的な土砂災害が発生した場合、また河道内への土砂崩落による天然ダム

等が発生した場合で、応急対策にあたり、高度な機械力や技術的な支援が必要な場合には、九州地方整備局との「八代市における大規模な災害時の応援に関する協定」等に基づき、応援要請を行う。

６．特定緊急水防活動

市域において著しく激甚な災害が発生した場合、国土交通大臣が水防上緊急を要すると認める場合は、水防法第 32 条に定める、国が直接に現地において行う「特定緊急水防活動」が行われる場合がある。

国土交通大臣が当該特定緊急水防活動を行う場合には、市（水防管理者）にその旨を通知することとなっており、その際には、国土交通大臣と市のそれぞれが担当する水防活動の内容、区域等について調整を行う。

第４　津波災害時の水防活動

津波の場合であっても、水防警報等が発表された場合の対応は、風水害時の場合と同様に水防活動を実施することになるため、同節「第１～第３」を準用するとともに、以下の事項に留意する。

１．安全配慮

津波の場合においては、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- ○　当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- ○　危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ○　作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- ○　作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
- ○　その他、地域の実状に応じた安全確保に配慮すること。

２．河口部、海岸部の水門・閘門等

河口部、海岸部の水門・閘門等管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防時においては、適正な操作を行い、津波による浸水の軽減、防止に努めるものとする。

特に、津波警報が発表された場合には、操作員の安全を最優先したうえで、各施設の操作（管理）規程等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第７節　災害時の警備・交通規制

関係部署・機関

・建設対策部、関係各対策部

・八代警察署、他関係機関

施　策	関係課等
第１　道路の交通規制	土木課
第２　緊急通行車両	土木課、関係各課

基本方針

○　大規模災害時には、道路・橋梁・信号機・交通標識等の破損、停電による信号機・交通表示板の停止、放置車両等による交通障害物の発生、道路不通箇所の発生など、市域の広い範囲にわたり道路交通の混乱が生ずることが予想される。

○　また、被災者が避難所へ避難した後の不在家屋や事務所・店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法、放火等の犯罪行為が予想される。

○　このため、市民の生命、身体・財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

第１　道路の交通規制

１．実施責任者

土木班長は、災害時の幹線道路の通行確保を実施する。

建設対策部長は、市内の交通状況を把握し、八代警察署に必要な交通規制の要請を行う。

２．交通規制道路

緊急に通行確保すべき幹線道路は、次に掲げる原則に基づき、あらかじめ定められた道路とする。

○　本市と近隣市町村を接続する幹線道路
○　避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
○　病院等の主要公共施設または防災関係機関を接続する道路
○　上記道路の通行確保が困難である場合は、これに代わるべき道路

３．交通規制の内容

(1) 土木班の交通対策

土木班は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路・橋梁上に危険標識の設置及び通行止め措置を行う。

(2) 公安委員会の交通規制

ア．公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第４条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ．公安委員会は、県内または隣接・近接県の地域に係わる災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めたときは、災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止または制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 八代警察署長の交通規制

八代警察署長（高速道路交通警察を含む）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第５条または第 114 条の３の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア．警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険または交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第６条または第 75 条の３の規定により、交通の規制を行うものとする。

この場合、信号機の表示する信号に係わらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

イ．警察官は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、通行禁止区域等（前記(2)イにより通行を禁止または制限されている道路の区間または区域をいう。以下同じ）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対して、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命

ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア．自衛官及び消防吏員(以下、「自衛官等」という)は、災害対策基本法第 76 条の３第３項及び第４項の規定により、警察官がその場にいない場合に限り、前記(4) イの職務の執行について行うことができる。

イ．自衛官等は、前項の命令をし、または措置をとったときは、直ちにその旨を八代警察署長に通知する。

(6) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

※ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

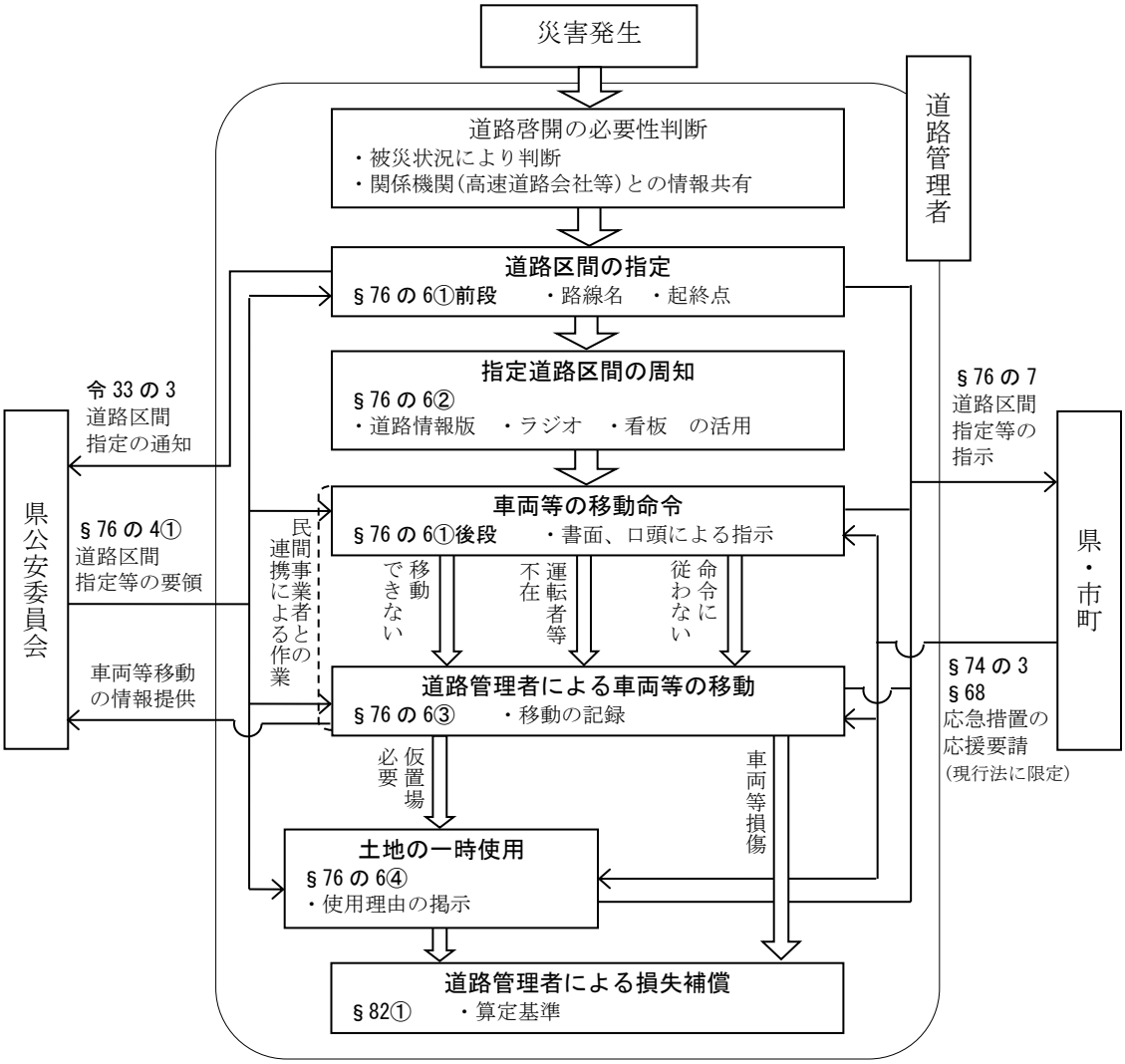

※明朝体の文言は、法律・政令には位置づけられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。
※図中の「§７６の６①前段」等は、「災害対策基本法」の条項該当。
※図中の「令３３の３」は、「災害対策基本法施行令」。

「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」(H26.11・国土交通省)

４．交通規制の指針

○　前記３(2)イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
○　緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止または制限を行う。
○　交通規制を実施するため、必要により交通検問所を設置する。
○　交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、または現場における警察官の指示等により行う。

第２　緊急通行車両

１．緊急通行車両

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

○　車両の使用者は、知事または公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
○　前項の確認をしたときは、知事または公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。
○　交付された標章は、運転席反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備え付ける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

○　事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は、当該車両の本拠地を管轄する八代警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。
○　審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
○　災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警察本部、八代警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

(3) 緊急通行車両の限定について

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて概ね以下のとおりとする。

ア．第一段階（災害発生直後の初動期）

○　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
○　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
○　交通規制に必要な人員、物資
○　後方医療機関へ搬送する負傷者等
○　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
○　緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

イ．第二段階（応急対策活動期）

○　前記アの継続
○　食料、水等生命維持に必要な物資
○　傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

ウ．第三段階（復旧活動期）

○　前記イの継続
○　災害復旧に必要な人員、物資
○　生活必需品

２．道路管理者の通行の禁止または制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、または制限するものとする。

第８節　緊急輸送

関係部署・機関

・建設対策部、財務対策部、総務企画対策部、農林水産対策部

・防災関係機関

施　策	関係課等
第１　緊急輸送の範囲	
第２　緊急輸送道路の確保	土木課、危機管理課
第３　輸送手段の確保	危機管理課、関係各課
第４　臨時ヘリポートの開設	危機管理課
第５　海上輸送	水産林務課
第６　被災者の緊急輸送	企画政策課

基本方針

○　大規模な災害が発生した場合、国は、全省庁的な災害援助体制を組むとともに陸・海・空の３つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送ルートの確保にあたる。県もまたそうした計画を基に全域を結ぶ緊急輸送ルートを確保する。

○　そのため、市域においては、通常の輸送体制が大きく混乱するものと想定し、陸上、航空及び海上の３つの緊急輸送ネットワークを確保する。

第１　緊急輸送の範囲

市、熊本県及び防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

○　消防、救助、救急及び医療（助産）救護のための要員、資機材及び車両
○　医療（助産）救護を必要とする人
○　被災地から避難を要する人
○　医療品、医療用資機材
○　災害対策要員
○　食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
○　応急復旧用資機材
○　自動車燃料、家庭用 LP ガス、ボイラーや自家用発電燃料
○　その他災害対策に必要な物資及び人員

第２　緊急輸送道路の確保

１．緊急輸送道路の確保順位

防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように、建設対策部は、建設業者等の協力を得て、防災班が早期の通行確保を求める路線から順次確保するものとする。

なお、被害状況により確保することが困難な場合には、状況に応じて、代替えとなる道路を確保するものとする。

また、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

２．道路確保作業の内容

(1) 道路維持出張所・県土木部

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去を実施する。

○　国道及び県道について、市から被害箇所を発見した旨の通報を受けた時は直ちに必要な指示もしくは関係機関への通報を行い、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策を講じる。
○　応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する破損・倒壊物等交通上障害となる物の除去を行い、救援活動のための車両用走行帯を確保する。
○　陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

(2) 建設対策部

建設対策部長は、本部長（市長）の指示があったとき、もしくは大規模な災害が発生したときは、次のとおり緊急輸送道路の確保のための作業を実施するものとする。

○　緊急輸送道路となりうる道路の被害状況を確認し、災害対策本部に報告する。
○　災害対策本部から指示された必要箇所の確保を図る。
なお、被害の状況により応急修理ができないと判断されるときは、八代警察署等の関係機関と連絡の上、通行止め等の必要な措置をとる。
○　道路確保作業中の安全と円滑な道路交通の確保に留意する。
○　人員、車両、資機材等に不足があるときは、応援要請を県対策本部に求める。

(3) 八代警察署

八代警察署は、交通確保の観点から、交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

第３　輸送手段の確保

防災班は、車両を効率的に管理し、必要な車両の調達を行うとともに、防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により、可能な限り協力するものとする。また、調達は各部からの車両調達要請に基づき実施するが、市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両については、協定先からの調達や市内の輸送業者等からの借上げにより、迅速な対応を図る。

また、道路、橋梁等の損壊等により車両による通行ができない場合、もしくは著しく緊急性を要する場合には、本部長（市長）の指示に基づき防災班は、自衛隊等の公共機関が所有するヘリコプターの出動を要請し、災害応急対策の迅速な実施に万全を期するよう努めるものとする。

１．車両等の調達

(1) 車両調達方法の優先順位

各部の要請に基づく必要車両の調達方法の基本的な優先順位は、次のとおりである。

- ○　各班専用管理車両の各班利用
- ○　市有車両の運用
- ○　各部の専用管理車両の他部への柔軟な運用
- ○　外部からの車両の調達
- ○　県への要請もしくは調達あっせんの依頼

(2) 借上げの準備

災害の状況により、必要と認めるときは、防災班はあらかじめ次のとおり、輸送業者等から車両の借上げの準備を行っておくものとする。

○　借上げ可能な車両の調査

○　車両の用途

借上車両の用途は、概ね次のとおりとする。

・生活必需品及び政府食料等の輸送

・障害物の除去及び運搬

・その他必要な運搬

○　車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

○　借上料金

借上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体または当該業者等と令和２年４月に告示された「標準的な運賃」及び標準約款の適用を基本として取り決める。

(3) 燃料の調達

経済文化交流対策部では、各部（班）の専用管理車両、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行うものとする。

調達は、協定先からの調達や市内業者から、車両等燃料の単価契約に基づき実施する。

２．配車計画

総務企画対策部は、次のとおり車両を効率的に管理し、配車を行うものとする。

(1) 配車基準

○　災害時において各部の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両並びに調達車両の配分または併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画をたて、輸送力の確保に万全を期するものとする。
○　職員が保持する免許（車両、建設機械、船舶）の種類及び条件等を把握し、災害時における各部に配分する車両をあらかじめ定めておくものとする。
○　災害の状況に応じて必要となる車両について各部、防災関係機関及び市の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。

(2) 配車手続

○　各対策部長は車両を必要とする場合は、次の事項を明示し防災班に請求する。
- 使用目的
- 車種及び積載量（トン数）
- 乗車人数（運転手を含む）
- 輸送区間（積地、卸地）
- 必要な荷役装置（パワーゲート、クレーン装置）
- 車両形状（箱型、平ボディなど）
- 台数
- 使用期間
- 調達先

○　防災班は、必要台数を調達し準備が整い次第、速やかに請求した各部に引き渡す。

(3) 車両運行等の記録

防災班は、配車車両の輸送記録、燃料の受け払い及び修理費等について記録し、その業務完了後直ちに本部長（市長）に報告するものとする。

３．緊急輸送車両の確認

災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急交通路が指定された場合は、指定車両以外は通行が禁止されるため、次のとおり確認を受けるものとする。

(1) 確認担当課

緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、次の場所で受けるものとする。

○	熊本県	：危機管理防災課
○	県警本部	：交通規制課
○	八代警察署	：交通課

(2) 確認手続

車両の使用者は、「緊急輸送車両即時（事前）確認申請書」に輸送目的、経路その他所定の事項を記載の上、申請し、緊急輸送車両としての確認を受けたときは、災害対策基本法施行細則に定める証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受けることができる。

※緊急通行車両確認標章……【資料編Ｐ155】

４．ヘリコプター輸送の要請

県防災消防ヘリコプター、自衛隊及び公共機関等のヘリコプターによる輸送の出動要請については、総務企画対策部長が本部長（市長）の指示に基づき、県知事（危機管理防災課）に対して行う。

※熊本県防災消防ヘリコプター応援協定……【資料編Ｐ157】

第４　臨時ヘリポートの開設

１．開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県知事または本部長（市長）の指示によるものとする。

総務企画対策部長は、本部長（市長）の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

開設が決定された場合は、開設場所を所管する担当課へ伝達するとともに、開設を求める。

２．開設の方法

臨時ヘリポートの開設は、次のとおり行う。

(1) 地表面の条件

○　舗装された場所が最も望ましい。
○　やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン等により、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥しているときは十分に散水する。
○　草地の場合は、硬質で丈の低いものでなければならない。

(2) 着陸点の表示

着陸点には、下記基準のＨの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定並びに確認ができるよう吹き流し（または旗）を掲揚し、または発煙筒を焚き、安全進入方向を示す。

ア．Ｈの記号の基準

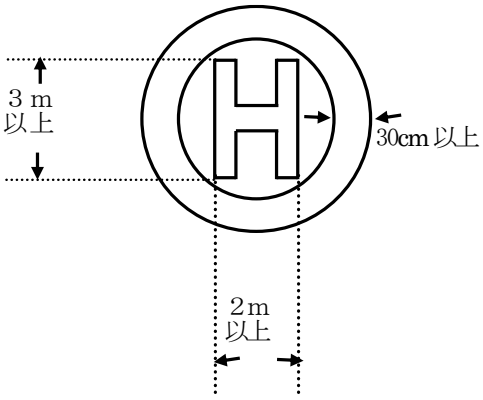

通常は白色（石灰）
積雪時は、墨汁、赤絵の具等で明瞭にする

イ．吹き流しまたは旗の大きさ等の基準

（吹き流し）

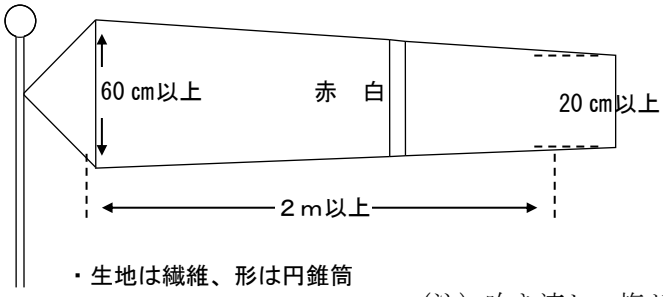

（旗）

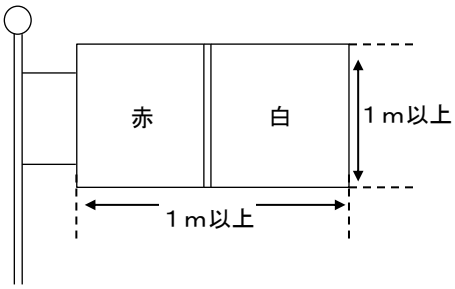

（注）吹き流し、旗が無い場合は発煙筒を焚き示す。

(3) その他の留意事項

○　離発着時は、風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと。
○　救急車及び輸送車両の出入に便利なこと。
○　電話その他の通信手段の利用が可能であること。
○　緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第５　海上輸送

被災地域周辺の道路が渋滞や道路の閉鎖等により、輸送路として機能しない場合において、緊急性を伴わない物資または多量な物資の運搬等については、船舶の協力を得て輸送を行う。

１．海上輸送船舶

船舶等による海上緊急輸送については、主として八代海上保安署所属船舶の優先出動により当たるものとするが、必要に応じ、防災班は八代海上保安署を窓口とし第十管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の派遣要請または九州運輸支局の協力を得て応急輸送船舶の確保に当たる。

同様に、水産林務班は、漁業組合等関係機関の協力を得て応急輸送船舶の確保に当たる。

２．輸送ルートの確保

市災害対策本部は、港湾・漁港施設等の被害状況に基づき海上輸送ルートを定める。

港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、八代海上保安署等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに、海上輸送ルートの確保に努める。

第６　被災者の緊急輸送

被災者の緊急輸送を行う場合、企画・情報班は、消防、警察、自衛隊等との連携の下、あらゆる手段を講じて、緊急輸送等の情報等をあらかじめ被災者に伝達するものとする。

第９節　救援物資の受入れ・配分、トイレ数の確保

関係部署・機関

・経済文化交流対策部、農林水産対策部
・事業者

基本方針

○　大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、物資集積拠点の速やかな開設及び避難所までの輸送体制の確保を行い、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

１．不足物資の把握

現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。特に、仮設トイレ等の確保にあたっては、児童、女性、高齢者、障がい者等に配慮して必要数量を把握するものとする。

なお、不足物資の供給に関して市のみで対応できない状況の場合は、県に救援物資の支援要請を行うものとする。

２．受入れ・供給体制の確立

(1) 物資集積拠点

物資の受入れ、輸送を行う物資集積拠点は、次のとおりである。

物資集積拠点

拠点名	所在地	備考
八代熊交株式会社倉庫	八代市鏡町鏡 1159-24	災害時等における物資受入・配送拠点の確保に係る協定（H30.2.16）

(2) 受入れ・供給体制の確立

物資集積拠点に管理責任者を配置し、管理及び配分をするものとする。

管理責任者は、届けられた物資を適切に受入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、協定を締結した（公社）熊本県トラック協会等と協力して、避難者に効率的に輸送するための供給体制を確立する。

また、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第 10 節　避難対策

関係部署・機関

・関係各対策部

・防災関係機関

・自主防災組織

施　策	関係課等
第１　避難計画	関係各課、危機管理課
第２　高齢者等避難の発令	危機管理課
第３　避難指示の発令	危機管理課
第４　緊急安全確保の発令	危機管理課
第５　避難の誘導	関係機関
第６　要配慮者への配慮	健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課、こども未来課、国際課、消防団
第７　指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設	危機管理課、関係各課
第８　避難所の運営	避難施設担当課
第９　防火対象物等における避難対策等	学校教育課、教育政策課、教育施設課
第１０　広域的避難収容	危機管理課
第１１　被災者等への的確な情報伝達活動関係	関係各課

基本方針

○　災害の切迫状況に応じて本部長（市長）は避難指示等を発令する。

総務企画対策部長は、避難指示等が発令された場合、あらかじめ指定された避難場所等に市職員を派遣するなど、避難収容者の整理や避難予定場所への避難誘導にあたる。

その他、本部長（市長）は、避難所の開設、運営方法、手順、担当者の役割等の指針を示し、避難者が混乱せず安心して避難できるように配慮する。

○　避難行動要支援者の避難は、自主防災組織や民生委員、児童委員、市政協力員などが中心となり、地域の協力によって情報伝達や避難支援ができるように努める。

第１　避難計画

１．避難計画の策定

市の公共施設及び医療福祉施設の管理者は、来訪者・入所者の安全な避難のための避難計画を策定するものとする。

その他、民間の事業所においても、自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務または出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

２．避難の完了報告

大規模災害が発生し、避難指示が発令されたとき、または自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり災害対策本部長への完了報告を行うものとする。

(1) 市の施設

各施設の管理者は、次の図のとおり総務企画対策部を通じて、避難の完了を報告しなければならない。

なお、連絡の方法は防災行政情報通信システム、一般加入電話、ファクシミリ等、または伝令によることとする。

(2) 市以外の施設、事業所等

市以外の施設、事業所等の管理者は、次図（避難完了報告及び確認の流れ）のとおり市災害対策本部へ報告するものとする。

教育対策部長は、市立施設とあわせて市内の教育施設分を集約し、災害対策本部長へ報告するものとする。

健康福祉対策部長は、市立施設とあわせて、市内の福祉施設分を集約し、災害対策本部長へ報告するものとする。

経済文化交流対策部長は、市内の事業所、工場その他の施設の状況を集約し、災害対策本部長へ報告するものとする。

避難完了報告及び確認の流れ

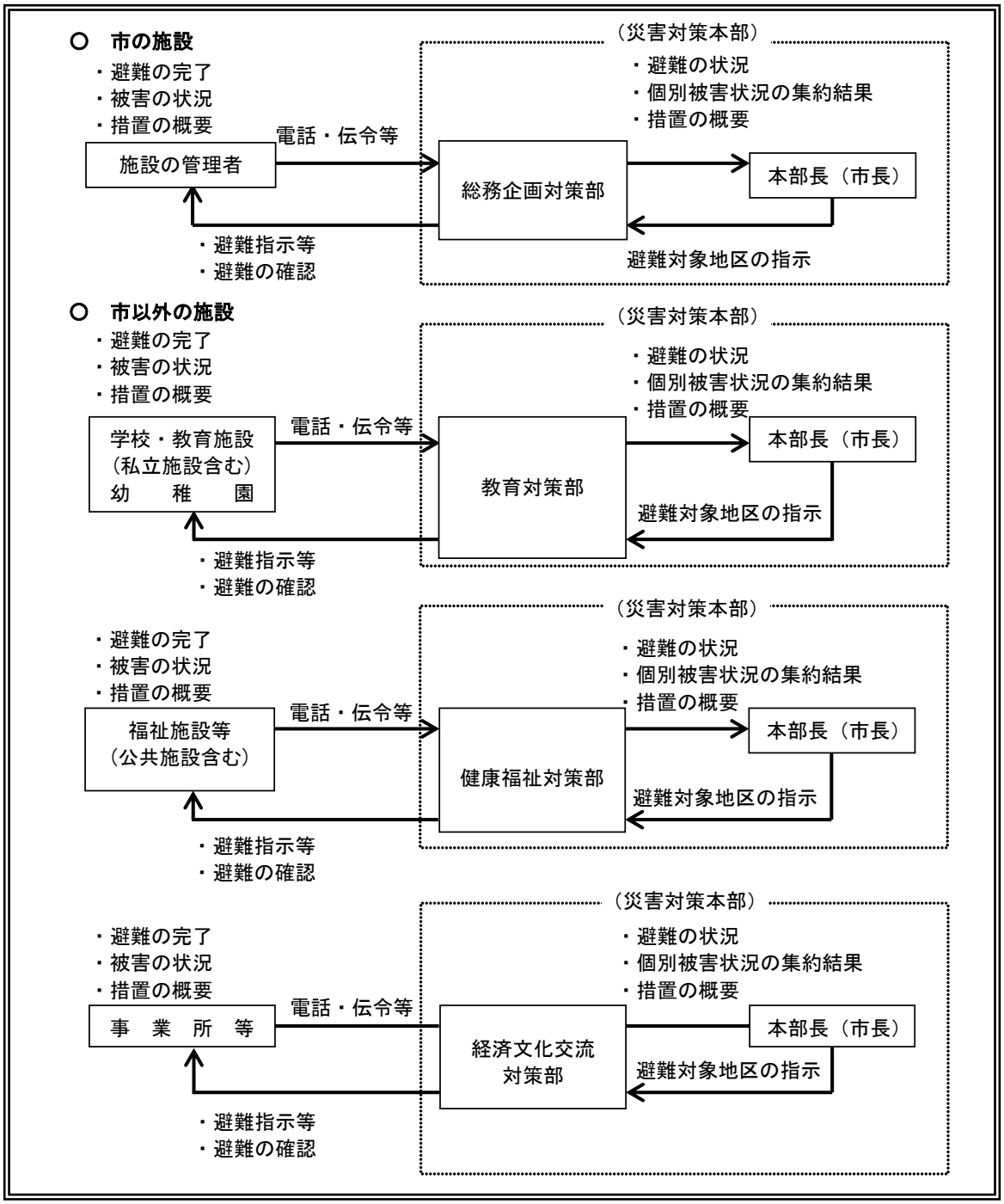

３．浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第 14 条第１項の規定に基づき、国土交通省九州地方整備局により指定された球磨川にかかる浸水想定区域及び熊本県（河川課）により指定された河川（氷川・大鞘川・河俣川・水無川・二見川・鏡川）にかかる浸水想定区域について、水防法第 15 条の規定により、次のとおり警戒避難体制を定める。

○　浸水想定区域内の地域住民等は、市から自主避難の呼びかけがあった場合、越水や破堤の危険を感じた場合には、堅牢な建物の上階またはあらかじめ自分で探しておいた知人宅や高台等に自主避難する。
○　浸水想定区域内の地域住民等は、市から避難指示の発令があった場合、越水や破堤のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、堅牢な建物の上階または市が指定する避難場所に避難する。
○　避難にあたっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、災害に関する情報、予報及び警報が発令された場合には、下記のとおり速やかに伝達するものとする。

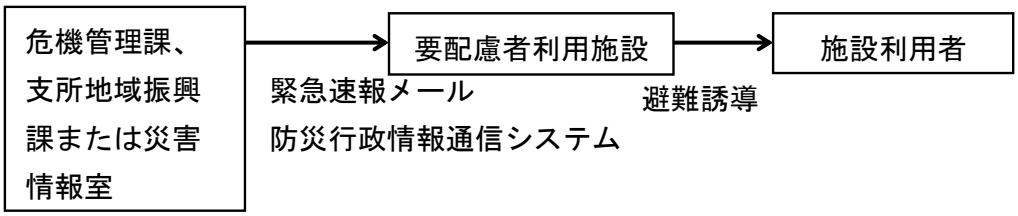

※要配慮者利用施設一覧……【資料編Ｐ106】

４．土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

土砂災害防止法第７条の規定に基づき、土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、次のとおり警戒避難体制を定める。

○　市と指定区域の地域住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定し、周知する。
○　指定区域の地域住民等は、市から「避難指示」があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
○　市と指定区域の地域住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。
○　市は、警戒避難を確保するうえで重要な事項を地域住民に周知するため、必要な事項を記載した印刷物（防災マップ等）の配布その他必要な措置を講じるものとする。
○　市は、県から「土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）」が伝達された場合には、下記のとおり指定区域の属する支所、出張所、コミュニティセンターと管轄の消防団（以下、「指定区域情報連絡責任者」という）に情報を伝達し、警戒を呼びかけるとともに、前兆現象の確認を指示する。
○　また、市は、避難指示等の発令を決定した場合には、指定区域情報連絡責任者に伝達し、地域住民及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して避難を呼びかけるとともに避難場所への誘導を行う。

情報の伝達範囲及び伝達方法

西部：土砂災害の危険度分布メッシュ情報において「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）の掛かる地区（行政町内単位に伝達）
伝達地区については、危機管理課で判断

東部：土砂災害の危険度分布メッシュ情報において「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）の掛かる地区（行政区単位に伝達）
伝達地区については、支所地域振興課で判断

＊西部：旧八代市、千丁町、鏡町

＊東部：坂本町、東陽町、泉町

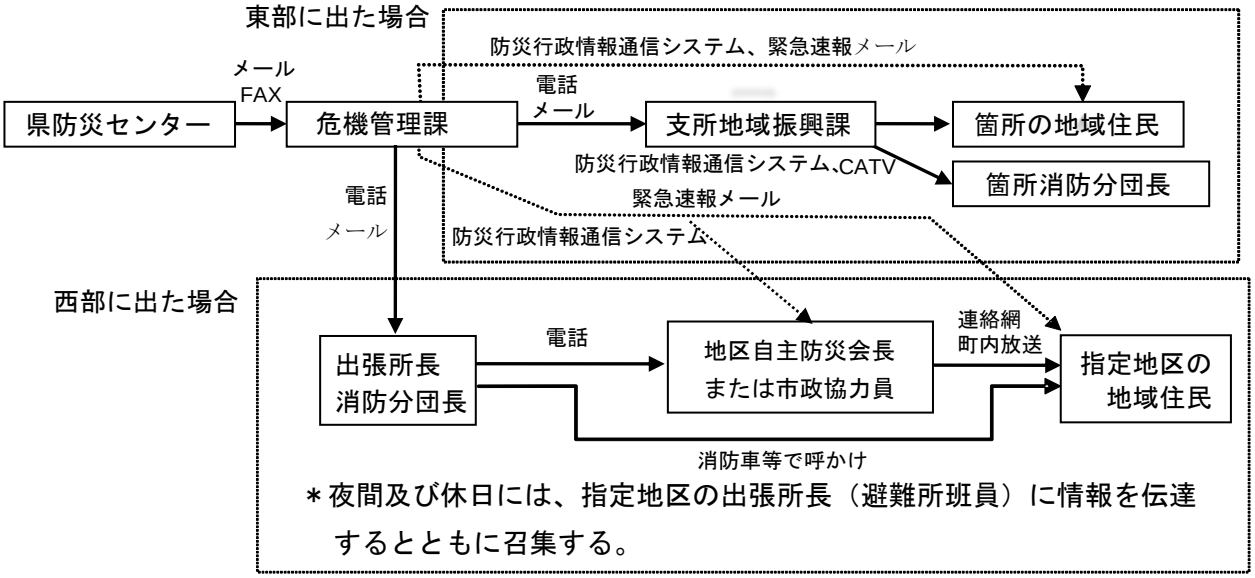

※土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制……【資料編Ｐ50】

第２　高齢者等避難の発令

本部長（市長）は、大雨による河川の氾濫や土砂崩れなど、災害が発生するおそれが高まり、避難に時間を要する高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が避難を始めなければならないとき、避難指示を発令するよりも前に、高齢者等避難の発表を指示する。

また、市は低平地が海岸線に広範囲に広がっており、地震より堤防が被害を受けた場合には津波による浸水の到達が地震直後となる地域も存在していることから、津波注意報・警報が発表された場合には、高齢者等避難は発表せず、避難指示を発令するものとする。

なお、津波発生のおそれがない場合で、避難時の周囲の状況により、避難所等への移動を行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。広報手段については、避難指示の伝達手段と同様とする。

第３　避難指示の発令

１．実施責任者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、以下のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

避難指示発令の責任者と要件等

職権を行使する者	発令を行う要件	根拠法規
市　　長	○　市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、指示を行う。 ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置を市長に代わって実施する。	災害対策基本法 第 60 条
警 察 官	○　市長が措置をとることができないと認められるとき、市長から要請があったとき、もしくは市民の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の市民に避難を指示する。	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条
水防管理者 （市長）	○　洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条
県 知 事 県 職 員	○　洪水及び地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に避難を指示する。	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条
自 衛 官	○　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難を指示する。	自衛隊法 第 94 条

２．実施責任者の報告等の義務及びその連絡系統

(1) 市　長

災害対策基本法第 60 条による避難指示を実施した場合は、知事に報告する。

なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。

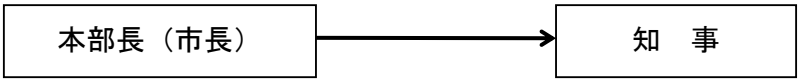

(2) 警察官

災害対策基本法第 61 条による措置を行った場合、避難指示を実施したことを市長に通知する。

警察官職務執行法第４条による措置を行った場合、避難指示を実施したことを知事に報告する。

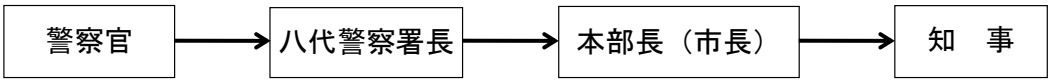

(3) 水防管理者

水防法第 29 条による措置を行った場合、避難指示をしたことを八代警察署長に通知する。

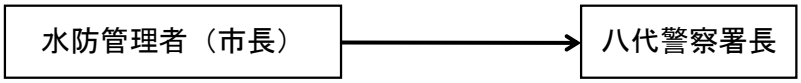

(4) 災害派遣部隊の自衛官

自衛隊法第 94 条により、避難指示を実施したことを防衛大臣の指定する者に報告する。

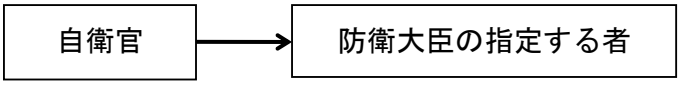

３．避難指示の基準

避難指示の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるため、避難指示の判断・伝達マニュアルにおいて定めている。

実施責任者は、避難指示の発令時機を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

また、夜間・早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を、躊躇なく発令するものとする。その際は、他の

自治体の動きを確認し、県、気象台と連携をとることとする。

さらに、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が高齢者等避難の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示を発令するといった運用等を行うものとする。

(1) 洪水の場合

ア．水位観測の施設がある河川

洪水予報河川（球磨川）は、洪水予報河川については、雨量の実況値と予測値、流域形態、地質等によって異なる流出・流下過程を勘案し、さらにダム等の貯留施設の運用も考慮した上で、水位予測が提供されるため、これを活用して、その後の水位上昇の見込みを把握し、発令の判断材料とする。

水位周知河川（県管理河川）等は、洪水予報河川（球磨川）と比較して、流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する場合が多く、氾濫注意水位（レベル 2）や避難判断水位（レベル 3）を超えた後、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達する場合があるため、高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに避難指示を発令することが必要となる場合があることに留意する。

また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害では、橋の欄干や橋脚などに流下物（樹木やビニールハウス、被災家屋など）が堆積し、越水等を想定していなかった箇所において浸水害が発生した事案なども教訓とする必要がある。

イ．

イ．氾濫注意の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川

巡回の強化、地域住民からの通報体制を確立すること等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

なお、水防団等による漏水等の河川状況の報告を踏まえ、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、また、破堤や決壊等が確認された場合は直ちに避難指示を発令するものとする。

(2) 高潮の場合

土地の高さが当日の天文潮位（潮汐表）における満潮時の潮位よりも低い地区、あるいはそれ以上の地区であっても、過去の高潮被害において床上浸水以上の記録のある地区においては、当該地区の地形条件も踏まえ、堤防等が整備されている地区にあっても、次の状況をすべて満たす場合には速やかに避難の措置をとるものとする。

○　当該地区が台風の暴風警戒域の予報円内にある場合
○　台風の接近時間帯（概ね暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮もしくはその前後の時間帯に重なる場合
○　当該地区において強風が吹き込む方向に入り江を形成している地形である場合

また、上記にかかわらず潮位観測の数値の把握、巡回の強化、地域住民からの通報体制を確立すること等により潮位の把握に努め、異常な潮位の上昇が確認された場合には避難の措置をとるものとする。

さらに、高潮と波浪が重なって起こる越波については、海岸隣接地において被害が発生するおそれがあるため、特に警戒するものとする。

なお、台風等の暴風域に入る前に暴風警報または暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要がある。

熊本県における発令基準

警戒レベル３高齢者等避難	警戒レベル４避難指示	警戒レベル５緊急安全確保
○高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル４避難指示を発令する可能性があるとき ○台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合 ○台風の上陸２４時間前に、特別警報発表の可能性について、県気象情報や気象庁の記者会見等で言及されたとき	○高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想されるとき ○台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令するような状況が想定される場合 ○高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及されている場合、その前の夕刻時点において避難指示を発令	○水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認されたとき ○潮位が危険潮位を超える場合 ○高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合

(3) 豪雨の場合

豪雨時には土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがあるため、市は県から伝達される「土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）」を参考として、避難指示の判断を行うものとする。

具体的には、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の発表や土砂災害の前兆現象の発見といったそれぞれの判断要素が避難指示の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が高齢者等避難の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示を発令するといった対応に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所等においては、近隣の災害発生情報の収集に加え、地域住民等からの通報や情報収集に努め、次のような兆候（前兆現象）が確認された場合には、速やかに避難の措置をとるものとする。

ア．がけ、急傾斜地

・小石がぱらぱら落ちる。
・地面にひび割れができる。
・斜面から濁った水が流れ出る。
・地鳴りがする。

イ．渓　流

・渓流内で転石が流れる音がする。
・流木が発生している。
・流水が異常に濁る。
・土臭いにおいがする。
・地鳴りがする。
・雨が降っているにもかかわらず、渓流の水位が下がる。

ウ．地すべり地

・落石や小崩壊が見られる。
・樹木の根が切れる音がする。または樹木が傾きだす。
・地鳴りがする。

エ．その他土砂災害の兆候が確認されたとき

熊本県における発令基準

警戒レベル３高齢者等避難	警戒レベル４避難指示	警戒レベル５緊急安全確保
○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合に警戒レベル３高齢者避難を発令することを基本とする。 ○土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路からの安全な通行が困難となる場合 ○夜間・未明に警戒レベル３高齢者等避難を発令するような状況が想定されるときは、その前の夕刻時点において発令	○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の発表をもって、直ちに警戒レベル４避難指示を発令することを基本とする。 ○土砂災害の危険度分布メッシュ情報において「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なったとき ○土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の基準に到達」 ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき	○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）の発表を警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料にする。 ○土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（実況で土砂災害情報の基準に到達）または「災害切迫（黒）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合 ○家屋の倒壊や道路の崩壊等、人的被害につながるおそれがある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル５緊急安全確保の発令の判断材料にする。

(4) 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害が起こることが予想され、生命・身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

(5) 地震の場合

○　建築物の倒壊の危険や火災発生のため、避難の必要が生じたとき ○　土砂災害の危険が切迫しているとき ○　危険物取扱施設の爆発など、二次的災害の発生するおそれがあるとき

(6) 津波の場合

避難の指示は、津波の注意報・警報を基本とし、海岸監視やその他の情報を積極的に収集し、それらを総合的に判断して発令する。

＊避難地域及び避難場所については、熊本県地震・津波被害想定調査における津波浸水想定区域に基づき定める。ただし、地区ごとの詳細な避難地域及び避難場所については、今後、策定予定の津波避難計画において避難困難地や避難目標地点の検討を踏まえ定めるものとする。

ア．津波注意報・津波警報が発令された場合

避難の指示は、津波の注意報・警報を基本とし、海岸監視やその他の情報を積極的に収集し、それらを総合的に判断して発令する。

なお、今後、必要に応じて津波シミュレーション等を実施し見直しを図っていく。

イ．大津波警報が発令された場合

要避難地域の住民はただちに避難をさせる。（避難指示の発令）

※津波・水害避難ビル一覧……【資料編Ｐ28】

４．避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人とする。

なお、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、対象地区の地域住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

５．避難指示の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

なお、市長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。そのために、消防団、自主防災会、市政協力員などから現地の情報の入手に努めるものとする。

避難指示の内容

○　避難対象地域（地域・地区、施設名等） ○　避難の理由（避難要因となった危険要素及びその所在地、避難に要する時間等） ○　避難先（安全な方向及び避難場所の名称） ○　その他（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

６．避難指示の伝達等

(1) 市民への周知

すべての対象者にいかなる時でも避難情報を伝えられるように、スマートフォンやタブレットから情報を発信できる防災行政情報通信システムを用いた、防災アプリやメール、一斉架電、屋外拡声子局などからの情報伝達に加え、エリアメール、広報車（消防広報車含む）などあらゆる伝達手段を駆使して、地域住民等への迅速な周知を図る。

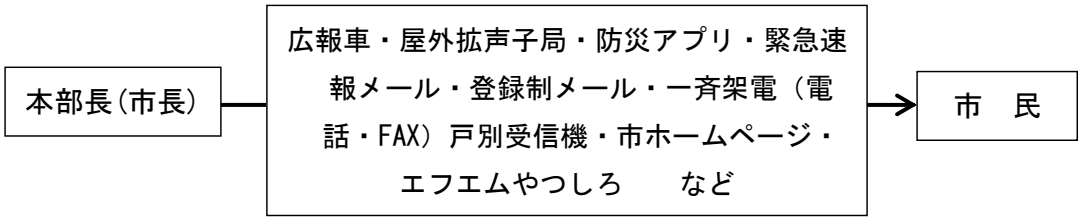

※報道関係への放送依頼伝達系統……【資料編Ｐ159】

(2) 避難措置及び解除の周知

本部長（市長）が避難指示を行ったとき、または避難措置及びその解除について、次の事項を通知するものとする。

なお、市民への避難措置解除の周知は、市民へ十分に伝達できるよう、あらゆる手段を活用する。

必要事項

○　発令者 ○　発令の理由及び発令日時 ○　避難の対象区域 ○　避難先 ○　その他必要な事項

(3) 関係機関への通知

本部長(市長)が避難指示を行ったとき、または警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたときは、次の内容により、必要に応じて関係機関等へ連絡する。

○　八代警察署等へ協力を要請する。
○　避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。
○　状況により、地域住民が避難のため隣接市町村内の施設を利用することもあり、また、避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町村に対しても連絡しておくものとする。

７．警戒区域の設定

災害が発生し、または災害の発生が予想される場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

○　本部長（市長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命じることができる。ただし、危険が切迫し、本部長が発令するいとまがないときは、副本部長、その他の関係部長が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。（災害対策基本法第 63 条第１項）
○　警察官または海上保安官は、市長もしくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。（災対法第 63 条第２項）
○　警戒区域の設定に伴う必要な措置は、関係各対策部が連携し、八代広域行政事務組合消防本部、消防団、八代警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

なお、警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

警戒区域の設定が必要とされる場合

○　大規模建物に崩壊の危険のあるとき。
○　施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想されるとき。
○　施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想されるとき。
○　その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

第４　緊急安全確保の発令

本部長（市長）は、「災害が発生又は切迫している状況」や、「居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況」において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難行動ではなく、直ちに安全を確保する行動（垂直避難・近傍の堅固な建物への退避等）を、特に促したい場合に、「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し、緊急安全確保の発表を指示する。

第５　避難の誘導

１．避難の誘導を行う者

(1) 危険地域における避難誘導

本部長（市長）は、避難指示が発令された場合、あらかじめ指定する一時避難場所及びその都度指示する避難予定場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等の協力により避難予定場所への避難誘導にあたらせる。

(2) 学校、事業所等における避難誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、大型店舗その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育所、福祉施設等については、災害の規模、態様等により必要と認められるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 交通機関等における避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、その事業者があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各事業者の組織体制により必要な措置を講じる。

２．避難の誘導

避難の誘導は、原則として、次のとおり行う。

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとするが、平常時より、概ね次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくようＰＲに努める。

○　家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
○　１人２食分位の食料と２～３リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
○　服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
○　貴重品以外の荷物は携行しないこと。

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様等に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために、概ね次のとおりとする。

○　避難の誘導は、高齢者、乳幼児、病弱者、障がい者その他単独で避難が困難な人を優先する。
○　避難経路は、本部長（市長）から特に指示がないときは、避難の誘導実施者が指定する。
なお、避難経路の選定にあたっては、落下物、危険物等がなく、火災がおこるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り誘導実施者があらかじめ経路の実態を確認してから行うよう努める。
○　選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない場合は、災害対策本部を経由して、建設対策部に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ

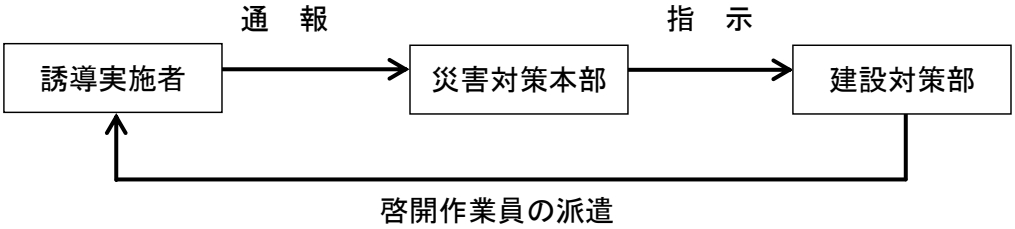

○ 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。
・既存の指定した避難所にとらわれず、できるだけ高い建築物や高台等の緊急避難場所へ誘導するものとする。なお、あらかじめ津波を想定した高台への避難経路の確認を行うこと。
・徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
・津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることのないよう適切な住民避難を行うこと。

(3) 交通機関等における避難誘導

また、道路において、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

(4) 各機関の活動

ア．八代警察署

八代警察署は、避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導のための警察官を要所に配置する。

避難誘導の際は、夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、必要な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行う。

イ．八代広域行政事務組合消防本部

八代広域行政事務組合消防本部は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び八代警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車及び当該地域に出動中の消防車両の車載拡声器の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導、避難指示の伝達の徹底にあたるよう連絡する。

なお、避難指示の発令以降の消火活動については、被災者の移動が完了するまでの間は、避難路の安全確保に努め、移動が完了した後は、避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

３．その他の留意点

避難指示が出された場合、誘導にあたる市職員は、警察官、消防職員（団員）等と連絡をとり、あらかじめ指定された施設に誘導する。

誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておくものとする。

誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。

浸水地域においては、必要によりボート、ロープ等の資材を活用し、安全を期するものとする。

第６　要配慮者への配慮

市は、要配慮者が避難指示等を受けた場合、円滑に避難のための立退きを行えるよう特に配慮するものとする。

民生委員、市政協力員、自主防災組織等の関係者の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。さらに、避難行動要支援者の支援については、個別避難計画に基づき、避難支援等関係者等を通じて、避難支援等を実施するものとする。

消防機関等は、救助にあたって、要配慮者の特性に配慮するものとする。

外国人には、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人の二つに大きく分けられる。災害発生時には、それぞれ行動特性や情報ニーズが異なることに十分配慮し、迅速かつ的確に情報を伝えるための環境整備や円滑に避難誘導を行うための体制構築などに努める。なお、市は、外国人旅行者の被災が確認された場合には、外務省に連絡するものとする。

第７　指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設

１．指定緊急避難場所等開設の決定

開設する指定緊急避難場所は、被害の状況に応じて決定する。

なお、特別避難所の開設等は、指定緊急避難場所に準じて行う。

２．指定緊急避難場所等開設の手順（目安）

指定緊急避難場所等開設の手順は、原則として次のとおりとする。

○　施設の門を開ける。
↓
○　施設の安全確認
↓
○　施設の入口扉を開ける。
（既に避難者があるときは、取りあえず広いスペースに誘導する ）
↓
○　避難所内事務所を開設する。
↓
○　要配慮者専用スペースを指定する。
↓
○　避難者の受入れ（収容）スペースを指定する。
↓
○　既に避難している人を指定のスペースへ誘導する。
↓
※　以下「避難所の運営」の項へ

３．その他の留意事項

(1) 避難所運営職員の配置

指定緊急避難場所等を迅速に開設・運営するため、指定緊急避難場所全てに職員（交代職員を含む）を配置し、各避難所担当職員は、施設の鍵及びセキュリティカード等の所在を把握しておく。

(2) 要配慮者等対策

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を優先し、暖かいところやトイレに近いところを確保する（要配慮者用のスペースが確保できる避難所等は、あらかじめ部屋等を指定する）。

また、バリアフリー化された施設を要配慮者用の避難所等に優先して指定するよう留意する。

さらには、災害時に要配慮者がより多く福祉避難所へ避難できるよう社会福祉・介護施設等と福祉避難所としての協定を推進していく。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、避難所等開設にあたっては、女性専用スペースや更衣室の確保など、男女のニーズの違いに配慮し、女性職員及び男性職員を配置する。

(3) 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設については、「福祉避難所設置運営マニュアル」（平成 28 年４月）に基づき、本部長（市長）が必要と判断した場合において、福祉避難所の開設を決定し、協定締結施設へ開設要請を行う。

なお、健康福祉対策部は、指定避難所における避難者の中で、福祉避難所による受入れを必要とする対象者を把握し、本部長（市長）に結果を報告する。

(4) 避難所等開設の報告

避難所等の開設にあたった職員は、避難者の収容を終えた後、速やかに災害対策本部に対して、システム（※）や電話等によりその旨を報告する。

担当部（班）長は、避難所等の開設を確認後、その旨を本部長（市長）に報告するとともに避難所等開設に関する広報活動の実施を要請する。

※システム：「八代市災害時支援システム」及び「八代市スマート避難所システム」

○　避難所等開設の日時、場所及び施設名
○　収容状況及び収容人員
○　開設期間の見込み

(5) 避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所等開設以降は、避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、消耗品受け払い簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

(6) 避難所等内の区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の標示方法については、床面に色テープを貼る等、わかりやすいものになるよう努める。

(7) 孤立地区内の避難所対策

避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(8) 孤立地区の地域住民の集団避難対策

孤立地区において避難所を設置・維持することが適切でないと判断された場合は、直ちに避難者の集団避難を行うこととし、避難者の移送手段、移送先を検討し、必要に応じて関係機関への移送の協力要請等の対応を行う。

第８　避難所の運営

１．避難所運営の担当者

避難所の運営は、避難所等開設・運営・閉鎖マニュアルに基づき、職員、避難者代表、施設管理者が協同で担当する。

特に、避難所の開設期間が長期にわたることが想定される大規模災害の場合には、職員、施設管理者と避難者代表や自主防災組織等から構成する避難所運営委員会を設置し、地域住民主体の避難所運営に努める。運営委員会委員には女性委員を複数参画させるものとする。

また、避難所は、応急対策・復旧活動の拠点ともなることが予想される。そこで避難所内での各活動場所の指定等の調整業務も派遣された職員と施設管理者が避難所運営委員会で協議しつつ行う。

ただし、災害の態様及び規模によっては職員が直ぐに到着できない、または、配置できないこともあることから、避難所となる施設の管理者の判断により運営できるようにするとともに、避難者も運営に参加する避難所運営委員会方式での自主的な避難所運営についての訓練を促進する。

２．避難所運営の目安

避難所運営の目安は、原則として次のとおりとする。

(1) 避難者名簿（カード）の配布・作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民に対して、各世帯単位に記入することを指示する。

避難者入所記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、各避難所施設を所管する担当部長を通じて、災害対策本部へ報告する。

※避難者名簿……【資料編Ｐ161】

(2) 避難所内での居住スペースの割り振り

避難所内での居住スペースの割り振りは、可能な限り、町内会ごとなどにまとまりをもてるよう行う。

各居住スペースは、適当な人員で編成し、居住スペースごとに代表者を選定するよう指示して以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住スペースの代表者の役割

○　災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
○　避難者数及び食料、生活必需品、その他物資の必要数の把握と報告
○　物資の配布活動等の補助
○　居住スペースの避難者の要望・苦情等のとりまとめ
○　施設の保全管理

(3) 食料、生活必需品等の請求、受取及び配給

避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数については、各避難所施設を所管する者（施設管理者または避難所従事職員）がとりまとめ、総務企画対策部へ要請する。

(4) 在宅被災者対策

市は、避難者に係る情報の早期把握に努めるほか、在宅の被災者でライフライン等の途絶などにより避難所に食事を求めるなど、在宅で支援を要する被災者に係る情報の把握に努める。

(5) 要配慮者への配慮

避難者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10 時以降）は行わない。

室内照明は、夜間（10 時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

また、避難所における要配慮者の負担を軽減するために、避難所内に専用のスペース、間仕切りや車いすなどを設置するとともに、福祉関係のボランティアによる介護を要請する。

なお、協定に基づいて市内の社会福祉施設等に受入れを要請する。

ア．情報の提供

避難所においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳を確保するよう努める。

イ．相談体制の整備

市は、市役所本庁、支所及び避難所等に相談窓口を設置し、要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等機器の設置や通訳の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに必要な支援のニーズ把握を行う。

ウ．心身両方の健康管理

要配慮者のなかには、特に健康面の配慮が必要である者がいるため、医師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

こころのケアについては、過去の災害事例においては、被災後のＤＶ(ドメスティック・バイオレンス)の増加が報告されていることから、ＤＶ被害にあいやすい女性の立場に十分配慮したこころのケアの体制を構築する。

(6) 女性、乳幼児、アレルギー疾患患者等への配慮

市は、指定避難所運営担当者に女性職員の配置を行い、プライバシーの確保や性暴力・犯罪を抑止する安心・安全のための対策を行う等、女性や子どもに配慮した避難所の運営を行うとともに、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の周知を行うよう努めるものとする。

特に、乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のみの世帯用のエリアの確保等、子育て家庭や女性への配慮に努めるものとする。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者、要介護者等の把握を行うとともに、必要な食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）の確保等

を行うものとする。

(7) 指定避難所の運営状況の報告及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、避難所報告書を作成し、毎日、災害対策本部（避難所施設を所管する担当部長が取りまとめ ）へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて、報告する。

(8) 被災者等への的確な情報伝達

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(9) 避難所運営長期化対応

避難所運営が長期となった場合、八代市・郡市医師会等の協力を得て、避難者の心身の健康管理に十分留意した医療サービスを行うものとする。

また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境整備を行う。避難期間が長期化する場合、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

(10) 愛玩用家庭動物のためのスペースの確保

市は、必要に応じ、避難生活が長期にわたる場合においては、避難所における家庭動物のためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。

(11) 孤立地区内の避難所対策

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を維持することの適否を検討するものとする。

(12) 車中避難者を含む避難所以外の避難者への対応

市は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

また、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

３．八代市スマート避難所システム

「八代市スマート避難所システム」は、避難者の「入退出」や「健康状態」、「必要な食事・支援物資」の把握などをオンラインで実施することが可能なほか、事前に登録した近親者等に避難所入所情報を知らせる機能も備えているシステム。

本システムが導入されている避難所では、市は前項（２.避難所運営の目安）に示す（１）（３）（５）（８）の業務を本システムで実施し、状況に即した適切な支援と、被災者の早期の生活再建に努める。また、市は平常時から本システムの広報・周知活動を実施し、システム登録者数の増加に努める。

第９　防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

１．情報の収集・伝達等

○　教育対策部は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

○　学校長は、教育対策部または関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

○　学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、地域住民その他関係機関に報告・通報し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

２．避難の指示等

教育対策部の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

○　避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。
○　学校長は、教育対策部から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。
○　児童・生徒等が学校の管理下外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒、保護者等に対し周知徹底をしておくものとする。

３．避難の誘導等

(1) 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、地域住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(2) 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

特に、災害によっては危険が継続する可能性もあるため、関係機関の情報等を十分に把握し、安全を確認するものとする。

なお、この場合、速やかに市災害対策本部等に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

４．学校が地域の避難所となる場合の留意事項

避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

○　学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。
○　全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
○　避難が長期間となるおそれがある場合は、市災害対策本部等は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

５．その他の留意事項

(1) 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

(2) 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

(3) 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平常時から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、地域住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

(4) 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平常時から連絡網を整備しておくものとする。

(5) 計画の策定

学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

- ○　災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- ○　緊急避難場所の指定（あらかじめ避難経路の確認を行うこと）
- ○　避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者
- ○　児童生徒の携行品
- ○　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ○　負傷者の救護方法
- ○　保護者への連絡及び引き渡し方法
- ○　登下校中の避難方法

第 10　広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に被災者の他市町村等への移送などに関する支援を要請するものとする。

また、大雨等による河川の氾濫等の大規模な災害が発生し、広域的対応の必要性が生じた場合を想定し、広域避難計画の策定に努める。県内の他の市町村への避難

については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

また、あらかじめ、広域的な避難に備え、実施手順や避難先など、広域避難に関する基本的な事項を定めた協定を周辺市町との締結に取り組み、大規模災害時の住民避難を円滑に行う。

なお、広域的避難においては、特に女性と子どもによる避難（以下、「母子避難」という）が多くなることが予想されることから、市は、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努めるものとする。

また、指定避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努め、本部長（市長）が県知事から他地区の被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に被災者の受け入れ協力を行うよう努めるものとする。

第 11　被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第 11 節　応急医療救護

関係部署・機関

・健康福祉対策部
・八代広域行政事務組合消防本部
・医療関係機関

施　策	関係課等
第１　初動医療体制	健康福祉政策課、国保ねんきん課
第２　重傷者の搬送体制	八代広域行政事務組合消防本部
第３　医薬品・医療用資機材の確保	健康福祉政策課、国保ねんきん課
第４　惨事ストレス対策	健康福祉政策課、国保ねんきん課

基本方針

○　大規模災害が発生した場合には、市のほぼ全域で多数の傷病者が発生すると予想されるとともに、市内医療機関や医療スタッフ自身も少なからず被災することが想定される。
　そのため、災害時の医療救護活動において健康福祉対策部長は、市各部等と連携・協力して必要かつ十分な医療救護活動実施のための拠点設置場所、資金の提供、資機材等の確保及び広域的な高度医療機関への搬送体制の確立その他バックアップに努める。
○　医師会等は、緊急に救命処置を施すべき重症患者の選別及び高度医療機関への搬送依頼を最優先で行う。次いで、その他医療救護を必要とする負傷者に対し、必要な医療救護活動に努める。

　災害時における医療救護活動は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の補助機関として市長が行う。

第１　初動医療体制

１．医療救護体制の整備

本部長（市長）は、災害時において、多数の傷病者が発生したとき、または医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、県（保健所等）に救護班の派遣を要請するとともに、健康福祉対策部を通じて、八代市医師会長及び八代郡市医師会長に対して、医師会救護班の編成及び出動を要請する。

また、八代市医師会長及び八代郡市医師会長は、自ら必要と認めたときは、本部長（市長）の要請を待たずに、対策本部の設置、医師会救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、八代市医師会長及び八代郡市医師会長は、直ちに健康福祉対策部を通じて、本部長（市長）に通報するとともに、看護要員及び事務、連絡要員の派遣を要請する。

(1) 医師会救護班

医師会救護班の編成については、医師会が別に定めた「救護計画」による。

(2) 県等により編成される救護班

八代市に災害救助法が適用されたときは、県は県計画に基づき、市長からの要請に応じて、または医療救護助産活動が必要と認められた場合に次の救護班を派遣する。

○　県が組織する救護班（災害拠点医療機関：熊本労災病院・保健所等）
○　日本赤十字社熊本県支部が組織する救護班
○　社団法人熊本県医師会が組織する救護班
○　社団法人熊本県歯科医師会が組織する救護班

２．救護所の設置

本部長（市長）は、救護所の設置による医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、健康福祉対策部に命じて、次のとおり八代市医師会、八代郡市医師会等の協力を得て、救護所を設置する。

(1) 設置場所

次のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通の便がよいと思われる場所を本部長（市長）が選定する。

なお、本市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣されたときは、県の指示による。

○　保健センター ○　椎原診療所 ○　下岳診療所 ○　避難所 ○　災害現場 ○　その他本部長（市長）が必要と認めた場所

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、本部長（市長）の指揮により、原則、健康福祉対策部が行う。

各活動項目の班編成については、災害の状況により、本部長（市長）が決定する。

３．医療救護活動

医療救護活動は、原則として各医療班が救護所において、次のとおり実施する。また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護活動を実施する。

(1) 活動のあらまし

ア．傷病者の重症度と治療の緊急度の判別

傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタッグ）を傷病者に装着する。

イ．病院等への移送順位の決定

ウ．傷病者に対する応急処置

エ．死亡の確認

(2) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じて本部長（市長）が定めるが、概ね災害発生の日から 14 日以内とする。

(3) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は市負担とする。

４．助産活動

(1) 活動のあらまし

ア．助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の前後７日以内に分娩した人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ．助産の範囲

○　分娩の介助
○　分娩前後の処置
○　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(2) 活動の実施期間

助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じて本部長（市長）が定めるが、概ね災害発生の日から 14 日以内とする。

(3) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内)、その他の場合は市負担とする。

第２　重傷者の搬送体制

１．搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察官、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て実施し、救護所から後方医療施設への搬送については、八代広域行政事務組合消防本部が県その他関係機関の協力を得て行うこととする。

２．後方医療施設への搬送の方法

八代広域行政事務組合消防本部は、病院へ収容する必要のある傷病者（重傷病者）の後方医療施設への搬送を次のとおり行う。

○　後方医療施設への搬送は後方医療機関に対して傷病者の受入れ体制を確認し、要請する。
○　搬送車両等の不足が予想される場合は、近隣消防本部に応援を要請する。
○　その他、緊急性に応じて県に対して航空搬送等を要請する。

第３　医薬品・医療用資機材の確保

１．市及び各救護班の対応

医療救護に必要な医療用資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

○　市の要請により、出動した八代市医師会救護班及び八代郡市医師会救護班が使用する医薬品及び医療用資機材については、市が調達する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は自己が携行した医薬品等を使用する。この場合使用した消耗資材の費用については、市が負担する。
○　県等により編成される救護班は、原則として、自己が携行した医薬品及び医療用資機材を使用する。

２．不足のときの調達方法

健康福祉対策部は、外部から派遣された医療救護班が医療救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、八代薬剤師会、薬局、その他医薬品・医療用資機材取扱業者、県、日本赤十字社及び各医療機関等に協力を要請して、調達により補給する。

第４　惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第 12 節　防疫・保健衛生

関係部署・機関

・市民環境対策部、健康福祉対策部、総務企画対策部、

熊本県八代保健所、八代生活環境事務組合

施　策	関係課等
第１　防疫・保健衛生	環境課、健康推進課、危機管理課
第２　し尿の処理	環境施設課、下水道建設課、下水道総務課
第３　遺体の捜索・火葬	市民課、市民活動政策課、環境課、環境施設課、危機管理課、生活援護課
第４　動物対策	環境課

基本方針

○　大規模災害が発生した場合には、浸水や洪水による感染症等の発生を未然に防ぐ必要があるため、速やかに保健衛生の適切な措置体制を確立する。
○　災害時の停電、断水、浸水等により食料品の汚染、腐敗等も予想されるため必要に応じ、食中毒等の食品衛生監視を実施する。
○　行方不明者または死者が多数発生した場合において、遅滞なく遺体の捜索・処理・収容・火葬等を実施し、人心の安定を図る。
○　災害に伴う愛玩動物などの救助等については、ボランティア等の協力を得て早急に対処する。

第１　防疫・保健衛生

１．防疫・保健衛生担当の編成

健康福祉対策部長及び市民環境対策部長は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、健康管理班及び消毒班を編成し、保健所と密接な連携のもと適切な措置を実施する。

２．防疫・保健衛生活動の実施

大規模災害の場合における「防疫」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の３つの時期区分に基づき段階的に行う。

区　分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 ７日目まで	○　避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上、緊急を要する応急措置の実施 ○　被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 ○　第一次対策実施計画の検討及び体制の確立 ○　市民・事業所に対する衛生状態維持の協力要請並びに防疫対策の計画に関する広報内容を作成
第一次対策（避難所開設期間）	災害発生後 ８日目以降 14 日目まで	○　第一次対策の実施 ・避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ・避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ・感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ・被災者に対する入浴の確保 ・被災動物の保護収容対策 ○　第二次対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次対策（避難所閉鎖以降）	災害発生後 15 日目以降	○　第二次対策の実施 ・仮設住宅等における防疫対策 ・被災動物の保護収容対策 ○　平常時防疫・保健衛生体制への移行

(1) 全体統括

市が行う防疫・保健衛生活動は、以下のとおり健康福祉対策部長が市民環境対策部長と連携し、全体の統轄事務を担当する。

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者及び保菌者の早期発見に努めるため検病検査を実施する。

また、感染症のまん延防止の必要がある場合は、保健所長と協議して、入院指導などの適切な措置を講じる。

(2) 事前広報の実施

市民環境対策部長は消毒の実施にあたっては、事前に広報班に実施日や実施内容に関する注意等を、市民・事業所等に対して広報するよう依頼する。

(3) 消毒活動

環境班が行う防疫活動は、次のとおりとする。

ア．感染症対策

必要に応じて次の措置をとる。

○　手指の消毒等必要な指導及び消毒剤等の配布
○　感染症発生場所及びその周辺の消毒の実施
○　広報の依頼

イ．消毒の実施

次の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施するものとする。

○　感染症が発生したとき。
○　水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
○　家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
○　土壌還元によるし尿処理を行うとき。
○　ねずみ族及び昆虫が大量発生したとき。
○　腐敗性廃棄物の処理が間に合わず、路上等に堆積されたとき。

(4) 保健衛生活動

健康管理班及び環境班が行う保健衛生活動は次のとおりとする。

ア．感染者の発見

防災関係機関と協力して、被災地並びに避難場所及び避難所における感染症患者または保菌者の早期発見に努める。

感染症患者を発見したときは、適切な予防措置を講じる。

イ．被災者に対する衛生指導

避難所収容被災者及び被災した地域住民に対して、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

ウ．食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要がある場合に実施するものとする。

エ．検病検査等

県の検病検査班に協力し、感染症の発生等を未然に防ぐため、被災地及び避難所において、検病・検水検査を実施する。

オ．生活衛生の確保

避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、県による「被災者のための入浴支援マニュアル」に基づき、公衆浴場事業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

３．避難所における保健衛生活動

避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、感染流行時において災害が発生した場合には、防災班、健康管理班及び福祉医療支援班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとし、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉医療支援班は、防災班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。また、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

４．防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が保有する薬剤・資機材を使用して行うが、市保有分で不足するときは、県及び八代薬剤師会等に協力を要請し、調達するものとする。

５．エコノミークラス症候群の予防活動

発災直後にエコノミークラス症候群の発症や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防活動の開始と受診の勧奨等的確な対応を行うものとする。

また、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための情報発信を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

６．誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

避難生活における口腔衛生の維持ができないことにより、誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行うものとする。

また、避難者の誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識を持つための情報発信を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

第２　し尿の処理

１．処理すべき量の推定

災害の発生後に処理すべきし尿の量は、停電及び断水地域並びに使用できなくなった下水道処理区域の世帯から排出されるし尿の合計となる。

そのため、処理すべき量は、平常時における処理計画量や八代市災害廃棄物処理計画を勘案して、災害時のし尿処理対策の実施を検討する。

２．仮設トイレの設置

市民環境対策部長は、大規模災害が発生したときは、本部長（市長）の指示により、市備蓄品及び外部調達（県・レンタル業者へ要請）により、貯留式仮設トイレを設置する。

設置は、停電及び断水地域並びに下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に行うものとし、要支援者に配慮したトイレ等（洋式化・手すり）の設置に努めるものとする。また、平時から事業者と協定を締結し、これらに必要な物品等の確保に努めるものとする。

- ○　避難場所・避難所
- ○　集合住宅地
- ○　住宅密集地

期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長（市長）がその必要がないと認めるときまでとする。

３．収集・処理の実施

貯留したし尿の収集・処理は、市民環境対策部長が計画を策定し行い、処分先は八代市衛生処理センターまたは八代生活環境事務組合衛生センター、もしくは八代市水処理センターへの運搬によるものとし、原則として処分先は衛生処理センターもしくは水処理センターへの運搬によるものとし、以下のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し適切な判断により行う。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(1) 収集・運搬の実施

し尿の収集・運搬については、避難場所及び避難所（被災者収容施設）を優先して行うものとし、平常作業からの全面応援及び臨時雇用により、収集可能になった時点から７日以内に完了するよう努めるものとする。

被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽等のうちの２～３割程度の部分汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(2) 容器等への溜め置き要請

最悪の事態には、収集及び処理体制が復旧するまでの期間について、容器等への溜め置きを市民へ要請するものとする。

その場合の市民への広報については、広報班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収方式等について、状況に応じた適切な措置を講じるものとする。

第３　遺体の捜索・火葬

県計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容・処理及び埋葬は、次のとおり本部長(市長)が行う。

ただし、災害救助法が適用後の遺体の処理（検案）について本部長（市長）は県知事の補助機関として実施する。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

１．捜索依頼・届出の受付　　【安否確認対策班】

所在の確認できない市民に関する問い合わせ等の受付は、別に定める「大規模災害における安否確認マニュアル」によって、「安否確認対策班」が行うものとする。

２．捜索の実施

捜索は、八代広域行政事務組合消防本部が八代警察署、八代海上保安署、自衛隊その他の関係機関及び町内会等の協力を得て要捜索者リストに基づき、次のとおり、実施するものとする。

なお、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

捜索活動実施の手順

○　捜索活動は、総務企画対策部及び八代広域行政事務組合消防本部・消防団等が連絡を密接にとりながら実施する。
○　捜索活動中に行方不明者を発見した時は、本部及び八代警察署に連絡する。
○　関係機関間の情報共有のため、定期的に捜索調整会議を開催する。
○　捜索の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

３．遺体の検案

原則として、現地において警察官、海上保安官（海上で発見された行方不明者に限る）が検視（見分）を実施するものとする。

遺体検案の手順

○　遺体の検案は、八代市・郡市医師会等の協力を得て実施する。
○　遺体の検案は、死亡診断の他、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
○　身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
○　検案を終えた遺体は、総務企画対策部が関係各部、各機関等の協力を得て、本部長（市長）が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。

４．遺体の収容・安置

総務企画対策部長は、検案を終えた遺体について、警察、町内会等の協力を得て、身元確認と身元引請人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容、安置するものとする。

遺体の収容・安置の手順

○　遺体収容所（安置所）を千丁体育館に開設する。
○　ただし、多くの死者が出た場合には遺体の検案等との引継ぎを迅速に行うため、他に避難所として利用していない施設を遺体収容所（安置所）とし、必要な広報・連絡を行う。なお、十分な施設の広さが確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
○　市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬儀用品等必要な機材を確保する。
○　遺体の検案書を引継ぎ、遺体処置台帳を作成する。
○　棺に氏名及び番号を記載した氏名名札を添付する。
○　遺体処理台帳に基づき、埋火葬許可証の発行を求める。
○　遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳により整理の上引き渡す。

５．火　葬　　【環境班】

遺体収容所において必要な手続きが済み死亡後 24 時間を経過した遺体は、市斎場及び八代生活環境事務組合斎場において火葬を実施する。

多数により市斎場及び八代生活環境事務組合斎場だけでは対応が困難と予想される際は、「熊本県広域火葬計画」に基づき、熊本県に対して広域火葬の応援及び協力の要請を行う。

なお、遺体の引き取手のない場合及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、遺体の火葬、仮埋葬を実施するものとする。

遺体の火・仮埋葬の手順

○　火葬に付する場合は、火葬台帳により処理する。
○　遺骨及び遺留品は、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一次保管する。
○　家族その他関係者から遺骨及び遺留品の引取希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
○　遺体が多数のため、火葬できないときは、適当な場所に仮埋葬する。
○　仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬し、墓地または納骨堂へ改葬する。
○　火葬期間は災害発生の日から原則 10 日以内とする。

６．身元不明・引取人のない場合の納骨・遺留品の管理【福祉医療支援班】

火葬後、身元不明・引取人のない焼骨については、火葬場から引取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所等に保管し、１年以内に引取人が判明しない、又は引取人のない場合は八代市無縁仏納骨堂にて収蔵する。

７．惨事ストレス対策

遺体の捜索・火葬を実施する際は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第４　動物対策

保健所及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、一般社団法人熊本県獣医師会等の関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。市は、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、被災住民に対して、動物救援や飼養支援に関する情報の提供を行う。

第 13 節　生活救援対策

関係部署・機関

・給水対策部、健康福祉対策部、経済文化交流対策部、農林水産対策部、市民環境対策部

施　策	関係課等
第１　飲料水の供給	水道局、会計課、選挙管理委員会事務局、健康福祉政策課、高齢者支援課、介護保険課、障がい者支援課
第２　食料の供給	農林水産政策課、農業振興課
第３　生活必需品の供給	商工政策課
第４　災害相談の実施	市民活動政策課、市民課、各支所

基本方針

○　生活救援対策は、被災者に対し様々な角度から総合的に実施される支援プログラムの一環として当面の緊急対策として行われるものである。具体的にはライフラインの復旧や住宅の再建により自活できるようになるまでの間、当面必要な措置として飲料水、食料、生活必需品等の供給を行う。また、被災者のあらゆる生活支援に係わる災害相談に応じていくものとする。

○　被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

○　市や県の出先機関の長が災害応急措置の実施において労務者等を必要とする場合は公共職業安定所に求人の申込みをするなど労働力の確保に努める。

第１　飲料水の供給

１．補給給水源の確保

(1) 市水道用水源地

大規模災害が発生した場合は、直ちに水源地（配水池）及び配水設備等の異常を調査し、漏水を確認したときは、バルブ操作により応急給水用の水を確保する。

また、八代生活環境事務組合と情報の共有化を図り、応急給水用の水を確保する。

(2) 飲料水供給の要請

市水道用水源地によっても、なお災害救助のための飲料水が不足する場合は、県や協定事業所（事業所・団体）に対して、飲料水の供給を要請する。

２．需要の把握（被害状況の把握）

水道局長は、災害が発生し、給水機能が停止すると判断されたときは、所属の職員に指示して、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は、次のとおりとする。

○　市災害対策本部が把握している被害情報
○　県災害対策本部が把握している被害情報
○　市民からの通報

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、あわせて災害対策本部へ報告するものとする。

・給水機能停止区域、世帯及び人口
・復旧の見込み
・給水班編成状況
・応急給水開始時期
・給水所（拠点）の設置（予定）場所

３．応急給水実施者

飲料水の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず本部長（市長）が行う。

本部長（市長）は、市だけでは処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

４．給水所（拠点）の設定

(1) 給水所（拠点）の設定

給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

給水所（拠点）の設定は、指定避難場所、避難所を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

(2) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所（拠点）を設定したときは、給水対策部を通じて、総務企画対策部（広報班）に対して被災地市民に対する広報を要請するとともに、設定場所及びその周辺に「給水所」と大書した掲示物を表示するものとする。

また、給水所（拠点）に被災地の自主防災組織または代表となる市民を指定し、掲示物にあわせて表示することとし、給水に関する市民からの問い合わせ、要望等については、できる限り自主防災組織または代表者に取りまとめを依頼するとともに、給水基準についても周知しておく。

５．応急給水用資機材の確保

給水対策部は、応急給水活動に使用できる車両及び資機材を手配する。
なお、不足車両及び資機材等の調達は、工事店等関係機関の応援を求める。

６．応急給水の実施

(1) 給水基準

災害初期における飲用のための給水の量は、１人あたり１日３リットルとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し、協力を求める。

その後の確保すべき応急給水量の目標は、災害発生後の時期区分に応じて医療機関や福祉施設等について十分に考慮しながら設定することとする。

なお、タンク・水槽等の衛生管理には十分配慮するものとする。

(2) 車両輸送による応急給水

ア．給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、給水班が「水源」となる水源地から工事店等関係機関の協力により、給水車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

イ．給水所（拠点）での給水

給水班は、給水所（拠点）での給水は、給水所となった施設の応急給水担当職員、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、給水は市民が自ら持参した容器を用いて行うが、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請してもらい、給水対策部による給水活動全体に支障が生じないように留意する。

極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うようにする。

(3) 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、特別養護老人ホーム等の福祉施設への応急給水は要請の有無に関わらず、関係各部長と連携しながら応急給水計画を立て、給水タンク車その他市所有の車両の運用もしくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。

また、健康福祉対策部長は、管轄する医療機関及び福祉施設について、災害発生後直ちに水の確保状況を確認するなど水の確保に万全を期するものとする。

第２　食料の供給

災害により自宅で炊事等ができない罹災者に応急的な炊き出しを行ない、または住家の被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者に対して必要な食料を支給し、一時的に罹災者等の食生活保護を実施するため、その方法等について、次のとおり定める。

１．食料の配給実施の決定

(1) 実施者

食料の供給は、災害救助法の適用の有無にかかわらず本部長(市長)が決定する。

なお、市のみでは供給不可能な場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

応急食料の供給実施の対象者は、次のとおりとする。

○　避難所に収容された者
○　住家の被害が全壊、全焼、流失、半焼、半壊または床上浸水等であって炊事のできない者
○　住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難し、そこで食事のできない者
○　旅行者、市内通過者で他に食料を得る手段のない者

(3) 応急食料の内容

供給する応急食料は、市が備蓄する保存食（サバイバルフーズ）及び調達による米穀等の主食のほか、県が調達・支給する食料等をいう。

２．需要の把握（被害状況の把握）

応急食料の必要数の把握は、農林水産対策部長が、次により実施する。

なお、把握した食料の必要数（食数）は、本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定を待って、必要数を調達するものとする。

○　避難所については、避難所施設を所管する担当部がそれぞれ所管の避難所において把握した必要数を集計する。
○　住宅残留者については、農林水産対策部が関係各部、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

３．食料の確保

食料の確保は、農林水産対策部長が本部長（市長）の指示に基づき、次のとおり行う。

(1) 県からの食料等調達経路

米穀の調達は、県知事に対し主要食料の割当申請を行い調達するが、概ね次のような２つの経路がある。

○　県知事の割当指示により、市内の指定業者から市が主要食料を特別購入する。
○　県知事が直接購入し、県知事から現物支給を受ける。

県が調達する食料等

○　ビスケット・クッキー　　○　即席麺
○　粉ミルク
○　パン、おにぎり
○　缶詰、レトルト食品など長期保存が可能な食品
○　高齢者、乳幼児などに配慮した食品
○　その他必要と認められる食料等

(2) 市が調達する場合

市内の競争入札参加有資格者、協定締結業者または関係事業者等から購入するものとする。なお、食料提供業者と平時から協定を締結し、食料の確保に努めるものとする。

４．食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

農林水産対策部長は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料を指定の集積場所に集め、車両をもって、避難所等の給食地へ輸送するものとする。

(2) 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所及び交通や連絡に便利な公共施設または広場を選定することとする。

(3) 食料の供給

ア．供給の内容

供給する食料は、災害発生１日目（３食）は備蓄食料とし、２日目以降は、炊き出しなどによる米飯等とする。また、乳幼児に対しては、粉ミルクとする。

イ．炊き出しの実施

炊き出しは、状況に応じて小・中学校・コミュニティセンター等の調理実習室を利用する。

なお、炊き出しの実施に際しては、日赤奉仕団、婦人会、自主防災組織及び民間業者等に協力を依頼する。

ウ．供給範囲の基準

供給範囲は、各学校の学区内を基準とするが、災害の実情により相互に調整する。

第３　生活必需品の供給

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を喪失または棄損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与するため、その方法等について次のとおり定める。

１．生活必需品供給実施の決定

(1) 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）は、必要と認めたとき、生活必需品供給の実施を決定する。

なお、市のみでは供給不可能な場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

調達及び配給の実務は、経済文化交流対策部長が実施する。

(2) 対象物

生活必需品等の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、ホームページ等により被災者が必要とする物資の情報を広報する際は、必要な品目や数量の的確な情報発信を行うものとする。

○　寝具	……	毛布、ふとん等
○　外衣	……	作業衣、婦人服、子供服等
○　肌着	……	アンダーシャツ、パンツ等
○　身回り品	……	タオル、運動靴等
○　炊事用品	……	鍋、バケツ、食器類等
○　日用品	……	石鹸、ちり紙、オムツ、生理用品、歯ブラシ等
○　光熱材料	……	マッチ、ロウソク、懐中電灯等

２．対象者

災害対策活動従事者を除き、「本節　第２　食料の供給」の規定を準用する。

３．生活必需品の確保

経済文化交流対策部長は、本部長（市長）の指示に基づき、迅速に市内または市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じたとき、または調達が困難なときは県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。

４．生活必需品供給活動の実施

(1) 配分計画等の樹立

経済文化交流対策部長は、救援物資輸送及び配分計画を立て、これにより輸送及び給与または貸与するものとする。

(2) 調達した生活必需品の集積場所（保管場所）

調達した生活必需品の集積場所は、災害の状況に応じ、本部長（市長）が指示する場所とする。

(3) 生活必需品の給与(貸与)

ア．給与(貸与)基準

生活必需品の給与（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行うものとする。

イ．その他

その他については、「本節　第２ 食料の供給」の規定を準用する。

第４　災害相談の実施

１．災害相談窓口の開設

市民環境対策部長は、大規模な災害が発生したとき、もしくは本部長（市長）の指示があったときは、「第４編　災害復旧・復興計画　第１節　市民生活安定のための緊急措置　第５　災害相談窓口の開設とマニュアルの作成」によるものとする。

第 14 節　派遣要請・相互協力

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部、経済文化交流対策部
・自衛隊、県、消防機関、指定地方公共機関、他市町村

施　策	関係課等
第１　自衛隊への災害派遣要請の要求	危機管理課
第２　県に対する応援要求・要請	人事課、危機管理課
第３　他市町村・指定地方公共機関等への協力要請	人事課、危機管理課
第４　民間団体等への協力要請	関係各課
第５　広域応援・受援計画	危機管理課、関係各課

基本方針

○　激甚な災害が発生した場合においては、広範囲な地域に被害が及び社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命、救助、救急活動、被災者の生活救援対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

　このため、平常時から自衛隊並びに県、他市町村、指定地方公共機関等と十分に協議を行い、災害時にあっては相互に協力して、応援対策活動を円滑に実施するものとする。

第１　自衛隊への災害派遣要請の要求

１．災害派遣要求

　市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要求を行う。

　また、緊急避難、人命救助等の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄

りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

自衛隊は、災害に際し、その事情に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

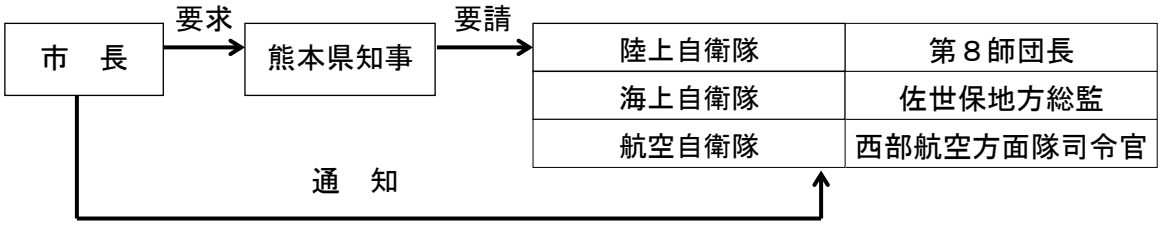

２．災害派遣依頼の手続等

(1) 要請・受入れの窓口

総務企画対策部長が統括して、自衛隊の派遣依頼及び受入れを行う。

(2) 派遣要請依頼手続

市長は、知事に対して災害派遣要求するときは、総務企画対策部長に命じ、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県防災行政無線または電話等で要求し、事後速やかに文書を提出する。

○　提出（連絡）先：県危機管理防災課
○　提出部数　　：１部
○　記載事項
・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項

※自衛隊の災害派遣の要請について（要求）……【資料編Ｐ163】

緊急の場合の連絡先

機　　関	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊 第８師団司令部	第 3 部防衛班	096-343-3141 内線 3260 または 3234
	司令部当直	夜間は内線 3299
（西方特科連隊）	第１大隊３係	内線 3647（夜間は 3646）
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第３ 幕僚室	0956-23-7111 内線 3225
航空自衛隊 西部航空方面隊 航空司令部	防衛部運用２班	092-581-4031 内線 2334
	司令部当直	夜間は内線２８５０
熊 本 県 庁	危機管理防災課	096-333-2115 （防災センター 096-213-1000）
熊本空港事務所	航空運航 情 報 官	096-232-2854
第十管区海上保安本部 八代海上保安署	保安署署員 （夜間は熊本海上保安部当直に転送）	当直　0965-37-1477

(3) 災害派遣部隊の受入れ措置等

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務企画対策部長に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

ア．準　備

○　派遣を求める活動内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう活動計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達に努める。
○　派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所の確保及びその受入れのために必要な措置及び準備を行う。
○　自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
○　連絡幹部等の受入れにあたっては、災害対策本部スペースに隣接する場所連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。

イ．心　得

○　自衛隊の作業に対し、市及び地域住民は積極的に協力すること。
○　災害地における作業に関しては、市と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。
○　人命救助活動については、市が一元的な調整及び統制を行う。

ウ．受入れ

○　派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議調整の上、必要な措置をとる。

○　市長は、派遣された部隊に対し、次の施設を設置するものとする。

・本部事務室
・宿舎
・材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
・駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）
・ヘリコプター発着場

機　種	昼間	夜間
小型（２人乗り）	直径 30m	直径 45m
中型（10 人乗り）	直径 50m	直径 75m
大型（20 人乗り）	50m×75m	75m×100m
大型（40 人乗り）	100m×100m	100m×100m

・ヘリコプター発着場設置基準

▸地表面は平坦でよく整理されていること。
▸回転翼の回転によって砂じん等が巻き上がらないような場所を指定すること。
▸ヘリコプターの進入区域 50m 以内に高さ 5m 以上の障害物がないこと。

エ．県への報告

派遣部隊の到着後及び必要に応じて次の事項を県（危機管理防災課）に報告する。

○　派遣部隊の長の官職名
○　隊員数
○　到着日時
○　従事している活動等の内容及び進捗状況
○　その他参考となる事項

オ．派遣部隊の撤収要請依頼

派遣部隊の撤収要請依頼は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

市長は、災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨を依頼する。

ただし、文書による依頼に日時を要するときは、口頭または電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

※自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要求）……【資料編Ｐ164】

カ．経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、その活動が他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し負担割合を定める。

○　派遣部隊が活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
○　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
○　派遣部隊の宿営及び活動に伴う光熱水費、電話料等
○　その他活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする。

３．災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊の活動範囲は、次の表のとおりとする。

項　　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具等による消防機関への協力
給水活動	水タンク車、水トレーラーによる給水
道路または水路等の交通路上の障害物	施設の損壊または障害物のある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、土砂等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・防虫駆除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫（薬剤等は県または市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
給食	炊事車による炊飯（温食）
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和 37 年総理府令第１号）による（ただし、譲与は、県、市、その他の公共機関の救助が受け

項　　目	活　動　内　容
	られず、当該物品の譲与を受けなければ生命及び身体が危険であると認められる場合に限る)。
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し、決定する。
宿泊活動	天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
入浴活動	公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

第２　県に対する応援要求・要請

１．要求・要請の手続

県知事に応援要求または応急措置の実施要請をする場合は、県に対し、県防災行政無線または電話等をもって行い、後日速やかに文書を提出する。

２．要求・要請の事項

要求・要請の内容	根　拠　法　令
応援要求または応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条
職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
職員の派遣要請に対するあっせんの要求	災害対策基本法第 30 条

３．災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第 32 条の規定により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額は、八代市災害派遣手当条例（令和 2 年八代市条例第 35 号）によるものとする。

４．派遣職員に対する給与及び経費の負担

○　国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条による。
○　県及び市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第 252 条の 17 第３項による。

第３　他市町村・指定地方公共機関等への協力要請

１．協定締結市町村への協力要請

市では、熊本県内の市町村及び宮城県石巻市と災害時の相互応援協定を締結している。今後も県外の地方公共団体との協定締結を推進していく。

なお、市は、市域を越える市民の広域的な避難を想定し、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

応援の要請にあたっては、各協定書に基づき、各市町村へ緊急に口頭、電話または電信をもって要請し、事後に文書を提出する。

※災害時における協定書・覚書一覧……【資料編Ｐ170】

２．他市町村・指定地方公共機関等への応援要求・要請

他市町村・指定地方公共機関等に応援または応援のあっせんを求める場合は、県に対し、県防災行政無線または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付することとする。

他市町村・指定地方公共機関等への協力要請一覧

要請の内容	根拠法令
他市町村に対する応援の要求	災害対策基本法第 67 条
他市町村に対する職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
指定地方公共機関等に対する職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条
指定地方公共機関等に対する職員派遣のあっせんの要求	災害対策基本法第 30 条

※災害時における協定書・覚書一覧……【資料編Ｐ170】

３．災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第 32 条の規定により市は災害派遣手当を支給することができるが、支給額は、八代市災害派遣手当条例（令和２年八代市条例第 35 号）によるものとする。

４．消防組織法に基づく応援要請

消防組織法第 39 条第２項に基づき大災害発生に備えて消防相互応援協定を結び、被害軽減を図るものであり、次のとおり協定市町村間の保有消防力による相互応援体制の確立を図っている。

- ○　近隣市町村との消防相互応援協定の締結
- ○　熊本県下の市町村及び一部事務組合の広域相互応援協定の締結

また、八代市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに緊急消防援助隊の出動要請を県知事に行う。

(1) 消防応援要請等

ア．応援要請の災害種別

応援要請を行う災害種別は、次のとおりである。

○　大規模な地震、噴火、風水害などの自然災害 ○　大規模な林野火災、危険物火災、高層建築物火災等 ○　航空機、船舶、列車等の集団救急救助事故等 ○　毒性物質・生物剤・放射線等の発散及び異常放出またはおそれのある事故等の特殊災害等 ○　上記以外で応援を必要とする災害及び事故等

イ．応援要請の基準

①　相互応援（県内からの応援）

○　１１９番の入電状況が輻輳し、大規模災害となるおそれがあるとき。 ○　全消防車両が災害現場へ出動し、困難な防災活動が予想されるとき。 ○　市災害対策本部が設置され、緊急の災害対策を必要とするとき。 ○　市長が熊本県知事へ自衛隊の派遣要請を行うとき。 ○　熊本県公安委員会が警察庁または他の都道府県警察に対して援助の要請を行い、九州管区広域緊急援助隊が派遣されたとき。 ○　上記以外で応援要請が必要と思われるとき。

②　緊急消防援助隊（県外からの応援）

○　県内の相互応援体制では対応が困難であると思われるとき。 ○　市町村の区域を越えて、広範な被害が発生していると思われるとき。 ○　上記以外で県外からの応援要請が必要と思われるとき。

ウ．応援要請

被災地の応援要請

○　市長（または市長の委任を受けた消防長）は、応援要請の基準に基づき、県知事に対し応援要請を行うものとする。 ※緊急消防援助隊の応援等要請……【資料編Ｐ183】 ○　市長は、八代広域行政事務組合消防本部に対し、応援要請を行った旨の連絡を行うものとする。

エ．被害状況などの報告

市長は、県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に揚げる事項について県知事に対して報告するものとする。

○　被害状況
○　県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
○　県内応援隊及び緊急消防援助隊の任務
○　災害対策本部の設置場所
○　被災地までの侵入ルート
○　ヘリコプターの離発着所
○　その他必要な事項

オ．活動拠点

市長（または市長に委任を受けた消防長）は、次の各項を考慮し、県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとする。

○　主要ルートに近接または進入が容易であること。
○　結集及び宿営に十分なスペースが確保されていること。
○　避難場所との併用でないこと。
○　無線等各種連絡に支障を来さないこと。

カ．活動拠点までの誘導

市長（または市長に委任を受けた消防長）は、主要ルートから活動拠点まで、消防無線または誘導員（消防職員・消防団員）により進入のための目標物及びルートを指示し、県内応援隊及び緊急消防援助隊を誘導するものとする。

キ．道路規制

市長（または市長に委任を受けた消防長）は、消防活動が困難となる主要道路の状況を把握して活動調整本部及び熊本県警察本部と協議し、進入ルート及び活動ルートの確保に努め、必要に応じて隣県と協力して道路規制を図るものとする。

ク．活動に要する経費の負担

消防組織法第４９条第１項の政令で定める経費は、次に揚げる経費とし、国がその全部を負担する。

○　緊急消防援助隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
○　緊急消防援助隊の活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
○　その他、緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

第４　民間団体等への協力要請

１．協力を要請する業務

災害時に日赤奉仕団、各業者団体等の民間団体等へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

２．協力要請の方法

災害時に民間団体等へ協力を要請する方法は、主に次のとおりとする。

(1) 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とする場合、その協力要請は、各対策部が行うものとする。本計画に定めのないときは、本部長（市長）に対して、応援協力を必要とする理由及び以下の事項を明示し、要請するものとする。

なお、事前要請が困難な場合にあっては、下記の事項を報告するものとする。

- ○　活動の内容
- ○　協力を希望する人数
- ○　調達を要請する資機材等
- ○　協力を希望する地域及び期間
- ○　その他参考となるべき事項

※災害時における協定書・覚書一覧……【資料編Ｐ170】

(2) 熊本県看護協会災害支援ナースの派遣

大規模災害発生時に、災害支援ナースを派遣し、被災地のニーズに応じて柔軟に災害時の看護支援活動を実践する。

市現地災害対策本部と熊本県看護協会が情報交換・連携し、災害の規模等に応じて熊本県看護協会が災害支援ナースの派遣調整を行う。

災害支援ナースが活動する場所は、原則として避難所とする。

第５　広域応援・受援計画

大規模災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

１．広域応援計画

(1) 応援のための調整

市は、応援を必要とする被災自治体等と以下の事項を調整する。

- ○　応援を必要とする分野
- ○　必要とする応援要員の職種、人員数
- ○　応援要員の派遣時期、派遣期間
- ○　応援交代要員との交代時期、交代期間

(2) 応援実施の留意事項

ア．応援要員の宿舎・食料等の配慮

応援時には、応援要員の宿舎、食料・水等、車両については、派遣先の被災自治体等で確保するための負担が大きく、可能な限り応援側で確保できることが望ましい。

イ．応援要員の交代時の留意点

応援職員の派遣については、派遣先の被災自治体等で研修を実施する必要がある場合が多く、派遣先被災自治体等の研修実施の負担を軽くする必要がある。

このため、派遣職員の派遣期間を最低でも２週間程度とし、交代応援要員との交代期間が短期とならないよう配慮する。

また、交代要員を派遣する場合には、既に派遣している応援要員のうち一部要員を残留させ、交代要員の研修と応援業務の引継ぎが円滑に行えるよう配慮する。

２．受援計画

(1) 受援のための調整

上記１．(1)の調整事項を、応援元の自治体等と調整する。

(2) 受援のための留意事項

上記１．(2)の留意事項を参考に、本市が被災した場合に勘案すべき事項を整理し、応援元の自治体等と必要な調整を行う。

３．広域防災拠点の運用計画

市は、広域からの応援を受援する場合や、広域からの応援部隊が本市を中継する場合に活用される物資拠点、救助部隊の活動拠点について、拠点施設の円滑な管理、施設運営のための職員、資機材の配置を行う。

４．「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力依頼

市は、必要に応じて、助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を対口支援団体（カウンターパート）または九州地方知事会幹事県を通じて総務省に要請する。

第 15 節　都市公共施設等の応急対策

関係部署・機関

・建設対策部、給水対策部、関係各対策部
・河川・港湾施設管理者
・電力・ガス・道路・鉄道などライフライン事業者

施　策	関係課等
第１　ライフライン施設	水道局、下水道建設課、下水道総務課
第２　道路・橋梁	土木課
第３　鉄道施設応急対策	ＪＲ九州、肥薩おれんじ鉄道
第４　河川管理施設	土木課
第５　その他の公共施設	関係各課

基本方針

○　大規模災害発生時には、都市公共施設等に大きな被害が生ずることが予想される。こうした事態に早急に対処すべく、災害発生後、直ちに所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保等を最優先に応急復旧を速やかに行うものとする。
○　水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。
○　関係機関の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行制限等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第１　ライフライン施設

１．上水道施設

(1) 災害時の初動措置

給水対策部は、土砂災害等による大規模災害が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

ア．緊急配水調整

作業の第１順位として、水源地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

配水池及び配水設備等の異常を調査する。

漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。

イ．配水管の被害調査

作業の第２順位として、仕切弁操作を次の順位により行うとともに、市内給水区域ごとに配水管の被害調査を行う。

・主要幹線系統の操作

・給水拠点系統の操作

ウ．仕切弁操作の基準

停電した場合は、非常用発電機を使用し、主要配水幹線を主力に枝管を制限しながら遠距離配水を図る。

配水管の破損に対しては、区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。

配水管などの被害のない地区でも最小限度に給水を制限する。

応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。

前各項の計画に従って操作するうえで、判断しがたい場合は、上流側（水源地）から下流側（給水管側）へ行い、次に大区域から小区域へと行う。

人命に関わる場合は、前項までの規定にかかわらず、状況判断による。

エ．水質の保全

災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩酸ソーダ注入を行う。

(2) 応急復旧の実施

ア．応急復旧の基本方針

大規模な災害による断水をできる限り、短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの配水本管の幹線の復旧を最優先して実施し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努めるものとする。

【施設の応急復旧順位】
○　水　源
○　送水及び配水施設
○　給水装置

イ．送水・配水管路の応急復旧工事順位

応急復旧工事は、まず送水管を修理し、次に配水管を行う。
また、修理は管の破裂折損を優先して実施し、復旧を図る。

ウ．配水管路の応急復旧順位

○　水源地から給水拠点までの配水管
○　病院、学校その他緊急給水施設への配水管
○　その他の配水管

(3) 資機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、次のとおり基本体制を確立し、連続作業で行うものとする。

ア．応急復旧用資機材及び車両

市備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、給水装置、車両等は工事店等関係機関に応援を求めるものとする。

イ．動員計画

突発的な災害の発生に即応できるよう、次のとおり対処する。

○　職員の動員
あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、想定された復旧計画を調整し、応急復旧作業体制を確立する。
○工事店等関係機関への応援要請
大規模災害発生時には応援を要請するものとする。また、管工事業協同組合等を通じて、あらかじめ応急復旧対策に必要な人員、動員方法等を打ち合わせておくよう努めるものとする。

２．下水道施設　（下水道ＢＣＰに基づき実施）

(1) 災害時の初動措置

下水道対策本部は、大規模な災害が発生した場合は、下水道ＢＣＰに基づき、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

ア．安否確認及び災害対応拠点の安全点検

○　来訪者及び職員の安否確認を行う。
○　災害対応拠点の安全性を確認して、安全性が確保出来ない場合は代替対応拠点へ移動する。

イ．処理場・ポンプ場及び関係部局との初動連絡

処理場・ポンプ場との情報共有並びに災害対策本部、県等へ対応体制や既に判っている被害状況を報告する。

ウ．緊急点検

○　人的被害につながる二次被害の防止に伴う処理場、ポンプ場、管路施設の緊急点検を実施する。
○　点検箇所の優先順位を決定し、班編制にて分担作業で対応する。

エ．被害状況等の情報収集と情報発信

緊急点検の結果及び他部局や住民からの被害情報を収集整理、その後災害対策本部、県を通じて住民やマスコミに発信する。

(2) 緊急調査・緊急措置の実施

緊急調査において、重大な機能障害を与える可能性がある処理場施設、ポンプ場施設、幹線・枝線管渠にて目視調査を行う。

調査後、二次災害が発生すると判断される場合には、緊急措置を実施する。

ア．処理場、ポンプ場

安全柵等の設置、重大な機能障害・停電・受変電設備の異常対応、揚排水機能停止による浸水対策、消毒機能の確保等。

イ．管　渠

備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等による汚水溢水解消等。

○　職員の動員
　処理場、ポンプ場、管路施設の調査人員については、班編制をおこない目視調査を行う。
○　関係機関、企業への応援要請
　備蓄資機材、または作業人員が不足している場合には、県及び関係企業に資機材及び作業要員等を要請する。

ア．処理場及びポンプ場の応急復旧

建設対策部長は、大規模災害により管渠に被害を受けた場合は、原則として次のとおり処理場及びポンプ場の応急復旧を実施する。

○　処理場にて放流水域の水質保全に対応するため、段階的に処理機能を回復する応急復旧工事を実施する。
○　被災に伴い、溢水、漏水が発生した箇所においては、仮設ポンプ、仮設配管を設置する。
○　各施設の処理機能に影響がある箇所については、最小限の機能を回復するための応急復旧工事を実施する。

イ．管渠の応急復旧

建設対策部長は、大規模災害により管渠に被害を受けた場合は、原則として次のとおり管渠の応急復旧を実施する。

○　下水道管渠の被害に対しては、とりあえず汚水及び雨水のそ通に支障のないように移動式ポンプ及び仮設配管を設置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧を講じる。
○　幹線の被害は、相当範囲にわたる排水機能の低下を招くおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。
○　枝線の被害については、直接本復旧を行う。
○　多量の塵芥等により管渠が閉塞され、または流化が阻害されないよう、マンホール、雨水桝等で流入防止等の措置を行い、排水の円滑を図る。
○　工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材等の補給を行わせるものとする。

３．通信施設（西日本電信電話株式会社熊本支店）

大規模災害に伴う西日本電信電話株式会社熊本支店の応急対策は、西日本電信電話株式会社「災害対策規程」及び熊本支店「災害対策実施細則」に基づき、次のとおり実施するものとする。

(1) 防災体制

大規模災害が発生した場合、「細則」の定めるところにより、西日本電信電話株式会社熊本支店に「災害対策本部」を設置するものとする。

(2) 応急対策の策定

重要通信の確保に留意し、電気通信設備等の被害状況に応じた、適切な応急対策計画を策定するものとする。

ア．通信疎通措置

大規模地震の発生に伴い、重要通信の疎通途絶を防止するため一般からの通信を規制し、110 番や 119 番と災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び公衆電話の疎通を確保するものとする。

イ．設備の被害状況把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材及び要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じるものとする。

ウ．通信途絶の解消と通信の確保

○　発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保。 ○　衛星通信装置及び各種無線装置による伝送路及び回線の作成。 ○　電話回線網に対する交換装置及び伝送路切換装置等の実施。 ○　応急復旧ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成。 ○　避難所等への臨時・特設公衆電話の設置。 ○　長時間停電時における公衆電話の無料化。

※特設公衆電話設置予定箇所一覧……【資料編Ｐ193】

エ．災害用伝言サービスの提供

①　災害用伝言ダイヤル（171）

被災地への通信が増加し、連絡がとりにくい状況になった場合には、被災地の地域住民が安否等に関する情報を録音し、当該情報を他の地域から聞くことのできる災害用伝言ダイヤル（171）を運用する。

②　災害用伝言板（web171）

文字・音声・画像情報で安否情報がインターネット上で確認できる「災害用伝言板（web171)」を運用する。

(3) 広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送、新聞掲載、防災行政情報通信システム等による広範囲にわたっての広報活動のほか、広報車による巡回広報及びホームページ等により、地域の利用者に対する広報も積極的に実施するものとする。

４．電力施設（九州電力送配電株式会社八代配電事業所）

熊本県内における電力の供給は、九州電力㈱熊本支社（以下、「熊本支社」という）が荒尾市（福岡支社管轄）及び阿蘇市波野、阿蘇郡小国町、南小国町、産山村（大分支社管轄）を除き、県下一円を統括して供給している。

電力設備の非常災害応急復旧対策について熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「九州電力防災業務計画」に基づき「熊本支社非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各事業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基

準」を定めている。

(1) 電力施設の状況（H29.3.31）

熊本支社管内の電力施設は 85 変電所（978 万 kW）、25 発電所（203 万 kW）、送電線（亘長 1,780km）及び配電線（亘長 26,542km）がある。

なお、八代配電事業所管内の電力施設は、10 変電所・配電線 65 回線（線路亘長 2,675 km）。

(2) 応急対策の方法

電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各事業所においては、定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡ルート」（別図）のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各事業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

(3) 応急対策実施にあたっての留意点

ア．県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害情報連絡本部または災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行うものとする。

イ．電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木した樹木等の除去等の協力を求めるものとする。

ウ．停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に亘る場合は、県及び市町村に防災行政無線、有線放送、インターネット、ホームページ、車両広報等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

(4) 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡ルート

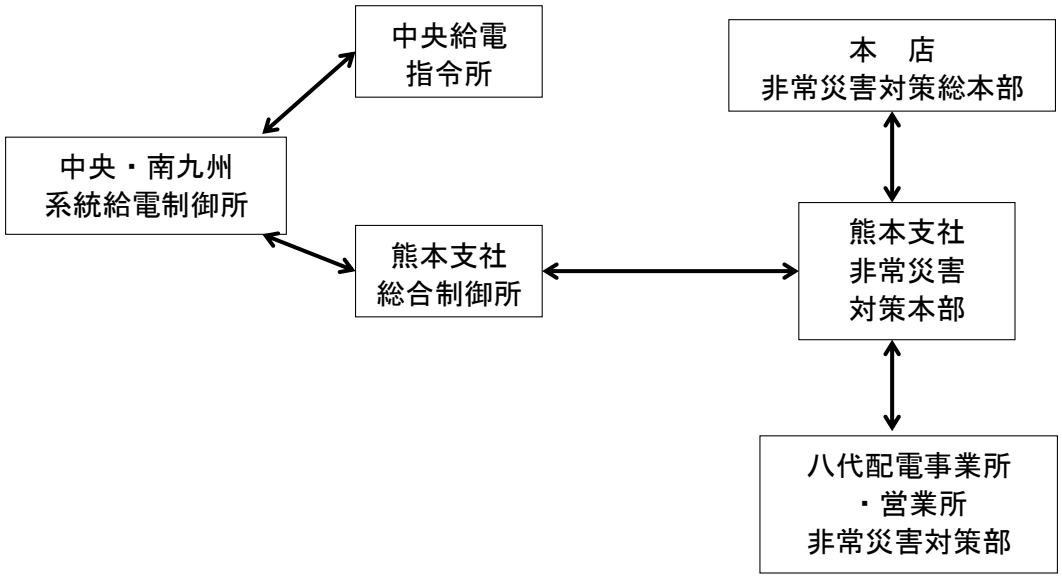

５．ガス施設（九州ガス株式会社八代支店）

災害時におけるガス施設の応急対策は次の計画によるものとする。

(1) 実施機関

八代市内におけるガス事業者は以下のとおりである。

名　称	住　所	電　話
九州ガス株式会社　八代支店	八代市松江町 376	0965-33-2386

(2) 保安体制

ア．保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第 24 条または第 64 条に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確立するものとする。

イ．ガス事業者における防災体制の確立

ガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、ガス事業者は災害復旧の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「非常災害に関する諸規程」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

ウ．機材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な機材を備えておくものとする。

(3) 災害発生時におけるガス事業者の措置

ア．非常体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「非常災害に関する諸規程」に基づき、速やかに非常体制を確立し、迅速かつ措置を講じるものとする。

また、災害発生時は県、市の災害対策本部をはじめとする防災機関と協議し、災害に関する情報提供、収集を行い緊急対策・災害復旧を推進する。

(4) 広報活動

ガス漏えいによる引火爆発のおそれがある場合または被害の程度によってガス路遮断、あるいは供給の停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を区域の地域住民に周知徹底するとともに、必要ある場合はラジオ、テレビ、広報車を利用して一般に周知するものとする。

６．放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

第２　道路・橋梁

１．災害時の応急措置

(1) 土木班

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部長（市長）及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。

(2) 県県南広域本部土木部

所管する県道の被害状況、道路上の障害物の状況等を調査するとともに、市からの道路・橋梁の被害報告をまとめ、緊急度に応じて復旧、障害物の除去等の総合対策の樹立と指導・調整・作業を早急に行う。

また、通行が危険な路線、区間については八代警察署長に通報するとともに状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識及びその他の保安施設の設置に万全を期するものとする。

(3) 熊本河川国道事務所（維持出張所）

所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、県及び市との連絡を密にして、緊急度に応じて復旧、障害物の除去等の作業の実施を早急に行う。

また、通行が危険な路線、区間については、八代警察署長に通報するとともに状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路等の指示を含めた道路標識及びその他の保安施設の設置に万全を期するものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社（熊本高速道路事務所）

大規模災害が発生した場合には、速やかに同会社の防災業務実施細則の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員の非常体制を確保し、直ちに災害応急体制に入るものとする。

なお、災害発生後、警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

２．応急復旧対策

(1) 建設対策部

建設対策部は、被害を受けた市道については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

ア．応急復旧目標

応急復旧は、原則として２車線の通行が確保できるように行う。

イ．応急復旧方法

○　路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 ○　がけ崩れによって通行が不能になった道路については、重機械により崩壊土の排土作業を行う。

(2) 県県南広域本部土木部

被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。

応急的な復旧作業は、主に業者へ委託して行い、当初は緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

その後、逐次一般道路の啓開及び復旧作業を行っていくものとする。

(3) 熊本河川国道事務所（維持出張所）

パトロールによる巡視結果から被害を受けた道路について、防災業務計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能回復に努める。

(4) 西日本高速道路株式会社（熊本高速道路事務所）

災害が発生した場合においては速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。

この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあっては、上下線各１車線または片側２車線を、分離されていない道路にあっては、１車線を走行可能な状態に速やかに復旧させるものとする。

第３　鉄道施設応急対策

１．災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

大規模災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報の伝達及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用する。

２．災害発生時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

３．乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。

機関名	避難誘導方法
ＪＲ九州	ア．駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう乗客を誘導し避難させる。 乗客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。 イ．列車乗務員が行う乗客の避難誘導 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

機関名	避難誘導方法
	・地形その他を考慮し適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 ・特に高齢者や障がい者、子ども、女性などの要配慮者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。 ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。
肥薩おれんじ鉄道	ア．駅における乗客の避難誘導 ① 有人駅（有人の時間帯）の場合 駅係員は、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう乗客を誘導し避難させる。乗務員がいる場合、乗務員は駅係員に協力し、乗客の避難誘導を行う。 乗客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を乗客に伝達し秩序維持に協力する。 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。 ②無人駅（有人駅の無人の時間帯含む）で乗務員がいる場合 乗務員により上記の避難誘導を行う。 ③無人駅（有人駅の無人の時間帯含む）で乗務員がいない場合 運転指令は構内放送による乗客の避難誘導を行う。 イ．駅間における乗客の避難誘導 列車が駅間の途中に停止した場合は、乗務員が乗客の避難誘導を行う。 原則として乗客は列車より降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。 ・地形その他を考慮し適切な誘導案内を行い、乗客を降車させる。 ・特に高齢者や障がい者、子ども、女性などの配慮者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。 ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

４．事故発生時の救護活動

災害により乗客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

機関名	救護活動の内容
ＪＲ九州	災害発生時には、駅従業員、乗務員等が救急救護活動にあたるとともに、大災害応急処理標準に基づき、対策本部及び現場災害対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。
肥薩おれんじ鉄道	災害発生時には、駅係員、乗務員等が救急救護活動にあたる。 肥薩おれんじ鉄道にて定めた「防災業務計画」に基づき、必要に応じ本社対策本部等を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進を図る。

第４　河川管理施設

１．体制内の応急措置

被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行うものとする。

(1) 建設対策部

○　管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
○　施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。
○　低地帯等に河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、建設業者等の協力を得て、急排水を実施する。

(2) 県県南広域本部土木部

○　堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。
○　市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。

(3) 八代河川国道事務所

○　管内施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については関係機関に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
○　堤防、護岸等河川管理施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、施設の応急措置を行う。

(4) 八代海上保安署、熊本港湾・空港整備事務所、八代港事務所

○　災害が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の港湾施設及び工事箇所の被災の発見に努める。
○　破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に液状化や氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

第５　その他の公共施設

各施設の管理者は、施設利用者・入所者の安全確保を第一とする。

また、次のとおり災害後の防災活動の拠点となる重要な施設建物の保全のため、速やかに応急的な措置を講じるものとする。

なお、多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設につ

いては、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し及び事務手続き等の運用により、早期の復旧を図るものとする。

１．郵便局

災害時における郵便局の果たす割合は大きい。

市と市内郵便局は、市内で災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、協力体制を講じていくものとする。

○　災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い並びに援護対策 ○　郵便局が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ○　郵便局が管理する郵便集配用自転車等の情報収集用としての提供 ○　市内郵便局または市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ○　避難場所への臨時の郵便差出箱の設置 ○　その他協力できる事項

２．施設利用者・入所者の安全確保

○　避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を定めておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急対策のあらましについて、災害対策本部へ速やかに報告する。
○　場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講じる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
○　けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、災害対策本部及び関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
○　施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
○　社会教育施設等において、被害が発生した場合の各種事業の続行または中止の決定は、所管の長が利用者の安全確保を第一に行う。

３．施設建物の保全

(1) 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

ア．応急措置が可能な程度の被害の場合

○　危険箇所であれば、緊急保全措置を実施する。
○　機能確保のための必要限度内の復旧措置を速やかに実施する。
○　電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、災害対策本部を通じて、関係機関と連絡を取り、応援を得て速やかに実施する。

イ．応急措置が不可能な被害の場合

○　危険防止のための必要な保安措置を講じる。
○　防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため、必要がある場合は、災害対策本部を通じて、仮設建築物の手配を行う。

(2) 市有建築物の応急危険度判定

地震で被災した建物が余震等による倒壊、部材の落下等の二次被害を引き起こすことを防止するため、必要と判断した場合は、市有建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施する。

市有建築物の応急危険度判定は、病院、福祉施設を最優先して判定する。判定の結果は、建築物の入口等にステッカーで表示する。

(3) その他の留意事項

○　火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 　　特に避難所となった施設は、火災予防について十分な措置をとる。 ○　ガラス類等の危険物の処理 ○　危険箇所への立入禁止の表示

第 16 節　応急教育

関係部署・機関

・教育対策部、健康福祉対策部、経済文化交流対策部

施　策	関係課等
第１　応急教育	学校教育課、教育政策課、教育施設課
第２　応急保育	学校教育課、こども未来課
第３　文化財の保護	文化振興課

基本方針

○　災害によって教育施設が被災した場合、通常の教育を行うことが困難となることが予想される。

学校等は、こうした事態に対処するため、施設の被害状況を調査し応急教育が実施できる場を確保して、応急教育を実施する。

その他、住家に被害が生じた児童・生徒に対して、学用品の調達及び支給を行う。

○　文化財についても災害発生後直ちに被害調査を実施するとともに二次災害によってさらに被害が及ばないよう万全を期するものとする。

第１　応急教育

１．応急教育の実施

(1) 事前措置

ア．学校長は、学校の立地条件などを考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備改善し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検するとともに、災害時の応急教育及び指導の方法などにつき明確な応急教育計画を立てておくものとする。

イ．教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次のとおり学校長と協力して応急教育体制に備えるものとする。

○　学校行事、会議、出張等を中止すること。
○　児童生徒の避難、災害時の事前指導及び事務処理、保護者との連絡方法を検討すること。
○　市教育委員会、八代警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行うこと。
○　非常招集の方法を定め、職員に周知しておくとともに、勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認しておくこと。

(2) 災害発生直後の体制

○　学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を行うものとする。
○　学校長は、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育対策部長を通じて、災害対策本部に報告するものとする。
○　教職員は、勤務時間外に災害が発生したときは、所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立するものとする。
○　学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど被害状況に対応して、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に児童生徒及び保護者に周知するものとする。
○　本部長（市長）は、学校長に対して適切な緊急対策を指示するものとする。

(3) 応急教育の実施

ア．学校長は、施設の被害状況を調査し、教育委員会と連携し、概ね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保するものとする。

災害の程度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	○　普通教室及び特別教室 ※体育館及び武道場は避難所となることを想定しておく
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	○　コミュニティセンター等の公共施設及び近隣学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	○　避難先最寄りの学校、コミュニティセンター及び公共施設 ○　応急仮設校舎の設置

イ．応急教育における指導内容、教育内容は、概ね次のとおりとする。

①　生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導
○　飲み物、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○　衣類、寝具等の衛生指導 ○　住宅・トイレ等の衛生指導 ○　入浴その他身体の衛生指導	○　児童生徒のそれぞれの発育段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○　児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

②　学習に関する教育内容

○　教具及び資料を要するものはなるべく避ける。 ○　健康指導、生活指導、安全教育に関係する内容を主として指導する。

(4) その他の留意事項

ア．児童生徒の救護

施設内における児童生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとして、求めに応じて最寄り校の校医等が補充要員として加わるものとする。

イ．学校給食

学校給食については、原則として一時中止するものとする。

また、教育対策部長は、あわせて給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、市長より県教育委員会に速報するとともに、学校給食の再開計画を策定して、本部長（市長）へ報告するものとする。

２．学用品の調達及び支給

(1) 支給の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む)、文房具及び通学用品を支給するものとする。

(2) 支給の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は１ヶ月以内、その他については 15 日以内とする。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

(3) 支給の方法

災害救助法の適用の有無に関わらず、本部長（市長）が行う。

教育対策部長は、教育委員会及び各学校長の協力のもとに、調達から支給までの業務を行う。

(4) 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって、実施する。

第２　応急保育

１．事前措置

幼稚園長・保育所等の施設長（以下、「園長・施設長」という）は、幼稚園・保育所等の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、応急保育の実施方法等について的確な応急保育計画を定めておくものとする。

園長・施設長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておくものとする。

- ○　園児の避難訓練を実施するとともに、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討し、その周知を図っておく。
- ○　八代警察署、消防署（団）等との連絡網を確立しておく。
- ○　保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想されるため、残留園児の保護について対策を講じておく。
- ○　非常招集の方法を定め、職員に周知しておくとともに、勤務時間外において、所属職員の所在を確認しておく。

２．災害発生直後の体制

園長・施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じることとする。また、園児・職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに健康福祉対策部長または教育対策部長を通じて、災害対策本部に報告するものとし、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど被害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知するものとする。

職員は、勤務時間外に災害が発生したときは、所属の幼稚園・保育所等の管理等のための万全な体制を確立するものとする。

本部長（市長）は、園長・施設長に対して適切な緊急対策を指示するものとする。

３．応急保育の実施

園長・施設長は、職員を掌握して幼稚園・保育所等の整理を行い、園児の罹災状況を把握し、健康福祉対策部長または教育対策部長に連絡をし、復旧体制に努める。

健康福祉対策部長または教育対策部長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、園長・施設長はその指示事項の徹底を図るものとする。

応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、幼稚園・保育所等において、保育するものとする。また、罹災により通園できない園児については地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。

また、避難所等に幼稚園・保育所等を提供したため、長時間幼稚園・保育所等として使用ができないとき、健康福祉対策部長または教育対策部長は、関係各部長と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、園長・施設長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するものとする。

第３　文化財の保護

○　指定文化財や登録文化財などに火災等が発生した場合は、その所有者または管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努めなければならない。

○　指定文化財や登録文化財などに被害が発生した場合は、その所有者または管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を文化振興課を通じて、市経済文化交流対策部へ報告しなければならない。

○　関係機関は、指定文化財や登録文化財などの被災拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第 17 節　被災地の応急対策

関係部署・機関

・建設対策部、市民環境対策部、農林水産対策部

施　策	関係課等
第１　障害物の除去及び清掃	建設対策部、循環社会推進課
第２　被災建築物及び被災宅地の危険度判定	建築指導課、建設政策課
第３　被災住宅の応急修理	営繕課
第４　応急仮設住宅の建設等	住宅課、営繕課
第５　公共住宅の提供	住宅課
第６　民間施設の提供	住宅課
第７　農林水産施設の応急対策	農林水産政策課、農業振興課、農地整備課、水産林務課

基本方針

○　大規模災害に伴う多くの建物や工作物、樹木等の倒壊は、直接人体等に被害を与えるだけでなく、空地や道路、河川等の障害物となり救助等を困難にする。

従って、障害物は速やかに一時集積地に搬出する。

また、一般生活上排出されるごみについても、速やかに被災地域から搬出し、処理する。

第１　障害物の除去及び清掃

１．障害物除去の体系

障害物の除去は広範囲に及ぶため、次のとおり体系的・計画的に区分し、災害発生後速やかに対処する。

障害物除去の体系

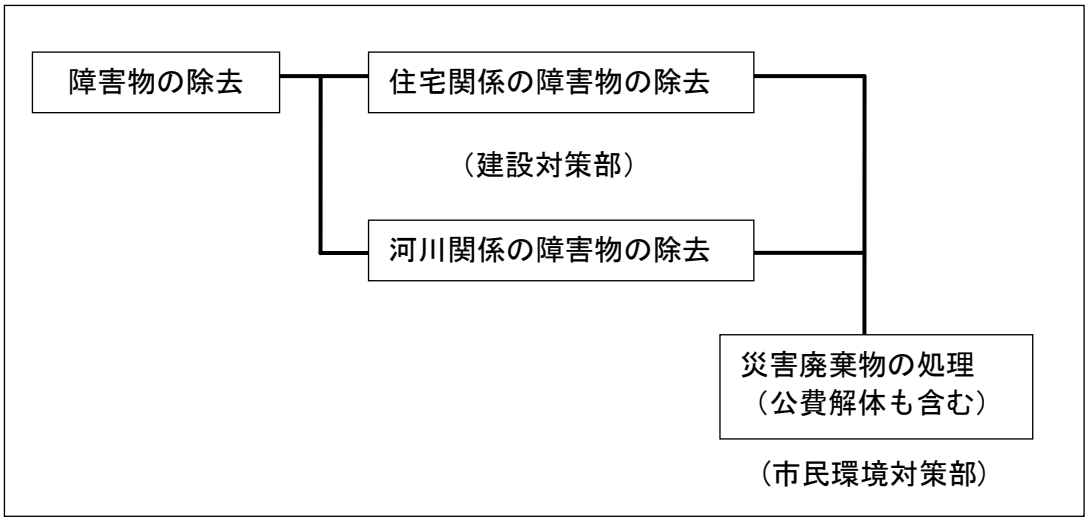

２．住宅関係の障害物の除去

(1) 実施者

本部長（市長）は、災害救助法の適用の有無に関わらず、必要と認めたときは、住宅関係の障害物の除去の実施を決定する。

市において処理不可能な場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、除去の実施は、建設対策部長が関係各部と連携し、市内の土木業者等の協力を得て行う。

(2) 除去すべき対象

住家及びその周辺に大雨等で流れ込んだ土石、竹木等の障害物、または建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて、次の条件に該当する住家を早急に調査し実施するものとする。

- ○　障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ○　障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの、または出入りが困難な状態にあるもの
- ○　自らの資力で障害物の除去ができないもの
- ○　住家が半壊または床上浸水したもの
- ○　原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

ア．災害救助法適用前

本部長（市長）は、災害救助法の適用前は、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設対策部長に命じて、関係各部、災害協定締結の八代建設業協会等の協力を得て作業班を編成して実施する。

イ．災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

○　市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。 ○　除去作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。 ○　労力、機械等が不足する場合は、県（土木部）に要請し、隣接市町村からの派遣を求め、さらに不足する場合は、災害協定締結の八代建設業協会等から資機材・労力等の提供を求める。 ○　支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費で、災害救助法の限度額以内とする。 ○　実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意するものとする。

○　他の者の敷地内での作業が必要なときは、可能な限り、管理者または所有者の同意を得るものとする。 ○　除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。 ○　障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものを明確に区分し、また収集作業のしやすいように関係各部と協議して、市民環境対策部が決める。【廃棄物班】

３．河川関係障害物の除去

建設対策部長は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川、公共下水・排水路等の巡視を行う。

特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各部、関係機関及び災害協定締結の八代建設業協会等と協力して実施する。

４．災害廃棄物の処理　【廃棄物班】

(1) 処理すべき量の推定

大規模な災害等の発生により、排出される災害廃棄物の量及び一般生活上排出されるごみの量は、次の基準により推定し、八代市災害廃棄物処理計画を勘案して、災害廃棄物処理対策の実施を検討するものとする。

災害廃棄物発生量の算定式等

Ｑ（災害廃棄物発生量【ｔ】）

Ｑ＝Ｎ（被災区分毎の棟数又は世帯数）×ｑ（発生原単位）

事　　項			算出基準 被災世帯１戸あたり
発生原単位※	地　震　等	全　　壊	117t/棟
		半　　壊	23t/棟
	津波・水害による被災	床上浸水	4.6t/世帯
		床下浸水	0.62t/世帯
	火災による焼失	木　　造	78t/棟
		非 木 造	98 t/棟
一般生活ごみ排出量		１人１日あたり	1.0 kg

出典：※　巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間まとめ（平成 26 年３月　環境省巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）

(2) 第一次処理対策の実施

ア．災害廃棄物の一時集積所及び仮置場

被災地域の環境保全の観点から、災害発生後速やかに仮置場等を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去するものとする。

イ．災害廃棄物の一時集積所等の選定

仮置場の選定は、次に揚げる点に留意し、災害対策本部で決定する。また、緊急的にやむを得ず一時集積所が必要な事態にあたっては、その設置場所や設置数を検討する。災害廃棄物の受入れに際しては、再生利用を図るため混合ごみの発生防止に努める。

※がれき等の災害廃棄物の仮置場利用候補地……【資料編Ｐ191】

○　救命・救急を優先する。（自衛隊宿営地、消防・警察利用用地）
○　候補地に対する他の土地利用（避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認すること。
○　避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避けること。
○　早期の復旧が予定される施設はできるだけ避けること。
○　周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避けること。
○　民有地はできるだけ避けること。
○　豪雨時の浸水想定区域等は避けること。

ウ．災害廃棄物の収集運搬体制の確保

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、循環社会推進課が中心となり、情報の収集及び住民の生活環境改善のため効率的な収集運搬計画を以下の点に留意して策定する。

○　生ごみ等の腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、市民環境対策部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集運搬体制を確立し、市の焼却施設等へ搬送して焼却処理する。
　また、市の焼却施設等での処理ができない場合、近隣の市町村に協力を要請するとともに、市域内外民間事業者を活用する。
○　平常時においては収集運搬車両の把握に努め、発災後においては緊急通行車両の登録を行うものとする。（登録書、車両掲示用マグネットの交付など）
○　発災後においては廃棄物の収集運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定されるため、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所等を考慮した効率的な収集運搬ルートを検討する。
○　主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去は、総合対策部及び建設対策部が中心となって行うが、その際には、収集運搬ルートに加え、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を併せて提供する。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、処理を行うが、大規模災害の際に、搬出先が緊急に確保できない場合には、仮置場に分別・搬入する。
○　災害廃棄物、避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両が不足する場合には、県へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。
○　災害廃棄物については、市民に対し仮置場への直接搬送の協力を要請する。市民への要請は広報班を通して行う。
○　災害廃棄物のボランティア団体等による運搬が予想される場合は、社会福祉協議会を通じて、支援活動前に災害廃棄物の分別方法、集積場所、運搬の方法等について共通理解を図る。
○　災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、収集運搬車両の必要台数を見直し、収集運搬の効率化を図る。

(3) 第二次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみで、早急な処分が必要な可燃ごみについては可能な限り市の焼却施設等で焼却する。

災害廃棄物は分別により再資源化を図り、適正処理を実施する。また、損壊家屋等の解体撤去が必要となる場合は、所有者からの申請受付事務、工事発注事務（測量、製図、積算、現場監理）などの業務が発生し、技術職（建築・土木）を含めた人員の確保が必要となるため、関係課との協力体制や臨時的な組織を設置して実施する。

５．災害廃棄物処理の広域応援体制

市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、県及び周辺自治体等との協力・連携により、相互応援体制の整備に努めるものとする。

市は、広範囲の被災により県及び周辺自治体による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。

６．災害廃棄物処理実行計画

市は、災害廃棄物処理の実効性を確保するため、発災後には「八代市災害廃棄物処理計画」で備えた内容を踏まえて「八代市災害廃棄物処理実行計画」を作成して、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の除去の観点から災害廃棄物適正処理を実施するものとする。

市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、県及び周辺自治体へ応援要請を行うものとする。

市は、地域住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。

市は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。

災害廃棄物については、原則として被災者自ら市の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集対策を講じるものとする。

７．一般廃棄物処理施設のＢＣＰ策定

災害時の廃棄物処理の実効性を高めるため、一般廃棄物処理施設のＢＣＰ策定を行い、災害時の速やかな応急復旧を図る体制を構築するものとする。

第２　被災建築物等及び被災宅地の危険度判定

１．被災建築物等への対応

地震で被災した建物による二次災害の軽減や防止を目的として、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

建築物に被害を及ぼす大規模地震が発生した場合、「応急危険度判定実施本部」を設置するとともに応急危険度判定の要否の判断を行う。

応急危険度判定を行う場合は、判定する区域及び判定拠点などを記載した実施計画を策定し、必要に応じて県へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

被災建築物応急危険度判定士は「応急危険度判定実施本部」の指示を受け、被災した建築物について調査を行い、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

２．被災宅地への対応

地震で被災した宅地による二次災害の軽減や防止を目的として、被災宅地の危険度判定を実施する。

宅地に被害を及ぼす大規模地震が発生した場合、「被災宅地危険度判定実施本部」を設置するとともに危険度判定の要否の判断を行う。

危険度判定を行う場合は、判定する区域及び判定拠点などを記載した実施計画を策定し、必要に応じて県へ被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は「被災宅地危険度判定実施本部」の指示を受け、被災した宅地について調査を行い、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

第３　被災住宅の応急修理

１．応急修理実施の決定

(1) 実施者

被災住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合に県が実施するものであるが、県から市（市長）へ委託された場合は、市が建設業者の協力を得て実施する。

なお、市のみでは実施不可能な場合は、近接市町村などの建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとし、後述する基準により選定されるものとする。

- ○　災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- ○　災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者
- ○　災害のため住家が半壊（焼）に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者

(3) 応急修理の実施内容

応急修理は、屋根、居室、トイレ、炊事場等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

２．修理の実施

(1) 実施戸数

応急修理を実施する戸数は、対象者の申込みにより実施するものとする。

(2) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務費等）をもって実施する。

(3) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から１ヶ月以内に完了するものとする。

３．市営住宅の応急修理

既設の市営住宅または付帯施設が災害により著しく損壊した場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

○　市営住宅または付帯施設の被害状況は、住宅班及び営繕班が早急に調査を行う。 ○　市営住宅または付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、被害防止のため市民に周知を図る。 ○　市営住宅の応急修理は、屋根、居室、トイレ、炊事場等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第４　応急仮設住宅の建設等

１．建設実施の決定

(1) 実施者

ア．災害救助法適用前

建設型仮設住宅建設は、本部長（市長）の指示により、建設対策部長が担当する。

事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

イ．災害救助法適用後

建設型仮設住宅建設は、県知事の職権の一部を委任された場合、もしくは相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として、市が実施する。

２．建設地の選定

建設型仮設住宅の建設地は、災害発生リスク等を考慮し、原則として市または県

の公園等の公共空地の中から建設対策部長が関係各部長の協力を得て、選定する。

ただし、被害状況によりやむを得ない場合は、市内小・中学校体育館に間仕切りを設けて応急住宅の一部として利用するものとする。

※建設型仮設住宅建設可能用地の候補地……【資料編Ｐ191】

３．建設の実施

(1) 設置戸数

建設型仮設住宅の設置戸数は、災害の状況及び被災者の意向調査や賃貸型（みなし）仮設住宅、公営住宅等の対応可能戸数等総合的に判断し決定する。

(2) 建設住宅の構造及び規模

○構造　軽量鉄骨プレハブ平家建連戸式他
○規模　１戸あたり 29.7 ㎡（標準）

(3) 費　用

建設型仮設住宅１戸当たりの建設に係る費用は、災害救助法の限度額以内とする。

(4) 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から２年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第７条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第 85 条第４項の規定にかかわらず同項の許可期間を延長した場合にはその期間）以内とする。

その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

(5) 資機材の調達及び要員の確保

建設対策部長は、建設型仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び要員の確保について、県内または市内建設業者に要請するとともに、設計・監督にあたる。

(6) その他留意事項

大規模団地においては、雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等、大雨時を想定した外溝仕様とする。

また、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行う。

４．入居者の選定

入居者は、以下に掲げる入居資格基準に基づき本部長（市長）が、関係各部職員、町内会長、民生委員等に意見を聞いて選定の上、県知事に報告するものとする。

その後、知事の収容者決定及び市長への通知を受けて、工事が完了次第入居者を収容するものとする。

(1) 入居資格基準

○　住家が全焼・半焼以上及び全壊・半壊以上、または流失したものであること。 ○　居住する住家がない者であること。 ○　自らの資力では、住宅を確保することのできない者であること。

具体的には、次の者を優先して選定する。

①　生活保護法の被保護者並びに要保護者 ②　特定の資産のない失業者 ③　特定の資産のない未亡人及び一人親家庭 ④　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者等 ⑤　特定の資産のない勤労者 ⑥　特定の資産のない小企業者 ⑦　上記に準ずる経済的弱者 なお、④で選定された要配慮者に関しては、ケアを含めた世帯や被災前まで生活していた地域の配慮を行うものとする。

５．建設型応急仮設住宅の運営管理

市は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して、建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画など多様な視点に配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

第５　公共住宅の提供

災害により住宅が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、または、地方自治法第238条の４第４項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

第６　民間施設の提供

市は、借上型仮設住宅として、民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

また、ホテルや旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。

第７　農林水産施設の応急対策

市は、災害による農林水産業被害の拡大を防止するため、次のとおり応急対策を実施するものとする。

なお、応急工事の実施にあたっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努めるものとする。

１．農　業

大規模災害により、水稲、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県、農業協同組合、その他の関係機関と連携し、被害を受けた農業者に対して、応急対策及び復旧対策について指導・助言を行うものとする。

また、被害が発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導・助言を行うものとする。

２．林　業

大規模災害により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、県、八代森林組合、その他の関係機関と連携し、被害を受けた林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行うものとする。

また、被害が発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導を行うものとする。

３．水産業

大規模災害により、養殖場、漁船漁業等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早急復旧を図るため、県、各漁業協同組合、その他の関係機関と連携し、被害を受けた漁業者等に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行うものとする。

また、被害が発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導を行うものとする。

第 18 節　ボランティア協力対策

関係部署・機関

・健康福祉対策部

・八代市社会福祉協議会、日本赤十字社熊本県支部

施　策	関係課等
第１　ボランティアの活動分野	八代市社会福祉協議会
第２　災害ボランティアセンターの設置	八代市社会福祉協議会
第３　ボランティア団体への協力要請	八代市社会福祉協議会、関係各課
第４　ボランティアの需給調整	八代市社会福祉協議会、関係各課
第５　災害ボランティアセンターの機能	八代市社会福祉協議会
第６　ボランティアへの支援内容	八代市社会福祉協議会、関係各課

基本方針

○　大規模災害発生時においては行政機関の活動と併せて、被災者や行政機関を支援するボランティアの活動が不可欠となる。

　このため、日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携のもとボランティアの募集・受入れ等の需給調整、ボランティア活動に必要な支援等を行い、機動的かつ、きめ細かな災害救援活動を実施する。

第１　ボランティアの活動分野

災害時におけるボランティアの協力活動は、次のとおりである。

１．専門分野

- ○　要配慮者の介護及び看護補助
- ○　保健医療活動・救護活動及びその支援
- ○　被災者への心理治療
- ○　災害、安否、生活情報等の収集・伝達
- ○　外国語の通訳及び外国人への情報提供
- ○　手話通訳及び聴覚障がい者への情報提供
- ○　被災建築物の応急危険度判定
- ○　土木施設の被害や土砂災害防止等の諸活動を行う砂防ボランティア、斜面判定士、防災エキスパート等の諸活動
- ○　その他専門知識及び技能を要する活動

２．一般分野

- ○　避難所の運営補助
- ○　義援物資の仕分け・配分
- ○　炊き出し、食料等の配分
- ○　清掃その他災害救援活動（瓦礫・被災家財・土砂の搬出等）
- ○　その他被災地における軽作業

第２　災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、八代市社会福祉協議会が主体となって災害対策本部と協力して設置する。

設置及び運営に関する事項は、八代市社会福祉協議会作成の「八代市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に定めた内容による。

第３　ボランティア団体への協力要請

大規模災害が発生したときは、各ボランティア団体に協力要請するとともに、以下の手段により一般ボランティアへの呼びかけを行う。

- ○　エフエムやつしろ等の放送事業者による呼びかけ
- ○　インターネットによる呼びかけ
- ○　チラシ配布・掲示等による呼びかけ
- ○　アマチュア無線による呼びかけ
- ○　ケーブルテレビによる呼びかけ
- ○　防災無線による呼びかけ
- ○　デタポン（テレビデータ放送）による呼びかけ

なお、要請にあたっては、以下の各事項を明らかにして行う。

- ○　活動の内容
- ○　協力を希望する人数
- ○　調達を要請する資機材等
- ○　協力を希望する地域及び期間
- ○　その他参考となるべき事項

第４　ボランティアの需給調整

災害対策本部及び市社会福祉協議会は、災害発生後、被害状況に応じ次に示すフロー図に基づき、ボランティア募集、受入れ等の需給調整を行う。

同様に日本赤十字社等に対してもボランティアを派遣するよう協力・要請する。

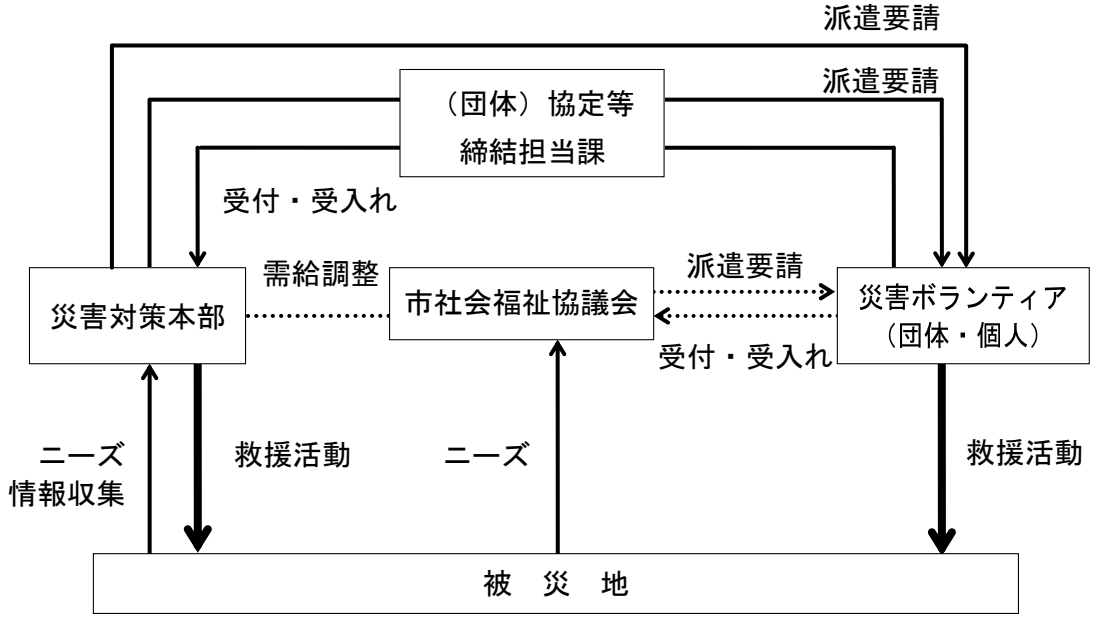

第５　災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターの機能は次のとおりである。

- ○　被災者のボランティア・ニーズの把握。
- ○　ボランティアの受入れ、ボランティア活動保険加入手続き。
- ○　ボランティアと支援を必要とする被災者との調整。
- ○　被災状況、被災者のニーズの把握と関係機関へ情報提供、支援要請。
- ○　その他ボランティアへの支援に関すること。

第６　ボランティアへの支援内容

ボランティアが十分に活動できるよう、次の内容を支援する。

- ○　被災状況、被災者のニーズ等の情報の提供。
- ○　活動拠点等の提供。
- ○　緊急時の公用車の使用の許可。
- ○　ボランティアの健康チェック。
- ○　野営が可能な敷地（水の確保）の提供。
- ○　その他ボランティア活動に必要な支援。

第 19 節　帰宅困難者対策

関係部署・機関

・総合対策部、総務企画対策部、経済文化交流対策部
・各種交通機関

施　策	関係課等
第１　帰宅支援情報の提供	危機管理課、秘書広報課、国際課、各支所
第２　帰宅困難者対策の一時滞在先の確保	観光振興課
第３　事業所に対する協力要請	関係各課

第１　帰宅支援情報の提供

災害が発生し、交通機関等が途絶したために八代市に停留を余儀なくされた帰宅困難者に対しては、適切に帰宅できるよう九州旅客鉄道㈱、肥薩おれんじ鉄道㈱、産交バス㈱などと協力して交通機関の情報を発信するなどして、帰宅支援情報を提供する。

なお、市内の学校、大型商業施設、ホテルなど、市外からの停留者が生じる施設にも帰宅支援情報を連絡するものとする。

第２　帰宅困難者対策の一時滞在先の確保

市は、帰宅困難者が発生した場合には、主要駅周辺等で帰宅困難者の一時滞在先を確保する。

第３　事業所に対する協力要請

市は、帰宅困難者の発生を防ぐため、事業所に対して一斉帰宅の抑制のための協力を要請する。

第 20 節　航空機災害対策

関係部署・機関

・関係各対策部
・八代広域行政事務組合消防本部、県、警察本部、自衛隊
・熊本空港、関係機関

施　策	関係課等
第１　航空機災害対策の基本	関係各課
第２　情報の通信連絡及び広報	秘書広報課、国際課、危機管理課
第３　広報	秘書広報課、国際課
第４　消防活動及び警戒区域の設定	八代広域行政事務組合消防本部
第５　救出救護及び遺体の捜索活動	八代広域行政事務組合消防本部、警察署、危機管理課
第６　交通規制	警察署、土木課

第１　航空機災害対策の基本

市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止するとともに被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定め、地域住民を災害から守ることを目的とする。

第２　情報の通信連絡及び広報

発見者からの通報により関係機関への連絡を行う。

ただし、海上において災害が発生した場合は、熊本海上保安部にも連絡を行う。

関係機関や地域住民等に対し、防災行政情報通信システム、Ｊ-アラート、ケーブルテレビ(ひこいちテレビ)、エフエムやつしろ、広報車、自主防災組織、イントラネット、インターネット、ラジオ・テレビ等により必要な情報を伝達する。

第３　広報

災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため、報道機関等を通じ、または広報機関等により地域住民に対し広報を行う。

- ○　地域住民に対する状況の伝達
- ○　市及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- ○　避難の指示及び避難先の指示
- ○　その他必要な事項

第４　消防活動及び警戒区域の設定

市域内において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により八代広域行政事務組合消防本部で対処できない場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求める。

航空機の墜落等により災害が発生した場合、市長、消防機関及び警察は、必要に応じて地域住民の生命、身体の安全を図るとともに応急活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第５　救出救護及び行方不明者の捜索活動

市、八代広域行政事務組合消防本部、県及び県警察は、市内で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、協議に基づき救出隊等を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施する。

市域内において航空機災害により死傷者が発生した場合、市、県、日赤熊本県支部及び八代市・郡市医師会等で編成する医療班を現地に派遣し応急措置を施した後、最寄りの医療機関に搬送する。

市、消防機関、県警察及び自衛隊は、市域内において航空機災害により死傷者等が発生した場合、行方不明者の捜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施する。

第６　交通規制

県警察及び道路管理者は、市域内において航空機災害が発生した場合、応急対策実施に支障があるときは、一時的な交通規制を行う。

市及び関係機関は、道路の交通規制を実施したときは、その旨を交通機関並びに地域住民に対し、広報し協力を求める。

第 21 節　海上災害対策

関係部署・機関

・関係各対策部

・八代広域行政事務組合消防本部、熊本海上保安部、関係機関

施　策	関係課等
第１　海上災害対策の基本	関係各課
第２　市の措置	関係各課

第１　海上災害対策の基本

船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたる。

第２　市の措置

市（消防機関を含む）、熊本海上保安部、県、県警察は、市沿岸で海上災害が発生した場合、関係機関を相互に連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体との協力を求めるものとする。

１．人命の救出、救護

市は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な捜索活動及び救出救護活動を実施する。

２．初期消火及び延焼防止

市は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、初期消火及び延焼防止措置に協力する。

３．沿岸の地域住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

○　被害の及ぶおそれのある沿岸の地域住民に対する災害状況の周知
○　火気使用の制限または禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

４．沿岸の地域住民に対する避難情報の発令

市は、大規模な海上災害が発生し、その影響が及ぶと予想される沿岸の地域住民に対して避難情報の発令を行う。

５．沿岸地先海面の警戒

市は、排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視を行う。

６．情報収集及び伝達

市は、関係機関に対して情報の収集及び伝達を行う。

７．排出油に係る対策

市は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を講じる。

市は、排出油の漂着により海岸が汚染されまたはそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を講じる。

市は、海上災害により油が排出し、被害が発生またはそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、地域振興局を経由して県災害対策本部（危機管理防災課）に報告する。

第 22 節　鉄道災害対策

関係部署・機関
・関係各対策部 ・八代広域行政事務組合消防本部、関係機関 ・九州旅客鉄道株式会社、肥薩おれんじ鉄道株式会社

施　策	関係課等
第１　鉄道災害対策の基本	関係各課
第２　市の措置	関係各課

第１　鉄道災害対策の基本

市域内において、鉄道災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策に定め、地域住民を災害から守ることを目的とする。

第２　市の措置

市域内で鉄道災害が発生した場合、関係機関と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体との協力を求めるものとする。

１．救助・救急及び消火活動

(1) 救助・救急

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

(2) 消火活動

速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

２．災害情報の収集・連絡

鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生したとの連

絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

３．避難指示（緊急）・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難指示の発令や避難誘導を実施する。

４．関係者等への的確な情報伝達活動

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

【提供情報一覧】

○　鉄道災害の状況
○　旅客及び乗務員等の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関の災害応急対策に関する情報
○　施設等の復旧状況
○　避難の必要性等、地域に与える影響
○　その他必要な事項

第 23 節　大規模特殊災害対策

関係部署・機関

・関係各対策部
・八代広域行政事務組合消防本部、県、警察本部、指定地方行政機関、自衛隊
・指定公共機関、指定地方公共機関

施　策	関係課等
第１　情報の収集・伝達	関係各課
第２　組織動員計画	関係各課
第３　陸上災害の場合の各種応急措置	関係各課
第４　海上災害の場合の各種応急措置	関係各課
第５　企業の自主防衛計画	関係各課

基本方針

○　本計画は、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化に伴い、多発化傾向にある石油類、高圧ガス等（以下、「危険物等」という）の爆発、火災等による災害に対処するため、企業及び防災関係機関が実施すべき各種の対策を定め、災害の未然防止とその拡大防止及び被害の軽減を図るとともに、地域住民の生命、財産を災害から保護することを目的とする。

○　石油コンビナート区域については、別に防災業務計画を定めているため、本計画からは除外する。

　また、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート等特別防災区域（八代市大島町）の防災計画については、県が別に定めているため、当該計画の内容については本計画から除外する。

○　なお、本計画は一般的かつ基本計画としての地域防災計画を補完し、大規模な特殊災害についての具体的な対策を定めた防災計画の実施計画ともいうべき性格を有する。

第１　情報の収集・伝達

市、防災関係機関は、相互に協力するとともに、企業等の協力を得て、災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達を行うものとする。

また、関係企業はすみやかに災害発生の通報をするとともに、防災関係機関が行う情報の収集・伝達に積極的に協力するものとする。

１．情報の収集・伝達系統

陸上災害及び海上災害の場合の情報の収集・伝達系統は、次によるものとする。

(1) 陸上災害の場合

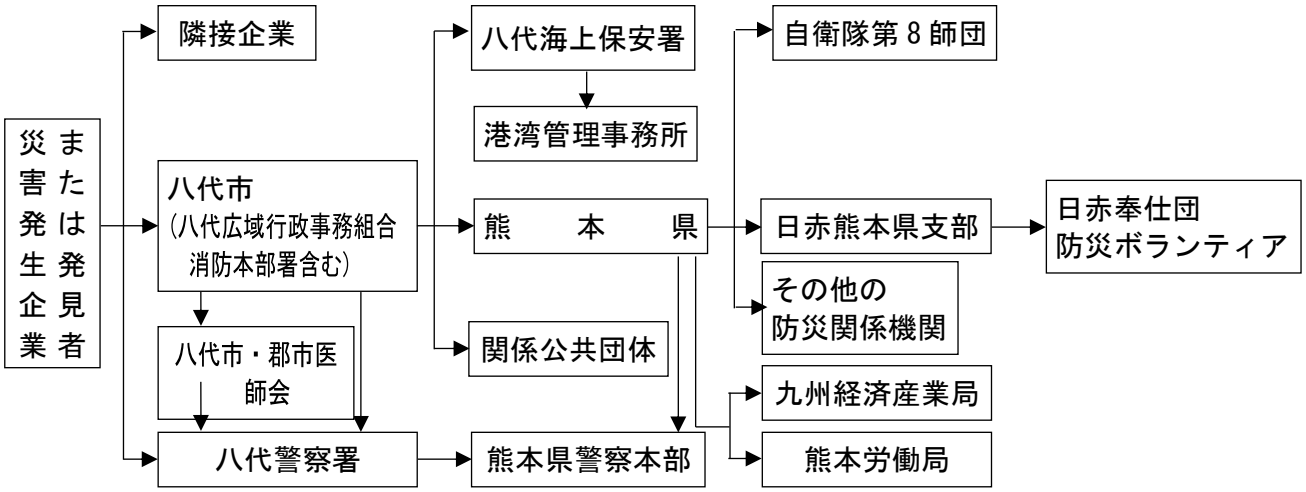

※防災関係機関連絡先……【資料編Ｐ８】

(2) 海上災害の場合

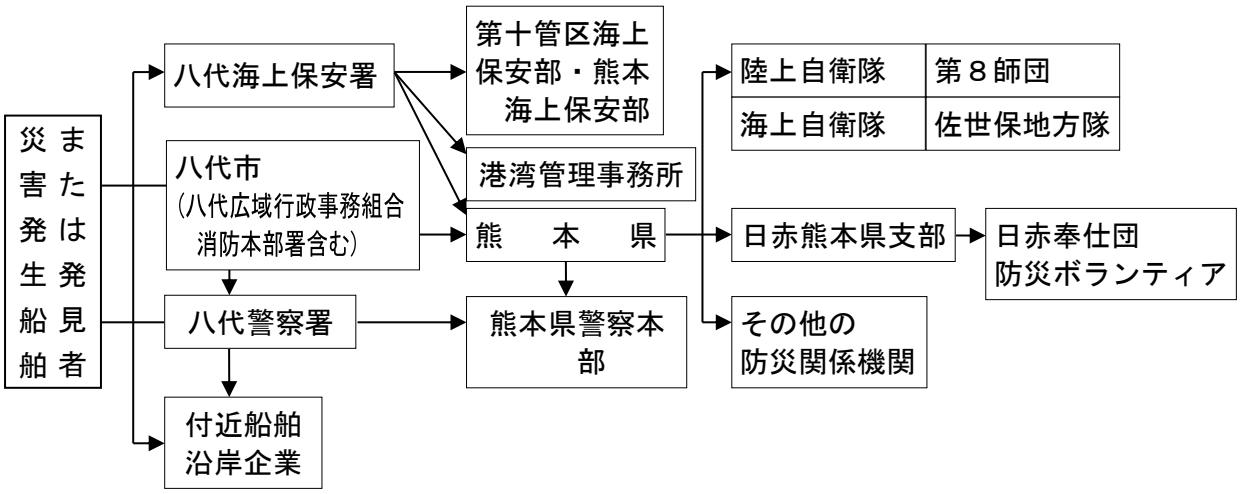

※防災関係機関連絡先……【資料編Ｐ８】

２．情報の内容

市、防災関係機関、企業等が収集・伝達する情報の内容は、災害発生状況のほか、必要に応じ、被害状況、災害応急対策実施状況等とする。

３．通信の手段

市、防災関係機関、企業等の情報の収集・伝達は、有線電話のほか適宜無線通信を活用して行うものとする。

４．連絡体制の確立

市、防災関係機関及び企業等は、情報の収集・伝達の迅速、的確化を期するため、窓口となる担当部課を定めておくほか、内部における連絡体制の確立を図っておくものとする

第２　組織動員計画

災害応急対策の実施のための関係機関等の組織動員計画は次によるものとする。

なお、本計画に定めのない各機関の具体的事項については、県計画(一般災害編)の熊本県特殊災害対策計画、各関係機関等の定める計画によるものとする。

１．市

(1) 八代市災害対策本部の組織及び所掌事務

本計画の定めるところによるものとする。

(2) 出動基準

区　分	八代市	出動の内容基準
第一号出動計画 （準備体制）	出動人員 10 名 車両２台	災害が発生し、または発生するおそれがあるとき
第二号出動計画 （警備体制）	出動人員 30 名 車両５台	相当規模の災害が発生し、災害応急対策の実施が必要であると市長が認めたとき
第三号出動計画 （非常体制）	出動人員 50 名 車両５台	大規模な災害が発生し、全力をあげて災害応急対策を実施する必要があるとき

２．消防機関

(1) 出動基準

災害の発生及び事態の推移に応じ次の要領で動員出動するものとする。

(2) 出動基準

区　分	八代広域行政事務組合消防本部			出動の内容基準
	人員	車両	現地到着所要時間	
第一段階	18 人	６台	３～12 分	八代市における一般建物火災の出動基準
第二段階	６人	２台	３～15 分	火災が拡大し地域住民に被害が波及するおそれがあるとき
第三段階	６人（非番職員等）	２台	15～20 分	災害が大規模で全消防力を投入する必要があるとき
特命出動	※災害状況等に応じて、総括指揮者等が部隊を指定して出場を命じる。 ※災害の規模に応じて、八代広域行政事務組合消防本部災害警戒本部等運用要綱第 15 条（非常招集の種別）により職員を招集する。			

※八代広域行政事務組合消防本部災害出場計画に基づき出動する。

３．企業等

(1) 災害発生企業

災害発生と同時にあらかじめ定める自衛消防隊等の組織により従業員を動員し所定の配置体制をとるものとする。

(2) 災害発生船舶

災害発生と同時に、あらかじめ定める組織により乗組員を動員し、所定の配置体制をとるものとする。

(3) 隣接企業及び応援協定締結企業

災害発生の通報をうけ、または、災害発生を覚知すると同時に、あらかじめ定める自衛消防隊等の組織を活用して応援出動、災害波及防止、その他必要な体制を整えるものとする。

４．現地総合連絡本部

(1) 目的及び任務

大規模な災害が発生した場合には、災害情報を集中的に収集し、各防災関係機関及び企業が実施する各種応急対策の総合的な連絡調整を図るため、県が現地総合連絡本部を設置するが、市はこれが設置された場合には県に協力する。

(2) 設置の決定

現地総合連絡本部の設置は、県知事が決定するが、市、各防災関係機関及び企業は、熊本県知事に対して現地総合連絡本部の設置を要請することができるものとする。

(3) 設置場所

現地総合連絡本部は、当該応急対策の実施上、最も適当な場所に県が設置するが、適当な設置場所等について、市は助言するなどの協力を行う。

(4) 構　成

現地総合連絡本部は、次の機関等で構成するものとする。

- ○　熊本県
- ○　熊本県警察
- ○　八代市
- ○　八代広域行政事務組合消防本部
- ○　自衛隊
- ○　八代海上保安署
- ○　熊本労働基準局
- ○　九州経済産業局
- ○　日本赤十字社熊本県支部
- ○　災害発生企業等
- ○　知事または市長が当該応急対策の実施上必要と認め、参加を要請する機関

(5) 現地総合連絡本部への報告

- ○　被害状況、災害応急対策等実施状況に関すること。
- ○　各種災害応急対策の実施に係る相互応援協力に関すること。
- ○　その他各機関等が現地総合連絡本部へ報告することが適当であると認める事項

第３　陸上災害の場合の各種応急措置

陸上災害の場合の各種応急措置については、次に定めるところにより実施するものとする。

１．消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主　体＝災害発生企業、消防機関
応　援＝隣接企業、応援協定締結企業、関係消防機関、八代警察署、海上保安部

(2) 災害発生企業の措置

ア．一時対応

①　自衛消防隊その他の要員により初期消火を行うほか、火気しゃ断、施設の保守、危険物漏えいの防止等の被害拡大防ぎょのための措置を講ずる。

②　消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置し、消防隊を誘導するとともに、消防隊の活動に必要な情報を提供する。

③　消防機関の指示をうけ、必要があるときは応援協定締結企業、及び隣接企業に対し応援を要請する。

④　けい留中の船舶に災害が発生したときは、直ちに八代広域行政事務組合消防本部及び熊本海上保安部に通報し、災害発生船舶乗組員とともに上記①～③に準じ、消火及び被害の拡大防ぎょ等の措置を講ずる。

イ．二次災害の防止対策

①　大規模災害等により危険物等施設に被害を受けないよう日頃から適切な維持管理を行っておくとともに、あらかじめ市等の防災関係機関との連絡通報体制の整備に努めるものとする。

②　危険物等施設に被害を受けた場合、またはそのおそれのある場合に、危険物等取扱事業所の責任者及び管理者（以下、「事業者等」という）は次に掲げる措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

なお、危険物等の所有者、管理者もこれによるものとする。

(ｱ) 危険物等施設の緊急停止と応急点検の実施

危険物等施設の作業の中止及び装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに二次災害防止の応急点検を実施する。

(ｲ) 自主防災活動の実施

危険物等施設の損壊等異常を発見したときは応急補修するとともに、状況に応じて速やかに、危険物等の除去、移動等の適切な防災活動を自主的に行う。

(ｳ) 二次災害への備え

二次災害の発生に備えて、あらかじめ整備してある消火剤、オイルフェンス、中和剤等の防除資機材を準備し、すぐに防災活動を実施できる態勢をとる。

ウ．二次災害の防止対策

事業者等は、二次災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、被害状況や付近の状況、危険物等の種類等に応じて、速やかに関係法令に基づく応急措置を講じ、その被害の拡大防止を図るものとする。

また、危険物等の所有者及び管理者もこれによるものとする。

①　危険物、毒物劇物

(ｱ) 関係機関への通報

流出や火災、爆発等した場合、またはそのおそれのある場合には、消防機関、警察及び保健所等へ通報する。

(ｲ) 応援体制

被災状況等により必要に応じて隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱責任者等の協力を得て適切な対応を図る。

②　危険物、毒物劇物

(ｱ) 関係機関への通報

爆発等した場合またはそのおそれのある場合には、消防機関及び防災関係機関に通報する。

(ｲ) 安全な場所への移動

保管及び貯蔵している火薬類を安全な場所に移動する余裕のある場合には、速やかにこれを移動する。

③　高圧ガス

(ｱ) 関係機関への通報

ガスが漏えい等した場合またはそのおそれのある場合には、あらかじめ定められた連絡経路により消防機関及び防災関係機関に通報する。

(ｲ) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業者等は、あらかじめ定められている防災事業所の協力を得て、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置き場）等を巡回し、ガス漏えい探知機等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図る。

また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図る。

(ｳ) 移動車両の応急措置

移動車両が被災した場合は、高圧ガス輸送基準に基づいた応急措置を講じる。

④　放射性同位元素等

(ｱ) 関係機関への通報

施設の損壊等による露出、流出等が発生し、放射線障害が発生した場合またはそのおそれがある場合は、文部科学省及び消防機関・警察へ通報を行う。

(ｲ) 施設の被害状況調査及び対応

放射線による障害が発生した場合またはそのおそれのある場合は、危険区域に近づかないよう速やかに従業員や地域住民等に警告する等、あらかじめ定められている予防規程に基づく措置を行う。

エ．河川への石油類等の流出対策

事業者等は、河川に大量の石油類等が流出または漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除を実施する。

○　施設の被害により当該流出事故が発生した場合、速やかに消防機関及び河川管理者等関係機関に通報する。
○　大量に流出または漏えいした場合、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
・オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止する。
・オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、または汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
・流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。
○　応急対策業務または作業の人員及び設備、資機材等について、関係機関と相互に密接な連絡を保つとともに、関係機関による防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。

オ．地域住民に対する広報

事業者等は、危険物等による二次災害が発生し、周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員並びに地域住民の生命及び身体の安全確保を図るため、速やかに広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市及び消防機関に必要な広報を依頼する。

(3) 消防機関の措置

災害発生の通報と同時に出動し、災害発生企業の消防隊等を指揮し、消火及び被害の拡大防御にあたる。

災害の規模が大規模で消防機関及び企業等の消防力のみでは、対処できない場合は、関係消防機関等に対し応援協定に基づく応援を要請する。

各応援部隊の消火活動を指揮する。

(4) 隣接企業及び応援協定締結企業の措置

災害発生企業からの応援要請に応じ、応援締結企業にあっては、応援協定に基づき、隣接企業にあっては、自社の災害防御等から判断して可能な範囲で応援部隊を派遣する。

応援部隊は、八代広域行政事務組合消防本部の指揮をうけて、消火及び被害の拡大防ぎょに従事する。

(5) 八代警察署、八代海上保安署、関係消防機関の措置

八代警察署は、消防機関と相互に連携し、消火及び被害の拡大防ぎょを応援す

る。

八代海上保安署は、海上への被害拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

関係消防機関は、八代広域行政事務組合消防本部の指揮をうけ、消火及び被害の拡大防ぎょにあたる。

２．救　助

(1) 実施機関

主 体＝災害発生企業、消防機関、八代警察署

応 援＝応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、関係警察署等応援部隊

(2) 災害発生企業の措置

自衛消防隊員、その他の要員により負傷者の確認、救出を行い仮救護所へ収容する。

消防機関が到着した後は、消防機関の救助と連携し、救急活動を実施する。

応援協定締結企業及び隣接企業への応援要請は消火の場合に準ずる。

(3) 八代広域行政事務組合消防本部の措置

企業の救急要員を指揮し、負傷者の確認、救出及び搬送を行う。

関係消防機関への応援要請については、消火の場合に準ずる。

(4) 八代警察署の措置

消防機関と相互に連携し、負傷者の確認、救出及び医療機関への搬送を行う。

(5) 関係消防機関、関係警察署等応援部隊の措置

関係消防機関の応援部隊の措置は、消火の場合に準ずる。

関係警察署の応援部隊は八代警察署の行う救助活動を応援する。

３．医療、救護、健康管理、環境保全対策

(1) 実施機関

主 体＝市
応 援＝県、医師会等、日本赤十字社熊本県支部

(2) 市の措置

災害の規模、状況等に応じ、災害現場付近の適当な場所に仮設救護所を設置するとともに福祉医療支援班を派遣し、医療救護にあたる。

市のみでは、対処できない場合は、熊本県及び医師会等へ応援を要請する。

市は、危険物等が河川等の公共用水域に流出した場合、もしくは地下に浸透または大気中に放出された場合には、人体の健康の保護及び環境保全のため、関係機関と連携して防除対策や環境調査を実施する。また、環境調査の結果は速やかに市民に公表するものとする。

放射性物質の使用施設、または保管施設の管理者等に対して、付近の地域住民に対する放射線障害を防止し、健康への不安を解消するため次の措置を講じる。

○　管理者等への協力依頼 　放射性物質を保管している施設等に損壊等の異常を発見した場合またはそのおそれがある場合は、速やかに市及び消防機関へ通報するよう依頼しておくものとする。 ○　巡視等の実施 　消防機関と連携して必要に応じ施設等を巡視し、露出や流出等を防止する。

(3) 県の措置

被害、医療需要情報を収集し、必要と認められる場合は、医療救護班を派遣する。

市の応援要請に基づき、医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。

必要に応じ災害拠点病院、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、医師会等の応援を要請する。

災害救助法適用後の医療活動につき、日本赤十字社熊本県支部との連携を図る。

(4) 医師会の措置

市の要請に応じ、現場に出動し、もしくは、医療機関において医療救護にあたる。

(5) 日本赤十字社熊本県支部

災害救助法適用後は、熊本県との「災害救助法に基づく業務委託に関する協定」に基づき医療救護を行う。

４．避　難

(1) 実施機関

主体＝市、消防機関、八代警察署、八代海上保安署

(2) 市及び消防機関の措置

業者等から二次災害発生の連絡を受けたとき、または市内に影響があると考えられるときは、自ら情報収集を行い、被害状況を把握するとともに周辺地域への影響、今後予想される被害、避難の要否等の調査を行うものとする。

被害が住居地域に及ぶ危険が生ずる等災害の状況により地域住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、避難の指示、勧告を行う。なお、避難の指示、勧告を行ったときは、八代警察署及び県に連絡するものとする。

適当な場所に、避難所を開設し避難者を収容するため、避難経路及び避難所に職員を派遣し、避難者の安全確保に努める。

(3) 八代警察署の措置

八代警察署は、市及び消防機関と相互に連携し、避難誘導及び被害の拡大防ぎょを支援する。

(4) 八代海上保安署の措置

付近にけい留または停泊中の船舶に被害が拡大するおそれがある場合等においては、状況に応じ、避難の指示等により船舶及び乗組員の安全を確保する。

５．警戒区域の設定

(1) 実施機関

市、消防機関、八代警察署、八代海上保安署

(2) 市

人の生命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限もしくは、禁止し、またはその区域からの退去を命じることができる。

市が自ら警戒区域を設定することができないときは、警察官にその代行を求める。

(3) 消防機関の措置

火災の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため火災警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限もしくは禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。

消防機関が、自ら火災警戒区域を設定できないときは、八代警察署長（官）にその代行を求める。

(4) 八代警察署の措置

市または、消防機関の長、吏員が現場にいなくて、かつ警戒区域の設定が必要なときは、警戒区域を設定する。

市または、消防機関から要請があったときは、これらに代わって警戒区域を設定する。

(5) 八代海上保安署の措置

海上において警戒区域を設定する必要があるときは、消防機関と連携し、海上災害の場合に準じ、警戒区域設定の措置を講ずる。

６．交通の規制、整理等

(1) 実施機関

八代警察署、周辺警察署等応援部隊、八代海上保安署、九州地方整備局

(2) 八代警察署及び周辺警察署等応援部隊の措置

緊急通行車両の緊急交通路を確保するとともに、災害の状況に応じ必要な次のような整理、規制措置をとる。

○　災害現地への防災関係車両以外の車両の進入禁止 ○　国道 3 号、57 号、219 号、266 号に災害の影響または、交通渋滞等が及ぶ場合の規制及び迂回路線の確保 ○　国、県、市道の各線にわたる広域的な規制と交通秩序の維持

(3) 八代海上保安署の措置

海上において船舶の航行等の制限を行う必要があるときは、海上災害の場合に準じ船舶の航行の制限等の措置を行う。

７．広　報

(1) 実施機関

市、消防機関、八代警察署、海上保安部

(2) 市及び消防機関の措置

市及び消防機関は、次のような措置を行う。

○　避難指示等、避難所の開設等の状況を広報する。 ○　災害応急対策の実施状況、災害の見通しを広報し、人心の安定を図る。 ○　災害現場及びその周辺の関係者に対し、火気使用の規制、警戒区域設定の状況等を周知徹底する。 ○　市は、二次災害により付近の地域住民に危険がある場合、またはそのおそれがある場合は、直ちに地域住民に対して、災害の状況や避難等の必要性などをケーブルテレビ、エフエムやつしろ、インターネット、防災行政情報通信システム等や報道機関の協力を得て周知する。

(3) 八代警察署の措置

交通規制及び警戒区域の設定状況を広報する。

見物人の整理、い集防止及び防災活動の障害排除のための広報を行う。

(4) 八代海上保安署の措置

災害現場周辺の船舶等に対し、海上災害の場合に準じて、必要な事項を広報する。

８．資機材の調達等

(1) 実施機関

各種応急措置の主体となる機関及び応援機関

(2) 措　置

各種応援措置の主体となる機関等が現に保有する資機材を活用してもなお、災害応急対策の万全を期しがたいときは、応援機関、その他の機関、企業等に資機材の提供、調達、あっせんを要請する。

資機材の災害現場への輸送は、各種応急措置の主体機関、応援機関が行うほか「９.輸送」に定めるところによる。

９．輸　送

(1) 実施機関

市、県、県警察（県公安委員会）

(2) 市の措置

市は、次のような措置を行う。

○　車両及び運転手を確保し、災害の状況に応じ、重点的に配備する。
○　車両の調達が困難なときは、県に応援を求める。
○　県警察（県公安委員会）において緊急交通路確保のための交通規制の措置がとられたときは、県公安委員会（県警察本部）または県（危機管理防災課）に対し、緊急通行車両の確認を申請し、確認証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 県の措置

市の要請に応じた車両の調達、あっせん、その他の輸送に関する応援を行う。

なお、必要があるときは、他の機関へ応援を要請する。

県警察（県公安委員会）と相互に連携して、緊急通行車両の確認及び確認証明書、標章の交付を行う。

(4) 県警察（県公安委員会）の措置

長期的、広域的な災害の場合で、県公安委員会が特に必要と認めたときは、緊急交通路確保のための交通規制の措置をとる。

この場合において、県公安委員会は県、市町の関係者、道路管理者と道路区間の指定、緊急通行車両の範囲等について連携を図り、その措置の適切を期するものとする。

10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置

(1) 体　制

○　連絡班＝災害の発生が予想されるに伴い、師団司令部等から県、その他必要機関に対して連絡員を派遣し、情報の収集及び交換並びに部隊派遣に伴う連絡調整にあたる。
○　偵察班＝災害発生予想地域、発生地域に対して必要数の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察する。

(2) 活動内容

災害派遣部隊の実施する応急業務活動の内容は、災害の状況、知事等の要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、概ね次のとおりとする。

ア．被害状況の把握

知事等からの要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたとき、または、自主的に車両、航空機等災害の状況に適した手段によって写真及び目視偵察を行い被害状況を把握する。

イ．地域住民等避難の援助

避難の指示、勧告等が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い地域住民等の避難を援助する。

ウ．人員及び物資の緊急輸送

県等から要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは、救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送を実施する。

エ．炊飯及び給水支援

県等から要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは炊飯及び給水の支援を行う。

オ．入浴支援

要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは入浴支援を行う。

カ．危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、師団長が必要と認めたときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物、危険物の保安措置及び除去を実施する。

第４　海上災害の場合の各種応急措置

海上災害の場合における各種応急措置については、次に定めるところにより実施するものとする。

１．消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主体＝災害発生船舶、企業、八代海上保安署 応援＝隣接企業、消防機関、八代警察署、県港管理事務所

(2) 災害発生船舶及び企業の措置

災害の発生を関係機関に通報するとともに船舶の消防設備及び自社所有の各種船艇、機材等により初期消火にあたる。

火気しゃ断、施設の保守、危険物漏えいの防止、災害発生船舶の沖出し等被害の拡大防ぎょの措置をとる。

必要があるときは、隣接企業等に対し、応援を要請する。

(3) 八代海上保安署の措置

巡視船艇を使用し、消火及び被害の拡大防止にあたるほか、応援機関の消火活動の指導・助言を行う。

災害の規模が大きく、八代海上保安署及び企業等の消防力のみでは、対処できないと思われる場合は、第十管区海上保安本部に対し派遣を要請する。

(4) 隣接企業の措置

災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防止等から判断して、可能な範囲で応援する。

応援部隊は、八代海上保安署の指導・助言により消火及び被害の拡大防止に努める。

(5) 県（港管理事務所）

八代海上保安署と連携し、消火及び被害の拡大防ぎょを応援する。

２．流出油等の処理

(1) 実施機関

主体＝災害発生船舶、企業、熊本海上保安部 応援＝県(港管理事務所)、隣接企業

(2) 災害発生船舶及び企業の措置

船舶及び自社の資機材を活用し、流出油面の縮小を図る。

流出油の回収及び油処理剤の散布等の処理を実施する。

(3) 八代海上保安署の措置

巡視船艇を出動させ、流出及び処理の状況を確認する。

出動船艇等により、流出油の拡散防止及び油処理剤の散布等の処理を実施する。

油類の流出に伴う避難及び警戒については「４．避難」等に定めるところにより実施する。

(4) 災害発生船舶及び企業の措置

拡散防止及び処理を行う。

流出油による被害の調査を行う。

３．救出・救護

(1) 実施機関

主体＝災害発生船舶、企業、八代海上保安署、消防機関、八代警察署 応援＝隣接企業、市

(2) 災害発生船舶、企業の措置

自衛消防等の組織により負傷者等の確認及び救出を行う。

企業内の医療施設等を活用し、負傷者の救護を行う。

隣接企業への応援要請については、消火の場合に準ずる。

(3) 八代海上保安署の措置

出動船艇を指揮し、災害発生船舶の乗組員等の救出を行う。

消防機関、八代警察署等と連携し、負傷者を医療機関へ搬送する。

(4) 消防機関、八代警察署、県（港管理事務所）等の措置

八代海上保安署と連携し、負傷者の救出及び搬送を行う。

(5) 隣接企業の措置

消火の応援に準ずる。

４．避　難

(1) 実施機関

主体＝八代海上保安署 応援＝関係船舶、企業、八代警察署、市、県（港管理事務所）

(2) 八代海上保安署の措置

災害が他の船舶に及ぶ場合は、災害の状況に応じ、他の安全な場所に避難させる等必要な指示、勧告を行う。

(3) 係船舶、企業の措置

けい留施設等に被害が及ぶ危険がある場合は、または、八代海上保安署から指示があった場合は、すみやかに必要な措置をとる。

(4) 八代警察署の措置

八代海上保安署等と連携し、船舶の避難誘導等を応援する。

(5) 市、県（港管理事務所）の措置

八代海上保安署の指導・助言により船舶に対する避難のための指示の伝達等を行う。

５．港内の安全確保

(1) 施機関

主　体＝八代海上保安署、災害発生船舶、企業、県（港管理事務所）
応　援＝八代警察署

(2) 八代海上保安署の措置

災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、一般船舶の立入禁止区域を設定し、その周知を行う。

立入禁止区域の警戒及び情報の伝達を行う。

航路障害物の除去に必要な応急措置、障害物の所有者に対する除去、命令、勧告を行う。

応急的な航路の検測及び啓開を行う。

航路標識の保守及び応急標識の設置を行う。

危険物積載船舶に移動を命じ、または、航行の制限もしくは禁止を行う。

(3) 災害発生船舶、企業の措置

災害による障害物の捜索及び除去並びに必要な資機材の調達を行う。

港湾機能を阻害するおそれのあるものの捜索、標識の設置及び油類の流出拡散防止の措置を講ずる。

関係機関と連絡し、必要がある場合は、隣接企業等へ応援を要請する。

(4) 県（港管理事務所等）の措置

港湾施設に対する被害の調査及び港湾機能に重大な支障を及ぼす施設の被害に対する応急復旧措置を行う。

港湾管理に支障を及ぼすおそれのある漂流物、沈没物等の捜索、確認及び応急的な除去、所有者等に対する除去の指示を行う。

(5) 八代警察署の措置

八代海上保安署、県（港管理事務所）と連携、立入禁止区域の警戒、障害物の除去等を応援する。

６．広　報

(1) 実施機関

八代海上保安署、八代広域行政事務組合消防本部、八代警察署

(2) 八代海上保安署の措置

災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の航行禁止等の制限事項及び避難等について広報する。

(3) その他の機関の措置

それぞれの機関において、応急対策を実施するために必要な事項を広報する。

７．海上自衛隊の部隊の派遣要請

八代海上保安署は、災害の状況により海上自衛隊の出動を必要とする場合は、第十管区海上保安本部に派遣要請方を上申する。

８．その他の措置

医療、資機材の調達及び輸送については、それぞれ陸上災害の場合に準じて行う。

第５　企業の自主防衛計画

本計画に基づき、関係企業は、企業の自主防衛計画を定めるよう努めるものとする。なお、企業の自主防衛計画は、概ね次の事項について具体的に定めるものとする。

１．災害の発生が予想される施設・設備の予防措置対策

(1) 作業基準要領等の作成

- ○　作業基準要領等の作成
- ○　自主点検の励行
- ○　教育訓練の実施
- ○　警報、消防設備の充実

(2) 企業自主点検対策

- ○　施設担当者の日常及び定期点検
- ○　保安係、警備員の巡回点検
- ○　検査・予防担当者による予防保全
- ○　トップ・マネージメント、その他による特別点検

(3) 防災教育訓練対策

２．災害応急対策

(1) 災害時の組織編成

- ○　火災の場合
- ○　流出油事故の場合
- ○　その他の災害の場合

(2) 各組織班等の任務

(3) 災害情報の収集・伝達系統

(4) 災害時の保安責任者等

○　平常勤務の場合
○　夜間、休日の場合

(5) 自衛消防力、資機材の状況

第４編　災害復旧・復興計画

第１節　市民生活安定のための緊急措置

関係部署・機関

・財務対策部、総務企画対策部、市民環境対策部、建設対策部、経済文化交流対策部、農林水産対策部、健康福祉対策部

施　策	関係課等
第１　被災者の生活確保	市民税課、資産税課、循環社会推進課、住宅課、健康福祉政策課、国保ねんきん課、高齢者支援課、介護保険課、生活援護課
第２　中小企業への融資	商工政策課
第３　農林水産施設への融資	農林水産政策課、水産林務課
第４　義援金品・寄附金の受入れと配分	福祉医療支援班、財政班
第５　災害相談窓口（総合窓口）の開設とマニュアルの作成	市民課、市民活動政策課
第６　被災者自立支援対策	関係各課

第１　被災者の生活確保

１．罹災証明書・被災証明書の発行

災害対策基本法に基づき、暴風、豪雨、地震等の自然災害（火災は除く）によって家屋等に被害があった場合、被災者支援措置制度を受ける際や保険金等の請求に必要となる罹災証明書または被災証明書を発行する。

(1) 罹災証明書の発行

被災者への各種の支援措置を適切に実施するため、災害による住家の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に遅滞なく罹災証明書を発行する。被害の調査等に当たっては、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準指針」及び「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引きに」を参考にするものとする。

(2) 被災証明書の発行

非住家、不動産（住家を除く。）及び動産の被害があり、被災した方からの申請があった場合、被害の事実を証明するため被災証明書を発行する。被災証明書の発行は、調査員による調査は行わず、被災状況が分かる写真や、市政協力員からの副申により行う。

例：店舗や事務所、物置、カーポート、門、塀、車両、農林水産施設など

なお、税務班が罹災証明書、被災証明書の受付・発行を行う。

また、非住家で被害認定調査が必要な場合は、公費解体事業等の事業主管部門と連携し、財務対策部税務班で調査を実施する。なお、非住家の被害認定調査は、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「住家被害認定調査票」に準じて実施し、被災判定証明書を発行する。

(3) 罹災台帳の作成

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、危機管理課は、災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、デジタル技術を活用し、罹災台帳を整備する。

罹災台帳の作成にあたっては、必要に応じ、住民基本台帳等を活用する。

(4) その他

大規模災害時において住家等の被害認定調査は、税務班のみでは対応が困難なことから部門横断的な職員の協力が不可欠である。

また専門的な知識が必要な場合などは、建築系職員、災害対応経験職員、土地勘のある職員などに協力を依頼する。

※罹災証明願……【資料編 186】

２．市税の減免及び徴収猶予等

災害により被災した納税義務者または特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という）に対し、「地方税法」及び「市税条例」に基づき、市税の減免、徴収猶予、期限の延長等の緩和措置を講ずるものとする。

(1) 市税の減免・納税緩和措置

ア．減　免

被災した納税義務者に対し、該当する以下の税について減免を行うものとする。

①　個人市民税

納税義務者本人、またはその者の所有する住宅・家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

② 固定資産税

災害により被害を受け著しく価値が滅した固定資産（土地、家屋及び償却資産）に対し、その被害の程度に応じて、減免の措置を講ずる。

③ 国民健康保険税

個人市民税の減免を受けることとなった者について、当該市民税の減免率に応じて、減免の措置を講ずる。

イ．執行猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時的に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があるときは、さらに１年以内の延長を行うものとする。

ウ．期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類を提出または市税を納付し、もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限の延長ができる。

○　災害が広範囲に発生した場合は、本部長（市長）が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 ○　その他の場合で、被災納税義務者等による申請があったときは、本部長（市長）が申請の提出日から２ヶ月以内（特別徴収義務者は 20 日以内）において当該納期限を延長する。

３．保険料の免除等

(1) 国民年金保険料

被災が著しく、保険料の納付が困難と思われる者に対しては、保険料免除申請書を提出するよう指導し、申請内容が適正であると認めた場合には、該当者に対して納付することを要しないものとすることができる。

(2) 介護保険料

本部長（市長）は、被災が著しく、納付すべき保険料の全部または一部を納付することができないと認めるときは、６ヶ月以内の期限を限って徴収を猶予し、必要があると認めるときは、保険料を減免することができる。

４．市税等の納税、納入緩和の減免措置等に関する広報

市税等の納税、納入緩和の減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては災害応急対策計画の災害時の広報により行う。

また、本部廃止後においては、市広報もしくはエフエムやつしろやチラシの配布等により行う。

５．災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び八代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年八代市条例第 165 号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

※八代市災害弔慰金の支給等に関する条例……【資料編Ｐ179】

(1) 災害弔慰金の支給

市は災害により条例で定める市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市は災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、次のような障害がある市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

障害の程度

両眼が失明したもの
咀しゃく及び言語の機能を廃したもの
神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
両上肢をひじ関節以上で失ったもの
両上肢の用を全廃したもの
両下肢をひざ関節以上で失ったもの
両下肢の用を全廃したもの
精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記の障害と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金の貸付け

市は、災害救助法による救助の行われる災害、または県の区域において生じた災害で救助が行われたものにより、次に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

被害（負傷・損害）の程度

療養に要する期間が概ね１ヶ月以上である世帯主の負傷
政令で定める相当程度の住居または家財の損害

６．災害見舞金等の支給

災害により被害を受けた市民に対し、八代市災害見舞金等支給規則（平成 17 年八代市規則第 98 号）に基づき、災害見舞金等を支給する。

７．住宅確保支援対策（建設対策部）

(1) 災害公営住宅の整備

災害により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において公営住宅を整備する。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、または著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修または公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の 1/2 が国より補助される。

８．公費解体事業の実施

災害が国の公費解体事業の対象となった場合は、速やかに事業実施体制を確立し、被災者に事業の周知を行う。

災害の状況に合わせて「災害廃棄物処理計画」及び「災害に係る被災家屋等撤去等事業実施要項」を運用し、公費解体事業を実施する。

９．生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常の生活保護の取扱いは個人の申請によるが、災害時に要配慮者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

第２　中小企業への融資

１．適用の基準

- ○　激甚災害法または災害救助法の適用を受けた災害
- ○　経済産業大臣が地域・業種を指定した災害
- ○　その他特に必要と認めた場合

２．融　資

金融円滑化特別資金において、県が定めた特別枠。

融資条件については、災害の度合いに応じて、県が別途定める。

３．信用保証料補給

上記資金の融資を受けた者が支払うべき信用保証料については、市が別途定める要綱に基づき補給する。

第３　農林水産施設への融資

県は、被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況により、借り入れた資金の金利負担軽減措置を講じる。

市は、次に示す各支援について周知を図るとともに、国や県、融資機関、関係機関と連携して実施する。

１．天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

２．農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

３．日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再検討に必要な運転資金を融資する。

４．償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は、償還条件の緩和等を行う。

５．災害対策のための金融支援

被害の状況により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

６．被害農林漁業者に対する金融措置

現在の被害農林漁業者に対する金融措置の概要は下記のとおりである。

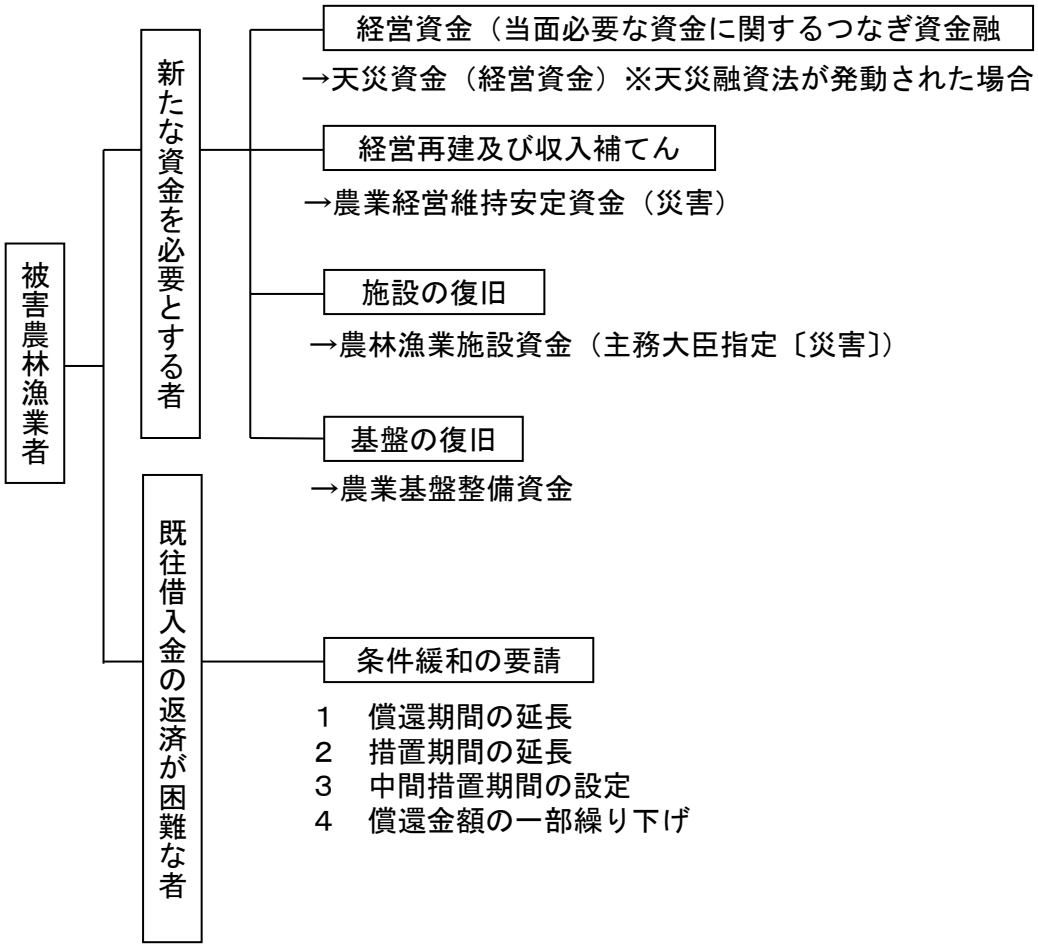

第４　義援金品・寄附金の受入れと配分

１．義援金品・寄附金の受入れ

市に届けられる被災者の生活再建支援や災害復旧を目的とした義援金品は、次に示すような経路により市に寄託されるが、義援金品の受入れは、八代市に直接寄託された分の受付も含め、福祉医療支援班が担当する。寄附金の受入れについては、財政班が担当する。ただし、個人や慈善団体等が提供される小口の義援品は、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めるものとする。

なお、受付に際しては受付記録を行い、義援金・寄附金については、寄託者またはその搬送者に受領書を発行するものとする。

義援金品の受入れ経路

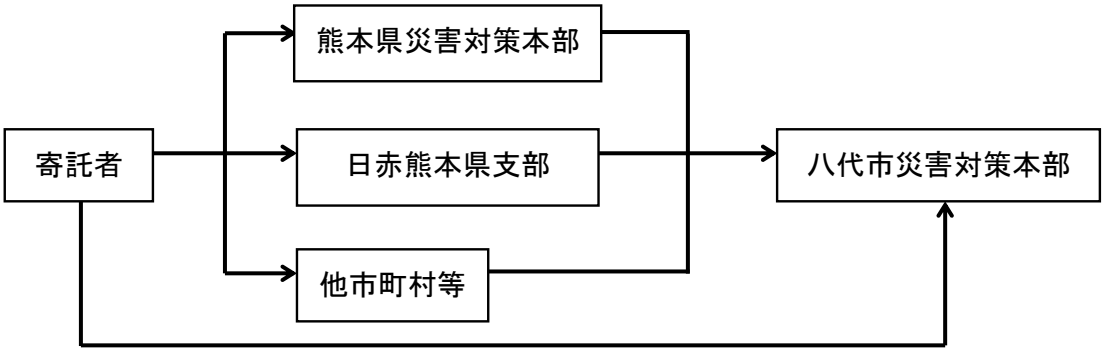

２．義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉医療支援班が受け払い簿を作成する等、適切に保管する。

義援品については、福祉医療支援班が本部長（市長）の指定する保管場所に（避難所として利用していない施設を保管場所として）保管するが、状況により応急対策上使用される一般救援物資と同じ保管場所とする。なお、一般救援物資と同じ保管場所とする場合は、物資集積拠点管理責任者と連携し、義援品を適切に管理し、仕分け等を行うものとする。

３．義援金品の配分

健康福祉対策部は、災害義援金品配分委員会を設置し、被災の状況等を勘案のうえ、義援金品の配分計画を立案する。

○　義援金の配分計画は、災害義援金品配分委員会の立案を元に、本部長（市長）が決定する。
○　義援品については、被災の状況等を勘案のうえ本部長（市長）が配分計画等を策定し配分することとする。なお、必要に応じて災害義援金品配分委員会を設置し、配分計画を立案することとする。
○　応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により有効に活用することができる。
○　義援品の被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ自主防災組織、町内会、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

４．継続的な支援の継続に向けた取り組み

大規模災害からの復旧・復興は長期間を要することから、国内外から必要な支援を継続的に受けるため、様々な機会を捉え、被災者や復旧・復興の取り組みの現状等について情報発信等を行う。

第５　災害相談窓口の開設とマニュアルの作成

１．災害相談窓口の開設

市民環境対策部は、大規模災害が発生したとき、災害発生後２日までに、関係各部と連携した「災害相談窓口」を開設し、円滑な対応を行う。

市は、本市以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することで、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

２．災害相談窓口業務の概要

設置開始日	災害発生後２日までに設置	
設置場所	2 日目～14 日目を目処	市役所本庁舎２階（市民相談室）
	15 日目以降	一般災害・地震津波：市役所本庁舎敷地内
業務内容	○市民相談受付 ・市民からの被災に関連する各種相談、問い合わせ等の受付業務を実施する。 ・相談事項の速やかな受付業務を行うため、関係各部及び関係機関の協力・応援を得るものとする。	

３．マニュアルの作成

「災害相談窓口」の業務を行うには、多くの応援職員が必要となるため、事前にマニュアル等を作成するものとする。

支所については、総務企画対策部の分掌事務による。

第６　被災者自立支援対策

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

１．被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２節　都市公共施設等の復旧計画

関係部署・機関

・給水対策部、建設対策部、農林水産対策部
　関係各対策部
・ライフライン施設管理者、農業用施設管理者
・九州旅客鉄道株式会社、肥薩おれんじ鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社九州支社

施　策	関係課等
第１　ライフライン施設	水道局、下水道建設課、下水道総務課
第２　道路・橋梁	土木課
第３　鉄道施設	事業者
第４　河川管理施設	土木課
第５　その他の公共施設	関係各課
第６　建築物	建築指導課
第７　農林業用施設	農地整備課、水産林務課

第１　ライフライン施設

１．水道施設（水道局、八代生活環境事務組合）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を図る。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

○　施設の強化を図る。
○　管路は多系統化を基本とする。

(2) 漏水防止対策

土砂災害等の災害後の管路は、配水の正常化を図るため、以下のとおり早急に漏水防止を行う。

○　漏水・管路調査を実施する。
○　調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
　この場合は次の点に留意する。
・漏水の多発している管路は布設替えを含めた改修を検討する。
・修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策等に万全を期する。

２．下水道施設（下水道建設課、下水道総務課）

復旧にあたっては、原型復旧にとどまらず被害の状況等を充分に検討し、将来における災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良等及び関連する事業を積極的に取り入れた公共下水道復旧計画を作定し、復旧の難易度を勘案し、復旧効果の大きなものから実施する。

３．都市ガス施設（九州ガス株式会社八代支店）

(1) 基本方針

都市ガス施設の復旧対策は、顧客の安全を第一に考えたうえで、供給区域の復旧状況にあわせて可能な限り速やかにガスの供給を再開するものとする。

(2) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

○　供給設備
○　通信設備
○　需要先のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(3) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近の地域住民及び関係機関等への広報に努める。

(4) 復旧作業

ア．通信施設の復旧

復旧作業を開始するにあたり、まず通信施設の応急復旧を確認する。

イ．供給設備の復旧

復旧計画に基づき供給設備の修理復旧を行う。

ウ．ガス供給再開

ガス源となる、供給所及び整圧所を基点とし、ガスを開通する。

ガスを開通する場合は、あらかじめ当該ブロックの需要家の閉栓を確認する。

エ．需要家の開栓

広報車などにより需要家へのＰＲ（ガス会社が開栓に訪問するまでガス不使用の依頼）をするとともに、開栓作業巡回を実施する。

４．通信施設（西日本電信電話株式会社熊本支店）

応急復旧工事終了後、保有する電気通信設備に対して、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れ、被害の再発防止及び将来の設備グランドデザインを考慮し、電気通信設備等の復旧工事を実施するものとする。

第２　道路・橋梁

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

なお、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ○　道路の埋没または決壊により交通が不可能または著しく困難であるもので、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるもの
- ○　橋梁の損壊または落橋等により交通が不可能または著しく困難であるもので、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるもの

第３　鉄道施設

（九州旅客鉄道株式会社、肥薩おれんじ鉄道株式会社）

鉄道施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、早急な復旧が望まれる。

このため、各鉄道機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けることのないよう、本復旧計画を作成するものとする。

なお、復旧作業は、当該計画に基づき迅速かつ適切に実施する。

第４　河川管理施設

河川管理者は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ○　堤防、護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるものまたは市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ○　河川の堤防・護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ○　河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- ○　護岸、床止、水門、ひ門、ひ管または天然の河岸の全壊または決壊で、これを放置するときには著しい被害を生じるおそれのあるもの

第５　その他の公共施設

学校、病院等の公共施設は、多くの市民に影響を与えるため、１日も早く回復されることが望ましい。

施設の管理者等は、被害状況に基づき復旧計画を作成し、迅速かつ適切な復旧活動を推進する。

第６　建築物

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため，必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

第７　農林業用施設

農林業用施設管理者は、管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。

特に、農林業生産活動を再開する上で、緊急に行う必要のある対象は次のとおりである。

１．用水施設

用水路等の破壊または決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

２．道路施設

農道、林道、橋梁等の被害で、地域住民及び農林業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

３．排水施設

護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるものまたは地域住民及び農林業生産基盤に重大な影響を与えるもの。その他被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

第３節　激甚災害の指定

関係部署・機関
・総務企画対策部

施　策	関係課等
第１　激甚災害指定の手続	危機管理課
第２　激甚災害に関する災害状況等の報告	危機管理課
第３　激甚災害指定の基準	危機管理課
第４　財政援助依頼額の交付手続	危機管理課

第１　激甚災害指定の手続

激甚災害の指定の手続は、次のとおり行われることになる。

○　市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する（災害対策基本法第５条第１項）。
○　県知事は、市長からの報告内容により、内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第 53 条第２項）。
○　内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する（激甚災害に対するための特別の援助等に関する法律第２条第３項）。
○　この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に対し、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと次のとおりになる。

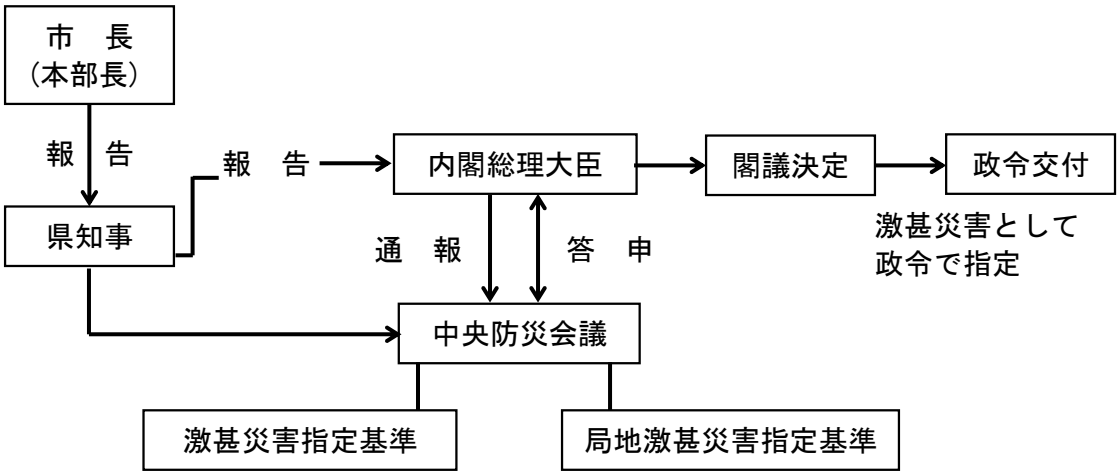

第２　激甚災害に関する災害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

災害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ○　災害の原因
- ○　災害が発生した日時
- ○　災害が発生した場所または地域
- ○　被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
- ○　災害に対しとられた措置
- ○　その他必要な事項

第３　激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の２つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準……【資料編Ｐ187】
※局地激甚災害指定基準……【資料編Ｐ190】

第４　財政援助依頼額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第４節　復興計画

関係部署・機関
・関係各対策部

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これをできるかぎり速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を行い、国が指定する特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

また、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第５編　八代市原子力災害対策計画

第１節　総　則

第１　計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域がきわめて広範囲に及ぶこととなった。このことから、本市に近接する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

第２　計画の目的

本計画は、九州内に所在する下記の原子力発電所から放射性物質の異常な放出が起こった場合またはそのおそれがある場合等（以下、「原子力発電所事故」という）を想定して、本市における必要な対策について定める。

○玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）
○川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

第３　計画の性格

本計画は、原子力災害に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については地域防災計画の他の計画により対応する。

第４　計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直しが進められており、原子力災害対策指針が平成29年7月5日に全部改正された。

今後、熊本県原子力災害対策計画の改定などとも整合を図り、本計画についても必要な追補、修正等を行っていく。

第２節　防災活動体制

第１　対策本部等の体制（県、市、関係機関）

市は、別表１に従って警戒体制、災害対策本部体制をとるものとする。

この場合において、関係する条例に定めるもののほか、防災計画を準用する。

市は、県及び関係機関との密接な連携体制の確保を図る。

市、県及び関係機関の業務は、防災責任者の処理すべき事務または業務に加え、原子力防災に関して、特に別表２に規定する事務・業務とする。

（別表１）

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	○　県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ○　県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制 （状況に応じて体制の強化を行う）
災害対策本部体制	○　本市内で、本計画に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき	地震及び風水害等に関する災害対策本部体制

（別表２）

機関名	事務または業務
八代市	○　原子力防災に関する市民等への知識の普及・啓発 ○　原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 ○　原子力災害に関する訓練の実施 ○　屋内退避等に関する広報・指示 ○　避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 ○　健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 ○　市民への原子力災害に関する情報伝達 ○　県からの避難の受入れに関する協力
熊本県	○　原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 ○　原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 ○　原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 ○　環境放射線モニタリング体制の整備 ○　食品検査体制の整備 ○　健康相談及び医療体制の整備 ○　原子力災害に関する情報収集及び関係機関への通報 ○　国の指示等による屋内退避等の実施に関する市への情報伝達及び関係機関間の調整 ○　県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方気象台	災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説
熊本海上保安部	○　環境放射線モニタリングの支援 ○　陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	○　政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 ・環境放射線モニタリングの支援 ・市内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
鉄道関係機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
日本赤十字社 （熊本県支部）	健康相談及び医療体制の整備に関する市への協力
放送報道関係機関	原子力災害に関する住民への緊急を要する情報伝達等
自動車運送機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力(株)	原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力
学校法人	原子力防災に関する児童・生徒への知識の普及・啓発

第２　原子力防災に係る専門職員等の確保

市は、国や県が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第３節　災害予防計画

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１．情報収集・連絡体制の整備

市は、原子力発電事故等に関してできるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び発電事業者である九州電力株式会社との情報収集・連絡体制を整備する。

市及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

２．市民等への情報伝達体制の整備

市は、原子力発電所事故等における市民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて市民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、テレビ、ラジオのほか、防災行政情報通信システム、広報車、ホームページ等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

第２　屋内退避等に係る体制の整備

市は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報の収集・伝達が円滑に実施できるよう、防災行政情報通信システムなど住民に瞬時に周知できる体制を整備する。

市民の避難は自家用車両の利用を原則とするが、市は、市民避難用の自家用車両が不足する場合等を想定して、関係機関と連携して市民避難用車両の確保に努める。

また、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び関係機関と連携して避難体制の構築を図るものとし、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第３　健康相談及び医療体制の整備

市は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、県内の医療機関等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（ＮａＩ（Ｔｌ）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整

備するものとする。

市は、専門医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害派遣医療チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第４　市民等への知識の普及、啓発

市は、国、県等と協力して、市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- ○　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ○　原子力発電所施設の概要に関すること。
- ○　原子力災害とその特性に関すること。
- ○　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ○　緊急時に国、県及び市が講じる対策の内容に関すること。
- ○　原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- ○　屋内退避及び避難等に関すること。
- ○　緊急時に取るべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ○　被災した市民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- ○　その他原子力防災に関すること。

第５　防護資機材の確保

市は、県及び関係機関と連携し、必要な資機材等の確保に努める。また、市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材を確保し、あらかじめ整備するものとする。

なお、放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。

第６　防災訓練の実施

市は、県及び関係機関と連携し、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。また、市、県び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

第４節　災害応急対策計画

第１　組織体制の確立

市は、次の場合に、地震及び風水害等対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

１．警戒体制

○　発電事業所または県等から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
○　県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されたとき

２．災害対策本部体制

○　本市内で本計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき

第２　情報の収集

市は、県及び発電事業者から原子力発電所事故等に関する情報収集を行う。

なお、市、県及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第３　情報の伝達

１．関係機関への情報連絡

市は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

２．市民への情報伝達

市は、テレビ、ラジオのほか、防災行政情報通信システム、広報車、ホームページ等のあらゆる情報発信手段を活用して、市民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示 等の伝達を行う。

市民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- ○　事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時（風向）
- ○　事故の状況と今後の予測
- ○　発電事業者における対策状況
- ○　発電所所在県における対策状況
- ○　屋内退避等が必要となる区域
- ○　市及び県の対策状況
- ○　対象となる市民等がとるべき行動
- ○　その他必要な事項

市は、事故の状況やモニタリング情報、被害状況、屋内退避等の状況、医療活動等の応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等について町内会、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、ファクシミリ等を利用して連絡を行う。

また、応急対策活動状況について継続的に広報する。

第４　市民の避難等の防護活動

市は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を市民へ伝達する。

市は、県と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

- ○　屋内退避を要する区域または避難を要する区域の決定
- ○　避難先及び避難所に係る市町村間の調整

市民の避難は、原則として自家用車両を利用して行う。

市は、避難のための自家用車両が不足する場合、県と協力して関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、市民の避難にあたって、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

そして、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第５　健康相談及び医療の実施

市は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、市内の医療機関等の協力を得て、住民等に対して緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。ま

た、避難所等での放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等を実施する。

さらに、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第６　広域的連携

市は、県と連携し、所在県（佐賀県または鹿児島県）からの避難者の受入れに関する協力を行う。

また、避難を要する市民が多数となるなど必要がある場合は、県や災害時相互応援協定を締結している自治体に支援要請を行う。

第５節　災害復旧対策計画

第１　風評被害等の影響軽減

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- ○　農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- ○　被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。
- ○　市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- ○　県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- ○　原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第２　健康相談

市は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った地域住民及び避難者の受入れに協力した地域住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第３　放射性物質による汚染の除去等

市は、市内において放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、県、原子力発電所所在県、発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第４　支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として防災計画を準用して対応する。

八代市地域防災計画

令和 6 年 5 月

八代市役所 総務企画部 危機管理課
〒866-8601　熊本県八代市松江城町 1-25
電話 0965-33-4111（代表）